

第7章 物品について

1. 概要

大田区における物品に関する指導統括事務は、会計管理室が行っている。各所属での物品管理の具体的方法としては、「大田区物品管理規則」(昭和39年4月1日規則第15号)(以下5.にて一部抜粋してその内容を記載している。)に規定されており、一部の備品を除いて「財産会計システム」を使用して管理を行っているとのことであった。地方財政法第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」の規定に従い、内部的には100万円以上の重要物品について、2~3年に一度の自己検査の際に毎回確認作業を行っているとのことであった。自己検査の概要、問題点等については、以下5.にまとめている。なお、借用動産(リース資産)については、「会計事務等の取扱いの一部変更について」副収入役(平成18年2月10日)「3 借用動産の備品登録の廃止」¹にあるように、大田区では統一的な管理をしていないとのことであった。したがって、4.以下で個別の物品について現場の管理状況を調査する際に、現場がどのような管理を行っているのかを把握することとした。

2. 平成20年度「財産に関する調書」(物品(一般会計))について

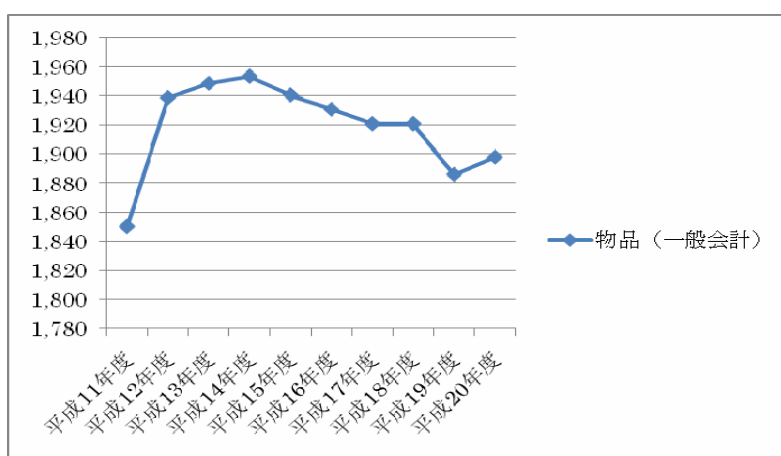
以下は平成20年度「財産に関する調書」(物品(一般会計))をサマリーしたものである。単位は台、個、脚等、区分の性質によって様々である。

区分	前年度末	決算年度中増減高		決算年度末
	現在高	増	減	現在高
机・卓子・台類	15			15
椅子類	11		1	10
箱・庫・棚類	41			41
架立掛類	6			6
事務用機器類	47	2		49
維持管理機器類	830	56	40	846
工事・工作機器類	17			17
試験・計測機器類	49	1	2	48
理化学機器類	12	1		13
医療・訓練機器類	68		1	67

¹ 「3 借用動産の備品登録廃止」には「(1)平成18年度から借用動産については、備品登録を行わないこととします。新システムへの登録は不要です。借用動産については各所属において、適正に管理願います」とある。

車両類	92	5	12	85
装飾品類	583	9	1	591
教育保育機器類	91		5	86
レクリエーション 機器類	1			1
博物館等資料類	23			23
合計	1,886	74	62	1,898

3. 過去10年間の残高の推移について



とくに平成12年度の伸びが著しいが、そのうち大きなものは、貨物自動車66台、絵画28点、食器洗浄機9台、湯騰器8台などで144点の増加、貨物自動車△10台、運搬車△5台、湯騰器△5台などで55点の減少があり、差引89点の伸びであった。以降は、とくに大きな変動はないが、趨勢的には減少傾向にある。

4. 個別の内容の検討について

以下では、個別の物品の管理状況について、平成21年7月30日現在の管理台帳をエクセルデータ化した資料1721行のうちから60点を抽出して、その現物の管理状況等を監査することとした。当該サンプリングに当たっては、物品の保有合計金額の多い所管部局に対して、当該合計金額に比例的に60点を割当て、点数を割当てられた部局に対してどの物品を抽出するかについては、原則的には金額的重要性の高いものとした。以下は、これらの物品の管理状況について、事前に抽出したうえで²実際に現場に足を運び管理の状況を確認し、問題となる事項を列挙したものである。内容としては、(1)概要、では台帳データを抜粋してそのまま添付し、(2)管理に関する状況、では実査の状況を記述し、最終的に、

² 会計管理室によれば、自己検査においては、事前に自己検査対象部局へ検査日を予告するものの、対象物品については当初から連絡するようなことはせず、その場で台帳から任意抽出しているとのことであった。

(3) 結果及び意見、に問題点等をまとめている。なお、現場写真については、全件撮影しているが、紙面の関係で任意に添付するに留めている。

1) 大田区民プラザ

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課（ただし、(財)大田区文化振興協会が指定管理者となっている）

対象物件名：

	225	228	232	236
品名	どん帳	ピアノ	照明操作卓	AV調整卓
取得日付	S62/06/15	S62/10/15	S62/06/15	S62/06/15
所属名称	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課
所在名称	備品所在 地域振興部 区民プラザ	備品所在 地域振興部 区民プラザ	備品所在 地域振興部 区民プラザ	備品所在 地域振興部 区民プラザ
取得金額	21,260,000	13,500,000	57,000,000	14,500,000
品質規格	「孔雀」16.4m*7.2m	スタインウェイ社製 D274 コンサートグラ	(株)東芝電材特注品	HYFAXMIC/LINE24(特注品)



【AV調整卓】

(2) 管理に関する状況

大田区民プラザの現場の管理は指定管理者である(財)大田区文化振興協会が行っているが、定期的な物品の実査、棚卸は行っていないとことである。取得と廃棄の物件がある場合のみ報告を区に行っているだけである。借用資産（については、指定管理者である大田区文化産業振興協会が直接契約を行っているため、大田区契約の借用動産（リース資産）は存在しない。

(どん帳「孔雀」特注品)

現在も問題なく使用されている。特に汚れや破損が生じていない上、物品の性格上修繕や保守を行うにも難しいため、修理や保守が一回もなされていない。

(ピアノスタンウェイ D274)

現在も問題なく使用されている。保守台帳（主に調律）があり、演奏会で使用前に行わ

れている。備品シールがあり、番号確認を行い問題はなかった。

(照明操作卓(株東芝電材特注品))

現在も問題なく使用されている。年次の保守点検計画が策定されており、その中で照明保守については、年に二回行われている。備品シールは貼付されていない。

(AV 調整卓 HYFAXMIC/LINE24 特注品)

現在も問題なく使用されている。年次の保守点検計画が策定されており、その中で音響保守については、年に三回行われている。備品シールは貼付されていない。

(3) 結果及び意見

(結果)

①「大田区物品管理規則」第 21 条、第 34 条の 2 において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

②備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付するべきである。本件の場合、照明操作卓、AV 調整卓については修理等の過程で備品シールが紛失したということであるが、その場合でも備品シールを再作成して貼付するべきである。

2) 大田区民ホール・アプリコ

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課（ただし、(財)大田区文化振興協会が指定管理者となっている)

対象物件名：

	1252	1260	1268
品名	ピアノ	ステージ	どん帳
取得日付	H10/11/12	H10/12/01	H10/10/26
所属名称	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課
所在名称	備品所在 地域振興部 アプリコ	備品所在 地域振興部 アプリコ	備品所在 地域振興部 アプリコ
取得金額	12,689,000	18,563,000	43,050,000
品質規格	スタインウェイ・フル コン D-274	仮設能舞台	西陣綴錦織り川端龍子 作「新樹の曲」11m



【どん帳】

(2) 管理に関する状況

大田区民プラザの現場の管理は指定管理者である（財）大田区文化振興協会が行っているが、定期的な物品の実査、棚卸は行っていないとのことである。取得と廃棄の物件がある場合のみ報告を区に行っているだけである。借用動産（リース資産）については、指定管理者である大田区文化振興協会が直接契約を行っているため、大田区契約は存在しない。

（ピアノスタンウェイ D274）

現在も問題なく使用されている。備品シールがあり、番号確認を行い問題なかった。

（ステージ仮設能舞台）

組み立てて使用する舞台であり、今回確認したのは組み立てられる前の各部品である。購入時に組み立てた以後、ほとんど使われていない。ただし、破損等があるわけではないので使用に問題ないとのことである。伝統芸能の継承という意味で文化振興上、意義があるとして購入して具備している。備品シールがあり、番号確認を行い問題なかった。

（どん帳西陣織川端龍子「新樹の曲」）

現在も問題なく使用されている。特に汚れや破損が生じていない上、物品の性格上修繕や保守を行うにも難しいため、修理や保守が一回もなされていない。備品シールがあり、番号確認を行い問題なかった。

(3) 結果及び意見

（結果）

①「大田区物品管理規則」第 21 条、第 34 条の 2 において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことと定められている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても、棚卸方法を検討の上、指定管理者に指示して実施するべきである。

（意見）

①「ステージ 仮設能舞台」について、購入当初に仮組みして以降ほとんど使用していないとのことである。金額的にも決して安価なものではないため、有効利用のため区の主催事業で使用する行事の計画または、一般の利用者に働きかけるなどその利用促進に努めるべきである。

3) 大田区営アロマ地下駐車場

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課（ただし、㈱パーク 24 が指定管理者となっている）

対象物件名：

	1296
品名	料金投入機
取得日付	H14/04/01
所属名称	地域振興部 地域振興課
所在名称	備品所在 地域振興部 アロマ地下
取得金額	12,600,000
品質規格	オムロン 3S3AC-P



【料金投入機】

(2) 管理に関する状況

大田区営アロマ地下駐車場の管理は指定管理者である㈱パーク 24が行っているが、物品の実査、棚卸について地域振興部地域振興課の担当者が平成 21 年 1 月に直接行ったということである。大田区所有の委託物品は全部で 29 点程度しかないので、問題なく管理されている。借用資産については、指定管理者である㈱パーク 24 が直接契約を行っているため、大田区契約の借用動産（リース資産）は存在しない。

（料金投入機オムロン製）

アロマ地下駐車場においては、平成 18 年 4 月以降指定管理者制度導入し、㈱パーク 24 が指定管理者となった。その際に㈱パーク 24 が同社共通の料金投入機を導入したため、既存の料金投入機（オムロン製）が不要となった。現在、地下駐車場の一室に使われないまま保存されている。再度取り付ければ、使用可能であるとのことである。備品シールは確認できなかった。

(3) 結果及び意見

（結果）

①当該料金投入機に備品シールが貼付されているか確認できなかったが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。備品シールを再作成等して貼付すべきである。

(意見)

①指定管理者制度導入に伴い既存の料金投入機（オムロン製）が不要となったということである。再度取り付ければ使用可能であるということであるが、指定管理者制度導入以降保守もされていないようであり、またメーカーの保証、機能的な陳腐化等を考慮すると実際に平成 26 年以降、次期指定管理者が、料金投入機（オムロン製）を再度利用されるかどうか疑問が残る。（株）パーク 24 との契約期間は平成 21 年度から 5 年間である。）よって、保管されている料金投入機の利用についてすみやかに部課内で検討することが望まれ、もし利用しない方針であれば早々に廃棄すべきである。

②指定管理制度が導入されている施設においては現場の物品（委託物品）の管理は区の担当部課等に責任はあるものの直接の管理は指定管理者が行うべきものと考えられる。今回物品の実査、棚卸について区の担当者が直接行ったということであるが、本来、区が定期的な物品の実査、棚卸を要請して指定管理者が行うことが望ましいと考えられる。

4) 大田区民センター

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：蒲田西特別出張所

対象物件名：

	250
品名	ピアノ
取得日付	H16/08/23
所属名称	地域振興部 蒲田西(出) 大田区民セ
所在名称	地域振興部 蒲田西(出) 大田区民セ
取得金額	6,107,900
品質規格	管理2-28 ヤマハCF3 フル コン

(2) 管理に関する状況

定期的な物品の実査、棚卸は行っていないとことである。取得と廃棄の物件がある場合のみ報告を区に行っているだけである。借用動産（リース資産）としては、プロジェクトア、カラオケ、電話機等があり、簡単なリース台帳を作成して管理している。

(ピアノヤマハ CF3 フルコン)

現在も問題なく使用されている。主に公立学校関係の発表会等で使われている。備品シールは貼付されており、番号についても問題なかった。調律は業者との年間契約の中で二か月に一回定期的に行われている。

(3) 結果及び意見

(結果)

①「大田区物品管理規則」第 21 条において、物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、蒲田西特別出張所が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

5) 環境清掃部 環境保全課

(1) 概要

対象部局名：環境清掃部

課等名：環境保全課

対象物件名：

	344
品名	航空機高度測定装置
取得日付	H03/07/12
所属名称	環境清掃部 環境保全課
所在名称	環境清掃部 環境保全課
取得金額	3,806,880
品質規格	SLD2003DT5AS 三脚



【航空機高度測定装置】

(2) 管理に関する状況

環境清掃部環境保全課の管理する物品の中で、測定機器等は本庁舎以外の観測場所や特別出張所に点在して保管されているため、備品の現物確認は年一回程度循環して各現場に赴いて確認している。ただし、すべての物品を年一回確認しているわけではない。当該物品は大森西特別出張所に保管されていた。借用動産（リース資産）としては、測定機その他、

専用の測定結果を分析する専用のデータ処理機器など計 9 件あり、リース台帳は存在しないものの契約をまとめたものによって管理していた。

(航空機高度測定装置)

航空機やヘリコプターによる騒音等の苦情が大田区に寄せられた場合にその高度を測定するための装置である。平成 13 年に当該装置の代替品として新品の航空機高度測定装置のリース契約を実施している。当時、航空機の左旋回飛行が開始されたところであり、測定装置機 2 台同時測定の可能性があったため、保管されてきた。しかし、現段階では同時測定の必要性もなくなり、今回分析室を縮小移転したことに伴い、当該測定器を平成 21 年度内に廃棄する予定である。加えて当該機器は平成 13 年度に代替品のリース契約を実施以降使用されていない。(ただし新たな測定機に関しても年間に一回使用するかないかであるとのことである)。保守は終了しており、備品の定期的な保守等も行っていない。備品シールは貼付されており、番号についても問題なかった。

(3) 結果及び意見

(意見)

①本来、当該測定装置は、平成 13 年度に代替品のリースを実施した段階で、廃棄等すべきものであったようにも思料される。遊休資産等の扱いに関して、総務省改訂モデルは特に何も言っていない³が、大田区での扱いを明確にされたい。

6) 龍子記念館

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課（ただし、(財)大田区文化振興協会が指定管理者となっている)

対象物件名：

	102	104	1173
品名	絵画	絵画	掛物
取得日付	H03/01/01	H03/01/01	H10/03/03
所属名称	地域振興部 地域振興課	地域振興部 地域振興課	経営管理部 総務課
所在名称	備品所在 地域振興部 龍子記念館	備品所在 地域振興部 龍子記念館	備品所在 区民部 廃_龍子記

³ 但し、「新地方公会計制度実務研究会報告書」総務省（平成 19 年 10 月）「第 3 部 総務省改訂モデルに基づく財務書類作成要領」161 頁の「(2) 売却可能資産」において、250. でその範囲を「『売却可能資産』の範囲は、現に現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする（以下省略）」としており、247. においては「売却可能資産は売却可能価額で評価し（以下省略）」とあることから、もし、この定義に該当する遊休資産があれば、このような評価をすることになると思われる。

取得金額	250,000,000	250,000,000	10,000,000
品質規格	六枚一面「沼の饗宴」	一面「夢」	掛け軸 1 点川端龍子 作「ねむり猫」



【絵画、「沼の饗宴」】

(2) 管理に関する状況

備品の管理は龍子記念館で行っている。定期的な作品等の物品の棚卸は行っていないことである。芸術的に価値のある物品には備品番号記載のラベルは貼らないという方針である。借用動産（リース資産）はパソコン2台とコピー機1台であったが、いずれも（財）大田区文化振興協会名義の契約であった。作品の保守（補修等）については、高額な費用を要するため、事前に大田区と折衝して予算計上して行っている。所有作品（約125点）の一部を展示テーマに合わせて展示しており、多くの作品が、作品倉庫に保管されている。

（絵画「沼の饗宴」）

館内で展示されており、備品番号シールは貼られていなかった。

（絵画「夢」）

作品倉庫に保存され展示は行われてはいなかった。梱包されていたため、絵画自体は直接確認できなかった。備品番号は貼られていなかった。

（掛け軸「ねむり猫」）

総務課所管の作品であったが、龍子記念館に保管されている。作品倉庫に保存され展示は行われてはいなかった。梱包されていたため、絵画自体は直接確認できなかった。備品番号は貼られていなかった。

(3) 結果及び意見

（結果）

①熊谷恒子記念館で物品全件の棚卸を行った結果、龍子記念館で使用されている1点の備品について熊谷恒子記念館から龍子記念館への所属変更の申請を熊谷恒子記念館側で行っていなかった（熊谷恒子記念館参照）。龍子記念館において定期的な物品の棚卸を行っていれば、発見できた誤りであると考えられる。「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

7) 熊谷恒子記念館

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課（ただし、(財)大田区文化振興協会が指定管理者となっている）

対象物件名：

	1541
品名	彫塑
取得日付	H17/06/16
所属名称	地域振興部 地域振興課
所在名称	備品所在 地域振興部 熊谷恒子記念館
取得金額	7,287,000
品質規格	本体ブロンズ製高さ75cm 台座石製高さ1



【彫像】

(2) 管理に関する状況

備品の管理は熊谷恒子記念館で行っている。定期的な作品等の物品の現物確認は行っていないとのことである。芸術的に価値のある物品には備品番号記載のラベルは貼らないとのことである。リース契約は締結していないため、リース資産は存在していない。台帳上記載の備品 コピー機（キャノンFC-10、平成3年4月1日取得）は実際には廃棄されていた。これを受けて、後日、熊谷恒子記念館管理の備品について改めて物品全件の棚卸を行い、何点かの不備が発見された（結果参照のこと）。これについて、平成21年9月11日付で大田区地域振興部地域振興課長に物品登録の変更の報告がなされ、それを受け、適正に処理された。

(彫塑)

入口（野外）に置かれたブロンズ像である。備品番号は貼られていない。

(3) 結果及び意見

(結果)

①コピー機（キャノンF C-10、平成3年4月1日取得）をはじめとして、台帳上すでに廃棄された物品がいまだに計上されている等の何点かの不備が発見された。以下のとおりである。

- ・3点の備品に付き、廃棄申請洩れであった。
- ・1点の備品について取得後、登録漏れであった。
- ・1点の備品について熊谷恒子記念館から龍子記念館へ移転されていたが、所属変更の申請が行われていなかった。

今後、物品システムの運用手続きを遵守して、適正な物品管理に努めるべきである。

②「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を設置している場合においても棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

8) 教育総務部（各区中学校）

(1) 概要

対象部局名：教育総務部

課等名：区立中学校 対象物件名：

	754	1713	1716	811
品名	食器消毒保管庫	オープン	食器洗浄機	彫塑
取得日付	H06/01/21	H21/03/31	H21/02/20	S62/11/29
所属名称	教育総務部 区中学校 石川台中	教育総務部 区中学校 大森第十中	教育総務部 区中学校 南六郷中	教育総務部 区中学校 蒲田中学校
所在名称	備品所在 教科区分 指定備品	教育総務部 区中学校 大森第十中	教育総務部 区中学校 南六郷中	備品所在 教科区分 指定備品
取得金額	3,584,400	3,488,100	3,395,700	3,500,000
品質規格	新日本厨機 ISCM-W40NE(40籠)	形式：C S I - 1 0 B	日本調理機製 型式： DWT2-8G-3	彫像コンクリートブロンズ像

(2) 管理に関する状況

(石川台中学校 食器消毒保管庫)

当校では、備品の管理は学校単位で行っているとのことである。定期的な物品の現物確認は年一回行っている。担当者が当校在籍8年になるため、現物管理もかなり厳密に行われていると思われる。借用動産（リース資産）については教育委員会の管理であり、パン

コン、コピー機、印刷機をリースで使用しているとのことである。対象は、平成6年1月の取得であるが、現在も問題なく使用されている。備品番号について備品シールを確認し問題なかった。保守については必要に応じて修理等を行っており、特に年間の保守契約等を行っていないとのことである。

(大森第十中学校 オープン：CSI-10B)

ここでは、備品の管理は学校単位で行っているとのことである。定期的な物品の現物確認は年一回行っているが、一回の棚卸によってすべて物品を確認することは困難であるとのことであり、すべてを確認しきれていないとのことである。借用動産（リース資産）については教育委員会の管理であり、パソコン、コピー機、印刷機をリースで使用している。対象は、平成21年3月に取得したばかりの最新式のスチーム式のオープンである。備品番号についてシールが張り付けてあり問題なかった。保守について、購入後一年間はメーカー保証があり、その後は必要に応じて保守をお願いして特に年間の保守契約等を行わない予定である。

(南六郷中学校 食器洗浄機)

当校では備品の管理は学校単位で行っているとのことである。定期的な物品の現物確認は年一回行っているが、担当者が赴任してまだ1年に満たないことから、すべての物品を確認しきれていないとのことである。借用動産（リース資産）については教育委員会の管理であり、パソコン、コピー機、印刷機をリースで使用している。対象となる資産は、平成21年2月に取得したばかりである。備品番号についてシールが貼付されており問題なかった。保守については必要に応じて修理等を行っており、特に年間の保守契約等を行っていないとのことである（購入後一年間はメーカー保証となる）。

(蒲田中学校 彫像コンクリートブロンズ像)

ここでは、担当者の勤続年数が5年程度であり、現物管理も厳密に行われていると思われる。物品棚卸については2年に1回、ほぼ全件の物品について行っている。借用動産（リース資産）については教育委員会の管理であり、パソコン、コピー機、印刷機をリースで使用しているとのことである。対象となるブロンズ像は、昭和62年11月に取得した備品である。彫塑に直接、備品シールが貼付されていた。

(3) 結果及び意見

(意見)

①区立学校の場合、学校内で物品を管理統括するのは事務職員1名であるのに対して、物品の点数が膨大となり、そもそも管理が難しいといえる。さらに学校職員だけでなく、学校教員の管理する教科物品も存在して、さらに管理を複雑化している。また、学校における物品管理者の異動等によって、引継がうまくされていないケースもある。(なお、石川台については、当校の場合、物品管理者が在籍8年になり、物品管理も行き届いている印象を受けた。大森第十の場合、物品管理者が異動間もなく、引継もうまくなされていない様

子であった。南六郷については、担当者が赴任してまだ 1 年に満たないことから、すべての物品を確認しきれていないとのことである。蒲田については、担当者の勤続年数が 5 年程度であり、物品棚卸については 2 年に 1 回、ほぼ全件の物品について行っているとのことであった。) 区立学校の場合、区内の他の部課に比較して、物品管理が行き届かない可能性が大きいと考えられる。管理の方法についても物品管理者の裁量に任されている部分が大きく、学校単位で物品管理の方法、例えば教職員の協力のもと行われる棚卸の方法等、を定めて担当者に引継を行ってゆく必要があると考えられる。

9) 大田区立特別養護老人ホーム池上

(1) 概要

対象部局名：福祉部

課等名：高齢計画課

対象物件名：

	290	1120
品名	乗用自動車	特殊浴装置
取得日付	H07/03/23	H09/04/01
所属名称	福祉部 高齢計画課	福祉部 高齢計画課
所在名称	備品所在 福祉部 特 養池上	備品所在 福祉部 特 養池上
取得金額	4,333,000	5,014,555
品質規格	ニッサン 30002WD スー パーハイルーフ	酒井医療(株)順送式ア ルメリア ALB-5

(2) 管理に関する状況

社会福祉法人池上長寿園が指定管理者となって運営されており、物品の管理は指定管理者が行っている。定期的な物品の現物確認は最近まで特に行ってこなかったが、ここ 1、2 年の間に徐々にではあるが、行うようになってきている。これは平成 18 年度大田区包括外部監査の結果を受けて行われた措置に伴うものであると考えられる。施設内の資産について、基本的に大田区の資産であるという認識であるが、取得の契約は指定管理者が行う場合もあり（指定管理料から支出）、どちらの財産に属するか曖昧となっている。借用動産（リース資産）については指定管理者名で契約を行っている。

(乗用自動車日産スーパーハイルーフ)

平成 7 年 3 月に購入されたものであり、いまだ大事に使用されている。介護用の器具が取り付けられており、特殊仕様となっている。備品番号は取り付けられていなかった。

(特殊浴装置)

実査を行った時点ではすでに廃棄されていた。廃棄は平成 21 年 6 月に行われたが、現場

担当者の申請が 7 月分の報告で申請されており、一か月遅れの申請となってしまった。備品番号のシールは濡れてはがれてしまうため、説明書と一緒に保存され、現物には取り付けられていないということであった（シールについても廃棄済みのため確認はできなかった）。現在使われている同様の装置について現物を確認して、説明書と一緒に保存されている備品番号シールを確認した。

（3）結果及び意見

（結果）

①備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。本件の場合、車両購入から相当期間経過しているため当初から備品番号が貼付されていなかったか不明であるが、もし、使用途中で備品シールが破損等によってはがれてしまった場合でも再発行して貼付すべきである。

②施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とするべきか明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にするべきである。

10) 大田区立郷土博物館

（1）概要

対象部局名：教育総務部

課等名：大田図書館 郷土博物館

対象物件名：

	418	1081
品名	ビデオ録画再生機	絵画
取得日付	H03/03/28	H08/06/29
所属名称	教育総務部 大田図書館 郷土博物館	教育総務部 大田図書館 郷土博物館
所在名称	教育総務部 大田図書館 郷土博物館	教育総務部 大田図書館 郷土博物館
取得金額	5,356,000	8,430,000
品質規格	モニター装置「大田区の祭り」と民俗芸能」専	「バラ」真野紀太郎 281号 1953年



【モニター装置「大田区の祭りと民族芸能」】

(2) 管理に関する状況

大田区の郷土に関する資料を展示している施設である。備品の管理は博物館で独自に行っているが、すべての物品について台帳と現物の付け合わせを行えていないのが現状である。ただし、馬込文士村に関する資料については三年計画で、「馬込文士村関連資料の地域資産化事業」として、資料の保管管理状況の改善等を外部に委託して進めている途上である。収蔵庫の入退出については、記録簿があり簡単には資料の持ち出し等が行えないようにはなっている。コピー機、印刷機、車両、レジスター等は借用動産（リース資産）であり、契約は大田区契約事務規則第4条第1項により、大田図書館名義等で行い、契約書は現場で保存されている。

(ビデオ録画再生機モニター装置)

展示用に使われている再生機である。見学者が自由に鑑賞できるようになっている。備品番号についてシールが貼付あり問題なかった。

(絵画「バラ」)

作品倉庫に保存され展示は行われてはいなかった。備品番号も貼られていない。現物は確認できたが、芸術的価値を考慮して、備品番号も貼られていないとのことである。

(3) 結果及び意見

(結果)

①「大田区物品管理規則」第21条において、物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合教育総務部 大田図書館 郷土博物館が責任を持つことになっている。管理物品の点数が膨大とのことであるが、台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

1 1) 多摩川清掃事業所

(1) 概要

対象部局名：環境清掃部

課等名：多摩川清掃事業所

対象物件名：

	1353	1573	1706
品名	リフター	貨物自動車	貨物自動車
取得日付	H12/04/01	H18/11/22	H20/09/24
所属名称	環境清掃部 多摩清掃所	環境清掃部 多摩清掃所	環境清掃部 多摩清掃所
所在名称	環境清掃部 多摩清掃所	環境清掃部 多摩清掃所	環境清掃部 多摩清掃所
取得金額	9,992,268	9,224,860	6,369,080
品質規格	オートリフト日産アルティア製	品川800は・940 いすゞフォワード	品川800せ・955 いすゞエルフ20年



【品川 800 は・940 いすゞフォワード】

(2) 管理に関する状況

現物の管理、リース契約は清掃事業所で独自に行っている。年一回程度現物の確認を行っているとのことである。製版印刷機、パソコン等を借用動産（リース資産）として保有しており、現場において契約書を保存、管理している。

(リフター)

清掃用の車両（ゴミ収集車）の定期的な保守（月一回）のため、車両を持ち上げるための機械である。ほぼ毎日使用されている。備品番号についてシールが貼付してあり問題なかった。

(貨物自動車いすゞフォワード)

清掃用の車両（ゴミ収集車）である。備品番号についてシールが張り付けてあり問題なかった。ゴミ収集のためほぼ毎日使用され、ほぼ7年ごとに買い替えているとのことである。

(貨物自動車いすゞエルフ)

清掃用の車両（ゴミ収集車）であり、いすゞフォワードに比較して小型の車両である。備品番号についてシールが張り付けてあり問題なかった。ゴミ収集のためほぼ毎日使用され、ほぼ6年ごとに買い替えているとのことである。

(3) 結果及び意見

(問題なし)

特になし。

1 2) 大田区立特別養護老人ホーム (たまがわ、糎谷)

(1) 概要

対象部局名：福祉部

課等名：高齢計画課

対象物件名：

	1330	1689
品名	特殊浴装置	食器洗浄機
取得日付	H12/03/15	H20/08/27
所属名称	福祉部 高齢計画課	福祉部 高齢計画課
所在名称	備品所在 福祉部 特 養たまが	備品所在 福祉部 特 養糎谷
取得金額	10,216,500	3,609,900
品質規格	LA-210L	C-54

(2) 管理に関する状況

社会福祉法人池上長寿園が指定管理者となって運営されており、物品の管理は指定管理者が行っている。定期的な物品の現物確認は最近まで特に行ってこなかったが、ここ1、2年の間に徐々にではあるが、行うようになってきている。これは平成18年度大田区包括外部監査の結果を受けて行われた措置に伴うものであると考えられる。施設内の資産について、基本的に大田区の資産であるという認識であるが、取得の契約は指定管理者が行う場合もあり(指定管理料から支出)、どちらの財産に属するか曖昧となっている。借用動産(リース資産)については指定管理者名で契約を行っている。大田区立特別養護老人ホームたまがわの場合、給排水設備や洗濯脱水機等の常時稼働している一部の物品については年間契約を結び保守契約を行っている。

(大田区立特別養護老人ホームたまがわ 特殊浴装置)

入居者等によって毎日使用されている。備品番号についてシールが張り付けてあり問題なかった。保守については必要に応じて修理等を行っており、特に年間の保守契約等はないとのことである。

(大田区立特別養護老人ホーム糎谷 食器洗浄機)

平成20年8月に取得したばかりである。備品番号についてシールが貼付してあり問題なかった。保守については必要に応じて修理等を行っており、特に年間の保守契約等はないとのことである。

(3) 結果及び意見

(結果)

①施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とするべきか明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にするべきである。

1 3) 大田区立くすのき園

(1) 概要

対象部局名：福祉部

課等名：障害福祉課

対象物件名：

	1454
品名	乗用自動車
取得日付	H14/01/08
所属名称	福祉部 障害福祉課
所在名称	備品所在 福祉部 くすのき園
取得金額	3,700,000
品質規格	トヨタハイエース品川 800-す-0109

(2) 管理に関する状況

社会福祉法人東京都知的障害者育成会が指定管理者となって運営されており、物品の管理は指定管理者が行っている。定期的な物品の現物確認は行っていないとのことである。大田区の資産管理システムに指定管理者は直接接続できないため、物品の登録、廃棄等の業務は大田区福祉部障害福祉課の担当部署を経由して行われる。くすのき園内の資産について、基本的に大田区の資産であるという認識であるが、取得の契約は指定管理者が行う場合もあり（指定管理料から支出）、どちらの財産に属するか曖昧である。くすのき園内の借用資産（リース資産）については指定管理者名で行っている。

(乗用自動車トヨタハイエース)

車両は施設に合わせて特殊仕様となっている。使用簿があり、使用に関する管理がなされている。主に入園者の移動に使用されている。備品番号シールの貼付は確認できなかった。

(3) 結果及び意見

(結果)

- ①備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。本件の場合、車両購入から相当期間経過しているため当初から備品番号が貼付されていなかったか不明であるが、もし、使用途中で備品シールが破損等によってはがれてしまった場合でも再発行して貼付すべきである。
- ②施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とするべきか明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にするべきである。
- ③定期的な物品の現物確認は行っていないとのことである。大田区と社会福祉法人東京都知的障害者育成会の協定書に大田区立くすのき園に現存する物品の台帳が添付されており、協定書上も物品の保全と善良な管理者の注意をもって管理することが明記されている。しかしながら、指定管理者が定期的な物品の現物確認をしなければならないという認識がなかったようであり、また大田区もこの件に関して特に指示を出していなかったようである。「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合、福祉部障害福祉課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても同様に棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

14) 山王会館

(1) 概要

対象部局名：教育総務部

課等名：社会教育課

対象物件名：

	1026
品名	絵画
取得日付	H08/11/22
所属名称	教育総務部 社会教育課
所在名称	社会教育
取得金額	20,000,000
品質規格	油彩画 P20 号額縁付き

(2) 管理に関する状況

教育総務部社会教育課管理の「新・旧大田区百景」絵画作品を山王会館において収納して希望者に観覧している（ただし、施設は建築基準法で用途の制限を受けるため、原則非公開である）。また、山王会館の管理は教育総務部社会教育課の管理ではなく、別途行われているため、資産管理について確認を行わなかった。「大田区百景・新大田区百景作品展示貸出要領」に基づき作品の定期的な貸出を行っている。貸出先としては大田区立特養老人ホームやみずほ銀行蒲田支店などである。またリース資産は所有していないということである。

（絵画 油彩画 P20 号額縁付き「田園調布住宅街」）

作品倉庫に保存され展示は行われてはいなかった。現物を確認し、備品番号についてシールが貼付してあり問題なかった。

（3）結果及び意見

（問題なし）

特になし。

1 5）糀谷・羽田地域健康課

（1）概要

対象部局名：保健所

課等名：糀谷・羽田地域健康課

対象物件名：

	276
品名	X線撮影装置
取得日付	H09/04/01
所属名称	廃__東セン 廃__東地健
所在名称	廃__東セン 廃__東地健
取得金額	26,780,000
品質規格	胸部間接用エレクトロX線高電圧発生装置



【胸部間接用エレクトロX線高電圧発生装置】

（2）管理に関する状況

大田区に 4 つある地域健康課の一つである。現物の管理、リース契約は各保健所で独自に行っている。物品棚卸は年 1 回、毎年 9 月に行っているとのことだが、棚卸を行った資料は保存されていなかった。体重計、X線装置 F C R システム画像表示システム、プロジェクターについて糎谷・羽田地域健康課としてリース契約を結んでいる。

(X線撮影装置 (胸部間接用エレクトロX線高電圧発生装置))

撮影できる写真の精度が悪く小型のものであったことから、保健所で当該X線撮影装置用いて撮影を行う必要がなくなった。また当該X線撮影装置はたびたび故障して、その後修理も困難となり、使用するフィルムも市場に出回らなくなったという経緯から平成 18 年度以降使用されていない。建物の地下 1 階全体がX線撮影室となっているが、今年 10 月に当該X線撮影装置を廃棄するとともに、地下室全体を倉庫等に転用する予定である。これにより、今後糎谷・羽田地域健康課ではX線撮影装置を利用した診断を行わない予定である。備品番号についてシールが張り付けてあり問題なかった。しばらく使用していなかったことや廃棄の予定という理由から保守は行っていない。

(3) 結果及び意見

(意見)

①地下一階全体がX線撮影をするための施設となっていたが、現在X線撮影装置だけでなく地下施設全体が利用されていない (他のX線撮影装置 (直接用) については平成 21 年 3 月まで利用されていた)。X線撮影装置 (胸部間接用エレクトロX線高電圧発生装置) については処分、改装等に多額の費用を要することからほぼ 3 年近く未利用のまま放置されてきたということであるが、区所有の財産の効率的な利用という観点から問題がある。今後このような非効率な財産の活用がないよう、設備の転用等を早急に判断するべきと考えられる。また、今後地下一階を倉庫として利用とのことであるが、その他に施設の目的に資するような価値ある利用目的がないかどうか検討するべきである。

1 6) 教育総務部 (各区小学校)

(1) 概要

対象部局名：教育総務部

課等名：各区小学校

対象物件名：

	500	1719	566	475
品名	食器消毒保管庫	食器洗浄機	食器消毒保管庫	食器消毒保管庫
取得日付	H06/01/31	H21/03/30	H04/12/10	H06/01/10
所属名称	教育総務部 区小学校 山王小学校	教育総務部 区小学校 松仙小学校	教育総務部 区小学校 千鳥小学校	教育総務部 区小学校 大森第五小
所在名称	備品所在 教科区分	教育総務部 区小学校	備品所在 教科区分	備品所在 教科区分

	指定備品	松仙小学校	指定備品	指定備品
取得金額	3,605,000	3,549,000	3,481,400	3,605,000
品質規格	50 籠 ISCM-W50N-E 熱風	日本調理機製 型番D WT 2-8G-3	日調 ISCM-W40N-E	ISCM-W40N-E40 籠日給 設備 34

	697	536	503	1666
品名	食器消毒保管庫	食器消毒保管庫	A V調整卓	オープン
取得日付	H04/12/02	H05/12/15	H05/08/10	H20/03/31
所属名称	教育総務部 区小学校 東蒲小学校	教育総務部 区小学校 東調第一小	教育総務部 区小学校 馬込小学校	教育総務部 区小学校 矢口西小
所在名称	備品所在 教科区分 指定備品	備品所在 教科区分 指定備品	備品所在 教科区分 指定備品	教育総務部 区小学校 矢口西小
取得金額	3,502,000	3,584,400	3,459,873	3,591,000
品質規格	(40 籠)日調 ISCM-W40N-E	日調 ISCM-W40N-A, 40 籠	ビクターAV-8000	コメットカトウ製 型 式: C S I - 1 0 B

	603
品名	食器消毒保管庫
取得日付	H05/01/21
所属名称	教育総務部 区小学校 糀谷小学校
所在名称	備品所在 教科区分 指定備品
取得金額	3,687,400
品質規格	昇降式 ISCM-W50N-E



【松仙小、食器洗浄機】

(2) 管理に関する状況

物品の管理は各小学校単位で行っている。物品の管理者は主に事務職の方が1名で担当しており、区で管理している備品台帳とは別に、区の備品台帳を加工して各自で管理しやすい備品台帳を作成し管理している。事務職は3年から5年ほどで異動があり、引継など

を教育総務部として統一的に指導して行っていない。そのため、各学校間で管理の状況にばらつきが見られる。棚卸の実施状況も年に 1 回棚卸しを行い、棚卸の実施の証跡を保存しているところから棚卸が実施されたかどうか証跡が残っていないため不明のところまでまちまちである。また物品としてはリース資産があるが、リース資産は教育委員会の管理であり、主にパソコンがリースで使用されている。パソコンのリースは教務用のものと児童用のものがある。保管の状態としては教務用のパソコンは使用しない時には保管庫で保管され、児童用のパソコンは鍵付きの教室に保管されているケースが大半であった。管理の状況は各小学校によってばらつきが見られるため、以下各小学校単位で管理の状況を詳細に述べる。

(山王小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成 6 年 1 月 31 日に購入された物品である。該当物品は給食室に設置され、特に問題なく使用されている。また備品シールは貼られており、貼られていた備品シールは文字がほとんど消えてしまい見えない状態であったが、それ以外には特に問題点は見受けられなかった。リース資産としては教務用と児童用のパソコンがあるが、教務用のパソコンは鍵付きの保管庫で保管している。使用後は保管庫に預け入れ、教員の帰宅時にはパソコンは机には残らないように管理している。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で管理しているが、担当者は前任者から今年度に特に引継事項もなく引継いでいる。そのため以前に棚卸を実施していたかどうかは不明ということである。また台帳も教科毎に整理されていなかったため、これから教科毎に整理するなどして備品台帳を見やすくし、管理していくということである。また台帳にはかなり古い取得日付の物品も散見されるため、既に物が無いものの廃棄の処理がなされていない可能性もあるとのことである。この点はまだ引継から日も浅く全ての物品を照合できていない状態である。担当者によると今年度から年に 1 回は物品の棚卸を行い管理していくとのことである。

(松仙小学校 食器洗浄機)

該当物品の食器洗浄機は平成 21 年 3 月 31 日に購入された物品である。当該物品は給食室に設置され、特に問題なく使用されている。また区の備品台帳上は備品シールが未出力と記載されていたが、実際には備品シールは貼られており、備品台帳上の記載が誤りであった。この他には特に問題点は見受けられなかった。リース資産としては教務用と児童用のパソコンがあるが、教務用は毎日使用するものであることから、必ずしも毎回帰宅時に保管庫への返却が徹底されているわけではないとのことである。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で教科毎に管理されている。棚卸は年に 1 回教科毎に主任によって行われているということであるが、棚卸を実施したという証跡は残されていない。

(千鳥小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成 4 年 12 月 10 日に購入された物品である。該当物品については給食室に設置されており、また備品シールも貼付されており、管理上特に問題点

は見受けられなかった。リース資産は教務用と児童用のパソコンがある。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で管理しているとのことであったが、学校全体としての棚卸は行っておらず、各現場にまかせているとのことである。また特に棚卸の証跡も残されていなかった。

(大森第五小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成6年1月10日に購入された物品である。該当物品については給食室に設置されており、また備品シールも貼付されており、管理上特に問題点は見受けられなかった。リース資産は教務用と児童用のパソコンがある。教務用のパソコンについて、パソコン使用後は保管庫で保管されている。児童用のパソコンはパソコン室に置かれていたが、児童用のノートパソコンは事務室で使用されていた。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で物品の所在地毎に管理されている。棚卸は行っているとのことであるが、証跡は残されていなかった。担当者は今年度の4月からの担当であり、また引継の申し送り事項もないため、4月以前のことはわからないとのことである。棚卸は行う予定であるが、年度末は業務が忙しいため、別の時期を検討しているとのことである。

(東蒲小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成4年12月2日に購入された物品である。該当物品については給食室に設置されており、また備品シールも貼付されており、管理上特に問題点は見受けられなかった。リース資産は教務用と児童用のパソコンがある。教務用のパソコンについては使用後保管庫にしまうことにしているが、そのルールは徹底されておらず、全てのパソコンがしまわれていないのが現状であるとのことである。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で教科毎に管理されている。棚卸は実施しているが一度に全てを行うのは困難であるため、何回かに分けて実施しているとのことである。また棚卸を行った際には台帳にチェック欄が設けられており、そこにチェックをすることで棚卸の証跡が残されている。

(東調布第一小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成5年12月15日に購入されたものである。該当物品については給食室に設置されており、また備品シールが貼られていたが、備品台帳上は製品の規格は ISCM-W40N-A であるが、実際には ISCM-W40N-E であり、備品台帳上の記載に誤りがあった。その他には特に問題点は見受けられなかった。リース資産は教務用と児童用のパソコンがあるが、教務用は使用時には各教務の机の上でチェーンを付けて持ち出しができないように管理されている。また使用後は保管庫へ保管されている。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で管理しているとのことである。棚卸は行っているとのことであるが、教科毎に現場にまかせており、また現場の報告が挙がってきていない。また特に棚卸の証跡も残されていなかった。

(馬込小学校 AV調整卓)

該当物品のAV調整卓は平成5年8月10日に購入されたものである。該当物品については放送室に設置されており、また備品シールも貼付されており、管理上特に問題点は見受けられなかった。リース資産は教務用と児童用のパソコンがあり、教務用は保管庫で保管するが、保管庫に鍵はなく、保管庫のある部屋を施錠することにより管理している。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で管理しているとのことである。棚卸は教科毎に実施しているとのことであるが、特に棚卸の証跡は残されていなかった。

(矢口西小学校 オープン)

該当物品のオープンは平成20年3月31日に購入されたものである。該当物品は給食室に設置されており、備品のシールは貼られていなかったが、これはオープンが高温のため貼っていたシールが剥がれてしまったためである。その他に特に問題点はなく、給食室の他の備品については備品シールが貼られていた。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で教科毎に管理されている。今年度から赴任した担当者によれば、過去に棚卸は実施されていたようであるが、引き継ぎも特になかったため詳細は不明であり、棚卸を行った証跡も残されていないとのことである。今後は年に1度棚卸しを行い、棚卸を行った証跡を残す方針であるとのことである。

(糞谷小学校 食器消毒保管庫)

該当物品の食器消毒保管庫は平成5年1月21日に購入されたものである。該当物品については給食室に設置されており、また備品シールも貼付されており、管理上特に問題点は見受けられなかった。リース資産として教務用と児童用のパソコンがある。教務用のパソコンはスペースがないことから保管庫が設けられておらず、現在は各自の机の中、ワイヤーで管理、校長室に預けるなど保管が統一されていない状態である。今後何らかの形式で保管状態を統一するとのことである。小学校としての物品の管理状況については、物品は台帳で管理されている。棚卸は年に1回実施しているとのことであるが、棚卸の証跡は特に残していないとのことである。

(3) 結果及び意見

(意見)

①物品の管理は学校単位で行われているが、現状はほとんどの学校で事務職が1名で全ての物品を管理している。物品数が膨大であるため、全てを1名で管理するのは困難な状況にある。また人事異動も3~5年で行われるため、現在のように物品の管理に関する引継が満足に行われていない状況では物品の管理のレベルは事務職や各学校の裁量に任されてしまい、各学校で管理の状況に大きな差が生じてしまっている。そのため今後は統一した物品管理の方法や棚卸の方法などを定めることが必要であると考えられる。

②各学校で棚卸は実施されているとのことであるが、実際に棚卸の証跡が残されていたのは9校中1校だけであった。そもそも棚卸の証跡が残されていなければ、棚卸を実施した結果も棚卸の当事者にしかわからず、棚卸が実際に行われているのかその棚卸の信憑性に

も問題が残る。そのため今後、棚卸を実施した場合には必ずその証跡を残すことが必要であると考えられる。

③備品台帳と実際の備品の状態が相違しているケースが散見される。備品台帳上は備品シールが未出力であるが、実際には備品シールが貼られているケースや、備品台帳上の製品規格が、実際の製品規格と違っているケースが見られた。備品台帳は実際の備品の状態を正確に反映されているべきものである。そのため棚卸を行い、実際と備品台帳との相違が発見された場合には、備品台帳を即座に実際に合わせて改定すべきであると考えられる。

1 7) 経営管理部 情報システム課

(1) 概要

対象部局名：経営管理部

課等名：情報システム課

対象物件名：

	1707
品名	冷暖房機
取得日付	H21/02/14
所属名称	経営管理部 情報シス課
所在名称	経営管理部 情報シス課
取得金額	7,700,000
品質規格	DCP530AC-NF

(2) 管理に関する状況

該当物品の冷暖房機は平成 21 年 2 月 14 日に情報システム課の基幹系システムの再構築によりマシン室が拡張工事されたことに伴って取得されたものである。該当物品は大森地域行政センター（平成 21 年 3 月まで、平成 21 年 4 月から大森地域庁舎）内マシン室に設置されており、備品台帳上は備品シール未出力とあるが、実際には備品シールは貼付されていた。管理上はこの他に特に問題となる事項は見当たらなかった。情報システム課としては毎年 1 回、棚卸を行っているとのことであるが、棚卸を実施した証跡は残していないとのことである。また備品台帳に記載されない 2 万円以下の物品については特に棚卸は実施していない。またリース資産も存在するが起案のみで特に台帳などで管理はしていない。

(3) 結果及び意見

(結果)

①該当物品については備品台帳と実際の取得金額が異なっていた。備品台帳上は金額が 7,700,000 円であるが、請求書には 8,400,000 円と記載されていた。この相違は以前廃棄した物品の金額をそのまま記載し、金額の改定を失念してしまったためであるとのことである。

るから、備品台帳上の金額を実際の請求書金額に改めることが必要である。

(意見)

①情報システム課では棚卸を実施しているが、その証跡が残されていない。証跡が残されていなければ棚卸の実施結果は棚卸の当事者しか知ることができず、棚卸の信憑性に疑問が残る。そのため少なくとも棚卸を実施した証跡を残すことが必要であると考えられる。

②備品台帳上は備品シール未出力とあるが実際には備品シールは貼付されており、備品台帳上の記載が誤っていた。備品台帳は現実の状況を反映すべきものであると考えられることから、備品台帳上の記載を備品シール出力と訂正すべきであると考えられる。

1 8) 選挙管理事務局

(1) 概要

対象部局名：選挙管理事務局

課等名：選挙管理事務局

対象物件名：

	1416
品名	用紙分類機
取得日付	H13/06/23
所属名称	選管事務局 選管事務局
所在名称	選管事務局 選管事務局
取得金額	2,297,000
品質規格	自書式投票用紙分類機

(2) 管理に関する状況

平成 13 年度に取得した用紙分類機は全部で 10 台ある。対象となった備品番号 3056075 の物品は今回廃棄の対象であるため、業者に保管されており現物を確認することができなかった。10 台のうち 4 台が廃棄の対象であり、残りの 6 台については大森西出張所 3 階に保管されていた。備品シールは残りの 6 台には貼付されており、保管されている用紙分類機は箱に詰められ保管されており、管理上特に問題点は見受けられなかった。物品の管理として、選挙管理委員会としては管理方法を定めた手続書等を特に作成はしていない。また用紙分類機は選挙委員会が管理している施錠設備のある倉庫（現在は大森西出張所 3 階の一室）で管理されている。用紙分類機を使用するに当たっては仕様書を基に事前に点検を行い、使用可能な状態にするためのデータ作成や機器の移送、組立作業を委託している。用紙分類機は本体、増設機、ディスプレイ、サーバーの 4 つの部品から構成されており、10 種まで分類し、300 枚/分で処理が可能なものである。耐用年数は業者によれば 5 年程度

ということであるが、保管状態で使用可能年数は異なってくるということである。なお、倉庫には他に旧型の用紙分類機が 10 台あり、平成 15～17 年にかけて購入されている。平成 21 年度に購入した新型の用紙分類機は 10 台あり、本体、増設機、ノートパソコンの 3 つの部品から構成されており、分類は 12 種まで分類し、600 枚/分と倍の速度で処理が可能である。対象となった用紙分類機に比してディスプレイ、サーバーが一つにまとまった分、保管スペースや運搬の手間がかなり軽減されたものである。用紙分類機が使用されるのは選挙時のみであり、現在は衆議院の小選挙区、比例代表及び最高裁審査、参議院の選挙区及び比例代表、の他、都知事選、都議選、区議選、区長選の 9 つの選挙で使用されている。

(3) 結果及び意見

(問題なし)

特になし。

19) 都市基盤部 蒲田まちなみ維持課

(1) 概要

対象部局名：都市基盤部

課等名：蒲田まちなみ維持課

対象物件名：エスカレーター

	324	325	326	327
品名	その他の雑具類	その他の雑具類	その他の雑具類	その他の雑具類
取得日付	H14/04/01	H14/04/01	H14/04/01	H14/04/01
所属名称	都市基盤部 蒲田まち課	都市基盤部 蒲田まち課	都市基盤部 蒲田まち課	都市基盤部 蒲田まち課
所在名称	事業管理	事業管理	事業管理	事業管理
取得金額	68,098,377	68,098,375	68,098,375	68,098,375
品質規格	エスカレーター	エスカレーター	エスカレーター	エスカレーター

(2) 管理に関する状況

備品台帳上のエスカレーターは取替え前の物品であり、現在使用中のエスカレーターとは異なるものである。エスカレーターは蒲田駅の東口と西口に 2 基ずつ設置されている。台帳上のエスカレーターは平成 4 年 6 月 25 日から供用されており、傷みが激しくなってきたことから平成 21 年に取替え工事を実施している。備品台帳が取替え前のエスカレーターのままであるのは未だ精算中であり、支払が全額済んでいないためである。なお設計費用等は平成 20 年度末までに支払済みである。取替えたエスカレーターは新規 4 基で約 1.4 億円と取替え前のエスカレーターに比して 1 億円以上金額が低くなっているが、これは取替え前のエスカレーターは車椅子対応の特注品であったためである。現在は車椅子対応とし

てエレベーターが設置されているため、車椅子対応のものでない通常のエスカレーターの設置でよくなり、そのため取得金額がその分抑えられている。なおエレベーターは区が 2 基（東口、西口 1 基ずつ）設置し、JR 東日本に贈与している。新規のエスカレーターは外部にあり、また管理は JR 東日本であることから備品シールは貼られていない。エスカレーターの通常の維持管理に要する費用は JR 東日本が負担しているが、それ以外の費用が発生した場合は区と JR 東日本が協議のうえ決定する。なお取替え前のエスカレーターでは維持管理費用は駅ビルと区が 50% ずつ負担していた。

（3）結果及び意見

（結果）

①新規エスカレーターの設置業者は JR 東日本が決定しているが、実際にはエスカレーターの金額を支出し取得するのは区である。こうした前提はあるものの、区と JR は協定を締結し、これに基づく確認書により支出金額についても一定の精査を行ってきた。その結果、支出金額は 2 度にわたり減額になり、その都度、確認書の変更に関する覚書を交わしている。確かに JR 東日本が維持管理を行うため、設置業者の決定に JR 東日本がある程度権限を持つのは当然であると思われる。しかし、どの設置業者に決定するかによって取得金額が異なる以上、金額に利害関係を持つ区は少なくとも設置業者の決定やその金額に対してもう少し踏み込んだ意見を JR 東日本に主張することが必要であったと考えられる。

（意見）

①備品台帳では取得日付が平成 14 年 4 月 1 日となっているがこれは所属替の日付であり、実際の取得日は平成 4 年であるということである。そのため備品台帳の取得日付は実際の取得日と異なっている可能性がある。取得日付は備品を廃棄するかどうかの目安にもなる重要なファクターであることから、備品台帳の取得日付は実際の取得日を記載することが必要であると考えられる。

20) 都市基盤部 大森まちなみ維持課

（1）概要

対象部局名：都市基盤部

課等名：大森まちなみ維持課

対象物件名：

	322
品名	その他の雑具類
取得日付	H14/04/01
所属名称	都市基盤部 大森まちなみ維持課
所在名称	都市基盤部 大森まちなみ維持課

	課
取得金額	20,371,445
品質規格	1200VC—UNA(屋外型) エスカレーター



【大森まちなみ課、エスカレーター】

(2) 管理に関する状況

該当物品であるエスカレーターは大森駅東口中央階段に設置されており、2基あるがスペース上、共に上り用である。昭和59年9月14日より供用されているが、車椅子には対応していない。エスカレーターの維持管理業務は大森ターミナルビル株式会社（現在は株式会社アトレ）に委託しているが、維持管理に関わる費用は区と委託会社が50%ずつ負担している。備品シールについては、1階から2階へ上るエスカレーターは下り口、2階から3階へ上るエスカレーターは上り口下部に貼付してある。

(3) 結果及び意見

(意見)

①エスカレーターの備品台帳の取得日付は平成14年4月1日となっているが、これも蒲田のエスカレーターと同様に所属替えの日付であり、実際の取得日、昭和59年と大きく異なっている。備品台帳の取得日付は蒲田のエスカレーターの意見と同様に実際の取得日で記載することが必要であると考えられる。

2 1) 保健所 大森地域健康課

(1) 概要

対象部局名：保健所

課等名：大森地域健康課

対象物件名：

	272
品名	X線装置
取得日付	H02/02/13
所属名称	保健所 大森地健課
所在名称	保健所 大森地健課

取得金額	11,937,700
品質規格	UD150B インバータ方式



【X線装置】

(2) 管理に関する状況

該当物品のX線装置は平成2年2月13日に取得されたものである。備品台帳上、備品シール未出力と記載されていたが、実際には備品シールは貼付されており、物品の調査日現在の管理状況に特に問題点は見受けられなかった。該当物品は物品調査日現在（平成21年8月14日）には存在しているが、その翌週には廃棄されるものである。廃棄の理由は従来、地域健康課は大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4課があり、それぞれでレントゲン撮影を行っていたが、今後は蒲田と調布の2ヶ所にレントゲン撮影を集約するためである。大森地域健康課としては物品の棚卸を定期的には行っていないが、年に一度行われる内部監査時には棚卸を行っているとのことである。また大森地域健康課としてリースは行っていない。

(3) 結果及び意見

(意見)

①大森地域健康課としては定期的に棚卸を行っていないということであるが、物品の適切な管理を行ううえでは定期的に棚卸を行うことが不可欠であると思われる。そのため今後は少なくとも年に1回は棚卸を行うべきであると考えられる。

2.2) 地域振興部 池上特別出張所

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：池上特別出張所

対象物件名：

	1054
品名	彫塑
取得日付	H14/04/01
所属名称	廃_北セン 廃_池上出 廃_池上会

所 在 名 称	廃__北セン 廃__池上出 廃__池上会
取得金額	13,081,000
品質規格	屋外オブジェ 7 湯村光

(2) 管理に関する状況

該当物品の彫塑は平成14年4月1日に取得したものである。物品そのものは池上会館敷地の入口に置かれている。設置はコンクリート基礎にアンカーで固定されている。また備品台帳上は備品シール出力済とあるが、実際には屋外にあることから備品シールは貼られておらず、備品台帳の記載が誤りであった。該当物品は贈与されたものではなく、取得したものとのことであるが、当時の起案は既に廃棄されており詳細は不明である。取得金額は13,081,000円と高額であるが、これは作者が著名人であり、また使用している石が白御影石（稲田石）で高級なものを使用しているためであるとのことである。

(3) 結果及び意見

(意見)

①該当物品について備品シールが貼られていないが、これは屋外にあるものであり、備品シールを貼れないやむを得ないケースであると考えられる。しかし平成21年8月に会計管理室から入手した平成21年7月付けの備品台帳上では備品シール出力済と記載がされており、備品台帳上の記載が誤っていた。備品台帳は現実の状況を反映すべきものであると考えられることから、備品台帳上の記載を備品シール未出力と訂正すべきであると考えられる。

2.3) 経営管理部 総務課 絵画

(1) 概要

対象部局名：経営管理部

課等名：総務課

対象物件名：

	2	3	9	906
品 名	絵画	絵画	絵画	絵画
取得日付	S58/06/18	S61/10/01	H03/12/25	H08/06/10
所 属 名 称	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課
所 在 名 称	経営管理部 総務課	経営管理部 秘書課	廃__南セン 廃__蒲西 出 廃__大区民	廃__南セン 廃__蒲西 出 廃__大区民
取得金額	15,600,000	30,000,000	7,000,000	15,420,000
品質規格	風景画40号岩瀨芳華作	「飛翔」(「晴間」)50号日	日本画「風」安西啓明作	「さくら」安西啓明 1938

	日本画 1030*8	本画下田義寛	1750*1900	年 150 号 3 枚
--	------------	--------	-----------	-------------

	908	920	922	1537
品名	絵画	絵画	絵画	書
取得日付	H08/06/10	H08/06/10	H08/06/10	H17/02/24
所属名称	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課
所在名称	廃__南セン 廃__蒲西 出 廃__大区民	廃__南セン 廃__蒲西 出 廃__大区民	廃__南セン 廃__蒲西 出 廃__大区民	経営管理部 秘書課
取得金額	10,200,000	16,500,000	10,200,000	5,000,000
品質規格	「鶴飼」安西啓明 1941 年 (4 枚組) 15	「波」安西啓明 1949 年屏 風 1 双 6 曲 15	「雨の子」安西啓明 1950 年 4 枚組 150	清水研石作書「王維詩 齊州に祖三を送る」

	1615
品名	絵画
取得日付	H19/03/20
所属名称	経営管理部 総務課
所在名称	経営管理部 秘書課
取得金額	15,600,000
品質規格	「龍雲」 F 120 号

(2) 管理にする状況

総務課で保管する絵画は、主に寄付受領によるものである。そのため、取得金額は、購入金額ではなく、寄付申込書に記載された見積金額を踏まえて決められており、寄付者が見積もり金額を不明とした場合には、美術年鑑を参考に決めているとのことであった。また、美術年鑑は作者の 1 号あたり評価額が記載されており、大きな絵画がより高い取得価格になる傾向があると思われるとのことであった。(絵画等の美術品の市場価格を正確に評価することは、容易ではなく経費等を考慮すると現行の方法もやむを得ないところであるが、必ずしも市場価格を的確に反映しているとは限らない。) 保管場所である区役所本庁舎 5 階倉庫には、対象物品以外に数十点、また大田区民センター3 階倉庫には、対象物品以外に数百点が保管されている。絵画の利用状況は、区長室や大田区民ホール・アプリコ地下 1 階のアートギャラリー等で十数点展示しており、ある程度の期間が経つと絵画の入れ替えを行なっている。また、本庁舎では、2 階の展示スペース他で十数点を展示するほか、区施設等においても 20 点を展示し、来庁者等にご覧いただいているとのことであった。絵画は、毎年数点程度の寄付を受けているが、昨年は、10 点寄付受領しているそうである。絵画の寄付の打診があった場合は、「寄付受領の取り扱いについて」(昭和 60 年 4 月 1 日企企発第 167 号助役通知)に規定する、寄付手続きにおいて書面で提出することとされている事

項を予め聴取しているとのことだが、ここ数年のうちでお断りしたケースはないとのことである。総務課としての物品の管理状況は、課として全体の一斉棚卸は、物品点数が6,000点以上あることから行っておらず、物品の所属替えを行ったときなどに随時行っているとのことである。しかし、絵画等については、平成14年に全リストを作成し、またアプリコアートギャラリーでの展示を機に、昨年点検がなされている。絵画は、大田区役所5階倉庫と大田区民センター3階倉庫に保管されている。保管場所は空調設備の整った場所であり、日も当たらない場所であることから物品の劣化は避けられており、物品を管理する環境としては良好と思われる。個々の備品の管理であるが備品シールは貼付されており、特に問題となる事項は見受けられなかった。しかし、備品シールについては絵画本体に貼るケースと絵画を保管する箱に貼るケースとが混在しており、特に統一した基準はなかった。

(3) 結果及び意見

(結果)

①備品番号0000883の風景画40号岩渕芳華作日本画について所在が不明である。総務課としては、平成14年に保管している絵画のリストを作成した際、既に所在不明の絵画があることを把握していた。当該絵画は、昭和58年に他の作品5点とともに寄贈を受け、そのうち3点は、当時の旧庁舎、区長室、助役室に掲出されていたとの記録があるとのことである。現庁舎において、区長室、助役室に掲げられている絵画が突然所在不明になり、それが直ちに判明しないということは考えにくいとのことであり、平成9年の庁舎移転時、あるいはそれ以前に所在不明となったことが考えられる。総務課で管理する物品は、その点数が膨大のため全ての物品の棚卸しは現実的に困難であるかもしれないが、絵画のような大きな物品や高額な物品については、定期的な棚卸しが適正な管理上必要であると考えられる。なお、絵画については、本年のアプリコアートギャラリーにおける展示を機に、昨年より点検を行い燻蒸消毒や必要な修復を行っているとのことである。また、2万円未満で備品の定義には該当しないため、備品台帳に記載されていない絵画も存在するとのことであるが、それに代わる管理台帳が作成されていた。所在不明が明らかになった場合には、判明した時点で、適切な処理をするべきであり、過去において管理が不十分であったことが考えられる。今後、昨年実施した点検を定期的に変更する等管理の改善が望まれる。

24) 経営管理部 総務課 裁断機

(1) 概要

対象部局名：経営管理部

課等名：総務課

対象物件名：

		48	352
品名	細断機		細断機

取得日付	H03/04/18	H10/05/12
所属名称	経営管理部 総務課	経営管理部 総務課
所在名称	庁舎管理	経営管理部 総務課
取得金額	10,506,000	10,506,000
品質規格	MS シュレツダ防音 MS02 システム 15m	(株)明光商会製 MS0-II シ ステム

(2) 管理に関する状況

該当物品は共に裁断機であり、同一形式のものであり取得金額は 10,506,000 円と同じである。備品台帳上、一つは平成 3 年 4 月 18 日の取得、もう一つは平成 10 年 5 月 12 日の取得と取得年月日は大きく異なっているが所属替えの年月日が記載されているためであり、実際の取得年月日は同じものである。該当物品は 2 台とも大田区役所の地下駐車場の脇のスペースに設置されている。備品シールは共に貼られており、特に管理上問題となるところはない。取得金額は共に 1,000 万を超えており、高額な物品であるが通常の裁断機ではなく、特注品のためであるということである。

(3) 結果及び意見

(意見)

①備品台帳での取得日付は実際の取得日ではなく、所属替えを行った物品は所属替えの日付となっている。そのため備品台帳の取得日付は実際の取得日と異なっている可能性がある。取得日付は備品を廃棄するかどうかの目安にもなる重要なファクターである。備品台帳には取得日付の欄の他に最終異動日の欄が設けられていることから、所属替えを行った場合には最終異動日の欄に記入するなどすることにより、備品台帳の取得日付は実際の取得日を記載することが必要であると考えられる。

25) 地域振興部 地域振興課 コンビスチーマー

(1) 概要

対象部局名：地域振興部

課等名：地域振興課

対象物件名：

	1292
品名	蒸し器
取得日付	H11/10/01
所属名称	地域振興部 地域振興課
所在名称	備品所在 地域振興部 と うぶ

取得金額	3,382,509
品質規格	コンビスチーマーCPC201



【蒸し器、コンビスチーマーCPC201】

(2) 管理に関する状況

当該物品は、大田区休養村とうぶの調理場に設置されている「スチームコンベクションオープンCPC201G」である。現在、休養村とうぶは指定管理者である(株)信州東御市振興公社に管理運営が委託されている。休養村とうぶについては、当該指定管理者が現地物品の実査・棚卸を行っているとのことであった。当該対象の物品については、管理シールも確認でき、稼働状況もほぼ毎日とのことであり、現状良好に稼働していることを確認した。なお、実物確認時に、指定管理者より以下のように、購入後10年が経過し修理が多い旨、以下のメモを渡された。これを見ると、休養村とうぶでは、調理の際に当該物品に頼っているがうえに、よく管理している状況が読み取れる。なお、リース関係については管理の状況が、いま一つ明らかにならなかった。(契約書がファイリングされているだけで、残債等を記した台帳管理はしていないようであった。)

スチームコンベクションオープン CPC201G 修理履歴

修理年月日	症状	修理内容	請求金額 (税抜き)
2003年1月16日	蒸気が出なくなりました。	リレー無償交換。庫内灯ランプ交換。	¥10,710
2003年4月22日	蒸気が出なくなりました。	リレー無償交換。セルフクリーニングポンプ、スチームヒーター交換。	¥83,900
2003年5月30日	蒸気が出なくなりました。	庫内灯ランプ交換。	¥28,100
2003年8月11日	漏電ブレーカーの作動。電源は入るが数秒経つと落ちる。	ホットヒーター不良の為、端子を抜いてテーピング処理。レベルセンサー取り外し清掃。	¥55,000
2004年5月18日	スチーム時にブレーカーが落ちる。	リレー不良の為交換。	無償
2004年6月5日	電源がつかない。	ヒューズ交換。	無償
2005年5月13日	使用中300℃くらいで扉が勝手に開く。低温で蒸気が正常に出ない。	ドアキャッチ調整修理。	¥27,000
2005年7月10日	電源が落ちる。	ヒューズホルダー、端子台、ヒューズ、モータープロテクター交換。	¥103,460

2006年9月19日	電源が入らない。	基盤ケーブル配線調整	¥28,000
2009年2月5日	芯温センサー故障	芯温センサー交換	¥91,480
2009年2月6日	温度設定が出来ない。	表示の混乱の為、トータルリセット、キャリブレーションの実施。	無償
2009年2月20日	作動しない。	ヒューズ交換。	¥42,760
2009年3月4日	2/20修理時に確認された不具合部品交換。	ヒューズホルダーブロック、半導体リレー、モーター保護器交換。	¥75,000
2009年3月30日、 2009年4月10日	水の補給が出来ない。	ダブル電磁弁クラシック、ガスケットヒーター、庫内キャビネット用ハロゲン電球、内部ガスケットフレーム、外部ガスケットフレーム、ガスケットヒーター交換、スケール除去。	¥120,000

合計

¥665,410

(3) 結果及び意見

(意見)

①備品の管理については、指定管理制度の指定を受けてから現在まで、指定管理者である信州東御市振興公社が、現地備品の実査、棚卸を行っているとのことであった。担当課においては、直接管理をしている備品の実査、棚卸等と差異のないレベルで行われるように、指定管理者に対して指導監督を行うとともに、もし、指定管理者の方法に優れた部分があるのであれば、担当課全体でそれを採用してより適正な管理体制を構築すべきである。

②リース資産の管理についても管理台帳の作成等上記と同様の対応を望む。

5. 自己検査について

1) 概要

大田区においては、会計管理室が主体となって、定期的到大田区の各所属を対象に会計事務規則に基づく検査と同時に物品管理規則に基づく検査を実施している。この物品の検査は、物品管理規則第49条に規定されている「自己検査」⁴として実施されている。平成20年度においては会計管理室による検査が、3回行われており、対象部署及び対象物品を

⁴ 大田区の物品管理の検査、責任等については「大田区物品管理規則」(昭和39年4月1日規則第15号)に次のように規定されている。(第3条)「1. 物品の管理に関する指導統括の事務は、会計管理者が行う。2. 会計管理者は、物品管理事務に関して必要があるときは、報告を徴し、又は調査することができる」、(第21条)「1. 課長又は所長は、物品を供用に付すときは、供用状況を明らかにし、適正な供用を図るよう努めなければならない」、(第49条)「1. 区長は、出納員、課長又は所長の取扱いに係る物品の出納保管、供用その他の管理事務並びに使用者の物品の使用状況について、職員のうちから検査員を命じて検査させなければならない。2. 区長は、必要あるときは、前項に規定する職員以外の職員の取扱いにかかる物品の管理事務について検査をさせることができる」、(第54条)「1. 会計管理者は、必要があると認めるときは、所属の職員の中から検査員を命じて、第49条第1項又は第2項の職員の取扱いに係る物品の管理事務について直接検査をすることができる」。

台帳より任意に抽出して物品の実在性や管理状態を検査している。この中で、廃棄未処理、備品番号相違、備品ラベル未貼付等の問題を指導している。ただし、一年度内にすべての部課等を検査するわけではなく、また、基本的には物品のみの自己検査は行っていない。

2) 結果及び意見

(意見)

①定期的に会計管理室による検査が行われている部門については、各所属において物品についても棚卸を定期的に行うなど、適正に管理されている傾向にある。しかしながら、例えば現場を指定管理者に委託している場合などについては、指定管理者を直接、会計管理室が検査することがないため、物品の管理が行き届いていない傾向にあった。会計管理室による検査はその人力的な制限もあり、また基本的には出納の管理に関する検査が主体であることから、物品を所持するすべての所属を検査の対象とするのは難しいといえる。本来、物品管理の責任は各所属長にあることから（物品管理規則第 21 条）、物品管理は各所属において適正に実施されなければならないが、会計管理室による検査についても対象をできる限り広げていく必要があると考えられる。

6. 全体の内容の検討について

最後に、ここでは、上に記すことができなかつた物品管理に関連する共通の問題点等について記載することとする。

1) 結果及び意見

(結果)

①リース契約について、一般事業会社においては、従来、いわゆる解約不能所有権移転外ファイナンスリース契約を締結するケースが多かった。このことから、大田区においても当該リース契約は債務負担行為⁵に該当すると思われ、とくに物品のリース契約について全庁統一的な管理をせず、債務負担行為の網羅的な捕捉が行えるのかにつき疑問が生じた。このため、総務課等にこの旨伺ったところ、以下のような説明を受けた。すなわち、「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成 19 年 3 月 20 日条例第 11 号）第 2 条には以下のようにある。

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上 1 年を超える契約期間を設けることが一般的であ

⁵ 地方自治法第 214 条（債務負担行為）の規定の内容は以下のとおりである。「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない」。また、出井信夫『基礎から分かる自治体の財政分析』89 頁（学陽書房、第 1 次改定版、平成 20 年 5 月）には、「債務負担行為とは、数年度にわたる建設工事・土地の購入等、翌年度以降の経費支出や債務保証または損失補償のように、債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど将来の財政支出を約束する行為で、地方自治法の予算の一部を構成することと規定されている」とある。

るもの

(2) 年間を通じて継続的に役務の提供を受ける契約で、業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用を必要とするものその他業務の適正な執行のため区長が特に必要と認めるもの

したがって、当条例第2条第1項第1号によれば、物品に係るリース契約は「長期継続契約」ということになる。また、「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例実施要綱」（平成19年4月1日より実施）第4条第1項には、

第4条 長期継続契約は、各年度の予算の範囲内で執行される解除条件付契約であって、債務負担行為の設定を不要とするものである。

このため、大田区におけるリース契約は債務負担行為にはならず、よって、統一的な管理も要しないと理解であるとのことであった。しかしながら、「長期継続契約は（省略）解除条件付契約」となぜ言い切れるのかについて、にわかには首肯できかねる面があり、また、言い切れるとしても「解除条件」がどのようなものであっても、すなわち、解除ないし解約した場合に多額のキャンセル料が発生するものであっても、債務負担行為の設定を不要としていいと言えるのか、通常のリース契約に照らすと積然としない。この点、おそらく、当該条例実施要綱は、行政実例（昭和40年9月1日）に「賃借料年額十萬円で五年間建物を賃借する契約は、債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を附した場合は債務負担行為とする必要はない」とあることを根拠に作成されたものと思われるが、ここで例示されている通常の建物の賃貸借には、いわゆるフルペイアウトなどの解約不能条件は付されていないことに鑑みると、仮にすべてのリース契約に「当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を附した」としても、解約時にキャンセル料の発生等実質的な債務負担が発生する以上は、地方自治法第214条に照らして「債務負担行為」とする必要があると考える。解釈を明確にして取扱いを改める必要がある。

②今回の物品の管理の状況を行うに当たって、取得時の起案書の他、領収証、納品書といった取得に係る証憑類の提出を求めたが、「大田区文書分類保存基準の制定について」総発第207号（平成9年6月25日）により、「経理管財課以外の財産・物件等の取得、管理及び処分に関する事案」については、「課長決定事案に係る文書」については1年、「区長決定、助役決定及び部長決定事案に係る文書」については3年、「右記（注：前2項）に関わらず、国又は都等からの補助金により行った事業で監査、検査の対象となる文書並びに新築、改築及び増築に係る文書」については5年、と規定されているため、ほとんどの物品について取得に係る証憑類の提出がなかった。資産計上の妥当性を検証しようとする場合、証票類が保存されていないとすれば、その確認は難しいことになる。従来、土地以外の支出後の資産については、その計上額や評価の妥当性が必ずしも求められていなかった

ため、このように短期での文書の廃棄が認められてきたものと思料するが、少なくとも今後は資産計上の対象となるべき支出について、それらの証憑類の保存期間を民間あるいは公法人並みに延長すべきと考える。

③現行の備品管理台帳（システム）においては、例えば、平成 21 年 3 月 31 日現在における備品台帳データを、当日以後の特定日に打出すことが難しい状況にある。すなわち、「財産に関する調書」に掲載されているデータの残高内訳を、翌日以降、備品管理台帳（システム）を使って打出そうと思っても、すでに更新がなされてしまっており、打出すことができない状況にある。少なくとも決算日のデータについては、バックアップデータを録るなど、台帳さらには調整表上「財産に関する調書」の根拠となるデータを保存すべきである。

第8章 債権について

1. 概要

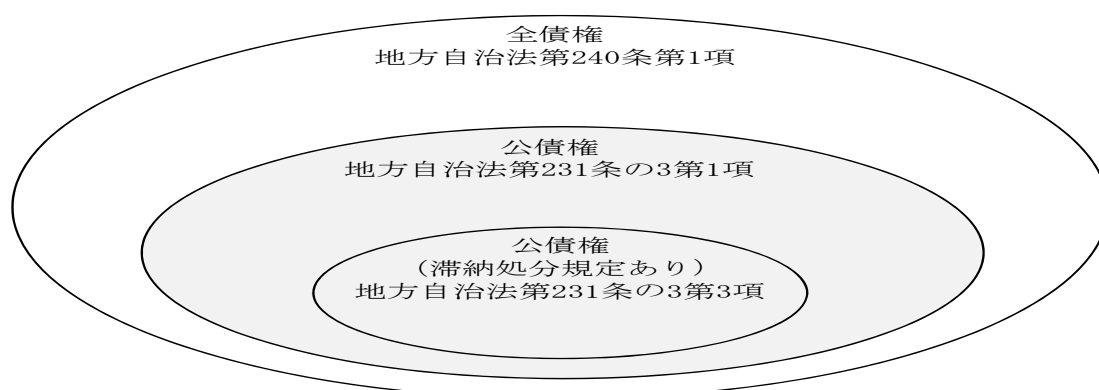
1) 債権の定義と分類

(1) 債権の定義

地方自治法において債権とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とされている（第240条第1項）。債権には、地方税、分担金、使用料、手数料等の法令または条例に基づく収入金に係る債権、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権を含み、また、歳出金の誤払いまたは過渡に基づく返還金に係る債権をも含むとされている⁶。

(2) 債権の分類

地方自治法は、第240条第1項の「債権」のうち、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」（第231条の3第1項）という分類を設けており、さらに当該分類のうちに「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」（第231条の3第3項）という分類を設けている。ここでは、地方自治法は、第240条第1項に規定する「債権」を「全債権」とし、地方自治法第231条の3第3項に定める債権を、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされていることから、「公債権（滞納処分規定のあるもの）」とする。一方、地方自治法第231条の3第1項の債権から当該公債権（滞納処分規定のあるもの）を除いた債権を「公債権（滞納処分規定のないもの）」とし、公債権（滞納処分規定のあるもの）と公債権（滞納処分規定のないもの）から成る地方自治法第231条の3第1項の債権を「公債権」と総称することにする。また、全債権から公債権を除く債権を「私債権」とする。また、便宜上、公債権（滞納処分規定のないもの）及び私債権を「私債権等」と総称することにする。



一方、大田区では、大田区債権の管理に関する条例第2条において、同施行規則第2条

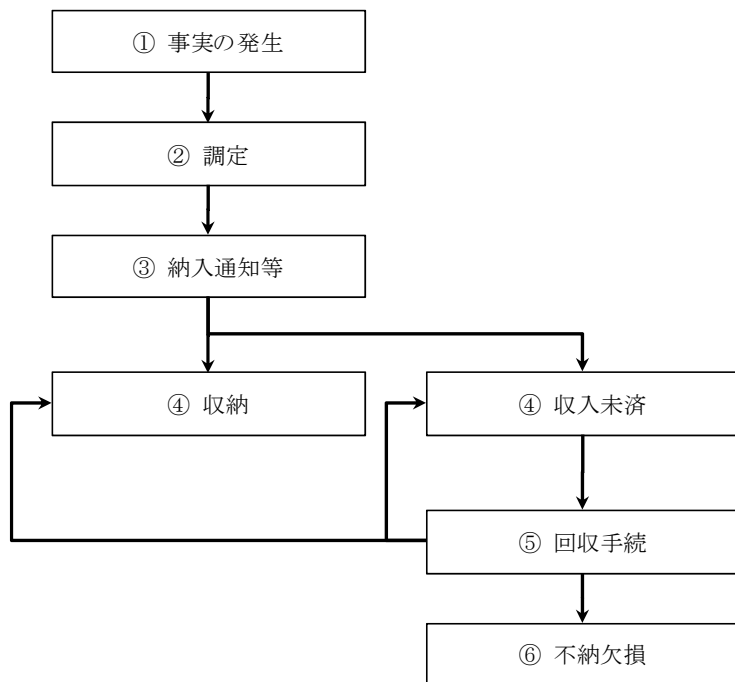
⁶ 松本英昭『新版逐条地方自治法』914頁（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）

に該当する 21 種類⁷の債権を「区の債権」として定義しており、「金銭の給付を目的とする区の権利（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権および同法第 240 条第 4 項各号に規定する債権を除く）のうち、規則で定めるもの」としている。当該債権は、地方自治法第 240 条第 1 項の債権である全債権から、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する公債権（滞納処分規定のあるもの）および同法第 240 条第 4 項各号に規定する債権を除いた債権のうち、同施行規則で特に定めた債権として分類（私債権等に内包）することができる。このように大田区においては、地方自治法における債権のうち、区の債権として大田区固有の債権を定めており、その他の債権については個別の条例、規則において分類、整理している。

2) 債権管理

大田区における債権の発生から収納または不納欠損までのプロセスは概ね次のとおりとなる。

-
- ⁷ (1) 大田区中小企業融資基金条例（昭和 42 年条例第 25 号）に基づく事業経営資金貸付金及び小規模企業特別事業資金貸付金
(2) 旧大田区小規模企業特別緊急資金貸付条例（昭和 47 年条例第 5 号）に基づく小規模企業特別緊急資金貸付金
(3) 大田区賃貸工場条例（平成 6 年条例第 7 号）に基づく賃貸工場使用料並びに当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料
(4) 大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成 14 年条例第 48 号）に基づく賃貸住宅使用料並びに当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料
(5) 大田区創業支援施設条例（平成 14 年条例第 54 号）に基づく支援施設使用料並びに当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料
(6) 大田区産業連携支援施設条例（平成 17 年条例第 84 号）に基づく連携支援施設使用料並びに当該施設で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料
(7) 大田区大森南四丁目工場アパート条例（平成 18 年条例第 73 号）に基づく工場アパート使用料並びに当該施設で使用する電気、電話、上下水道の使用料及びインターネット接続料
(8) 旧大田区生業資金貸付条例（昭和 29 年条例第 5 号）に基づく生業資金貸付金
(9) 大田区奨学金貸付条例（昭和 49 年条例第 13 号）に基づく奨学金貸付金
(10) 旧大田区特別奨学金貸与条例（昭和 36 年条例第 14 号）に基づく特別奨学金貸与金
(11) 旧大田区母子福祉応急小口資金貸付条例（昭和 40 年条例第 6 号）に基づく母子福祉応急小口資金貸付金
(12) 大田区応急小口資金貸付条例（昭和 49 年条例第 16 号）に基づく応急小口資金貸付金
(13) 旧大田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年条例第 7 号）に基づく女性福祉資金貸付金
(14) 旧東京都大田区営住宅条例（昭和 58 年条例第 1 号）及び大田区営住宅条例（平成 9 年条例第 50 号）に基づく区営住宅使用料及び共益費
(15) 大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）に基づく区民住宅使用料及び共益費
(16) 大田区立シルバーピア条例（平成 5 年条例第 8 号）に基づくシルバーピア使用料及び共益費
(17) 大田区立従前居住者用賃貸住宅条例（平成 6 年条例第 18 号）に基づく使用料及び共益費
(18) 大田区高齢者アパート規則（昭和 53 年規則第 56 号）に基づく利用料
(19) 旧大田区同和对策資金貸付条例（昭和 53 年条例第 35 号）に基づく同和对策資金貸付金
(20) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく一般被保険者第三者納付金及び退職被保険者等第三者納付金並びに一般被保険者返納金及び退職被保険者等返納金並びに加算金
(21) 大田区立館山さざなみ学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和 58 年教育委員会規則第 8 号）に基づく賄費



①事実の発生

事実の発生とは、条例、契約等に基づく、個人、法人に対する特定の貸付行為の発生、または地方税法に基づく個人、法人に対する地方税の賦課決定等、法律または政令、条例もしくは規則の定め、或いは、契約等に基づき、大田区の収入根拠となる事実の発生をいう。当該事実が合法的に発生し、成立していることが、以後の大田区における徴収、収納の根拠となる。

②調定

調定とは、「調査決定の意味であり、所要の事項を調査のうえ、金銭債権の存在及び内容を確認すること」⁸をいい、地方自治法第 231 条を根拠とする歳入の収入手続である。地方自治法施行令では「歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ」（第 154 条第 1 項）としており、事実の発生につき、その根拠を調査し、その上で金銭債権として決定することを要請している。大田区においては、当該法律ならびに政令の規定に基づき、大田区会計事務規則において「歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入、納期又は納付期限及び納付場所を調査決定（以下「調定」という。）しなければならぬ」（第 22 条）としている。また、「歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、収支命令者をして、財務会計システムによ

⁸ 大田区会計事務の手引 3-2-1

り直ちに会計管理者に通知しなければならない」(第 23 条)としている。調定は、原則として次に記載する納入の通知に先立ち実施される事が必要となるが、法律上又は性質上事前調定がなされない場合に限り事後調定も認められる⁹。この点につき、大田区でも「調定は(中略)事前調定(中略)が原則であるが、税の延滞金、窓口手数料等即納されるものについては、収納以前に調定手続をとることができない。この場合収納が先行し、現金の収納後に調定が行われる形になる」¹⁰としている。

③納入通知等

納入の通知とは、「歳入の調定が行われた後、納入義務者に対して、その履行を請求する行為」¹¹をいい、調定と同様に地方自治法第 231 条を根拠とする歳入の収入手続である。地方自治法施行令では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない」(第 154 条第 2 項)としており、納入通知を義務付けている。また、「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない」(第 154 条第 3 項前段)とし、納入通知における記載事項を定めている。地方税については「文書により納付又は納入の告知をしなければならない」(地方税法第 13 条参照)とされているが、「両者ともその本質において異なるものではない」¹²とされている。一方、地方自治法施行令では、「その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる」(第 154 条第 3 項但書)としている。この点につき大田区では、大田区会計事務規則第 26 条において、納付書により収納しなければならない場合を列挙¹³している。この、法令の規定による納入通知は、時効の中断の効力を有し(地方自治法第 236 条第 4 項)、地方公共団体の有する公債権および私債権を含む全債権に適用される¹⁴。大田区における納入通知書の記載についてであるが、歳入科目及び納入すべき金額が調定

⁹ 松本英昭『新版逐条地方自治法』746 頁(学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月)

¹⁰ 大田区会計事務の手引 3-2-1

¹¹ 大田区会計事務の手引 3-2-6

¹² 松本英昭『新版 逐条地方自治法』747 頁(学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月)

¹³ 大田区会計事務規則 第 26 条 第 1 項においては次の場合が定められている

- (1) 負担金、補助金、委託金、寄付金、特別区財政調整交付金、預金利子、配当金及び滞納処分費を収入する場合
- (2) 出納員又は私人に歳入の徴収又は収納事務を委託した場合における受託者が、その収納金を払い込む場合
- (3) 資金の前渡を受けた者が源泉徴収をした金額を払い込む場合
- (4) 資金前渡若しくは概算払を受けた者又は支出事務の委託を受けた私人が、その精算残金を返納する場合
- (5) 納入通知書を発行した後に調定の変更その他により、納付すべき金額が減少したとき又は納付期限を繰り上げた場合
- (6) 納入通知書を紛失又は著しく汚損した場合
- (7) 納付に使用した小切手が不渡りとなった場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認めた場合

¹⁴ 小笠原春夫=河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』316 頁(ぎょうせい、初版、平成 15 年 10 月)

と同一でなければならないことは記載するまでもないが、納期限については、「法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から 20 日以内において適宜の納期限を定めるものとする」（大田区会計事務規則第 27 条）とし、納入場所については大田区にて定める収納機関において収納されることになる。納入通知の発行は原則として、財務会計システムにて行われるが、例外として、当該システムから直接出力はせず、手作成をする場合が存在する¹⁵。この場合における納入通知の情報は、財務会計システム外において管理されている。

④ 収納または収入未済

納入が通知された場合、通常は、納入通知に従って、債務者は大田区に対して義務を履行することになるが、未履行となった場合には収入未済となる。ここに収入未済とは、「調定を行った歳入で当該年度中（出納整理期間を含む）に収入されなかった場合をいう」¹⁶。収入未済があった場合、理論的には、個別システム等の収入未済情報と財務会計システムにおける収入未済情報は一致しなければならない。このため、各部局で財務会計システムから歳入予算整理簿を出力し、個別システム等の収入未済情報と突合し、管理することになる。なお、収入未済の繰越につき、「(中略) その金額を翌年度に繰り越し、以降この例に従って順次繰り越さなければならない」（大田区会計事務規則第 49 条第 1 項）とされており、当該年度繰越にあたっては、会計管理室又は各部局における財務会計システムへの登録が必要¹⁷とされている。ところで、大田区では大田区債権の管理に関する条例施行規則において、区の債権につき、次の 6 種に分類することを求めており（第 3 条第 1 項）、上記分類に従い「その区分に従って必要な措置を講じなければならない」（同条第 2 項）としている。

- (1) 法令等の規定に基づき、なお一層の徴収の努力を要する債権
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 171 条の 2 の規定により強制執行等の措置をとるべき債権
- (3) 施行令第 171 条の 5 の規定により徴収を停止すべき債権
- (4) 施行令第 171 条の 7 の規定により免除すべき債権
- (5) 消滅時効に係る時効期間が経過した債権
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込まれる債権

また、同施行規則第 4 条において、「この規則の施行に関し必要な事項は、経営管理部長が定める」とされている。なお、全債権のうち、区の債権に該当しない債権については、個別の条例、規則等において規定されることとなる。

⑤ 回収手続

¹⁵ 大田区会計事務の手引 3-2-8 参照

¹⁶ 大田区会計事務の手引 3-7-1

¹⁷ 大田区会計事務の手引 3-7-1 参照

A. 督促

督促とは、「債務者が納付の期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為」¹⁸である。地方自治法においては、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」（第240条第2項）としている。この債権のうち公債権については、「納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」（第231条の3第1項）としており、その他の債権である私債権¹⁹についても地方自治法施行令第171条において、「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」とし、全債権につき、期限を指定した督促を義務付けている。公債権に対する督促のうち、地方自治法第231条の3第3項に定める公債権（滞納処分規定のあるもの）に対する督促は、後述する滞納処分の前提条件となることから、督促のなされない限り、滞納処分手続に入ることはできない²⁰。一方、私債権等に対する督促は、滞納処分手続を前提とはせず、「裁判上の手続きにより、強制的に債務内容の実現を図るほかないから、（中略）民法上の催告と同様の性質を有する」²¹ことになる。法令の規定による督促は、時効の中断の効力を有する（地方自治法第236条第4項）。この「時効中断は、地方公共団体の有する全債権に適用される」²²。公債権の督促の送達の方法については、地方自治法第231条の3は、第4項において、当該督促における「書類の送達及び公示送達については地方税の例による」としており、原則として地方税法第20条の規定（到達主義²³）に基づくこととなるが、例外的に地方税法第20条の2の公示送達の規定により、地方公共団体の掲示場に掲示し、7日を経過した日に送達のあったものと看做される。私債権の督促の送達の方法も到達主義の原則に変わりはないが（民法第97条）、公示送達については、民法第98条第3項但書において、「表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない」としており、相違が生じている。一方、地方自治法は「督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」（第231条の3第2項）とし、公債権の督促につき、条例で定めることを条件に、手数料および延滞金の徴収を認めている。大田区では、区の債権につき、大田区債権の管理に関する条例において、「区長は、地方自治法第240条第2項（中略）の規定並びに（中略）政令の定めるところにより督促（中略）を行い、適

¹⁸ 松本英昭『新版逐条地方自治法』758頁（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）、大田区会計事務の手引3-6-1参照

¹⁹ 小笠原春夫＝河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』303頁（ぎょうせい、初版、平成15年10月）

²⁰ 松本英昭『新版逐条地方自治法』（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）758頁参照

小笠原春夫＝河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』303頁（ぎょうせい、初版、平成15年10月）

²¹ 小笠原春夫＝河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』304頁（ぎょうせい、初版、平成15年10月）

²² 小笠原春夫＝河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』316頁（ぎょうせい、初版、平成15年10月）

²³ 青田悟朗「自治体の有する債権管理[第3回]」自治体法務NAVI22号61頁（第一法規、平成20年4月）

正に区の債権を徴収しなければならない」(第4条第1項)としている。また、債権の督促²⁴につき、大田区使用料、手数料等の収入金額の督促及び滞納処分に関する条例において「使用料等を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に督促状を発行して督促する」(第2条第1項)とするとともに、「督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する」(第2条第2項)としており、債権の徴収にあたり、督促を要請するとともに、督促ならびに督促における納付すべき日数を具体的に定めている。なお、大田区特別区税条例においては、「区民税の納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後35日以内に督促状を発しなければならない」(第34条の6)としている。手数料および延滞金の徴収につき、大田区では、大田区使用料、手数料等の収入金額の督促及び滞納処分に関する条例第3条において、延滞金ならびにその徴収方法につき規定しているが、督促手数料については同条例、大田区手数料条例、大田区手数料条例の解釈および運用について等の条例、規則において定めはない。

B. 強制執行等

地方自治法第240条第2項における督促については既述のとおりであるが、督促においてもなお徴収不能が生じた場合、私債権等につき、地方自治法は「政令の定めるところにより、(中略)強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とし、債権の保全、取立を要請している。これを受けて、地方自治法施行令は第171条の2において、「普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない」とし一定の裁判上の行為を掲げている。

- (1) 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること
- (2) 債務名義のある債権((3)の措置により債務名義を取得したものを含む)については、強制執行の手続きをとること
- (3) (1)、(2)に該当しない債権((1)に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む)により履行を請求すること

なお、同施行令は、「第百七十一条の五の措置をとる場合又は第百七十一条の六の規定に

²⁴ 大田区使用料、手数料等の収入金額の督促及び滞納処分に関する条例第5条における滞納処分の規定には、「当該使用料等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分できるものであるとき」と規定してあることから、本条例は公債権(滞納処分規定あり)に関するものとなる。

より履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない」(第 171 条の 2 但書)としており、後述の徴収停止(地方自治法施行令第 171 条の 5)および履行延期の特約等(地方自治法施行令第 171 条の 6)、その他特別の事情がある場合においては、強制執行等の手続の履行を排除している。一方、公債権(滞納処分規定のあるもの)については、私債権等のように裁判上の行為を経ることなく、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する滞納処分(後述)による処分の履行が可能となる。大田区では、区の債権につき、大田区債権の管理に関する条例において、「区長は、地方自治法第 240 条第 2 項(中略)の規定並びに(中略)政令の定めるところにより(中略)強制執行等を行い、適正に区の債権を徴収しなければならない」(第 4 条第 1 項)として、強制執行等の実施を要請している。なお、私債権等のうち、区の債権に該当しない債権については、個別の条例、規則等において規定されることとなる。

C. 滞納処分

滞納処分とは、「区民税、分担金、加入金、過料、又は、法律で定める使用料等の公法上の収入を債務者が滞納した場合に行う行政上の強制執行であり、地方税の滞納処分の例によって行われる」²⁵。この、「区民税、分担金、加入金、過料、又は、法律で定める使用料等の公法上の収入」は、地方税を除き、公債権(滞納処分規定のあるもの)と同義のものであり、大田区ではここに滞納処分としては手続が同一である区民税を加えて定義している。滞納処分は、私債権等については該当しない。一方、滞納処分に不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、審査請求または異議申し立てができる²⁶(地方自治法第 231 条の 3 第 5 項、第 6 項)。滞納処分は、既述のとおり行政上の強制執行であることから、住民の権利保護の観点から設けられた規定と考えることができる。審査請求または異議申し立てが為された場合には、議会の諮問が必要となり、当該諮問を受けてこれを決定しなければならない²⁷(地方自治法第 231 条の 3 第 7 項、第 8 項)。滞納処分は、一般的に、差押、換価、配当の手続を踏むこととなるが、ここでは大田区における債権管理がテーマであることから、個別具体的な滞納処分の手続に関する詳述は行わない。大田区においては、大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例において、「使用料等について(中略)督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合において、当該使用料等が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、当該使用料及び当該使用料等に係る延滞金について、督促状に指定する期限経過後 40 日以内に滞納処分に着手する」(同条例第 5 条)としている。

²⁵ 大田区会計事務の手引 3-6-1

²⁶ 松本英昭『新版逐条地方自治法』760 頁(学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月)

²⁷ 青田悟朗「自治体の有する債権管理[第 3 回]」自治体法務 NAVI22 号 62 頁(第一法規、平成 20 年 4 月)参照

D. 徴収停止

地方自治法は、第 240 条第 3 項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる」としている。これを受けて地方自治法施行令第 171 条の 5 において、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」としており、以下の場合を規定している。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

当該規定は、地方自治法施行令第 171 条の 5 が「強制徴収により徴収する債権を除く」としていることから、私債権等についての規定となる。本条の解釈として、「徴収停止をすることができるのは、令第 171 条の 5 各号に掲げる事由に該当するときに限られ、条例、規則でこれと異なる定めをすることはできないと解する。(中略) 滞納処分等の停止のように、徴収停止後、一定期間経過後当該徴収停止に係る債権が当然に消滅するという制度を条例により設けることはできない」²⁸との解釈がある。大田区では、区の債権につき、大田区債権の管理に関する条例において、「区長は、前条の規定による徴収の努力を払ってもなお履行されていない債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、これを放棄することができる」(第 5 条第 1 項) とし、以下の場合を規定している。

- (1) 区の債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効期間経過後に債務者が区の債権の一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込まれるとき
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）その他の法令の規定により、債務者が区の債権についてその責任を免れたとき
- (4) 債務者が失踪（そう）、行方不明その他これに準ずる状態にあつて、徴収の見込みがないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じて規則で定めるとき

本条の規定は、地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定の上記解釈に鑑み、債権が当然に消滅するという規定にはなっていない。一方、「(中略) 区の債権を放棄するときは、当該

²⁸ 松本英昭『新版逐条地方自治法』917 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）

区の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄する」(大田区債権の管理に関する条例第5条第2項)としており、上記のいずれかの場合に該当した場合においては、債権元本のみではなく、当該債権に付随して発生した一切の債権を放棄する旨明記している。なお、私債権等のうち、区の債権に該当しない債権については、個別の条例、規則等において規定されることとなる。公債権(滞納処分規定のあるもの)における徴収停止に代わる措置としては、滞納処分の執行停止(地方税法第15条の7)となる。地方税法は、次のとおり、滞納処分の停止の要件を定めている(地方税法第15条の7第1項)。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

また、滞納処分の執行を停止した場合においては、その旨を滞納者に通知しなければならず(同条第2項)、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない(同条第3項)と規定している。一方、滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する(同条第4項)としており、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、その地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅させることができる(同条第5項)としている。大田区における公債権(滞納処分規定のあるもの)については、上記のほか、個別の条例、規則等において、取扱を定めている。

E. 履行延期の特約等ならびに免除

地方自治法第240条第3項を受けて、地方自治法施行令は、私債権等につき、無資力状態等である場合²⁹における履行延期の特約又は処分(第171条の6第1項)の規定を設けている。但し、この場合においても、既に発生した履行の遅延に係る損害賠償金等³⁰の債権は徴収すべきものとする(同第2項)としている。また、地方自治法施行令は、同特約または処分をした債権に対する無資力状態等の継続³¹の場合における免除の規定(第171条の7)を設けている。当該免除においては、地方公共団体の議決は要しないものとされている(第171条の7第3項)。大田区では、区の債権に関する履行延期の特約等ならびに免除につき、大田区使用料、手数料等収入金の督促及び滞納処分に関する条例において、「次の各号の一

²⁹ 地方自治法施行令は、第171条の6において、無資力状態等に該当する場合として5つの場合を規定している。

³⁰ 損害賠償金等とは損害賠償金、「延滞金、違約金、保証金等名称の如何を問わず、金銭債務の履行遅延に基づいて、支払うべき金銭」(松本英昭『新版逐条地方自治法』919頁(学陽書房、第4次改定版、平成19年3月))をいう。

³¹ 無資力状態の継続の場合とは、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき」(地方自治法施行令第171条の7)をいう。

に該当する場合においては、前条の規定による延滞金額を減額または免除することができる」(第4条)として、督促をした場合における延滞金につき、次の場合につき、減免することができるとしている。

- (1) 使用料等を納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかったとき
- (2) 使用料等の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないためまたは外国においてべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達がかえて公示送達をしたとき
- (3) 前各号のほか、延滞金額を減額または免除することについてやむを得ない理由があると認められるとき

本規定は、地方自治法施行令第171条の6第2項を受けた規定として考えることができる。即ち、大田区が徴収するとしている延滞金は、履行延期の特約等を実施した場合であっても、同条に基づき、徴収すべきものとされるところ、(1)乃至(3)の条件のいずれかに該当した場合においては、条例によって減免を認めるというものである。当該減免のうち、免除については、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、原則として議会の決議によることが求められるが、同第10号において、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」とあり、条例に基づく免除となることから、地方自治法施行令第171条の7第3項と同様に、議決は要しないこととなる。

なお、私債権等のうち、区の債権に該当しない債権については、個別の条例、規則等において規定されることとなる。公債権(滞納処分規定のあるもの)における履行延期の処分にかわる措置は、徴収猶予(地方税法第15条～第15条の4)、換価猶予(地方税法第15条の5、第15条の6)、ならびに納税の猶予にともなう担保等(地方税法第16条～第16条の5)となる。これら規定は、一定の要件に基づき、1年以内の期間において、徴収または換価を猶予するという内容ならびに当該猶予を取り消す場合の要件等につき規定したもの、または猶予に伴い徴収等すべき担保に関して規定したものである。一方、免除にかわる措置は、滞納処分の停止(地方税法第15条の7、地方税法第15条の8)、納税の猶予の場合の延滞金の免除(地方税法第15条の9)となる。これら規定は、一定の要件に基づく滞納処分の停止ならびに停止の取消に関して規定したもの、一定の要件に基づく場合、滞納処分の停止を取り消すことができる旨を規定したものである。大田区における公債権(滞納処分規定のあるもの)については、上記のほか、個別の条例、規則等において、取扱を定めている。

F. 時効

時効は、「一定の事実状態が一定期間継続することによって権利の得喪を生ずる制度」³²である。このうち、権利を取得するものを取得時効、権利を喪失させるものを消滅時効という。地方自治法は第236条において、普通地方公共団体の金銭債権の消滅時効について規

³² 我妻 栄=有泉 亨『新版 民法I総則・物権法』28頁(一粒社、第4版(新版)第9刷、1998年10月)

定している。まず、時効の期間に関してであるが、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する」（第1項）としており、普通地方公共団体の金銭債権に関する消滅時効は、他の法律に規定のある場合を除き、5年で消滅するとしている。ここに、「他の法律に規定のある場合」における他の法律とは、私債権については、一般の債権における民法の規定（時効完成期間は10年）（第167条第1項）、一般の商事債権における商法の規定（時効完成期間は5年）（第522条）の規定等がこれに該当し、公債権については、地方税の徴収金にかかる債権における地方税法の規定（時効完成期間は5年）（第18条）、国民健康保険の保険料等における国民健康保険法の規定（時効完成期間は2年）（第110条第1項）等が該当する³³。このように、地方公共団体の全債権に関する消滅時効は、画一的に5年となるものではなく、当該債権の性質により異なってくる点に注意が必要である³⁴。なお、本規定は、滞納処分執行停止をした地方税のように、「法律上、一定期間を経過することにより当然に権利が消滅することになっているものについては、それによって時効制度と同様の効果が得られるので、あらためて適用される余地はない」³⁵とされている³⁶。次に、時効の援用等についてであるが、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」（地方自治法第236条第2項）としており、普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権、即ち公債権の消滅時効に関しては、法律に別段の定めがある場合のほか、時効の援用³⁷を要せず、また、時効の利益を放棄³⁸することはできない旨定められている。一方、私債権については、民法に規定されているように、時効は当事者が援用しなければその効力は生じず（第145条）、時効の利益は予めこれを放棄することができない（第146条）とし、「すでに完成した時効または経過

³³ 松本英昭『新版逐条地方自治法』864頁（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）参照

³⁴ 地方公共団体の債権であっても、私法上の債権にあるとされたものとしては、国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権（最裁S46.11.30）、公営住宅の敷金（S30.12.23行実T15.7.2大判）、水道修繕工事費（受託工事費）、工事請負契約の解除に伴う違約金などがある。また、最近の例としては、最高裁第二小法廷が平成15年10月10日に地方公共団体が経営する水道料金の債権に民法第173条第1号に定める2年の消滅時効が適用されるとした高裁判決を是認したものが挙げられる。（大阪府総務部市町村課行政グループ「相談室 金銭債権の時効と会計上の処理について」自治大阪2005年2月号39頁乃至40頁参照）（青田悟朗「自治体の有する債権管理[第1回]」自治体法務NAVI20号54頁以下（第一法規、平成19年12月）参照）

³⁵ 松本英昭『新版逐条地方自治法』865頁（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）参照

³⁶ ①執行停止後3年間を経過した後に不納欠損する（地方税法15条の7第4項）、②解散による法人格の消滅など徴収できないことが明らかであるときは、即時に不納欠損ができる（地方税法15条の7第5項）などがこの例にあたる。（青田悟朗「自治体の有する債権管理[第3回]」自治体法務NAVI22号60頁以下（第一法規、平成20年4月）参照）

³⁷ 時効の援用とは、「時効によって利益を受ける者が時効の利益を受ける意思を表示することである。」我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法I総則・物権法』212頁（一粒社、第4版（新版）第9刷、1998年10月）

³⁸ 時効の利益の放棄とは、「時効の援用の裏に当たるもので、時効の利益を受けないという意思を表示することである。」我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法I総則・物権法』214頁（一粒社、第4版（新版）第9刷、1998年10月）

した時効期間についてだけ認められる」³⁹としている。このように、公債権と私債権の間で時効の取扱につき相違が生じている。

さらに、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する」（地方自治法第 236 条第 3 項）としており、同条第 4 項においては、「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する」と規定している。

本条第 3 項は、時効の中断⁴⁰、時効の停止⁴¹、時効の遡及効⁴²、時効の起算点⁴³等（時効の援用、時効の利益の放棄を除く）につき、適用すべき法律がない場合には民法の規定を用いるとしている。民法は、消滅時効の中断事由として、「(イ)請求、(ロ)差押え、仮差押え又は仮処分、(ハ)承認の三種」⁴⁴（民法第 147 条）の発生により、既に進行してきた時効期間はその効力を失う旨を規定しており、「履行期限が定まっている債権については、期限到来の時、期限の定めのない債権にあつては、債権成立の時からそれぞれ時効が進行するのであり、普通地方公共団体の歳入の調定の有無等は時効の進行とは関係がない」⁴⁵としている。

これに対し、本条第 4 項では、「法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、絶対的な時効の中断の効力が認められている」⁴⁶としている。これは、「普通地方公共団体の金銭債権について、民法の規定による時効中断の手続きを必要とすることは、事務手続上極めて煩雑になる（中略）」⁴⁷こと等の理由から、当該規定が制定されたものとされる。つまり、民法の規定においては、消滅時効の中断事由には該当しない納入の通知及び督促につき⁴⁸、「地方公共団体の納入の通知及び督促は、裁判上の手続を経ることなく時効中断の効力を有するのである。この納入の通知及び督促による時効中断は、地方公共

³⁹ 我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法 I 総則・物権法』215 頁（一粒社、第 4 版（新版）第 9 刷、1998 年 10 月）

⁴⁰ 「時効は一定の事実状態が継続するものであるから、この事実状態を覆すような事実が生ずるときは時効は進行しえないことになる。これを時効の中断という。中断事由が終了すれば時効はあたらしく進行を始める。」我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法 I 総則・物権法』217 頁（一粒社、第 4 版（新版）第 9 刷、1998 年 10 月）

⁴¹ 時効の停止とは「時効の完成間際にそのまま時効を完成させては権利者に気の毒だという事情のあるときに、時効の完成を一定の期間猶予する制度である。その期間が終われば時効は完成する」我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法 I 総則・物権法』224 頁（一粒社、第 4 版（新版）第 9 刷、1998 年 10 月）

⁴² 「時効の効果は権利の得喪を生ずることであるが、その効果は時効期間の最初に遡る（一四四条）」我妻 栄＝有泉 亨『新版 民法 I 総則・物権法』211 頁（一粒社、第 4 版（新版）第 9 刷、1998 年 10 月）

⁴³ 時効の起算点につき、民法は第 166 条第 1 項において、「消滅時効は権利を行使することができる時から進行する」としている。

⁴⁴ 松本英昭『新版逐条地方自治法』867 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）

⁴⁵ 松本英昭『新版逐条地方自治法』867 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）

⁴⁶ 松本英昭『新版逐条地方自治法』867 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）

⁴⁷ 松本英昭『新版逐条地方自治法』868 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）

⁴⁸ 民法の規定において「納入の通知及び督促」は「債務者に対して履行を請求する債権者の意思の通知であることにおいて、民法上の催告と同一である。」（松本英昭『新版逐条地方自治法』868 頁（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月））

団体の有する公法上及び私法上のすべての債権に適用される」⁴⁹としており、公債権、私債権のいずれであっても、法令の規定により普通地方公共団体がする行為に限り、民法第153条の規定の例外として、消滅時効の中断事由に該当するとしている。なお、「納入の通知又は督促をして時効を中断した後、さらに民法の適用又は準用により催告して時効を中断することができるかということについては、催告よりも強い時効中断の効力が法定されている以上、できないものと解する。また、督促をした後、再び督促をしても、再び時効を中断することはできないと解する（大判大八、六、三〇参照）」⁵⁰とされているので注意が必要である。大田区においても、会計事務の手引において、「区の債権債務に関しては、法律に別段の定めがある場合を除き、時効の援用を必要とせず、また、時効の利益を放棄できない。したがって、時効完成期間が満了したとき、債権債務は当然に消滅する。ただし、『法律に特別の定めがある場合を除く』と規定されているため、時効期間が満了すると、公法上の債権は消滅するが、私法上のものについては、一般原則に従い時効の援用を必要とする」⁵¹等としており、上記内容と相違する点は見当たらない。

ところで、区の債権については、大田区債権の管理に関する条例施行規則第3条において「(5) 消滅時効に係る時効期間が経過した債権」として区分し、管理することが要請されている。一方、大田区債権の管理に関する条例第5条において、区の債権を放棄できる場合の一つとして、「消滅時効に関する時効期間の経過」（第1項第1号）を定めている。同号はさらに、「時効期間経過後に債務者が区の債権の一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く」と定めている。このうち、「時効期間経過後に債務者が区の債権の一部を履行したとき」の規定からは、時効期間が経過した場合であっても、その後の債務の一部若しくは全部の履行の可能性が無い場合を除き、権利放棄せずに継続的管理を要請しているものと解することができる。一方の「その他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるとき」の規定からは、特別の理由が無い場合（あるか否か判然としない場合を含む）において、時効期間の経過に基づき自動的に権利放棄するものであることから、権利放棄をするまでの間における管理を要請しているものと考えられる。

このように、消滅時効に関する時効期間の経過後の区の債権を何時まで管理すべきかにつき、明確化されていないものとする。なお、後者の「特別の理由」に関する規定が存在しないことから、後者における権利放棄しない場合がどのような場合であるかは判然としない。この点につき、時効完成後または権利放棄後の債務者からの弁済の意思表示があった場合の取扱が問題となる。

公債権については、既述のとおり、時効の援用は要せず、利益の放棄も認められていないことから、時効の完成により権利は消滅することとなる。従って、「時効完成後に債務者から弁済を受けても、いわゆる非債弁済となり、収納すれば不当利得返還請求の原因とな

⁴⁹ 小笠原春夫＝河野正一『最新地方自治法講座⑧ 財務(2)』316頁（ぎょうせい、初版、平成15年10月）

⁵⁰ 松本英昭『新版逐条地方自治法』（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）868頁

⁵¹ 大田区会計事務の手引 2-5-2

るので、収納すべきものではないと考える」⁵²。この考えに基づき、管理上も時効完成に伴う当該債権情報の抹消が必要となる。即ち、債務者が弁済の意思表示をしたとしても、収納に対応する債権が存在しないことによる収納不能の措置が必要となる。

一方の私債権についてであるが、上記のとおり時効の援用が必要となり、これがない場合には時効は完成しない。従って、援用後の弁済の意思表示があった場合、または援用はなかったものの、徴収停止や免除等のように権利放棄した場合における、債務者よりの弁済の意思表示があった場合の取扱が問題となる。この点につき、後述の不納欠損後の「納入については、自治体として権利放棄すれば債権も消滅したことになるので、その後に入金があれば還付しなければならない」⁵³とする見解がある。この考えに基づくならば、管理上、時効援用や権利放棄に伴い当該債権情報は抹消されることが必要となる。即ち、公債権と同様、債務者が弁済の意思表示をしたとしても、収納に対応する債権が存在しないことによる収納不能の措置が必要となる。このことは、時効援用や権利放棄があったものの、手続上、当該債権情報を抹消していない間に行われた意思表示についても同様に扱われることが必要となろう。

⑥不納欠損

不納欠損とは、「調定をした歳入が、時効の完成等により徴収することができなくなった場合」⁵⁴をいう。この「時効の完成等」における「等」には、徴収停止、免除等が含まれるものと考えられる。不納欠損においては、財務会計システム上での該当債権の切捨（評価減、貸倒引当金の計上等を含む（以下、同様））の措置が講じられることとなる。大田区では、不納欠損の取扱につき、大田区会計事務規則において、「歳入徴収者は、歳入に欠損となったものがあるときは、収支命令者をして、不納欠損額通知書により、会計管理者に通知させなければならない」（第48条）としているが、この場合、各部局における債権管理上、該当債権の切捨を実施すべきか否か判断としない。既述のとおり、公債権における時効の完成、私債権における時効援用ならびに権利放棄等が不納欠損の要件に該当するものと考えられるが（公債権ならびに私債権の全債権に対する不納欠損要件であることから、区の債権に関する要件でもある）、会計管理者への通知による決算処理上の不納欠損は明確となっているものの、各部局における債権管理についての取扱は不明確である。

しかし、私債権における「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」（地方自治法施行令第171条の5第3号）の規定に基づき徴収停止をする等の場合には、本来、時効の援用がされておらず、単に費用対効果が認められないことに伴う徴収停止であることから、不納欠損処理を行ったとしても、各部局においては、管理上、当該債権情報を保有しておき、債務者が弁済の意思を表示した場合には、これを収納すべきものとする。また、大田区においては、各部局において、個別に収納等プロセスに関する

⁵² 青田悟朗「自治体の有する債権管理[第3回]」自治体法務 NAVI22号66頁（第一法規、平成20年4月）

⁵³ 青田悟朗「自治体の有する債権管理[第3回]」自治体法務 NAVI22号69頁（第一法規、平成20年4月）

⁵⁴ 大田区会計事務の手引 3-9-1

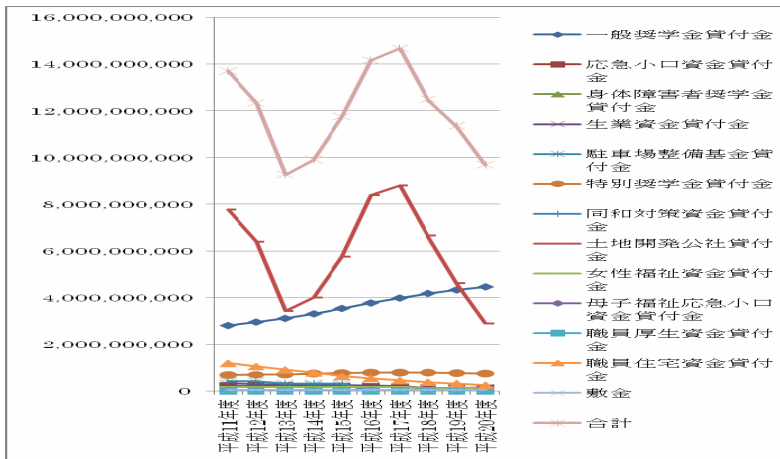
措置を講じており、部局横断的な区一体としての措置は講じられていない。このことは、各部局における債権としては、上記地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号に該当する場合であっても、区一体としての当該規定への合規性は検証されていないものと考えられる。区一体として考えてみると、債権金額は全関連部局の債権金額の合計額となる一方、取立に要する費用は一部局にて要する費用に相当する場合も考えられる。部局横断的な区一体としての債権管理の履行も必要である。これらのことから、不納欠損と個別の債権管理を画一処理するのではなく、法律、政令、条例、規則における不納欠損に該当する各場合における各部局における債権管理の方法をきめ細かく整備すること、不納欠損を実施する前の段階として、部局横断的な措置を講じることが必要となる。

2. 平成 20 年度「財産に関する調書」（債権）について

(単位：円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
一般奨学金貸付金	4,329,266,942	457,298,000	327,826,983	4,458,737,959
応急小口資金貸付金	115,428,657	13,212,000	10,458,887	118,181,770
小規模企業特別緊急資金貸付金	2,117,810	0	5,000	2,112,810
身体障害者奨学金貸付金	2,789,700	0	130,900	2,658,800
生業資金貸付金	137,478,820	17,259,921	4,547,334	150,191,407
特別奨学金貸付金	777,650,916	864,000	28,489,289	750,025,627
同和对策資金貸付金	2,555,000	0	0	2,555,000
土地開発公社貸付金	4,631,515,876	144,306,931	1,882,363,071	2,893,459,736
女性福祉資金貸付金	141,238,102	1,257,000	7,519,158	134,975,944
母子福祉応急小口資金貸付金	11,534,600	0	510,000	11,024,600
職員厚生資金貸付金	2,157,216	0	1,647,558	509,658
職員住宅資金貸付金	331,320,139	0	68,732,319	262,587,820
小規模企業特別事業資金債権	256,718,067	13,654,179	1,998,820	268,373,426
事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）	312,665,535	35,958	1,324,287	311,377,206
事業経営資金債権（経営支援資金債権）	258,125,354	13,842,455	1,853,220	270,114,589
敷金	50,055,000	0	0	50,055,000
合計	11,362,617,734	661,730,444	2,337,406,826	9,686,941,352

3. 過去 10 年間の残高の推移について



4. 個別の内容の検討について

以下では、「財産に関する調書」に明記されている債権を便宜的に、

(A) 福祉部系債権（－ 1. 一般奨学金貸付金、－ 2. 応急小口資金貸付金、－ 3. 身体障害者奨学貸付金、－ 4. 生業資金貸付金、－ 5. 特別奨学金貸付金、－ 6. 女性福祉資金貸付金、－ 7. 母子福祉応急小口資金貸付金）、

(B) 産業経済部系債権（－ 1. 小規模企業特別緊急資金貸付金、－ 2. 小規模企業特別事業資金債権、－ 3. 事業経営資金債権（景気対策特別資金貸付金）、－ 4. 事業経営資金債権（経営支援資金債権））、

(C) 経営管理部系債権（－ 1. 同和対策資金貸付金、－ 2. 職員厚生資金貸付金及び職員住宅資金貸付金、－ 3. 土地開発公社貸付金、－ 4. 敷金）

に分けて考察している。

(A) 福祉部系債権

1) 概要（根拠条例等）

－ 1. 一般奨学金貸付金

大田区奨学金貸付条例（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 13 号）に基づき、就学するための費用を支払うことが困難な者に対し必要な学資金（以下「奨学金」と称す）を貸付けることにより、有能な人材を育成することを目的としている。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。貸付対象者は、次の要件を備えたものとされている。

- (1) 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている子またはこれに準ずる者
- (2) 経済的な理由により就学が困難な者
- (3) 高等学校（特別支援学校等を含む）、高等専門学校、大学及び専修学校高等課程又は専門課程に進学予定又は在学中の者
- (4) 大田区特別奨学生又は大田区身体障害者奨学生でない者

貸付額は次のとおりで、無利子となる。

- (1) 高校・高専・専修学校高等課程：国公立月額 14,000 円以内、私立月額 26,000 円以内
- (2) 大学・短大・専修学校専門課程：国公立月額 35,000 円以内、私立月額 44,000 円以内
- (3) 入学準備金：国公立高校等 70,000 円以内、私立高校等 220,000 円以内

申込受付開始は、在学生についてはは 5 月上旬、進学予定者についてはは 10 月下旬とされている。貸与期間は、原則として、当該学校の修業年限に達するまでの期間を限度し、月次で支給とされている。また、毎学年の初めに在学状況および生活状況について報告する旨が定められている。償還方法としては、卒業の月の翌月から 1 年間据置後、20 年以内に半年賦又は年賦で返還するものとされている。奨学金を希望する者は、所定の要件⁵⁵を備えた連帯保証人を立てることが要請されている。一般奨学金は、特別奨学金を含め大田区独特の制度であり、他区における奨学金制度で高等学校より上位の学校等に進学または進級するために貸与される奨学金は少ないとのことであった。

ー 2. 応急小口資金貸付金

大田区応急小口資金貸付条例（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 16 号）に基づき、応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、小口資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的とするものである。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。貸付対象者は、概ね、大田区に 3 ヶ月以上引き続き居住している世帯収入が生活保護基準の 1.5 倍以下の災害・疾病その他の応急に必要な資金の調達が困難な者とされている。貸付目的は概ね次のとおりとなる。

- (1) 火災その他の災害又は盗難等により、住宅又は家財に被害を受けた場合
- (2) 貸付対象者または同居の親族（以下「対象者等」と称す）が疾病にかかり、または傷害を受け、その治療等に要する費用に困窮する場合
- (3) 対象者等の進学、結婚、出産、転居又は住宅補修のために要する費用に困窮する場合
- (4) 対象者等が交通事故により生命又は身体が害され、その医療費又は生活費等に困窮する場合
- (5) 対象者等が、やむを得ない理由による旅行の費用に困窮する場合
- (6) 日常の生活必需品の購入費用に困窮する場合
- (7) 同居の親族又は単身で生活していた別居の親族の葬祭のために要する費用に困窮する場合
- (8) その他区長が貸付けを必要と認めた場合

貸付枠としては、一般の場合が 18 万円以内、特認の場合が 45 万円以内とされており、

⁵⁵ 連帯保証人の要件は次のとおりとなる

- (1) 本人の父、母、兄、姉又はこれに代わるべき者であること
- (2) 返還する能力があると認められる者であること
- (3) 特別区内に住所を有していること

いずれの場合も無利子である。償還方法は、原則として、貸付を受けた月の翌々月から月賦償還とされており、貸付金が5万円以下の場合は10ヶ月、5万円超18万円以内の場合は20ヶ月、18万円超45万円以内の場合は36ヶ月とされている。また、随時繰上償還も可能とされている。

－ 3. 身体障害者奨学貸付金

大田区身体障害者奨学金貸付条例（昭和58年3月23日 条例第2号）に基づき、身体障害者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校に就学するために必要な学資金を貸し付けることにより、身体障害者の就業による自立を促進することを目的とするものである。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第2条における区の債権となる。貸付対象者は、1年以上継続して大田区に住所を有し、義務教育修了又はこれと同等以上の学力を有すると認められる55歳未満の身体障害者手帳を所持⁵⁶する者で、大田区奨学金貸付を受けておらず、本貸付金の借受者であった場合には償還を完了した次の者となる。

- (1) 専修学校において修学することにより、自家営業又は企業等への就職を希望する者であること
- (2) 区長が特に認めた者を除くほか、現に自ら事業を営み、又は企業等に就職している者でないこと
- (3) 学校教育法第1条に定める学校、身体障害者福祉法第29条、第30条及び第31条に定める身体障害者更生援護施設若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に定める職業訓練施設のうち同法第23条第1項の規定に該当する訓練を行う施設又はこれらに準ずる施設に在籍していないこと

奨学金の額は、月額4万4,000円以内とされ、入学に際して必要とする費用に充てるため22万円の範囲内で入学準備金を貸し付けることができるとされている。無利息である。償還方法としては、原則として、卒業の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内（貸付を受けた期間が1年以内のときは10年以内）において、1年賦又は半年賦で返還しなければならないとしている。また、奨学金を希望する者は、所定の要件⁵⁷を備えた連帯保証人を立てることが要請されている。

－ 4. 生業資金貸付金

大田区生業資金貸付条例（昭和29年3月23日 条例第5号）に基づき、一般金融機関から融資を受けることが困難な大田区民に対し、独立の生計を立てるために必要な生業資金

⁵⁶ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）参照

⁵⁷ 連帯保証人の要件は次のとおりとなる

- (1) 本人の父、母、兄、姉又はこれに代わるべき者であること
- (2) 一定の職業を持ち、将来、返還の責任を負う者であること
- (3) 特別区内に住所を有していること

を貸付けることを目的とするものである。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。貸付対象者は、一定の低所得者のうち、生業資金を借受けることにより生活の自立がはかられる状態にある者で、次の要件をそなえた者となる。

- (1) 大田区内に継続して 1 年以上居住していること
- (2) 主として生業資金の借受けの対象とされる職業によって生計を立てること
- (3) 事業計画が具体的、実際的でただちに事業が開始できること
- (4) 特別区民税を完納していること（法令及び条例により課税されなかった者を除く）
- (5) 確実な連帯保証人⁵⁸のあること
- (6) 都および区から資金の貸付を受けた者はその元利金を返済していること
- (7) 大田区小規模企業特別緊急資金貸付条例（昭和 47 年条例第 5 号）に基づき特別緊急資金の貸付を受けた者はその元利金を返済していること。
- (8) 大田区中小企業融資基金条例（昭和 42 年条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する小規模企業特別事業資金の融資を受けた者はその元利金を返済していること。

貸付金の限度額は、1 世帯を 1 口とし、原則として 180 万円までとされ、区長が特に認めた場合は 250 万円まで貸し付けることができるとしているが、身体障害者世帯⁵⁹に対する貸付金額は、260 万円までとしている。この場合の区長が特に認めた場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 新しく事業を始めようとする者又は事業を始めて 1 年未満の者で、設備の購入及び改造並びに事業の運転に 180 万円を超える資金が必要と認められるもの
- (2) 事業を始めてから 1 年以上の者で、設備の購入及び改造に 180 万円を超える資金が必要と認められるもの（但し、事業の運転に要する資金の貸付を除く）

貸付利率は年 1.0 パーセントとし、据置期間中は無利子としており、貸付期間は据置期間 6 か月を含む 6 年以内としている。償還方法としては、原則として、据置期間の満了した日の翌日から弁済期日までに元利金の全額を、月賦で償還しなければならないとしている。また、借受人は、貸付日から 1 年以内に所定の事業報告書を区長に提出することが義務付けられており、必要と認められたときは随時に事業報告書を提出しなければならない。

⁵⁸ 連帯保証人の要件は次のとおりとなる

- (1) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県に引き続き 1 年以上居住していること
- (2) 一定職業を有し、かつ、保証能力が十分であると認められること
- (3) 特別区民税又は市町村民税を完納していること
- (4) この資金の貸付を受けていないこと
- (5) この資金の貸付について他に 2 人以上保証していないこと

また、連帯保証人の所得基準の特例としては次の事項が定められている（施行規則第 17 条）「連帯保証人が、借受人 2 人について保証するときは、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 及び別表第 3 に定める一級地の基準額並びに別表第 2 に定める基準額の合計額に 1.5 を乗じて得た額（月額）の 12 倍に、すでに保証している額及び保証しようとする額を加えた金額以上の年間所得がなければならない」。

⁵⁹ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者である世帯をいう。

なお、この生業資金は、大田区生業資金貸付条例及び大田区生業資金貸付審査会条例を廃止する条例（平成 18 年 10 月 3 日条例第 66 号）により、平成 19 年 4 月 1 日から廃止されている。この場合、既に貸し付けている者に対しては、旧条例の規定による旨が定められている。

－ 5. 特別奨学金貸付金

大田区特別奨学金貸与条例（昭和 36 年 8 月 10 日条例第 14 号）に基づき、大田区内に居住する生活保護世帯の子供⁶⁰で、高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程⁶¹に進学予定または在学中の者に必要な学資の援助を行うことにより、当該世帯の自立更生に役立つべき人物を育成することを目的とするものである。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。貸付対象者は、大田区内に居住する生活保護世帯の子供であり、高等学校（特別支援学校を含む）、高等専門学校又は専修学校高等課程に進学予定または在学中の者で、大田区奨学金貸付条例（昭和 49 年条例第 13 号）又は大田区身体障害者奨学金貸付条例（昭和 58 年条例第 2 号）による奨学金の貸付を受けていない者となる。貸付額は次のとおりであり、内訳としては、基本奨学金と特別奨学金の合計額からなる。また、入学準備金は、学校入学の年の学年初めに、入学のための学資に対する援助として貸与するものであり、通学用品購入準備資金は、新たに学校に入学する奨学生に対し、学年初めに通学用品購入資金の一部として貸与するものである。貸付金はいずれも無利子となる。

- (1) 国公立奨学金月額 24,000 円（内、基本奨学金月額 14,000 円）
- (2) 私立奨学金月額 36,000 円（内、基本奨学金月額 16,000 円）
- (3) 国公立入学準備金 10,000 円（内、基本奨学金部分 0 円）
- (4) 私立大学準備金 220,000 円（内、基本奨学金部分 120,000 円）
- (5) 通学用品購入資金 55,000 円

申込期間は毎年定められ、貸与期間は、原則として、後述する奨学生となった日の属する月（新規に入学した者については、その入学した日の属する月）から、当該学校の修業年限に達するまでの期間を限度とし、月次で支給される。また、毎期末に在学状況および生活状況について報告する旨が定められている。返還方法としては、基本奨学金については卒業日の属する月の翌月から 1 年据置後 20 年以内に半年賦又は年賦で返還し、基本奨学金の返還期限後に 10 年以内に半年賦又は年賦で返還する。奨学金を希望する者は、所定の要件⁶²を備えた連帯保証人を立てることが要請されている。この特別奨学金は、大田区内に

⁶⁰ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護世帯の子女をいう

⁶¹ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校又は同法第 82 条の 2 に規定する専修学校をいう。

⁶² 連帯保証人の要件は次のとおりとなる。

- (1) 将来、奨学金返還の責任を負いうる者で、一定の職業をもち、または独立の生計を営んでいること

居住する生活保護世帯の子供を対象としていることから、生活保護世帯でなくなった場合は一般奨学金の申込にて対応することになる。特別奨学金は、一般奨学金を含め大田区独特の制度であり、他区における奨学金制度で高等学校より上位の学校等に進学または進級するために貸与される奨学金は少ないとのことであった。なお、この特別奨学金は大田区特別奨学金貸与条例を廃止する条例（平成 17 年条例第 41 号）により、平成 18 年 4 月 1 日に廃止され、同日以降の新規貸付は発生せず、継続者に対してのみ貸付を実施しているとのことであった。これは一般奨学金の枠を広げ、それに内包させたことによるとのことであった。

－ 6. 女性福祉資金貸付金

女性福祉資金は、大田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年 3 月 18 日 条例第 7 号）に基づき、女性に対して女性福祉資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とするものである（第 1 条）。貸付対象としては、次に該当する女性（以下、「女性」と称す）となる。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。

- (1) 配偶者のいない女性⁶³で、現に引続き 6 月以上東京都の区域内に居住し、かつ、大田区の区域内に住所を有する 25 歳以上の者
- (2) 大田区の区域内に居住している女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とすると区長が認めた者
- (3) 25 歳未満の者であっても、配偶者のない女子で、現に引き続き 6 月以上東京都の区域内に居住し、かつ、大田区の区域内に住所を有し、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養しているもので区長が特に貸付の必要があると認めた者

なお、(1)に該当する者のうち、直系の親族又は兄弟姉妹を扶養しておらず前年の所得⁶⁴が 350 万 1,000 円を超える者は除かれる。資金の種類及び内容は概ね次のとおりとされ、それぞれの資金に対して資金の貸付けの限度額、据置期間ならびに償還期限が定められている。

- (1) 事業開始資金：女性が事業を開始するのに必要な資金
- (2) 事業継続資金：女性が事業を継続するのに必要な資金

(2) 東京都 23 特別区内に居住していること

⁶³ 配偶者のいない女性とは、次のいずれかに該当する女性をいう（大田区女性福祉資金貸付条例 第 2 条）

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者
- (2) 離婚した女子であって、現に婚姻をしていない者
- (3) 配偶者の生死が明らかでない女子
- (4) 配偶者から遺棄されている女子
- (5) 配偶者が海外にあるため、又は長期にわたって療養を要する状態にあるため、その他区長がこれらに準ずると認めた事情にあるため事実上その扶養を受けることができない女子
- (6) 婚姻をしたことのない女子

⁶⁴ 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間に申請のあった当該貸付金については、前々年の所得とし、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 234 号）第 26 条第 2 項及び第 3 項に定める金額となる。

- (3) 技能習得資金：女性又は女性が扶養している直系の子が、事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- (4) 就職支度資金：女性又は女性が扶養している子の就職に際し必要な資金
- (5) 住宅資金：女性とその居住する住宅を取得、増改築、補修等のために必要な資金（取得する場合は、当該住宅の用に供する土地または借地権の取得に必要な資金を含む）
- (6) 転宅資金：女性が住居を移転するために必要な資金
- (7) 療養資金：女性又は女性が扶養している子が医療を受けるのに必要な資金
- (8) 生活資金：女性が技能習得資金の貸付けを受けて知識技能を習得している期間又は療養資金の貸付けを受けて医療を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金
- (9) 結婚資金：女性又は女性が扶養している子の婚姻に際し必要な資金
- (10) 修学資金：女性又は女性が扶養している子が高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の高等部を含む。以下同じ。）、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金
- (11) 就学支度資金：女性又は女性が扶養している子の特殊教育諸学校を含む小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあつては、特に経済的に困難な事情にある場合に限る。

貸付利息は、技能習得資金、療養資金、療養資金の貸付けを受けて医療を受けている者に係る生活資金、修学資金及び就学支度資金に対しては、無利子とし、その他の資金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年 1.5 パーセントとしている。貸付金の償還は、原則として、年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法によるものとし、随時繰上償還可能とされている。なお、この女性福祉資金は、大田区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成 18 年 10 月 3 日 条例第 69 号）により、平成 19 年 4 月 1 日から廃止されている。この場合、既に貸し付けている女性に対しては、旧条例の規定による旨が定められている。

ー 7. 母子福祉応急小口資金貸付金

大田区母子福祉応急小口資金貸付条例（昭和 40 年 3 月 22 日条例第 6 号）に基づき、一定の資格要件を満たした女子に対し、応急に必要とする小口資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図ることを目的とするものである。また、本件貸付金は、大田区債権の管理に関する条例施行規則第 2 条における区の債権となる。貸付対象者は、現に 20 歳に満たない児童を扶養している配偶者のない女子⁶⁵であつて、次のいずれかに該当するものとなる（条例第 3 条）。

- (1) 災害、疾病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他か

⁶⁵ 母子福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 5 条第 1 項に規定する女子（条例第 2 条第 1 号）

ら借り受けることが困難であること。

- (2) 貸付を受けた資金の償還が確実であること。
- (3) 貸付の日の3月前から引き続き区内に住所を有すること。

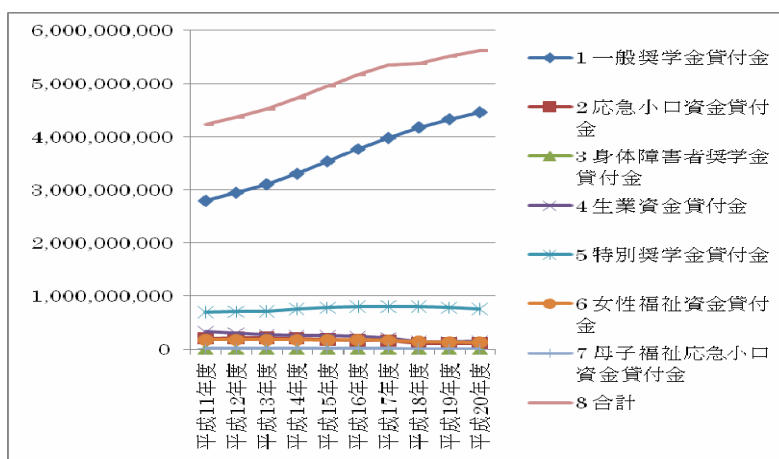
また、上記(1)における「その他区長が定める理由」とは、次の場合をさす(規則第2条)。

- (1) 災害等により、住宅または家財に被害を受けた場合
- (2) 本人または同居の親族が疾病または傷害を受け、治療に要する費用に困窮する場合
- (3) 食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮する場合
- (4) 本人または同居の親族の結婚、就職または葬祭等のため支出を要する場合
- (5) 本人または同居の親族がやむを得ない理由により旅行するため支出を要する場合
- (6) その他区長が貸付を必要と認める場合

貸付枠としては5万円以内とされており、無利子とされている。貸付金の返済については、原則として、貸付額が3万円以下の場合には、貸付けを受けた日の属する月の翌々月から起算し、10か月以内均等月賦償還となり、貸付額が3万円超の場合には、貸付けを受けた日の属する月の翌々月から起算し、20か月以内均等月賦償還となる。この場合、随時繰上償還は可能とされている。なお、本資金は、大田区母子福祉応急小口資金貸付条例を廃止する条例(以下、「廃止条例」と称す)(平成18年10月3日条例第68号)に基づき、平成19年4月1日から廃止されている。この時点で、資金の貸付決定を受けている者については、旧条例第8条から第13条までの規定は、なおその効力を有する旨が廃止条例に規定されている。

2) 過去10年間の残高の推移について

過去10年間の上記と同様の債権の推移の状況は次のとおりである。



ここにおける債権額は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの期間において貸付が実施された債権から返済額を控除した額となる。従って、出納整理期間における出納は対象とはならない。一般奨学金貸付金の伸びは目を見張るものがある。一般奨学金は昭和49年度から開始されている。貸付は既述のとおり申請により行われ月次で支給されるが、償還

は卒業の月の翌日から1年間据置後、20年以内に半年賦または年賦により実施されることとなる。例えば、平成11年度に大学へ進学し借受者となった場合については、原則として、平成14年度に卒業となり、それまでの間は貸付が継続されることになる。一方、償還は卒業時から1年据え置き後、平成16年度から開始されることになるが、20年以内の返済であることから、平成35年度までに返済すればよいことになり、場合によっては平成20年度においても償還が開始されないことも想定される。このように、一般奨学金貸付金の性質としては、その償還期間が長期にわたることから、債権残高は借受者の増加に比例、累積的に増加することとなる。この傾向は特別奨学金貸付金においても同様であるが、特別奨学金は生活保護世帯の子供が対象となることから、資格要件として制限があり、一般奨学金ほどには伸長してはいない。このほかの貸付金についても、資格要件として福祉目的が設定されている、または貸付限度額が少額に設定されている等の理由から、両奨学金と比較して伸びは低い。

3) 管理に関する状況

(1) 手続概況

各貸付金に関する条例、同施行規則ならびにこれらに関する各種要領において、貸付から管理に関する一連の手続が具体的に定められている。貸付に際しては、所定の申込書により貸付の要件を具備している等の書類を添付のうえ申し込む。大田区では、当該申込内容を調査のうえ、一般奨学金については大田区奨学金貸付審議会⁶⁶（以下、「審議会」と称す）の審議結果に基づき、予算の範囲内において借受人を決定し、所定の通知書により申込者に通知するとともに、直接交付する。償還方法としては、各貸付金において相違する。原則的償還方法については、「1) 概要（根拠条例等）」の記述を参照のこと。また、借受人が貸付対象者としての要件を欠落した場合等の一定の場合にあっては、貸付の停止ならびに所定の償還方法より早期の償還が求められている。一方、一般奨学金、特別奨学金ならびに身体障害者奨学金の場合には、貸与が終了したときまたは貸与が停止されたときは、連帯保証人と連署のうえ、速やかに所定の借用証書等を提出しなければならないとされている。また、いずれの貸付金においても、名称に相違はあるものの、償還期日までに償還しなかった場合には延滞金等を課す旨が定められている。この償還期日とは最終の償還日とされている。従って、例えば大田区奨学金貸付においては、卒業の属する日の翌日から起算して1年を経過したのち20年以内とされていることから、当該20年後の最終償還日が当該期日になる。このことから、当該期日から時効期間の計算が開始され、同時に延滞金も賦課されることになる。このほか、貸付金額の変更、貸付期間の延長、猶予および減免等に関する各種手続が定められている。

(2) 滞納時の取扱

⁶⁶ 大田区奨学金貸付条例（昭和49年3月30日条例第13号）第4条に定める審議会をいう。

滞納時の取扱は各種貸付金に関する要領、要綱等において規定されており、大きくは 2 種類に分けることができ、それぞれにおいて日数等の相違はあるものの、手続としては類似している。

①奨学金関係の貸付金（一般奨学金、特別奨学金、身体障害者奨学金）

前年度に返還を開始し当該年度に全く返還のない者に対して催告状を作成し送付する。また、最終の償還期限が到来した場合には期限到来通知を送付する。この間に、中間報告として、返還明細書を送付する。最終償還期限までに償還されなかった場合には、最終償還月の翌月以降 35 日以内に納付期限を付けて督促状を作成し送付する。納付指導が必要とする滞納者については、納付指導調査票を作成し、電話、訪問による催告及び納付指導を実施する。この間、連帯保証人に対し、借受人に対する上記手続と同様の手続の実施により、連帯保証債務の履行を要請する。所在不明となった者に該当する場合は、所在調査を実施する。また、一括して償還することが困難である滞納者のうち、必要と認められる者については分割納付を検討する。一方、納付交渉の過程で、病気で働けない、多額の負債を抱えている等の理由で、徴収が困難であると判断される場合には、徴収停止、免除の適用の判断に必要な資料の提出を求めるほか、破産や個人民事再生の申立等のアドバイスをを行う。猶予及び減免については、次のいずれかの要件が満たされた場合にこれを認める。猶予の期間は、原則として、大学（短大）、専修学校、大学院等の卒業月までの期間とする。

・ 猶予の要件

- (1) 高校生のときに奨学金を借り受け、卒業後大学（短大）や専修学校等に進学した者で、奨学金の返還が困難と認められるとき
- (2) 大学生のとき奨学金を借り受け、卒業後大学院等に進学した者で、奨学金の返還が困難と認められるとき
- (3) 心身の故障により奨学金の返還が困難と認められるとき
- (4) 災害又は盗難により奨学金の返還が困難と認められるとき
- (5) その他特別の理由があると認められたとき。

・ 減免の要件

- (1) 奨学生であった者が死亡したとき
- (2) 奨学生であった者が精神又は身体に著しい障害があり、その障害の程度が労働能力を喪失させ、又は労働能力に著しい制限を生じる程度であるために奨学金の返還が困難と認められるとき
- (3) 区長が特に返還の減免の必要があると認められるとき

なお、減免については、借受人、連帯保証人または相続人に返還能力があり、償還できると認められる場合には行われない。但し、返済能力の判断において、生活保護法による保護を現に受けているか、またはそれと同程度の生活状態にあり、なお将来概ね 3 年程度の期間にわたって、その状態が継続すると認められるときは、審査のうえ返還能力がない

ものとされる。上記手続による徴収の努力を払ってもなお償還が履行されない債権について、大田区債権の管理に関する条例（平成 18 年条例第 3 号）第 5 条各号⁶⁷のいずれかに該当するときは、これを放棄し、不納欠損処理をすることができることとされている。不納欠損は貸付金システムに登録することで措置が講じられる。

②奨学金以外の貸付金

償還期間中の措置としては、償還がおおむね 3 ヶ月以上遅れている場合は、借受人に電話催告又は催告状を送付して償還を促す。連帯保証人に対しても、償還が遅れている旨を電話又は文書で連絡する。以後少なくとも 6 か月に 1 度は催告状を送付して償還を促す。償還を開始して 10 ヶ月経過後、中間報告として借受人及び連帯保証人に対し中間報告通知を送付する。償還期限到来 1 ヶ月前においても償還の遅れている場合は、借受人に期限到来通知を送付し、償還を促す。連帯保証人に対しても期限到来通知を送付する。返還が全くないもの及び著しく遅れている場合は、借受人に電話催告又は催告状を送付するほか、滞納状況等に基づいて必要とされる場合は実態調査を行うものとする。償還期間経過後の処理としては、償還期間経過後概ね 1 ヶ月後において、なお償還のない場合は、20 日以内の期限を付けて借受人ならびに連帯保証人に対して督促状を送付する。期限経過後なお償還のない場合は、少なくとも年 2 回以上催告状を送付する。その際、未償還金の納付書を同封する。連帯保証人に対しては、少なくとも年 1 回以上催告状を送付する。その他、必要があると認められる場合に催告状を送付する。納付指導が必要とする借受人については、納付指導調査票を作成し、電話・訪問による催告及び納付指導を行う。借受人又は連帯保証人が所在不明のときは、現地調査または本籍地に対する照会等により居所の確認に努める。居所の調査をしても所在が判明しないものについては、調査の経過を記録し関係書類を保管する。償還につき、一括して納付することが困難である借受人のうち、やむを得ない事情がある場合は分割納付を認める。また、償還期間の延長は、生活保護受給⁶⁸およびその他特にやむを得ない事由⁶⁹に限り認められる。償還期間延長の申請があった場合、必要に応

⁶⁷ 大田区債権の管理に関する条例（平成 18 年条例第 3 号）第 5 条

「区長は、前条の規定による徴収の努力を払ってもなお履行されていない債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、これを放棄することができる。

- (1) 区の債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効期間経過後に債務者が区の債権の一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）その他の法令の規定により、債務者が区の債権についてその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が失踪（そう）、行方不明その他これに準ずる状態にあって、徴収の見込みがないとき。
- (5) 前各号に掲げる、もののほか、これらに準じて規則で定めるとき。

2 前項の規定により区の債権を放棄するときは、当該区の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」

⁶⁸ 生活保護受給は、借受人世帯が生活保護法の適用を受け、償還が不能となった場合に限られる。

⁶⁹ その他特にやむを得ない事由は、生活保護法の適用を受けていないが、当該貸付金借り受け後生じた火災等の事由により著しく生活に困窮し、償還が困難になった場合に限られる。

じて世帯の収入状況等を調査する。延長期間は原則として償還期限の終了した日の翌日から起算し1年以内とする。減免は、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため原則として償還期間延長の処分をした日から10年を経過した後において、なお弁済することができず、次のいずれかの要件に該当するときに行う。

- (1) 火災、その他災害により著しく被害をうけたとき
- (2) 失業、事業の廃止、又は疾病等により所得が生活保護基準以下であるとき。
- (3) 本人が死亡し、又は長期にわたって所在不明の場合で、相続人又は家族の所得が生活保護基準の1.5倍以下であること。

また、借受人に連帯保証人がいるときは、当該連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合に限り減免するものとする。但し、一部でも返還できると認められる場合については減免を行えない。

- (1) 死亡、又は所在不明のとき
- (2) 所得が概ね生活保護基準の1.5倍以下のとき。
- (3) その他の理由で保証能力に欠けると認められるとき。

減免は、不納欠損処分とされ、貸付金システムに登録することで措置が講じられる。一方、納付交渉の過程で、病気で働けない、多額の負債を抱えている等の理由で、徴収が困難であると判断される場合には、徴収停止、免除の適用の判断に必要な資料の提出を求めるほか、破産や個人民事再生の申立等のアドバイスを行う。上記手続による徴収の努力を払ってもなお償還が履行されない債権については、既述の、奨学金関係の貸付金と同様である。

4) 回収不能額等の処理状況

平成20年度における福祉系債権の収入未済の年度別発生状況は次のとおりである。

平成20年度収入未済額発生年度別一覧						(単位：円)
資金名称	平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
女性福祉資金	53,156,902	2,422,718	2,610,848	2,349,338	3,098,981	63,638,787
応急小口資金	91,447,482	617,600	735,800	2,159,100	4,010,900	98,970,882
一般奨学金	236,960,237	44,372,023	48,900,378	57,250,141	76,315,944	463,798,723
特別奨学金	77,306,159	9,521,292	11,916,873	12,556,146	13,804,893	125,105,363
身障奨学金	591,900	75,800	63,800	63,800	63,800	859,100
母子応急小口資金	8,438,600	655,000	777,500	657,500	117,500	10,646,100
生業資金	145,115,497	1,823,627	1,562,682	1,377,637	82,964	149,962,407
計	613,016,777	59,488,060	66,567,881	76,413,662	97,494,982	912,981,362

上記の各金額は、福祉系債権における各貸付金の発生時より、平成20年度末までに調定されたものの未納となっている金額のうち、不納欠損処理をされていない金額となる。これら金額は、福祉部における債権管理システムに基づく金額であることから、既述の「財産に関する調書」における債権とは異なり、調定に基づく金額⁷⁰で、出納整理期間における

⁷⁰ 特別奨学金における償還免除対象となる特別奨学金に該当する金額のように、免除対象金額は調定され

出納を考慮した金額となる。従って、必ずしも既述の債権に対応する収入未済額とは限らないが、類似した概念として考えることはできる。これら収入未済額についても、過去の残高の推移における記載と同様、一般奨学金に対する収入未済額が常に大きく、平成17年度以降は特別奨学金が次いでいる。これらは、分割調定が行われていることから、分割返済期間は開始されているものの、最終の返済期間が長期であること、延滞金が課されないこと等の理由から、収納未済となっている可能性が高いと考えられるとのことであった。一方、生業資金についてであるが、これは平成18年度末より廃止されていることから、分割に伴う分割調定は発生しているものの、発生年度別では平成20年度には激減している。平成16年以前の収入未済についてであるが、収入未済額の発生した最も古い年度としては、女性福祉資金が昭和50年、応急小口資金が昭和56年、一般奨学金が昭和49年、特別奨学金が昭和44年、身障奨学金が昭和56年、母子応急小口資金が平成9年、生業資金が昭和42年となっており、時効による消滅債権も存在すると考えられるが、制度開始時点からの収入未済額が残っている場合も存在した。一方、上記収入未済額に関する状況についてであるが、債権管理システムの構成上、情報を遡及調査することはできず、調査日時点における収入未済額ならびに同時点における時効期間経過の金額であれば把握可能とのことであった。このため、時点は異なるが、平成21年7月末日現在の情報の提供を依頼したところ、次のとおりであった。

平成21年7月31日現在収入未済状況		(単位：円)
資金名称	区分	金額
女性福祉資金	現年分	6,787,869
	滞納繰越分	63,185,222
	計	69,973,091
応急小口資金	現年分	9,906,700
	滞納繰越分	98,662,782
	計	108,569,482
一般奨学金	現年分	271,602,276
	滞納繰越分	457,457,943
	計	729,060,219
身障奨学金	現年分	
	滞納繰越分	
	計	0
特別奨学金	現年分	21,983,702
	滞納繰越分	124,655,849
	計	146,639,551
母子応急小口資金	現年分	0
	滞納繰越分	10,618,600
	計	10,618,600
生業資金	現年分	21,983,702
	滞納繰越分	124,655,849
	計	146,639,551
計		1,211,500,494

(注) 身障奨学金については情報の交錯があり割愛した。

ない。一方、「財産に関する調書」では、免除要件を充足し、免除に関する措置が講じられるまでは債権として認識し測定される。

平成21年7月31日現在時効期間経過の状況		
		(単位；円)
資金名称	人数	金額
生業資金貸付金元利収入	93	44,569,909
特別奨学金貸付金収入	6	202,800
一般奨学金貸付金収入	9	572,567
母子福祉応急小口資金貸付金収入	76	3,056,100
応急小口資金貸付金収入	253	27,658,017
東京都母子福祉資金	179	49,406,749
女性福祉資金貸付金元利収入	23	14,678,821
合 計	639	140,144,963
(注) 延滞金のみの者も含めて算出		

上記は、平成20年度末における「財産における調書」の福祉部系債権に対応する額では厳密にはないが、福祉部系債権につき、約12億円の収入未済額が発生しており、そのうち約140百万円について時効期間が経過したものとなっていた。この140百万円のうち、不納欠損に該当する金額の不納欠損処理は未だ実施されていない。

5) 結果及び意見

(結果)

①福祉部系債権は、既述のとおり、全て区の債権に該当する。区の債権は、大田区債権の管理に関する条例（平成18年3月20日条例第3号）により定義され、その管理につき、同施行規則（平成18年3月20日規則第22号）とともに定められている。施行規則には債権の分類等として「区の債権は、次に掲げる区分⁷¹に分類するものとする」（第3条第1項）と規定している。また、「前項の規定により区の債権を分類したときは、その区分に従って必要な措置を講じなければならない」と規定している（第3条第2項）。債権管理システムにおいては、既述のとおり各種情報を有しているが、上記区分は行われていないとのことであった。このことから、当該区分に従った必要な措置は存在せず、福祉部において作成されている各種要綱に基づく管理が実施されている。これら貸付金が区の債権である以上、条例、規則に基づき、当該区分に基づく分類を行ない、それに基づく管理を実施するか、実務上、当該区分が形骸化している場合には、条例、規則等の廃止、変更につき検討することが必要と考える。

(意見)

⁷¹ 区の債権の区分は次のとおりである。

- (1) 法令等の規定に基づき、なお一層の徴収の努力を要する債権
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第171条の2の規定により強制執行等の措置をとるべき債権
- (3) 施行令第171条の5の規定により徴収を停止すべき債権
- (4) 施行令第171条の7の規定により免除すべき債権
- (5) 消滅時効に係る時効期間が経過した債権
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用の額を超えないと見込まれる債権

①債権管理システムにおける各人別の情報ならびにその集計情報につき、時点の債権情報はとれるものの、過去の一定時点の債権情報をとることができない。具体的には、平成 21 年 7 月末日時点において、平成 21 年 3 月 31 日現在の債権情報を再抽出することはできない。これは、債権管理システムの構成上、情報量が極めて多いこと、業務遂行上、調査時点での情報は必要となるものの、過去に遡及した情報は必要となる場合が無いこと等の理由によるとのことであった。債権管理システムに入力されている債権情報は、所謂会計帳簿としての性質を有し、過去の一定時点における登録内容の検証、不正、誤謬の検証等において必要な情報となる。このことから、情報量についての検討課題は残ると考えるものの、一定期間の保有は必要ではないかと考える。

②平成 20 年度末の債権につき、時効期間の経過した情報の出力を依頼したものの、上記債権管理システムの問題において出力はできなかった。このことから、依頼時点における直近の月末（平成 21 年 7 月末日）現在における時効期間経過情報を抽出して頂いたところ、上記貸付金全体（含：延滞金）で約 140 百万円が存在した。当該金額につき、不納欠損処理をすべき金額の調査を依頼し、不納欠損処理方針に基づく不納欠損金額を算出して頂いた結果、応急小口資金貸付金元金が約 7 百万円、生業資金貸付金が約 8 百万円の合計 15 百万円がこれに該当する金額として算出された。当該事実につき、次の検討が必要となる。

A. 140 百万円の抽出は既存システムにおいて出力されたものではなく、新規にプログラムにより算出して頂いた。このことから、これら金額の把握は過去において行われてこなかったことになる。当該情報は、将来の不納欠損の可能性の高い債権であることから、保有債権の評価に伴い必要な情報である。決算においてはもちろんのこと、一定時点における把握ならびにその管理が望まれる。なお、今後はメニュー化されたことから可能となることであった。

B. 不納欠損処理方針として、今回は時効期間の経過したものの中から、「死亡、生活保護、非課税」に該当する者が不納欠損として取り扱われ、その他は保留となった。このうち、女性福祉資金貸付金⁷²については担当課が異なることから、当該処理方針に基づく検討は実施されていないとのことであった。今後、福祉部全体での取組が必要と考える。

C. 不納欠損処理方針は、平成 21 年 9 月 30 日付で作成されたものであった。それ以前は同様の方針は作成されてはいなかったとのことであった。過去の取り扱いにつき、部局で条例、規則等に基づく統一的な方針を定めておく必要があったものとする。今後は当該方針に基づくことから、既に解決されている者とする。

③債権管理システムにける不納欠損の取扱であるが、不納欠損として取り扱われた債務者は、債権情報は消滅するものの不納欠損対象者としてのフラグが残るようにしてあるとのことであった。これは、当該フラグのある対象者に、将来において別の貸付等の行為が行われなくするための措置とのことであった。当該対象者として登録される者は、既述の不納欠損処理方針に該当するものとなる。この点につき、以下の諸点を検討する必要

⁷² 大田区において窓口となっている東京都母子福祉資金もこれに該当する。

がある。

A. 時効援用を行った債権者は不納欠損対象者となるが、時効援用の事実に関するフラグは存在しない。福祉に関するこれら債権は私債権となることから、既述のとおり、消滅時効は単に時効期間の経過ではなく、民法の規定に従い時効の援用を受けた時点で成立する。消滅時効が成立した場合、原因債権が消滅することになるので、当然に回収はできないことになる。現実的には考えにくいですが、仮に消滅した原因債権に対して回収があった場合、当該回収は不当利得となり返還が必要となる。しかし、不納欠損のフラグのみでは時効援用の有無が判明しない。このことから、時効援用に伴う不納欠損が生じた場合には、時効援用フラグも残るようにしておく必要があるものとする。

B. 不納欠損フラグは債権管理システムにおける情報となる。当該システムは福祉部におけるシステムであり、他の部局との連携は存在しない。福祉部においては当該フラグをもとに申込者に対する貸付を排除することが可能となるが、他部局、特に産業経済部における類似の貸付制度に対して申込があった場合、福祉部に問い合わせが無ければ判明しない。大田区全体としての債権管理の観点から、例えば個人情報審議会の審議を経たうえでの申込時の特定情報の検索を可能化する方法、福祉部で当該情報管理を実施している旨を他部局に横断的に周知し、新規申込時には福祉部に問い合わせをさせる方法等の一定の方法の採用が必要とする。

④償還期日の取り扱いについてであるが、最終の償還日までは延滞金が課されないという取扱につき、時効期間の経過という観点からは債権の回収可能期間が延長されることから適当とも考えられるが、一方、延滞金の観点からすると、調定は分割調定が実施されていることから、当該調定における納期が償還日として考えることはできないか。例えば、募集要項等への記述は別として、大田区奨学金貸付においては、卒業年度の翌年から分割返済が始まることとなり、当該返済につき、借用書等による申込（契約）を実施したのだから、当該期間を経過した時点で延滞金を課すことに合理性があるようにも考える。このことは、即ち、借受人が延滞金の賦課を回避したいという観点から、回収の確実性にもつながるものとする。最終期日まで償還が滞った場合、当該未償還残高にさらに延滞金を課したとしても、回収の実効性可能性がより低下するにすぎないのではないかと考える。

(B) 産業経済部系債権

1) 概要（根拠条例等）

- － 1. 小規模企業特別緊急資金貸付金
- － 2. 小規模企業特別事業資金債権
- － 3. 事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）
- － 4. 事業経営資金債権（経営支援資金債権）

ヒアリングによれば、上記、4つの産業経済部系債権のうち、「－ 1. 小規模企業特別緊急資金貸付金」と「－ 3. 事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）」については、現在

は回収のみが実行されており、実際の融資あるいは融資あっせん業務は行われていない。より具体的には、「－１．小規模企業特別緊急資金貸付金」は「旧大田区小規模企業特別緊急資金貸付条例」（昭和 47 年条例第 5 号）に基づき、昭和 53 年度まで大田区からの直接融資すなわち「直貸」で行われていたものである。上記 4 本の債権のうち、「直貸」での貸付はこれだけであり、現在、この内訳としては 5 件を残すのみとなっている。「直貸」の場合、貸付時に債権が全額計上されるため、理論上当該債権について、当初計上額以上に債権額が増加することはない。一方、「－３．事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）」は、すでに終了している融資メニューの 1 つであるという点では「１．小規模企業特別緊急資金貸付金」と共通しているが、当該債権については金融機関が「回収不能となった」⁷³ 場合に、大田区で当該債権を買取る（すなわち、損失を補償する）ことになるため、たとえば、あっせん自体が終了していたとしても、金融機関に区保証の貸付残高がある以上、理論的には当該債権が増加する可能性があることになる。なお、この債権は、「大田区中小企業融資基金条例」（昭和 42 年 9 月 30 日条例第 25 号、最終改正平成 15 年 3 月 17 日第 6 号）及び「大田区中小企業融資基金条例施行規則」（昭和 49 年 3 月 30 日規則第 28 号、最終改正平成 21 年 3 月 25 日第 23 号）、とくに旧同規則別表（第 5 条関係）を中心にして成立しているものである。現在、制度として存続し活用されているものに関連する債権は、「－２．小規模企業特別事業資金債権」と「－４．事業経営資金債権（経営支援資金債権）」である。これらはいずれも、「大田区中小企業融資基金条例」及び「大田区中小企業融資基金条例施行規則」、とくに同規則別表（第 5 条関係）等により実行されてものである⁷⁴。詳細な内容は「大田区中小企業融資基金条例施行規則」に詳しいが、パンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」（平成 21 年度）には、当該規定をとりまとめた形で、上記 2 つの債権を発生させる融資あっせん制度が掲載されている。以下のとおりである。

「－２．小規模企業特別事業資金債権」

制度名称	融資あっせん対象	資金使途	融資限度額 (万円)	返済期間 *カッコ内の措置期間を含む	上限利率 (%)			連帯保証人・担保・その他
					*固定金利の場合*カッコ内は小口資金の場合			
					表面利率	利子補給率	本人負担率	

⁷³ 大田区が金融機関と締結している「平成 21 年度大田区中小企業融資に関する協定書」第 9 条には、「甲（注：甲＝大田区）は、乙（注：乙＝各金融機関）が第 5 条の規定に基づき融資した経営支援資金及び景気対策特別資金について、回収不能となった場合においては、条例第 6 条及び規則の規定に基づきその損失を補償するものとする」とある。過年度の同協定書も同じ内容である。ちなみに、第 6 条には「甲は、乙が第 2 条第 1 項の規定により融資したときは、規則第 13 条及び大田区中小企業融資利子補給実施要綱に基づき、利子の一部又は全部を補助する」とある。

⁷⁴ なお、地方自治法第 232 条の 2 関係の行政実例として「財団法人〇〇県信用保証協会が保証する特別小口融資について損失補償をすることは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規制するところでない」（昭和 29 年 5 月 12 日）というものがある。

小規模 企業特別 事業資金 (区損失 補償付)	* 1	運転・設 備	300	60 か月以 内(6 か月 以内)	1.5*固 定金利 のみ	0.3	1.2	* 2
-------------------------------------	-----	-----------	-----	-------------------------	--------------------	-----	-----	-----

* 1 :

- 1 2 頁の融資あっせんの対象であること。ただし、常時使用する従業員が 20 人（卸売・小売・サービス業にあっては 5 人）以下であること。
- 2 本資本以外の区あっせん資金の融資を受け、これを償還中でないこと。
- 3 前決算期の事業主の総所得（法人にあっては代表者の役員報酬）が 800 万円以下であること。
- 4 前決算期の年間売上高が 2 億円以下であること。

* 2 :

- 1 区損失補償付融資です。
- 2 個人事業主：原則として連帯保証人不要、法人：原則代表者を連帯保証人、ただし、特に区長が必要と認める場合は、連帯保証人が別途 1 人以上必要です。

「 4. 事業経営資金債権（経営支援資金債権）」

制度名称	融資あっ せん対象	資金使途	融資限度 額(万円) *カッコ 内は小口 資金の場 合	返済期間 *カッコ 内の措置 期間を含 む	上限利率(%) *固定金利の場合*カッコ内は小 口資金の場合			連帯保証 人・担 保・その 他
					表面利 率	利子補給 率	本人負担 率	
経営支援資 金(区損失 補償付)	* 1	運転	300 *申込は 100 万円 以上 10 万 円単位	60 か月以 内(12 か 月以内)	1.5 *固定 金利の み	0.3	1.2	* 2

* 1 :

- 1 2 頁⁷⁵の融資あっせんの対象であること。ただし、区内に住所（個人にあっては住所登録地、法人にあ

⁷⁵ 「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」（平成 21 年度）2 頁には、「原則として以下の全ての要件を満たしている方が対象になります（制度によっては別途要件が必要となります）。

①中小企業者であること（資本金又は常時使用する従業員数のいずれか一方が以下に該当していること）。ただし、「小口資金」を利用する場合は、常時使用する従業員が 20 人（卸売・小売・サービス業は 5 人）以下であること

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下

って登記上の本店所在地)又は主たる事業を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年3か月以上営んでいること。

2 最近3か月間又は1年間の売上が前年又は前々年と比較して10%以上減少し、事業経営のための運転資金を必要としていること。又は中小企業信用保険法第2条第4項第2号の認定を受けていること。

3 次の①～③のいずれかに該当し、経営強化資金を利用できない方。①経営強化資金を申込み、減額、否決となった方。②金融機関の指導により経営強化資金の申込を事前に取り下げた方。③一般運転資金及び経営強化資金の限度額に達している方。

4 前決算期の事業主の総所得(法人にあっては代表者の役員報酬)が1,000万円以下であること。

5 前決算期の年間売上が3億円以下であること。

*2:

1 区損失補償付融資です。

2 個人事業主:原則として連帯保証人不要、法人:原則代表者を連帯保証人、ただし、特に区長が必要と認める場合は、連帯保証人が別途1人以上必要です。

繰返しになるが重ねて強調すると、上記債権を発生させるのは、いずれも区保証の融資あっせん制度である。取扱金融機関において当該貸付金の回収が困難になった場合において、大田区は「大田区中小企業融資基金条例」第6条並びに「大田区中小企業融資基金条例施行規則」第14条第1項に基づき、損失補償、すなわち、債権の買取りを行う。これによって、発生した債権が上記の債権となるのである。大田区では、政策として、信用保証協会の保証が付けられない融資について、金利の条件を一定率以下に抑え、あるいは、返済期限を長期化させたくえで、区の保証を付けて、金融機関にあっせんするという方法で、中小企業の融資を支援する政策を行っており、この結果、金融機関が回収不能とした債権を大田区が買取り、大田区が回収すべき債権として移管されてくるのである。

2) 過去10年間の残高の推移について

卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

②区内に住所(個人の場合は住居登録地、法人の場合は登記上の本店所在地)又は主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること(注)法人における「主たる事務所」とは、本店登記が区外にあり、実質的に区内の事業所に本社機能を有している場合です。

③法定期限内に確定申告をしていること

④納期到来分の税金を完納していること

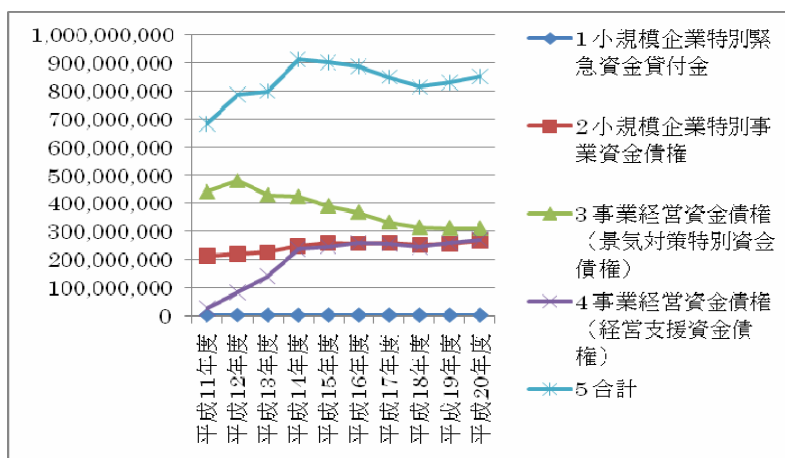
⑤東京信用保証協会の保証対象業種であること

⑥許認可を要する業種にあっては、その許認可を受けていること

⑦資金用途が適正な事業資金であること(生活・住宅・投機資金等は対象外)

*銀行取引停止、破産、民事再生・会社更生手続中の場合はあっせんできません。また、事業実態や内容、資金用途、返済能力を判断する資料がない場合はあっせんできないことがあります。なお、区が信用保証料を補助した融資の繰上返済に伴う信用保証料返戻金の返納が未了の場合はあっせんできません」とある。

過去の推移を示すと以下のとおりである。



事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）が減少するのに対照的に、事業経営資金債権（経営支援資金債権）が伸びてきているのが分かる。

3) 管理に関する状況

(1) 融資実行の局面

現在行われている融資あっせんの具体的手続きは、以下の通りである。上記、脚注に記載の条件を満たした方を対象に、まず、①「大田区経営支援資金申込書」を附属の添付書類とともに提出して頂き、②区で委託している中小企業診断士（複数）が現場に行き、独自の調査を行い「大田区経営支援資金申込企業診断書」を作成し、融資額がどの程度であるべきなのか算出する。③当該①②の資料をもとに、毎月、行われている「大田区融資あっせん審査会」に審査をかける。なお、現在の審査会のメンバーは、副区長が会長となり、産業経済部部長、金融機関代表、中小企業診断士代表、中小企業振興公社代表、財団法人大田区産業振興協会代表、区議会議員2名、で構成されており、1件1件審査している。④この結果により、「大田区中小企業融資あっせんの決定について」（満額あっせんのケース、減額あっせんのケース）あるいは「通知について」（否決のケース）が各申込者に大田区長名義で発行される。なお、③当該審査会の審査について議事録は残っていないとのことであったが、サンプリングで、満額あっせんのケース、減額あっせんのケース、否決のケースを拝見したが、とくに問題となることは発見できなかった。ヒアリングによれば、あっせんの審査に当たっては、上記、②の書類はあくまでも参考資料であって、中小企業診断士による意見はあくまでも参考とのこと、「大田区経営支援資金申込企業診断書」が悪い評価でも融資あっせんを実行したケースや、逆のケースもあるとのことである。また、現状、実行に関して年度のいわゆる「枠」という考え方はとっておらず、条件に合えばあっせんしていくという方針ということであった。

(2) 買収の局面

一般的な直貸債権と異なり、産業経済部産業振興課で扱っている債権については、すでに金融機関が「回収不能となった」と判断したものを金融機関から買取っていることから、大田区が金融機関から買取り⁷⁶を行った時点で、当該債権は回収が極めて難しい状態になっていると言っている。問題は、「平成**年度大田区中小企業金融に関する協定書」第9条における「回収不能となった」という場合の判断の基準をどう捉えるかである。ヒアリングによれば、この制度の実際の運用面において、金融機関から債権の買取りを行う「回収不能となった場合」のケースは、①すでに弁護士が介入している場合、②本人が所在不明で回収が困難である場合、③延滞が3回以上発生している場合（この場合にはケースごとに判断する）によるとのことであった。他方、規定上は、「大田区中小企業融資基金条例施行規則」第14条第1項には「条例第6条に規定する損失補償は、経営支援資金等の借受人及びその連帯保証人が取扱金融機関との契約に定められた履行期限に元金の償還及び利息の支払を履行せず、元金及び利息の回収が不能となった場合に行うものとし（以下略）」とあり、同17条第1項には「取扱金融機関は、経営支援資金等に係る債権を常に善良な管理者の注意をもって保有し、かつ、回収に努めなければならない」とあるので、実際の運用面での扱いの方が「回収不能となった」という基準を厳しくしていると考えてよいと思われる。いずれにせよ、取扱金融機関が「回収に努め」たが「回収不能となった」場合に、その債権が大田区の債権となる訳であり、換言すれば、金融機関あるいは保証協会といった貸付あるいは回収のプロ達が「回収が困難」と判断した債権を、制度上、大田区が回収しなくてはならないことになっている。このため、回収は困難を極めてるのが実情といえる。実際、冒頭に記した表でも明らかなように、平成20年度は減免等の処理を行わなかったということなので、減少欄がそのまま回収を意味するため、上記の数値をそのまま使くと、その回収率は、

$$5,181,327 / \{ (829,626,766 + 851,978,031) / 2 \} = 0.616\%$$

となっており、その回収率は極めて低い状況にあるといえる。

（3）回収の局面

現在のところ、当該債権に係る回収に係わるマニュアルのようなものはないが、作成中とのことである。上記のとおり、当該債権の回収率に関して、以前、監査委員より債権額に比し回収率が低いという指摘があったため、昨年度より東京信用保証協会のOBの方を非常勤職員として採用した。このことにより、債権の整理、データベース化が進捗したとのことである。今後は、実際の回収も進めていくということである。他方、欠損の処理については、減免の規定に基づいて欠損の処理を行っているとのことであり、減免についても実行と同様に審査会に掛けるとのことであった。一部免除という処理は現実的には行っていないとのことであり、欠損処理を行うときには全額のみとのことであった。

⁷⁶ 当該買取りは、「歳入歳出決算概要説明書」では、「歳出」「産業経済費」「産業経済費」「産業振興融資」の「損失補償」で示されている。

4) 回収不能額等の処理状況

平成 20 年度は不納欠損の処理を行わなかった。その理由として、平成 20 年 11 月～平成 21 年 3 月の間、緊急経営強化資金対策のため、約 3,000 件の申し込みがあったため、こちらの方に精力をとられてしまったということが、挙げられるとのことである。平成 21 年度においては、約 20 件に不納欠損の適用をする予定とのことであった。

5) 結果及び意見

(結果)

①平成 19 年度決算における「財産に関する調書」の「決算年度末現在高」の金額に誤りがあったとのことである。ヒアリングによれば、出納整理期間に係る入出金を加味するか加味しないかの判断等にミスがあったとのことである。また、一部の債権についてはフローの情報がストックへ連動しておらず、この点にもミスが見られたとのことである。今後はミスがないことが望まれる。

②現行のエクセルの管理システムにおいては、例えば、平成 21 年 3 月 31 日現在における管理データを、当日以後の特定日に打出することが難しい状況にある。すなわち、「財産に関する調書」に掲載されているデータの残高内訳を、翌日以降、エクセルの管理システムを使って打出そうと思っても、すでに更新がなされてしまっており、過去のものを打出することができない状況にある。少なくとも決算日のデータについては、バックアップデータを録るなど、「財産に関する調書」の根拠となるデータを保存すべきである。

(意見)

①ヒアリングによれば、本件制度融資に係わる台帳については、個別の管理台帳とエクセルの管理を基本としていることは確認できた。ただし、個別の管理台帳については統一的な整備が十分に確立されているとはいえない状況にあり、また、エクセルの管理は全体の状況を把握するデータ集計等には適していたとしても、それがそのまま不納欠損時の根拠となる疎明資料として通用するかについては、疑問の余地がある。第 10 章の収入未済額での保育サービス課のところでも指摘しているが、不納欠損時の疎明資料としての形式を整えるには、少なくとも一人別管理台帳が統一的に整備されていることが必要である。また、回収のマニュアルも早急に作成されることが望ましい。

②本債権については、金融機関あるいは保証協会といった回収のプロ達が「回収が困難」と判断した債権を、制度上、大田区が回収しなくてはならないことになっている。このため、回収は極めて難しい状況になっている。大田区としては、区の政策方針にしたがって当該制度を設けているが、問題は当該買取りが発生した債権自体に限定して管理を考えるべきでないことである。つまり、すでにあっせん融資を実行していて将来的に買取りが発生する可能性がある区の補償債務全体に、管理を敷衍して考えるべきであると考え。ヒアリングによれば、過去 3 年間については、以下のような割合で買取りの実行がなされて

いるとのことであった。

融資種類	平成 18 年度 損失補償額		平成 18 年度 補償債務平均残高		③=①/②
	件数	①損失補償額	件数	②残高	損失補償率
経営支援資金	22	38,030,979	350	528,219,595	7.20%
小規模企業特別事業資金	9	14,495,944	141	228,349,833	6.35%
合計	31	52,526,923	491	756,569,428	6.94%

融資種類	平成 19 年度 損失補償額		平成 19 年度 補償債務平均残高		③=①/②
	件数	①損失補償額	件数	②残高	損失補償率
経営支援資金	16	24,815,954	274	298,323,855	8.32%
小規模企業特別事業資金	7	9,512,819	124	129,187,733	7.36%
合計	23	34,328,773	398	427,511,588	8.03%

融資種類	平成 20 年度 損失補償額		平成 20 年度 補償債務平均残高		③=①/②
	件数	①損失補償額	件数	②残高	損失補償率
経営支援資金	10	12,109,496	186	204,766,568	5.91%
小規模企業特別事業資金	7	10,208,066	98	113,433,250	9.00%
合計	17	22,317,562	284	318,199,818	7.01%

上記のとおり、当該、大田区の区補償融資制度における約7%～約8%という発生率は、東京信用保証協会保証付融資制度の発生率約2%～約4%に比較すると、大きいものとなっている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
大田区区補償融資制度	6.94%	8.03%	7.01%
東京信用保証協会保証付融資制度	2.05% ⁷⁷	2.72%	3.89%

現状のところ、この補償融資制度の実行額に年度の「枠」という考え方はなく、あっせん審査によっているとのことであった。しかしながら、回収率が1%にも満たない現状では、買取発生額のほとんどが事実上貸倒れに近い状態になってしまっている。この状況においては、「補償債務」×発生率が仮に制度上の「債務負担行為」に該当しないとしても、将来的な補償債務も含めた広い意味での債務保証全体の額を常に注視する必要がある。総務省改訂モデルには、そこまでの指示はないが、将来的には、第6章で記載した「(財)東京労働者協同保証協会の貸借対照表のように、資産サイドに求償権としての「補償債務見返勘

⁷⁷ 上記、東京信用保証協会保証付融資制度の発生率は、当該信用保証協会のディスクロージャー誌にしたがって、引用している。

定」、負債サイドに買取り予定額としての「補償債務」として、貸借同額を記載して、常に注意を喚起することも検討する必要がある。

③上記のとおり、回収率が1%に満たない現下の状況においては、当該債権の性質が事実上の問題として、当該債権が福祉部の行ういわゆる福祉政策との整合性の問題がある。形式的に貸倒れの場合、確かに各条例・各規則等に従って不納欠損処理等を行えば、制度上の問題はないのかもしれないが、他所でも問題提起があるように、債権の名寄せ等が出ていない現状においては、国際税務でいわれる「Treaty Shopping」（条約漁り）と類似の問題、いわば「Ordinance Shopping」（条例漁り）とでもいうべき問題が生じる虞がある。今後の課題として検討されたい。

④第2章で詳細に記したが、貸借対照表の作成が義務付けられた。このため、貸付金については「回収不能見込額」⁷⁸を算定することが必要である。実務上、「回収不能見込額」で表示するのか、「不納欠損処理」としてしまうのかは、判断を要するところであると思われるが、総務省改訂モデルが指示する決算統計の組替による貸借対照表の作成段階においても、より適正な貸借対照表の作成が望まれるため、繁忙等を理由に不納欠損の処理を遅らせること等を行うと、それだけ回収不能見込額の算定の前提と考えられる「回収不能実現率」等各種指標にも影響を及ぼし、適正なストック情報の作成にも影響を及ぼすことになる。毎年確実な処理が望まれる。

（C）経営管理部系債権

ー 1. 同和対策資金貸付金

1) 概要（根拠条例等）

本債権については、制度上、昭和53年度に発足したが、平成13年度をもってすでに廃止になっており、現在は回収のみを行っている状態にある債権である。具体的には、当該貸付金については、平成13年度をもって廃止になっているが、「大田区同和対策資金貸付条例」（昭和53年10月5日条例35号）および「大田区同和対策資金貸付条例施行規則」（昭和53年10月5日規則65号）によって規定されていた。当該条例第2条によれば、

1 貸付限度額 300万円
2 貸付利子 年3.65パーセント、ただし、すえ置期間を1年とし、その間は無利子とする。

3 貸付期間 5年以内（すえ置期間を含む。）

4 月割元金均等償還

という条件にて貸付が行われていた。また、貸付の決定は同第6条により、

1 知識経験者 4人

2 区議会議員 3人

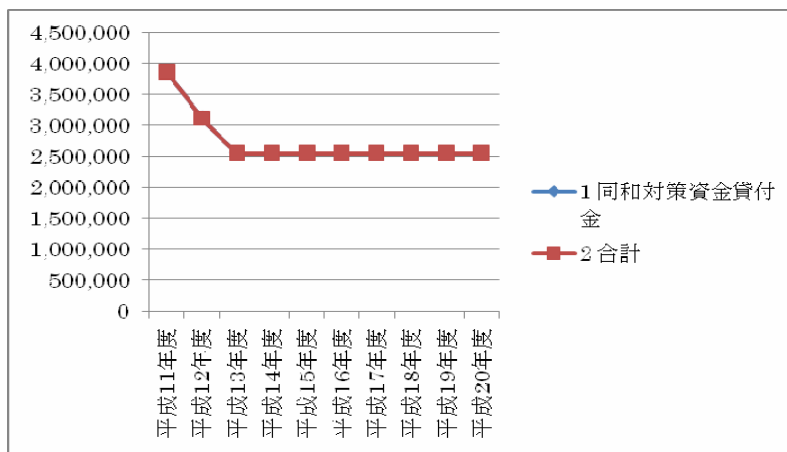
3 区職員 2人

⁷⁸ 「地方公会計制度実務研究会報告書」総務省（平成19年10月）165頁参照。

により組織される審査会での審査（同第8条）等を経て行われていた。
なお、現在は、1件のみが未収の状態にある。

2) 過去10年間の残高の推移について

本債権に関する過去10年間の残高の推移の状況は以下のとおりである。



平成13年度から残高に異動がない。（なお、表中、同和対策貸付金=合計となっており、やや見難いものとなっているが、他所との整合上このように表示している。）

3) 管理に関する状況

提出された資料によれば現在の当該債権の状況は以下のとおりである。「この案件は、昭和54年12月に貸付し、1年の据え置きの後、昭和56年1月から償還の予定であったが、当初から償還は遅れ、区は督促を行ったが、平成3年までに元金16万円の償還を受けたにとどまった。借受人は平成6年に死亡、妻が返済者となるが、同年、妻と子は相続放棄申述を行った。その後、区は連帯保証人であった実弟と交渉をし、平成7年から少額の分納で償還を受けてきたが、平成12年に納付書が『転居先不明』で返送される事態となった。この間、連帯保証人が償還した元金は28万5千円である。以降、住民票異動の有無や現地調査を行ってきたが、住民票はあるものの居住はしていない状況であった。返済相談の文書を郵送しても転居先不明で返送され、住民登録を残したままの連帯保証人と連絡が取れない状況が続き、現在に至っている」。

4) 回収不能額等の処理状況

上記のとおり、当該1件だけ残っている債権の回収については、本人が死亡しており、遺族が相続放棄申述を行っていること、連帯保証人も昭和17年生まれであり、67歳に達していること等を考え合わせると、回収は困難な状況にあると言えそうであるが、慎重な判断が必要である。

5) 結果及び意見

(意見)

①当該債権の合計の残高は、少なくとも平成 13 年以降は異動がない。「大田区同和対策資金貸付条例」第 10 条には、「区長は、災害その他特別の事由により、償還未済額の償還が困難であるときは、その償還を猶予し、又は減免することができる。ただし、貸付金の減免については、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない」とあった。しかしながら、現在本条例は廃止されており、本件に関する扱いは、「大田区債権の管理に関する条例」(平成 18 年 3 月 20 日条例第 3 号)第 2 条に定める「区の債権」に該当する⁷⁹ため、その管理が「大田区債権の管理に関する条例」に移管されている。このため、提出された資料及びヒアリングの内容を聞く限りにおいては、少なくとも当該条例第 5 条第 1 項第 4 号「債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあつて、徴収の見込みがないとき」に該当する状況にあると考えられるため、当該条例第 5 条の「債権の放棄」を適用することが適当ではないかと考える。ただし、本件と全く同じ事例という訳ではないが、平成 18 年 03 月 31 日大阪高等裁判所同和奨学金賠償命令履行請求各控訴事件(原審・京都地方裁判所平成 14 年(行ウ)第 44 号〈第 1 事件〉,平成 15 年(行ウ)第 21 号〈第 2 事件〉)平成 17(行コ)22 等という裁判例もあるため、その処理に当たっては疎明資料の準備等も十分に行之、手続的にも慎重に判断する必要がある。

ー 2. 職員厚生資金貸付金及び職員住宅資金貸付金

1) 概要(根拠条例等)

本両債権については、制度上、すでに廃止になっており回収のみを行っている。すなわち、職員厚生資金貸付金については、平成 18 年度をもって廃止になっているが、「大田区職員貸付資金規則」(昭和 24 年 1 月 21 日、規則第 17 号)(最終改正平成 15 年 3 月 25 日第 27 号)によって規制されていた。他方、職員住宅資金貸付金についても、平成 14 年度をもって廃止になっているが、「大田区職員住宅資金貸付規則」(昭和 32 年 4 月 15 日、規則第 6 号)(最終改正平成 8 年 3 月 15 日第 17 号)によって規制されていた。「大田区職員貸付資金規則」第 1 条には、「本区に常時勤務する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、この規則の定めるところにより資金を貸し付けることができる」とし、「(1)災害に起因して費用を要するとき。(2)疾病又は葬祭のため費用を要するとき。(3)婚姻又は出産により、一時に多額の費用を要するとき。(4)自己の住宅の新築、買受け(住宅の敷地を買い受ける場合を含む。)及び増改築の費用を要するとき。(5)その他一時に多額の費用を要するとき」としている。一方、「大田区職員住宅資金貸付規則」第 1 条には、「本区職員で住宅に困窮している者が自己の住宅の新築、買受(住宅の敷地を買受ける場合を含む。)

⁷⁹ 「大田区債権の管理に関する条例施行規則」(平成 18 年 3 月 20 日規則第 22 号)第 2 条第 1 項第 19 号に該当。なお、「区の債権」に関しては第 8 章の冒頭部分参照のこと。

及び増築、又は敷地借受の権利金として資金を必要とするときは、区長は、この規則の定めるところにより住宅資金（以下資金という。）の貸付を行う。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、資金の貸付をしない」とし、「(1)在職年数 3 年に満たない者（在職年数には、東京都及び他の特別区の職員であった期間を含む。以下同じ。）、(2)この資金の貸付を受けている者、(3)都、区その他から多額の貸付を受け、又は借財を有し、若しくはその保証をしている者で不相当と認められる者、(4)給料その他諸給与金を譲渡し、又は差押を受けている者」とある。その他、当該規則における当該貸付金の概要をまとめると、以下のとおりとなる。

厚生資金【平成 18 年度終了】

事由	貸付額	利子	返還方法
1 災害に起因して費用を要するとき	10 万円	年利、3.0%	1 貸付の翌々月から元利均等償還 2 償還回数 10、20 万円は 10、20、30 回から選択 3 全額一括繰上返済可
2 疾病または葬祭のため費用を要するとき	20 万円		
3 婚姻または出産により、一時に多額の費用を要するとき	30 万円		
4 自己の住宅の新築、買受（住宅の敷地を買い受ける場合を含む）及び増改築の費用を要するとき	40 万円		
5 その他一時に多額の費用を要するとき	50 万円		
	ただし、30、40、50 万円を借りる場合は 4 の事由に限る		

住宅資金【平成 14 年度終了】

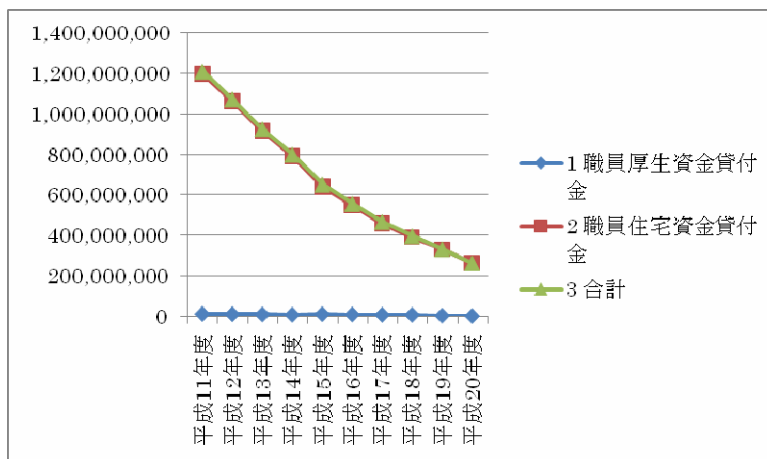
事由	貸付額	利子	返還方法
1 大田区に引続き 3 年以上勤務していて、自己の居住に要する住宅に困窮している者	50 万円以上 500 万円以内（仮定退職金の範囲内で 10 万円未満の端数は切り捨てる）	年利、3.0%	1 貸付の 4 か月後から元利均等償還 2 償還回数 貸付金額により 96～240 回 3 一部または全額繰上返済（振込可。ただし、一部繰上返済は 1 回につき 50 万円以上）
2 現在、この資金の貸付を受けていない者			
3 給料その他諸給与金を差押さえられていない者			

これらの実際の貸付については、いずれも、「大田区職員貸付資金規則」第 14 条第 1 項、あるいは「大田区職員住宅資金貸付規則」第 13 条第 1 項により、「この規則に基づく貸付業務を大田区職員文化会に委託することができる」と規定されていたことから、実際の貸付業務については、大田区職員文化会に委託されていた。冒頭に記載のとおり、現在では、貸付業務はいずれについても凍結され、制度の根拠となる条例も廃止されており、資金の

回収のみが行われている。なお、本件業務について、平成 19 年度までは一般会計とは別に、職員厚生資金特別会計で処理されていたが、平成 20 年度以降は、一般会計に含めて処理されるようになった。ヒアリングによれば、平成 21 年 7 月 7 日現在の対象者数は、職員厚生資金貸付金は 8 名、職員住宅資金貸付金は 177 名となっているとのことである。

2) 過去 10 年間の残高の推移について

過去 10 年間の残高の推移を示すと以下のとおりである。



これを見ると順調に減少を続けている様子が分かる。

3) 管理に関する状況

当該貸付金については、その対象者が職員に限定されていることから、返済については、給料からのいわゆる「天引き」という方法を採用している。このため、「天引き」という意味においては、借入者が大田区での勤務を継続する以上、一般の債権に比べ貸倒れの危険性は低いと考えられる。貸付金の実行に当たっては、経営管理部長、経営管理部総務課長、経営管理部企画財政課長、経営管理部職員課長、教育委員会事務局庶務課長、職員の中から区長が命じる者（5名）、からなる審査委員会により、「大田区職員住宅資金審査委員会」を開催し、貸付の適否が決定される。

貸付の実行の際には、「住宅資金借用証書」を提出させており、当該借用証書の3には「大田区職員としての身分を失った際、未償還元利金があるとき又は規則に定められた手続きその他の義務を怠ったときは、区から受ける給料その他の緒給与金及び退職手当、退職給付金その他緒給付金から、未償還元利金を差し引かれても異議ありません」という文言がある。これにより、一定程度、不測の事態が生じたときの担保はなされるものと考えられる。さらに、借受人全員に「住宅資金貸付保険」への加入を強制している。ヒアリングによれば、当該保険は貸出時に個人の負担により行うものであり、(株)損害保険ジャパン1社へ(有)共済企画センターを通じて保険金の払込みをするものとなっているとのことである。なお、具体的な管理は、個別の返済予定表(=「福利控除情報」)(エクセルベース)で行ってい

る。今回、サンプリングにより、これらの手続きの準拠性を拝見したが、いずれも問題なかった。

4) 回収不能額等の処理状況

本件については、上記のように「天引き」を中心にした回収システムとなっているため、基本的に回収不能は生じないか、生じても影響は小さい。しかしながら、ヒアリングによれば、現状のところ「財産に関する調書」に記載の金額と、「福利控除情報」にある未償還元金の合計額には、以下の通りの差があるとのことである。

(単位：円)

財産に関する調書 貸付金月報	福利控除情報 未償還元金	差額
262,587,820	250,637,383	11,950,437

上記、差の内容としては、1 つめには、平成 15 年度以前の自己破産・民事再生での未償還金額が 8,539,680 円ある。また、2 つめとして、平成 17 年度の同未償還金額が 1,881,501 円、平成 20 年度の同未償還金額が 2,534,082 円ある。他方、3 つめとして、これに対して同債務者等からの入金 が 1,004,826 円あった。この 3 つの内容のネット合計により、差が生じているとのことであった。

自己破産・民事再生

(単位：円)

年度	件数	当初貸付金額	未償還金額	再生債権額	最終額
平成 15 年度以前	—	10,000,000	8,539,680	860,000	7,679,680
平成 17 年度	1	2,400,000	1,881,501	144,826	1,736,675
平成 20 年度	1	5,000,000	2,534,082	(未定)	2,534,082
		17,400,000	12,955,263	1,004,826	11,950,437

5) 結果及び意見

(意見)

①「財産に関する調書」の作成方法については、地方自治法施行令第 166 条第 3 項に「(前段略) 総務省令で定める様式を基準としなければならない」とあり、地方自治法施行規則第 16 条の 2 には「(前段略) 財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする」とある。また、別記様式(第 16 条の 2 関係)には、様式があるだけで、具体的な内容までの記載はない⁸⁰。しかしながら、いわゆる回収不能分、不納欠損分等を控除しないで良いかについては、意見が分かれる。現状のところ自己破産・民事再生での未償還金額 1,195 万円については何ら反映していない形式での記載になっている。なお、このことに関連した「住宅資金貸付保険」の扱いについて、これを個人負担としていることに問題はないが、当該保険

⁸⁰ ただし、これに関して、東京都の指導等の更に詳細な規定があるのかどうかについては不明であるが、少なくとも各特別区の平成 20 年度決算書を比較して見る限りにおいては、判然としなかった。

契約はたとえ職員が自己破産等の状態に陥ったときでも退職しない限りにおいては、実際に保険金は支給されない契約であるとのことであった。仮に、数年後に一般の当該債権がすべて回収になったとしても、当該債権については残高が残ることになる。この債権は長期間にわたり保険会社から実際に回収されるのか否かという点等において、きわめて不安定な状態に置かれていることになる。当該部分について、総務省改訂モデルにおいては、貸倒引当金の設定対象となるであろうが、「財産に関する調書」の取扱い上、当該債権の処理については何らかの基準を設けて対処すべきである。

－ 3. 土地開発公社貸付金

土地開発公社（以下単に「公社」と称する場合がある）貸付金については、土地開発公社が大田区の 100%出資により設立された公社であり、当該部分については第 6 章に記載のとおりである。他方、貸付金の額については他の貸付金と異なり非常に多額であることから、ここでの監査は、その貸付金自体の内容にとどまらず、土地開発公社の内容全体を監査の対象とすることとした。以下のとおりである。

1) 概要

(1) 一般的な土地開発公社の概要

土地開発公社の一般的な概要については、「日本公認会計士協会公会計委員会報告第 13 号『地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例（その 2）』「Ⅶ土地開発公社」51 頁（平成 17 年 10 月 5 日）によくまとまっている。この資料では、土地開発の概要を、①設立目的、②設立主体、③事業のスキーム、④問題点に分けて、以下のように説明している。

①設立目的

土地開発公社は、「公有地の拡大の促進に関する法律」（昭和 47 年法律第 66 号）（筆者注：以下「公拡法」と称する場合がある）に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するものである。主な事業は、地方公共団体に代わって公有地の先行取得事業、先行取得事業に支障のない範囲で認められている自主事業としての土地造成事業である。

②設立主体

公社の設立主体は、単独の地方公共団体又は複数の地方公共団体に限られている。設立者である地方公共団体は、公社の基本財産の 2 分の 1 以上を出資しなければならない。

③事業のスキーム

地方公共団体が土地を取得する場合は、通常議会の承認が必要であるが、公社による場合には議会による承認が不要であることから、機動的な土地の取得が可能であり、行政需要に迅速に対応できるメリットがある。土地購入資金は主に銀行借入金を中心であり、地方公共団体が債務保証を行っている。公社により先行取得された土地は、地方公共団体により買い取られることとなるが、その買取価格は公社の取得価格に、地方公共団体への譲渡時までの借入金利息及び管理費等を加算した価格となる。

④問題点

前述のスキームにより、公社による先行取得から地方公共団体による買取りまでの期間が長期化するほど、地方公共団体の財政負担が重くなる。また、近年では地価が下落傾向にあることから、地方公共団体が公社から買い取った土地の簿価は、市中価格からますます乖離してしまい、地方公共団体の財政負担が更に重くなる悪循環に陥っている。このような状況の中、地方公共団体単独では公社の健全化が困難であるケースも出てきたため、一定の要件を満たした場合に当該地方公共団体に支援措置を行うため、総務省（旧自治省）は、平成12年に土地開発公社経営健全化対策を公表している。

（2）大田区の土地開発公社の概要

「大田区土地開発公社の概要」としては、ヒアリング時に次の通りの文書⁸¹を提出して頂いている。「大田区は『公有地の拡大の推進に関する法律』⁸²に基づき大田区土地開発公社を設立しています。大田区土地開発公社は、大田区の公園や道路、施設用地その他の公共用地を取得、管理するために大田区によって設立された公法人です。昭和63年10月、当時の地価の高騰、いわゆるバブル景気の下で、公共用地等を早期に先行取得していくためには、公共用地の取得機能の強化が不可欠となり、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、大田区土地開発公社が設立されました⁸³。以来今日に至るまで、大田区のさまざまな用地需要に対応し、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与するための事業活動をおこなっています」。続いて、「主な業務内容」として次の事項が記載されていた。「道路、公園、緑地など、公共施設としての用地、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地を、大田区の依頼を受けて地権者から取得し、大田区が買い取るまで管理します」。また、公社の概要としては以下が記載されていた。

- ・名称 大田区土地開発公社
- ・所在 大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所内9階）
- ・設立年月日 昭和63年10月14日
- ・設立団体 大田区
- ・目的 公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ・基本財産 1,000万円

⁸¹ 当該資料は平成20年度の包括外部監査の予備調査時点での資料である。

⁸² 「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年法律第66号）の制定に至る経緯等（変遷、背景、問題点等）については、例えば、山本節子『土地開発公社』20頁以下（築地書館、平成11年3月）参照。

⁸³ 大田区土地開発公社の設立は、昭和63年9月28日に大田区長（当時：西野善雄）が東京都知事（当時：鈴木俊一）に対して、総土発第514号「大田区土地開発公社認可申請書（設立）」を提出したことにはじまる。この申請書には、1 設立及び出資に関する議決書の写し、2 定款、3 理事及び監事となるべき者の氏名及び履歴書、4 出資財産目録が添付されていた。これに対して、昭和63年10月11日に、東京都知事は「昭和63年9月28日付総土発514号をもって申請のあった大田区土地開発公社の設立については、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項の規定により認可する」としている。これを受け、大田区では昭和63年10月12日付起案総土発第586号「大田区土地開発公社への出捐金の支出について」において助役決定により、10,000,000円を大田区土地開発公社に出えん金として拠出している。

- ・ 設立根拠 公有地の拡大の推進に関する法律
- ・ 組織 評議員会（諮問機関） 大田区議会議員 10 人
 理事会（決議機関） 理事 13 人
 （理事長、副理事長及び常務理事 1 人を含む）
 監事（内部監査機関） 2 人
 事務局職員（執行機関） 4 人

（3）一般的な土地開発公社の状況と大田区の土地開発公社の比較

概況としては以上のとおりであるが、問題は上に記された一般的な公社の問題点が、大田区土地開発公社においても該当するかである。1 つずつ検証していくと次のとおりである。

①「公社による先行取得から地方公共団体による買取りまでの期間が長期化するほど、地方公共団体の財政負担が重くなる」

→ この点、大田区と土地開発公社の金利負担の状況については、「大田区土地開発公社に対する事業資金の貸付けに関する要綱」第 3 条⁸⁴に規定されているとおりである。問題は、市中銀行からの借入分である。金利負担は、確かに市中銀行からの借入期間が短ければ短いほど軽い、3 年を上限として市中銀行からの借入を返済し、大田区からの借入とすることで回避しているとのことであり、当該一般的な概況が大田区の場合には該当しないとのことである。

②「近年では地価が下落傾向にあることから、地方公共団体が公社から買い取った土地の簿価は、市中価格からますます乖離してしまい、地方公共団体の財政負担が更に重くなる悪循環に陥っている」

→ この点については、土地の下落という問題はあるものの、「公共用地等の取得等に関する協定書」（平成 4 年 12 月 1 日）での大田区と土地開発公社との協定により、買取自体は取得の段階から決定しており⁸⁵、その買取価格は時価ではなく簿価と決まっている⁸⁶こと、さらには、この価格を基準にして国、東京都から補助金が拠出されることになっていることにより、上記「近年では地価が下落傾向にあることから、地方公共団体が公社から買い取った土地の簿価は、市中価格からますます乖離して」しまうという状況が仮にあったとしても、このことをもって、すぐに「地方公共団体の財政負担が更に重くなる」ことに直結することは構造的にありえないとのことであった。

ヒアリングによれば、このように、一般的な土地開発公社が抱えている問題が、そのまま、大田区の土地開発公社が抱えている問題であるとする状況ではないということであった。とくに、一般的には 2 号土地⁸⁷がいわゆる塩漬け土地として問題となるケースが多いが

⁸⁴ そこには「第 3 条 事業資金は、無利子で貸付けるものとする」と規定されている。

⁸⁵ 「公共用地等の取得等に関する協定書」第 7 条第 1 項

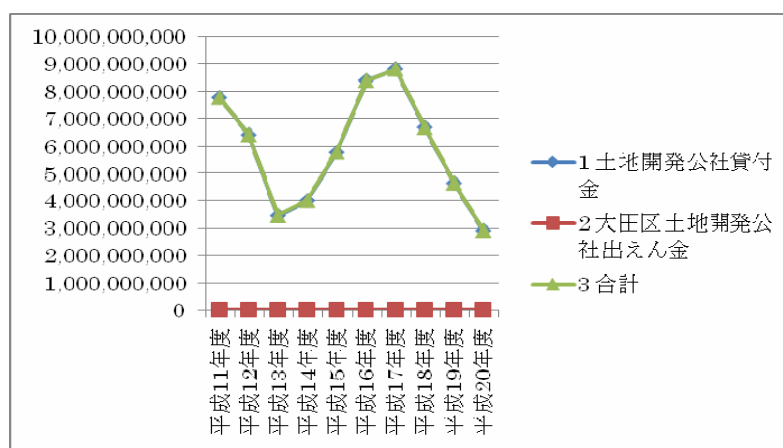
⁸⁶ 「公共用地等の取得等に関する協定書」第 7 条第 2 項

⁸⁷ 総務省「健全化判断比率等の算定方法」（平成 20 年 3 月 19 日）(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額②設立した土地開発公社の負債の F には、「公拡法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する土地の

88、東京都下の特別区においては、「定款」ではその取得を第 25 条で認めているものの、「業務方法書」においてその取得は第 3 条で否定されており、「塩漬け土地」が発生する余地が極めて限定されているとのことであった。しかし、その一方で、土地取得の機動性を重視し制定された公拓法に基づく公社のため、公社での土地取得は大田区での土地取得と異なり、その取得の是非について公社出の取得の時点では議会に諮る必要がないため、公社から大田区へ土地が売却されるまで議会に諮られるタイミングが遅れることについては、一般的な土地開発公社と大田区の土地開発公社との間に違いはない。そうなれば、広い意味での財政負担の増加ないしは公正性や公平性あるいは効率性⁸⁹、「最少の経費で最大の効果」といった地方自治法第 2 条第 14 項の規定する理念に反する事態がおこる余地もないとはいえない。したがって、以下 4) では個別の土地についてその内容を検討することとした。なお、本報告書の作成に当たっては、「大田区情報公開条例」(昭和 60 年 11 月 28 日条例第 51 号) や「大田区個人情報保護条例」(平成 10 年 10 月 2 日条例第 66 号) あるいは「大田区情報公開条例・個人情報保護条例に基づく損失補償基準等の開示請求等に対する指針」19 交事発第 10420 号交通事業本部長決定(平成 19 年 11 月 2 日) 等の趣旨に鑑み、開示されると個人または法人の財産権を不当に侵害する虞のあると思われる事項、あるいは、公開されると今後の大田区の事業運営に多大な影響を及ぼす虞のあると思われる事項については、包括外部監査の趣旨等に基づき記さないこととした。

2) 過去 10 年間の債権残高の推移について

個別の土地の内容についての検討に入る前に、近年の大田区の公社に対する債権残高の動きを概観しておく。以下のとおりである。



平成 16 年度に最も大きいのが、ヒアリングによれば、これは「田園調布一丁目 51 番 1 外」の「せせらぎ公園」の用地取得等によるものとのことである。

こと」を 2 号土地と称しており、その評価方法が記載されている。

⁸⁸ 山本節子『土地開発公社』20 頁以下(築地書館、平成 11 年 3 月) 参照。

⁸⁹ 地方自治法第 2 条第 14 項には、「地方公共団体は、その事務を処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とある。

3) 現在保有している公有用地土地別一覧

平成 21 年 3 月 31 日現在で公社の保有している土地は以下の通りであった。

3 公有用地土地別一覧 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	所在地	住	面積 m ²	契約年月日	取得金額 (円)	簿 価 (円)	予定用途
*	1 南久が原二丁目 1 1 番 7	3	527.61	H 4. 10. 30	480, 125, 100	525, 227, 305	道路事業等
*	2 久が原三丁目 1 0 4 2 番 2	41	342.92	H 7. 9. 22	222, 898, 000	230, 640, 743	道路事業等
*	3 南蒲田一丁目 3 1 番 1 及び 4 2	20	708.27	H 9. 3. 27	503, 721, 624	531, 092, 224	まちづくり推進
*	4 西糞谷四丁目 1 4 5 2 番 1 外	28	270.89	H 9. 5. 26	207, 230, 850	214, 256, 256	自転車駐車場
*	5 南久が原二丁目 8 3 番 2	11	58.55	H11. 4. 7	29, 275, 000	30, 343, 018	都市計画道路
*	6 南久が原二丁目 1 1 番 1 1	3	201.63	H12. 6. 14	80, 652, 000	83, 057, 518	都市計画道路
*	7 久が原二丁目 9 1 0 番 9	6	45.78	H12. 6. 21	21, 974, 400	22, 615, 592	都市計画道路
*	8 北千束三丁目 6 3 3 番 1 外	1	583.94	H13. 12. 7	288, 875, 118	297, 140, 054	都市計画道路事業
*	9 鶉の木一丁目 2 3 1 番 1 外	6	1, 098.86	H14. 1. 28	305, 190, 000	319, 304, 214	公園用地
*	10 北千束三丁目 6 3 3 番 1 9 外	1	71.83	H14. 8. 12	191, 354, 117	196, 309, 214	都市計画道路
*	11 田園調布一丁目 3 0 番 8 外	30	263.28	H16. 7. 8	84, 628, 125	86, 870, 115	都市計画公園
*	12 上池台五丁目 2 8 3 番 1 4	19	50.93	H16. 11. 30	39, 589, 686	40, 665, 636	都市計画道路
*	13 鶉の木一丁目 2 3 6 番 6	6	139.38	H16. 12. 8	50, 020, 267	51, 469, 138	公園用地
*	14 鶉の木一丁目 2 3 9 番 3	6	50.10	H16. 12. 8	17, 979, 733	19, 321, 796	公園用地
*	15 北千束三丁目 6 3 5 番 6 1 外	13	387.31	H16. 12. 15	95, 911, 704	97, 492, 613	都市計画道路
*	16 上池台三丁目 2 5 5 番 2	13	38.46	H17. 12. 20	17, 555, 298	18, 043, 720	都市計画道路
	17 大森西五丁目 2 6 1 番 2 0 外	30	26.43	H19. 6. 27	47, 935, 143	49, 194, 196	都市計画道路
	18 上池台五丁目 2 6 5 番 1 7	16	12.36	H19. 7. 4	9, 448, 059	9, 721, 692	都市計画道路
	19 上池台五丁目 2 6 5 番 1 9	16	13.69	H19. 11. 29	14, 735, 004	15, 088, 567	都市計画道路
	20 大森西五丁目 2 6 1 番 2 3	30	21.81	H19. 12. 18	67, 975, 303	69, 371, 151	都市計画道路
	21 大森西六丁目 1 2 番 2 0	15	47.02	H20. 3. 6	87, 185, 621	88, 685, 308	都市計画道路
	22 上池台五丁目 2 6 5 番 2 0	16	11.91	H20. 6. 4	8, 916, 428	9, 049, 275	都市計画道路
	23 中央五丁目 3 9 1 番 5 外	30	5, 514.99	H20. 6. 16	1, 593, 832, 110	1, 617, 264, 700	公園用地
	24 上池台五丁目 2 7 0 番 2	17	66.17	H20. 6. 16	41, 601, 060	42, 198, 544	都市計画道路
	25 大森西六丁目 1 2 番 2 1	15	10.33	H20. 6. 16	21, 049, 663	21, 355, 814	都市計画道路
	26 大森西六丁目 1 2 番 2 2	15	10.38	H20. 6. 30	21, 429, 801	21, 710, 797	都市計画道路
	27 蒲田二丁目 1 番 7 0 外	7	200.72	H20. 6. 30	418, 692, 328	423, 478, 680	都市計画道路
	28 大森西六丁目 1 2 番 2 4	15	4.56	H20. 7. 28	1, 700, 213	1, 720, 492	都市計画道路
	29 上池台三丁目 2 5 5 番 8	13	63.13	H20. 8. 19	42, 370, 678	42, 805, 501	都市計画道路
	30 上池台五丁目 2 8 0 番 2	18	52.29	H20. 9. 3	34, 888, 909	35, 226, 538	都市計画道路

31	仲六郷二丁目108番29外	44	2,241.76	H20. 9. 5	1,522,155,040	1,536,134,462	事務事業用施設
32	南馬込二丁目856番1	11	952.65	H20. 9. 11	315,000,000	318,581,211	都市計画公園
33	大森西五丁目261番25	30	17.45	H20. 9. 12	35,168,639	35,436,676	都市計画道路
34	上池台五丁目267番6	17	97.88	H20. 9. 17	104,363,512	105,288,851	都市計画道路
35	中央四丁目594番1外	32	346.91	H20. 9. 29	216,922,823	219,040,932	施設整備用地
36	中央二丁目570番2外	16	310.19	H20.10. 1	176,498,110	181,804,439	保育園拡張用地
37	中央五丁目389番外	30	4,523.54	H20.11. 11	1,262,067,660	1,268,537,377	公園拡張用地
38	上池台四丁目258番3外	40	71.07	H20.11. 18	43,164,444	43,399,276	都市計画道路
39	蒲田五丁目45番6外	45	426.73	H20.11. 20	535,119,420	537,589,464	まちづくり用地
40	大森西五丁目261番26	30	16.97	H20.11. 28	75,052,196	75,361,393	都市計画道路
41	大森西三丁目206番15	21	34.77	H20.12. 11	66,953,681	67,148,253	都市計画道路
42	東雪谷二丁目75番6	24	153.38	H20.12. 11	126,507,824	127,114,730	自転車駐車場
43	大森西六丁目12番26	15	72.94	H21. 1. 22	129,332,606	129,622,649	都市計画道路
44	上池台三丁目731番2	46	17.64	H21. 1. 26	40,737,774	40,815,152	都市計画道路
45	蒲田二丁目1番74	7	312.62	H21. 2. 27	649,639,863	649,639,863	都市計画道路
46	大森西三丁目184番5外	23	27.68	H21. 3. 8	18,669,465	18,669,465	都市計画道路
47	上池台五丁目265番21外	16	63.02	H21. 3. 12	59,511,413	59,511,413	都市計画道路
48	蒲田二丁目1番76	7	32.93	H21. 3. 30	71,481,353	71,481,353	都市計画道路
合 計			20,615.66		10,497,087,165	10,695,897,370	
					(内訳) 購入金額	10,497,087,165	
					支払利子	191,312,149	
					諸経費	7,498,056	

*：金融機関へ償還済みの土地

なお、上記土地について簡便的に時価を算定し現在の含み損益を求めてみた。この計算に当たっては、東京都財務局ホームページの平成21年度基準地価格の平均価格推移「全用途区部」⁹⁰から抜粋して計算した。また、平成20年度取得分については、取得後1年内という理由で、平成21年度の時価で割戻すことはしなかった。

	平均価格推移 「全用途区部」	平均価格推移 「全用途区部」	指数	時価	含み損益
	①各年度	②21年度	③=②/①	取得金額=取得金額×③	取得金額
1	3,778	1,167	0.31	148,307,568	△ 331,817,532
2	1,519	1,167	0.77	171,245,534	△ 51,652,466
3	1,132	1,167	1.03	519,296,056	15,574,432
4	1,132	1,167	1.03	213,638,164	6,407,314

⁹⁰ http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kiyunti/21nen/09heikin_suii.pdf を参照のこと。

高内訳はあるが、公有用地物件毎の残高内訳はなく、また、大田区借入金Ⅲについては、元利返済分、利子支払分、経費分の増減残高内訳はあるが、公有用地物件毎の残高内訳はない。これは借入金については「土地開発公社経理基準要綱」（昭和 54 年 12 月 19 日自治政第 136 号、但しその後改正あり）（様式第 14 号、様式第 15 号）に、公有用地物件毎の残高内訳の開示は求められていないためである。しかしながら、担当課では、このうち、大田区借入金Ⅲについては、開示対象とはなっていないものの、別途公有用地物件毎の残高内訳が作成しているとのことであり、その資料を拝見し貸付金とに一致を確認した。

4) 個別の土地の検討

検討の対象としては、サンプリング基準を次の通りとした。すなわち、上記平成 21 年 3 月 31 日現在で大田区土地開発公社が保有する土地のうち、

- ・面積が 500 m²以上
- ・簿価が 1 億円以上
- ・m²の単価が 200 万円以上

という 3 つの項目のうち 2 つ以上に該当する 15 物件を抽出し当該 15 件について、①取得時の起案決裁書（購入価格の正当性を証する不動産鑑定士の鑑定評価書を含む）、②現在の管理台帳（それに相当するもの）、③土地の登記簿謄本、公図等、④現在、賃貸借が発生していれば当該契約書、④その他参考となる資料、の提出を依頼し、取得の状況を含め管理の状況を詳細に検討した。以下のとおりである。

(1)

*	1	南久が原二丁目 1 1 番 7	3	527.61	H 4.10.30	480,125,100	525,227,305	道路事業等
---	---	-----------------	---	--------	-----------	-------------	-------------	-------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、平成 4 年 10 月 30 日に、大田区民の A1 氏より土地売却の依頼があったものを購入したものである。A1 氏の主張によれば、当時すでに当該土地については、補線 44 号線都市計画線が懸っていたため、土地利用に制限が付いており民間に売却することが難しいとのことであった。区としても当該補線 44 号線都市計画線については、当時、区議会にて審議中で事業化が見込まれるものの事業化決定前であり、都市計画法に基づき大田区が直接土地を買収することは不可能であった。このため、公園用地として公拓法により土地開発公社で先行取得したものである。公園用地としての取得は、当時の周辺住民の感情に配慮した結果とのことであり、その後、公拓法第 17 条第 1 項第 1 号に基づき、道路事業用地へと扱いを変更した。取得後、本件土地については、使用目的を公園の公共事業に供することとして、大田区との間で無償貸付の契約の締結を行っている。この契約期間は、大田区が当該土地を取得する日の前日まで、となっており、契約書上維持管理はすべて大田区が行うとなっている。契約当時はこれを大田区公園緑地公社に管理委託させていた。なお、現在当該土地は一時圃場として使用している。

(価格)

提出された資料には、同一区画内の「南久が原二丁目 11 番 11」の土地については「土地価格算定書」が存在した。当該「土地価格算定書」によれば、取引事例や鑑定評価、公示価格等から試算した価格を勘案して、対象地の単価の算定を行う旨が記載されていた。本件土地につき、実際の取引価額をみても、この値と概ね等しいかそれ以下であることから、取得時の価格の判断は概ね正しかったと思われる。

(事業化の目途)

44 号線関連の事業化については、東京都が環七付近から事業認可を進めており、環八付近はまだ目途が立たない状況にある。

(2)

*	3	南蒲田一丁目 3 1 番 1 及び 4 2	20	708.27	H 9. 3. 27	503, 721, 624	531, 092, 224	まちづくり推進
---	---	-----------------------	----	--------	------------	---------------	---------------	---------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区産業プラザ PIO の北東側の L 字型の土地であり、これを東京都から平成 9 年 3 月 27 日に、2, 499. 98 ㎡=1, 777, 985, 776 円にて、購入したものである。この土地は、かつての東京都中央卸売市場から東京都が引継いだ土地であり、境界確認書については市場時代の原本の写しをもって処理したとのことである。取得後、本件土地については、使用目的を自転車対策事業に供することとして、平成 9 年 7 月 11 日に大田区との間で無償貸付の契約の締結を行っている。この契約期間は、大田区が当該土地を取得する日の前日まで、となっており、契約書上維持管理はすべて大田区が行うこととなっていた。その後、道路拡張用地として使用するため区と公社との間で、平成 11 年 1 月 12 日に土地無償貸付契約の一部変更契約を締結している。平成 14 年 2 月 26 日には、まちづくり推進事業用地として、980. 31 ㎡=697, 196, 472 円(うち、利子部分 37, 150, 808 円)にて、また、平成 14 年 4 月 3 日には、まちづくり推進事業用地として、811. 40 ㎡=607, 817, 305 円(うち、利子部分 30, 749, 625 円)にて、大田区に売却している。本件はその残りの部分で、現状も大田区に対する無償貸付を継続しており、大田区では駐輪場として利用している。

(価格)

提出された資料には、取得時の価格の合理性を示す資料は見当らなかった。ヒアリングによれば、東京都との取引においては価格交渉の余地はないとのことである。東京都との取引であるため、一般的には、著しく不合理に高額な価格が設定されるという危険性は低い(東京都にも財産価格審議会があるため)のではないかと考えられる。その意味では取得価格には議論の余地がないことになる。

(事業化の目途)

本件土地は、第 3 章の「2 5) 京浜急行電鉄連続立体交差事業代替用地」に記載の土地のように、「連続立体交差事業代替用地」とも考えているとのことであった。もし、代替用

地としての利用を決めたなら、大田区に引渡したのち、大田区公有財産管理規則第9条第1項により、連続立体事業本部長に引渡すこととなる。

(3)

*	8	北千束三丁目633番1外	1	583.94	H13.12.7	288,875,118	297,140,054	都市計画道路事業
---	---	--------------	---	--------	----------	-------------	-------------	----------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、平成13年10月26日付起案土路発第173号「東京都都市計画道路事業大田区街路第1号線の道路事業関連用地取得依頼について（依頼）」により、土木部長が総務部長宛に、大田区土地開発公社による標記の土地の取得を依頼している。なお、これに記載された買い戻し日は「平成16年3月31日まで」となっている。これにより、平成13年12月7日に土地開発公社と先方との間で「土地売買契約書」が締結されている。第1条に記載された売買価格は288,875,118円である。なお、本件における取扱いについては、平成13年12月4日付起案土路発第208号「『都市計画道路事業』関連用地売買契約について（大田区土地開発公社代行買収分 大田区北千束三丁目633番1, 10, 11, 12)」により、平成13年12月6日付区長決定されている。現在は更地となっている。

(価格)

本件における価格形成については、以下のような手続きを踏んでいる。まず、不動産鑑定士各々3名（社）による鑑定評価が対象の標準地に対して行われている。その結果、同地における鑑定評価額（㎡単価）は、3名の中間評価額から最大2.7%の開きでほぼ同一評価額に収斂していた。これを受けて、平成12年度の財産価格審議会において、取引事例、鑑定価格、相続税路線価等を勘案して、当該路線価を決定しており、その価格は先の不動産鑑定士3名（社）の最大値～最小値の範囲内に収まっていた。その後、起案により評定内容とおりが当該価格が区長決定されていることを確認した。

(事業化の目途)

平成22年度には大田区が買取る予定とのことである。

(4)

*	9	鶉の木一丁目231番1外	6	1,098.86	H14.1.28	305,190,000	319,304,214	公園用地
---	---	--------------	---	----------	----------	-------------	-------------	------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区より公園・公共施設用地としての取得の依頼を受け、土地開発公社が平成14年1月28日にD1氏より鶉の木一丁目231番1外の合計7,296.86㎡（実測）の土地を、2,155,190,000円で購入するという「土地売買契約書」を締結し取得したものである。なお、その目録、内訳は以下のとおりである。

土地目録

所在	地番	地目	地積（公簿）㎡	地積（実測）㎡
----	----	----	---------	---------

鵜の木一丁目	231 番 1	畑	3,021.00
	231 番 6	畑	280.00
	236 番 3	畑	208.00
	236 番 8	畑	152.00
	236 番 10	畑	621.00
	238 番 2	畑	105.00
	239 番 2	畑	111.00
	241 番 4	宅地	103.60
	242 番 1	畑	1,312.00
	242 番 2	畑	700.00
	242 番 3	山林	542.00
	242 番 4	宅地	115.90
	932 番 1	山林	197.00
	合計		

7,296.86

内訳

公園用地	実測面積	6,198.03 m ²	1,850,000,000 円
公共施設用地	実測面積	1,098.83 m ²	305,190,000 円

(ただし、公園用地@298.481、公共施設用地@277.740)

その後、区では、これらの土地について合筆・分筆を行い、公園用地と公共施設用地とに整理している。具体的には、上記、土地目録においてグレーで記した部分の土地と 236 番 3、8、10 の土地の一部を、

所在	地番	地目	地積（公簿）m ²	地積（実測）m ²
鵜の木一丁目	231 番 1	畑	1,239.00	1,239.60
	231 番 34	畑	1,239.00	1,239.60
	231 番 35	畑	1,239.00	1,239.60
	231 番 36	畑	1,239.00	1,239.60
	231 番 37	畑	1,239.00	1,239.60
合計			6,195.00	6,198.00

と整理した。その後、14 年度から 5 年間にわたり、これらが大田区に売却している。その状況は以下のとおりである。

地番	土地売買契約書 締結日	取得価額	利息	諸経費	合計
231 番 1	平成 18 年 12 月 14 日	370,000,000	18,592,751	1,864,600	390,457,351
231 番 34	平成 18 年 2 月 3 日	370,000,000	18,592,751	0	388,592,751
231 番 35	平成 17 年 3 月 4 日	370,000,000	16,182,023	0	386,182,023

231 番 36	平成 16 年 2 月 27 日	370,000,000	11,801,087	0	381,801,087
231 番 37	平成 15 年 2 月 26 日	370,000,000	6,421,772	0	376,421,772
		1,850,000,000	71,590,384	1,864,600	1,923,454,984

このように大田区が合筆・分筆を行って分割した買取を行った理由としては、東京都あるいは国からの補助金のあり方に合わせたとのことであり、内部的な事情によるものではないとのことであった。なお、上記の土地については「松山公園」として利用されており、残地については、現在も土地開発公社の保有資産となっている。

(価格)

提出された資料には、「平成 13 年度第 3 回大田区財産価格審議会の評定について(答申)」があった。この会議⁹¹は、平成 13 年 12 月 18 日に 5 階の庁議室にて開催されていた。議事録によれば、本審議会は外部委員 5 名、内部委員 3 名(ほか 1 名欠席)、専門員 3 名で、構成されていた。土地買収価格についての「4 評価資料」の中では、取引事例価格等およびこれらを補正した試算価格を検討しており、「5. 画地の評価格」では、最終的な評価格を算定している。審議の結果、当該価格が原案通り可決されている。ここでの購入価格がこの価格を最大にして決定されていることを確認した。

(事業化の目途)

大田区に対する無償貸付のまま、平成 22 年度から 2 年間、「(仮) 鶉の木出張所」として利用される見込みであり、その後、公園化が予定されているとのことであった。

(5)

*	10	北千束三丁目 6 3 3 番 1 9 外	1	71.83	H14. 8. 12	191,354,117	196,309,214	都市計画道路
---	----	----------------------	---	-------	------------	-------------	-------------	--------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、平成 14 年 8 月 5 日に都市基盤整備担当部長が経営管理部長に、「東京都都市計画道路事業大田区街路第一号線の事業に伴う道路用地の代行買収について(依頼)」ま道発第 143 号という依頼文書を出している。これにより、経営管理部では土地開発公社に取得の依頼をし、平成 14 年 8 月 12 日に土地開発公社と先方との間で「土地売買契約書」が締結されている。第 1 条に記載された売買価格は E1 円である。他方、同日に土地開発公社と先方との間で「物件移転補償契約書」が締結されている。第 2

⁹¹ この部分において、財産価格審議会の議事録を引用している趣旨は、本件については、当初監査の際に参考としての不動産鑑定評価書の提出がないため、それとの比較により財産価格審議会で決定された価格の妥当性を検証することが難しかったため、どのような内容で、この価格が決定されたのかの過程を明示することが必要と考えたためである。なお、「大田区財産価格審議会条例」(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 30 号)第 3 条には「審議会は、会長及び次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命した職員をもって組織する。(1)学識経験者 6 名以内 (2)区職員 5 名以内」とあり、第 7 条「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その評決に加わることができない」とある。なお、「大田区財産価格審議会条例施行規則」(昭和 39 年 5 月 1 日条例第 30 号)第 2 条には「条例第 3 条第 2 号の区職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。(1)経営管理部総務担当部長 (2)都市基盤整備部長 (3)連続立体事業本部長」とある。

条に記載された補償金額は、E2 円となっていた。これにより、両者の合計で、当該物件の当初の取得原価が構成されていることを、確認した。

(価格)

本件における価格形成については、以下のような手続きを踏んでいる。まず、不動産鑑定士各々3名(社)による鑑定評価が対象の標準地に対して行われている。その結果、同地における㎡単価は、3名の間中値を中心にして最大2.3%内に収まっていた。この結果を受けて、平成13年度の第4回の財産価格審議会において、取引事例、鑑定価格、相続税路線価等を勘案して、当該路線価を設定しており、その価格は先の不動産鑑定士3名(社)の最大値～最小値の範囲内に収まっていた。その後、平成14年1月30日付起案土路収第352号「都市計画道路補助第44号線事業、他の事業認可区域における土地価格の決定について」により、評定内容のとおり区長決定された。なお、建物移転補償費、工作物等補償費、動産移転補償費、移転雑費、営業休止等補償費に関する基準は、東京都の「補償算定要領」の「別冊補償算定要領、別表補償標準単価表」に基づいて計算しているとのこと説明を聞くにとどまり、極秘資料との理由により直接の確認はさせていただけなかった。

(事業化の目途)

当該街路第一号線用地については比較的早く事業化できる見込みとのことである。

(6)

*	14	鶉の木一丁目239番3	6	50.10	H16.12.8	17,979,733	19,321,796	公園用地
---	----	-------------	---	-------	----------	------------	------------	------

(概況)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区より子育て支援事業用地として取得することの依頼を受け、土地開発公社が平成16年12月8日に、F1氏から鶉の木一丁目236番6の土地139.38㎡=50,020,267円で、また、F2氏から鶉の木一丁目239番3の土地50.10㎡を17,979,733円で購入したものである。(なお、このうち、I氏から購入した部分については、今回はサンプリングの対象ではない。)その後、平成17年6月20日付けにて、大田区鶉の木西町会から市民消防隊防災倉庫に、当該土地を利用させてほしい旨の依頼があり、検討の結果これを認め、大田区経営管理部長が大田区土地開発公社あてに、土地無償借受の依頼を出し、大田区と公社との間で平成17年6月30日に、この土地のうちの一部に土地無償貸付契約書を締結している。契約期間は平成17年6月30日から平成18年3月31日までとなっており、契約者双方に「何らかの意思表示がない場合に1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする」とされている。なお、管理義務は借受人の大田区となっている。

(価格)

提出された資料には、「平成16年度第3回大田区財産価格審議会の評定について(答申)」があった。この会議⁹²は、平成16年11月24日に5階の庁議室にて開催されており、外部

⁹²上記1つ前の脚注参照のこと。

委員 4 名、内部委員 2 名、専門員 3 名（いずれも欠席者なし）で、構成されていた。土地買収価格についての「4. 評価資料」の中では、取引事例価格、標準地価格、試算価格等、並びにこれらを加工した試算価格を検討しており、「5. 画地の評価格」では、最終的な評価格を算定している。議事録によれば、審議の結果、原案通り可決されている。監査時には、購入価格がこの価格を最大にして決定されていることを確認した。なお、同時に購入した 2 つの土地の㎡単価は一体として評価されており同じものであった。

（事業化の目途）

本件土地は、上記（4）9 の土地の隣接地であり、事業化の目途としては、同地と同様に、大田区に対する無償貸付のまま、平成 22 年度から 2 年間、「(仮) 鶉の木出張所」として利用される見込みであり、その後、公園化が予定されているとのことであった。

（7）

20	大森西五丁目 2 6 1 番 2 3	30	21.81	H19.12.18	67,975,303	69,371,151	都市計画道路
----	--------------------	----	-------	-----------	------------	------------	--------

（概要）

提出された資料によれば、本件土地は、平成 19 年 12 月 12 日に大田区より「東京都都市計画道路事業区画街路大田区画街路第 3 号線事業用地」として取得することの依頼を受け、平成 19 年 12 月 17 日に大田区と土地開発公社との間で用地取得等依頼契約書を締結し、土地開発公社が平成 19 年 12 月 18 日に G1 氏から当該土地 21.84 ㎡を、14,879,849 円（@ 681,311 円/㎡）で購入したものである。なお、これと同時に、物件移転補償料（区負担分）、立ちのき補償料（区負担分）、残地補償料（区負担分）を支払う契約を同日締結している。

（価格）

大田区では、平成 19 年 5 月 21 日に、別々の不動産鑑定士 2 名（社）から、当該物件を含む周辺地域の標準地に関する鑑定評価書を入手している。これによれば、両者の㎡単価の差は 12,000 円であった。これらの鑑定評価を受けて、大田区では「大田区街路第 3 号線用地取得のための土地価格について」を作成している。これによると、大田区の設定した基準路線価は、両鑑定評価額の間であり、この基準路線価ベースで考えた場合、当該土地の取得価格については、とくに問題はないと考えられる。なお、本件については、大田区財産価格審議会への付議はなく⁹³、起案 19 年 6 月 12 日付交事発第 10133 号「京急連続立体交差事業本線付属街路第 1・2 号線、区画街路第 3 号線及び補助線街路第 328 号線事業用地

⁹³ 本件に係る大田区財産価格審議会への付議については、「大田区公有財産管理規則第 40 条ただし書の規定による区長が指定する財産」（昭和 52 年 11 月 11 日区長決定）に「大田区財産価格審議会への付議することを要しないものを下記のとおり指定する」とあり、第 5 第 1 項には、「公有財産の買入れ、又は普通財産の売払いに係る価格（土地については一件 5000 平方メートル未満のものに限る）で、次に掲げるもの」とあり、第 1 号には、次の表の左欄に掲げる区域に存する土地の買入れ、又は売払いに係る評価額が、同表右欄に掲げるもの。

①大田区内	2,000 万円未満
②①以外の区域	300 万円未満

とあるため。

の土地価格について」による区長決定があるのみであった。

(事業化の目途)

京急連続立体交差事業については買取りも早い見込みである。

(8)

23	中央五丁目391番5外	30	5,514.99	H20. 6.16	1,593,832,110	1,617,264,700	公園用地
----	-------------	----	----------	-----------	---------------	---------------	------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、平成20年4月22日に大田区より公園用地として取得することの依頼を受け、平成20年6月4日に大田区と土地開発公社との間で用地取得等依頼契約書を締結し、土地開発公社が平成20年6月16日に学校法人佐伯学園から当該土地及び建物を、1,593,832,110円で購入したものである。現在は、平成20年11月20日に大田区との間で取交された土地無償貸付契約書に従って、公園としての準備作業等用地として大田区に無償貸付をしている。契約書上、貸付の期間は、契約日から大田区がこの土地を取得する日の前日までであり、維持管理の責任は大田区にある。

(価格)

提出された資料の中、鑑定評価は不動産鑑定士2名により行われたが、そのうち1名について検討した。当該鑑定評価は平成20年1月30日に行われており、この鑑定評価額と財産価格審議会の資料での評価額を比べると、財産価格審議会の価格の方が、約10%高くなっていた。これは、両者の価格指標の考え方、すなわち価格間の加重平均等のインパクトの取り方の相違等によるものと思われる。実際の購入価格も当該価格であることを確認した。

(事業化の目途)

当該土地は、当初に大田区が譲渡を受けた土地と本件土地、さらには、以下で述べる(13)7の土地の3つで1ヘクタールとなる広大な土地である。これにより、都市計画公園に該当させることが可能になり、これによってほぼ100%に近い割合で補助金を得ることができるので、これを狙って事業化を進めているとのことであった。

(9)

27	蒲田二丁目1番70外	7	200.72	H20. 6.30	418,692,328	423,478,680	都市計画道路
----	------------	---	--------	-----------	-------------	-------------	--------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第二号線事業用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が平成16年12月8日に、(株)I1から、当該土地200.72㎡を土地売買契約、残地補償契約、物件移転補償契約、立ちのき補償契約の合計418,692,328円で買入れたものである。なお、物件移転契約は同社同様、(株)I2との間でも、また、立ちのき補償契約はI3の各入居者と締結している。土地の内訳は、蒲田二丁目1番37が5.02㎡であり、蒲田二丁目1番

39 が 195.70 m²である。ここでも、建物移転補償費等に関する基準は、東京都の「補償算定要領」の「別冊補償算定要領、別表補償標準単価表」に基づいて計算しているとのことであったが、その具体的内容については極秘資料とのことで提示頂けなかった。

(価格)

大田区では、平成 20 年 5 月 14 日に、別々の不動産鑑定士 2 名から、当該物件を含む周辺地域の標準地に関する鑑定評価書を入手している。これによれば、不動産鑑定士両名の当該標準地に対する鑑定評価額は、28,000 円/m²の差の範囲内で収斂していた。これらの鑑定評価を受けて、大田区では「京浜急行連続立体交差事業本線附属街路第 2 号線（梅屋敷駅周辺）用地取得のための土地価格について」を作成している。これによると、当該土地についての基準路線価は、不動産鑑定士両名の算出した価格の間に設定されていた。この基準路線価ベースで考えた場合、土地の売買価格については、取得価格は基準路線価以下となりとくに問題はないと考えられる。なお、蒲田二丁目 1 番 39 については、不整形地であることから奥行長大補正等が考慮されたため若干の減額になっている。なお、本件に係る大田区財産価格審議会への付議については、上記（7）脚注に記載のとおりであり、このため、本件については、大田区財産価格審議会への付議はなく、起案 19 年 6 月 12 日付交事発第 10133 号「京急連続立体交差事業本線附属街路第 1・2 号線、区画街路第 3 号線及び補助線街路第 328 号線事業用地の土地価格について」による区長決定があるのみであった。

(事業化の目途)

上記のとおり、京急連続立体交差事業附属街路事業用地については買取りも早い見込みである。

(10)

31	仲六郷二丁目108番29外	44	2,241.76	H20. 9. 5	1,522,155,040	1,536,134,462	事務事業用施設
----	---------------	----	----------	-----------	---------------	---------------	---------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「事務事業用施設用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が平成 20 年 9 月 5 日に、Q 氏から当該土地 1,849.14 m²を 1,255,566,060 円で、また、R 氏から当該土地 392.62 m²を 266,588,980 円で、購入したものである。いずれも m²単価は 679,000 円/m²となっている。

(価格)

提出された資料によれば、財産価格審議会で設定された価格は、不動産鑑定士 1 名によって平成 20 年 9 月 1 日に行われている不動産鑑定評価の価格よりも、約 3%高かったが、不動産鑑定評価はあくまで価格設定時の参考資料との位置付けとのことである。財産価格審議会での資料並びに議事録を見る限りにおいては、この原因は両者の価格指標の考え方、すなわち価格間の加重平均等のインパクトの取り方の相違等によるものと思われる。なお、大田区の土地購入のルールによれば、財産価格審議会で決定された価格以下で購入される

ことになっているが、この点について問題がないことを確認した。

(事業化の目途)

上記のとおり、買取りも早い見込みである。

(11)

32	南馬込二丁目856番1	11	952.65	H20. 9. 11	315,000,000	318,581,211	都市計画公園
----	-------------	----	--------	------------	-------------	-------------	--------

(概要)

提出された資料によれば、大田区からの「都市計画公園用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が平成20年9月11日に、国から当該土地952.65㎡を315,000,000円(@330,656円/㎡)で、国有財産売買契約書に基づき購入したものである。購入の理由として、土地開発公社は「当該地は、池上本門寺から続く武蔵野台地崖線部に位置し、隣接する区有地や民有地とともに貴重な都市内残存樹林地を形成し、大田区中央部の都市景観上重要なポイントとなっている。また、本区では公園緑地の整備に努めているが、都市公園法で定める区民一人当たりの公園面積10平方メートルに対して、平成19年4月現在4.13平方メートルで、さらなる公園整備が必要である」⁹⁴としている。この結果、平成20年9月11日には「国有財産売買契約書」関財東統1契第47号にて、当該土地952.65㎡を315,000,000円で購入している。

平成19年4月1日現在

町目	人口	公園配置計画の状況(現況)				
	H17.4.1現在	面積	現況			
	(人)	(㎡)	面積(㎡)	一人当たり面積(㎡)	面積率	個所数
南馬込	23,589	1,460,000	23,432	0.99	0.016	27
区全体	665,271	58,810,000	2,746,126	4.13	0.047	548

(価格)

説明によれば、当該土地は国有地の購入であるため、価格については交渉の余地がないとのことで、鑑定評価等は行っていないとのことであった。なお、国側は国側で大田区への売却に当たっては、財産価格審議会に掛けているとのことであった。

(事業化の目途)

上記のとおり、買取りも早い見込みである。

(12)

36	中央二丁目570番2外	16	310.19	H20.10. 1	176,498,110	181,804,439	保育園拡張用地
----	-------------	----	--------	-----------	-------------	-------------	---------

(概要)

⁹⁴ 平成20年5月7日付、財務大臣あての「普通財産売払申請書」に添付した「申請理由書」より抜粋。

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「入新井保育園拡張用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が平成 20 年 10 月 1 日に、L1(株)から当該土地 310.19 m²および建物 2 棟を 176,498,110 円で、購入したものである。m²単価は 569,000 円/m²となっている。

(価格)

提出された資料の中に、財産価格審議会の資料はなかったが、平成 20 年 7 月 31 日の鑑定評価があった。当該評価額と実際の取得価格の差は、0.5%程度であり、鑑定評価額の方が高いことを確認した。

(事業化の目的)

平成 22 年度から建設工事が始まる。すぐに事業化される予定である。

(13)

37	中央五丁目 3 8 9 番外	30	4,523.54	H20.11.11	1,262,067,660	1,268,537,377	公園拡張用地
----	----------------	----	----------	-----------	---------------	---------------	--------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「公園用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が、平成 20 年 11 月 11 日にオリックス不動産(株)から当該土地 4,523.54 m² (実測)を、1,262,067,660 円で購入したものである。m²単価は 279,000 円/m²となっている。本件土地は、(8)記載の学校法人佐伯学園が、当初、オリックス不動産(株)とは別の会社に売却したが、さらに、これをオリックス不動産(株)がマンション用地として購入したものであるが、近隣住民のマンション建設への反対が強く、当該業者がマンション建設を断念し、当該案件として大田区に買取を依頼してきたものである。大田区としても一体の広大な公園用地としての利用が可能のため、検討のうえ、買取ることとしたものである。

(価格)

提出された資料の中に、鑑定評価書と財産価格審議会の資料とがあった。鑑定評価は平成 20 年 7 月 31 日付けのものを 2 か所から入手していた。財産価格審議会の資料によれば、審議会により設定された価格は、両者の鑑定評価額の範囲内にあることから妥当と考えられる。また、実際の購入価格は、当該財産価格審議会で決定された価格より若干低く、この点でも問題ないことを確認した。

(事業化の目的)

(8)に記載のとおりである。

(14)

40	大森西五丁目 2 6 1 番 2 6	30	16.97	H20.11.28	75,052,196	75,361,393	都市計画道路
----	--------------------	----	-------	-----------	------------	------------	--------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「都市計画道路大田区画街路第 3 号線事業用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が、平成 20 年 11 月 28 日に(株)X から当該土地の一部 16.97 m² (買取面積)を、13,095,817 円で購入したものである。なお、これと

同時に物件移転補償契約を締結し、その後、平成 20 年 12 月 10 日付で残地に関する補償契約を締結している。物価修正率を加味した補償料を含まない㎡単価は@771,704 円/㎡となっている。

(価格)

大田区では、平成 20 年 5 月 14 日に、前年度に引き続き、別々の不動産鑑定士事務所 2 社から、当該物件を含む周辺地域の標準画地価格に関する鑑定評価書を入手している。これによれば、両者の㎡単価の価格差は、約 1.8%程度の差の範囲にあった。これらの鑑定評価を受けて、大田区では「大田区街路第 3 号線用地取得のための土地価格について」を作成している。これによると、当該土地についての基準路線価を設定しているが、その価格は両不動産鑑定士事務所の算出した価格の範囲内になっていた。なお、本件に係る大田区財産価格審議会への付議については、上記(7)に記載したように、「大田区公有財産管理規則第 40 条ただし書の規定による区長が指定する財産」(昭和 52 年 11 月 11 日区長決定)に該当するため要しないと考えられ、起案 20 年 5 月 29 日付 20 交事発第 10129 号「京急連続立体交差事業本線付属街路第 1・2 号線、区画街路第 3 号線及び補助線街路第 328 号線事業用地の土地価格について」による区長決定があることを確認した。

(事業化の目的)

京急連続立体交差事業に関しての買取りは早い見込みである。

(15)

45	蒲田二丁目 1 番 7 4	7	312.62	H21. 2. 27	649,639,863	649,639,863	都市計画道路
----	---------------	---	--------	------------	-------------	-------------	--------

(概要)

提出された資料によれば、本件土地は、大田区からの「東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第二号線事業用地」取得依頼に基づき、土地開発公社が、平成 21 年 2 月 27 日付けにて、医療法人社団ふよう会他との間で、当該土地 312.62 ㎡を土地売買契約 (@318,559 円/㎡)、物件移転補償契約、立ちのき補償契約(借間人補償契約)の合計 649,639,863 円で買入れたものである。土地のみの㎡単価は 318,559 円/㎡となっている。なお、建物移転補償費等に関する基準は、東京都の「補償算定要領」の「別冊補償算定要領、別表補償標準単価表」に基づいて計算しているとのことである。上記のとおり、当該「単価表」についての提示はなかった。

(価格)

この物件に関しての価格決定の経緯は、「東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第二号線事業用地」であるため(9)NO.27と同様である。不動産鑑定士事務所 2 社の評価を得たのち、当該土地については、まず、該当地域内の基準路線価を決定している。この価格は 2 つの鑑定評価額の範囲内にあることを確認した。大田区では、この価格を基礎にして、当該土地の含まれる基準路線価を決定している。さらに、この基準路線価ベースで考えた場合での実際の買取価格との整合性を見たが、とくに問題

となる事項は発見できなかった。なお、本件に係る大田区財産価格審議会への付議については、上記（７）脚注のとおりであり、このため、本件については、大田区財産価格審議会への付議はなく、起案 19 年 6 月 12 日付交事発第 10133 号「京急連続立体交差事業本線付属街路第 1・2 号線、区画街路第 3 号線及び補助線街路第 328 号線事業用地の土地価格について」による区長決定があるのみであった。

（事業化の目途）

上記のとおり、（９）と同様、京急連続立体交差事業付属街路事業用地については買取りも早い見込みである。

5) 結果及び意見

（結果）

①金融機関からの借入金の早期返済について

現状、土地開発公社が行っている資金調達については、原則的に、公有用地取得後 3 年間については原則的に協調融資団（市中金融機関 16 行）から借入れを行うが、3 年間経過後、大田区からの買取りがない場合については、協調融資団からの借入はすべて返済し、大田区から借入れを行うということになっている⁹⁵。ところで、第 1 章、第 2 章でも記載したように、大田区の場合、基金の積立ても増加しており、現在は財政状態については良好と言える状況にある。したがって、自らの資金で賄えるのであるから、この 3 年間といういわば慣行的な考え方に縛られ、2.025%⁹⁶（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）の利息を払ってまで、協調融資団から借入れを継続する必要があるとは思えない。予算の関係で 1 年目の協調融資団からの借入れは、不可避であることには異論はないものの、支払利息を削減するため 2 年目以降は大田区からの借入れに変更するようにすべきである。協調融資団との関係維持や国、東京都からの補助金による補てんの問題もあろうが、包括外部監査の趣旨である「最少の経費で最大の効果」の理念に基づくと、このような結果を主張せざるを得ない。なお、この場合、大田区から借入金がどの土地に取得原価ないし支払利息に紐づいているかの把握はより重要になると思われる。

②土地の購入について

現状、土地開発公社の公有用地の買収については、大きく分けると、(1)道路用地等、(2)公園用地等、(3)事業用地等、の 3 つに分けることができるように思われる。このうち、(1)

⁹⁵ この考え方については、例えば、「公有地の拡大の推進に関する法律」「大田区土地開発公社定款」「大田区土地開発公社業務方法書」「大田区土地開発公社に対する事業資金の貸付けに関する要綱」「公共用地等の取得等に関する協定書」あるいは「大田区土地開発公社事業資金の『協調融資』に関する協定書」等の文書を見ても記載されているものはない。

⁹⁶ 出井信夫『基礎からわかる自治体の財政分析』91 頁～92 頁（学陽書房、第 1 次改訂版、平成 20 年 5 月）には、「土地開発公社の土地購入に関しては、一部は、公営企業債など地方公営企業における事業資産などとして地方債の充当が認められる場合もあるが、一般的には金融機関からの融資を受けて土地を購入し、その元金と利子を金融機関に対して支払っている。この場合、金融機関にとっては、正規の地方債（縁故債）とは異なるので、土地開発公社は地方債より若干高めな借入金レートで融資を受けているのが実情である」としている。

道路用地等については、比較的裁量の幅が小さいと思われる。ところが、(2)公園用地、(3)事業用地についていえば、裁量の幅があると思われる。(2)公園用地についていえば、都市公園法で定める区民一人当たりの公園面積10平方メートルという目標値に対して、大田区においては、平成19年4月現在4.13平方メートルでさらなる公園整備が必要であるとしており、この考え方に基づくならば、申し出があれば購入を考えるということになる。ヒアリングによれば、先方との交渉もあることから、公園用地といえども裁量的に土地の買収を行うことはできないとのことであるが、土地開発公社が行う公園用地等の買収に関して、何らかの基準等を設けることが必要ではないかと考える。また、(3)事業用地等についても裁量という意味においては、(2)よりもその幅は大きいといえる。例えば、第3章11)工業用地再開発支援事業用地(賃貸予定)でも記した公拓法第5条に該当する土地の取得については、裁量の幅が大きく問題が生じる虞があるため、何らかの基準等を設けることが必要ではないかと考える。

(意見)

①時価の把握ないし開示について

ヒアリングによれば、土地開発公社が保有する土地については、「大田区土地開発公社業務方法書」第4章土地の処分第10条～第12条に記載されているとおり、原則として大田区が簿価で買取ることが決まっているため、時価の把握は必要なく⁹⁷現状も行っていないとのことであった。しかしながら、大田区の保有する土地については、総務省へ提出するいわゆる「決算統計」の関係で、経理管財課において基準点を基にした時価評価を行っているとのことであり、これとの平仄を合わせるためにも時価評価を行うべきである。とりわけ、第2章に述べた貸借対照表の作成の要請の観点からは、外郭団体を含めた連結情報の提出も求められており、その中で総務省基準モデル⁹⁸における連結の方法によれば、各会計の有する土地の評価については、公正価値(再調達価額=時価)で行うべきであることが指示されているため、時価の把握は必要ないという状況にないと思われる。なお、時価評価を行う副次的効果としては、取得した土地の有効活用の促進、コスト意識の醸成等をあげることが出来る。

②土地開発公社の存在意義について

上記の監査の結果を踏まえると、大田区における土地開発公社の状況については、一般的

⁹⁷ 「土地開発公社経理基準要綱」第44条には「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」とあり、第45条には「公有用地、代行用地、市街地開発用地、観光施設用地、完成土地、未成土地及び関連施設に係る前条の取得原価とは、用地費、補償費、工事等のほか当該資産の取得又は造成に要した借入金等に対する利息(土地造成事業に係る完成後にものを除く。)及び取得又は造成に従事する職員の人件費その他の附随費用を含むものとする」とある。なお、第46条第1項には「完成土地の第44条の規定による評価額が時価と著しく異なることとなったときは、均衡を回復する見込みがあると認められる場合を除き、原則として、いずれか低い価額をもって貸借対照表に記載する価額としなければならない」とあるのみである。

⁹⁸ 総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」194頁(平成19年10月)が示す「Ⅱ. 連結の方法」「1. 連結の基礎となる各会計及び団体の個別財務書類作成要領」の「488. 簡便的な方法として、当面は取得原価による評価もできることとするが、土地については速やかに台帳を整備し、公正価値による評価に移行しなければならない」とある。

な土地開発公社のものとは異なり、先に述べたように、公拡法第17条第1項第2号に規定されている土地の取得は「業務方法書」第3条で否定されており、「塩漬け土地」や「多額の負債」もなく現在のところ問題は少ないものと考えられる。したがって、目黒区の平成17年度「包括外部監査の結果報告書」137頁にあるような意見⁹⁹をとることは、大田区ではやや早計にすぎるかと思われる。しかしながら、上記見てきたように、現状、土地の時価は再び下落傾向にあり、現在土地開発公社の保有している土地は若干の含み損を抱える状況になっている。このため、土地開発公社を通しての土地の取得は、上記の結果及び意見等を十分に踏まえたうえで、より慎重に行われたい。

－ 4. 敷金

1) 概要

本敷金は、(1) 大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金（福祉部福祉管理課）50,000,000円、(2) 秋田県美郷町アパート敷金（地域振興部地域振興課）55,000円、の2つで構成されている。

(1) 大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金（福祉部福祉管理課）

①もともと大田区と山口氏が別々の土地（大田区 252.46 m²、山口氏 189.01 m²）建物を所有していたが、それぞれの建物を取り壊して両土地にまたがる建物（大田区・山口共同ビル）について両者資金を出して建設、完成した。当該敷金は山口氏所有の区分（地上1、2、7、9階及び駐車場3台部分）で大田区及び大田区の外郭団体である社会福祉法人大田区社会福祉協議会使用している部分についてかかるものである（平成3年3月1日当初契約書締結）。

②当時の起案書等の資料（社会福祉センター関係文書）は現存しているが、当初の詳しい山口氏との大田区・山口共同ビル建設にかかる経緯（平成元年頃）については担当者がすでに退職しており、不明な部分がある。

③当初の契約がバブル当時のものであり、敷金（当初108,601,060円、内58,601,060円は未払）や賃料の金額が現在と比べる割高であったため、平成18年度（平成18年7月21日）に契約の大幅な見直しを行い、賃料及び敷金が減額された（このとき敷金の未払分の金額58,601,060円は切り捨てられ、現在の金額となっている）。

(2) 秋田県美郷町アパート敷金（地域振興部地域振興課）

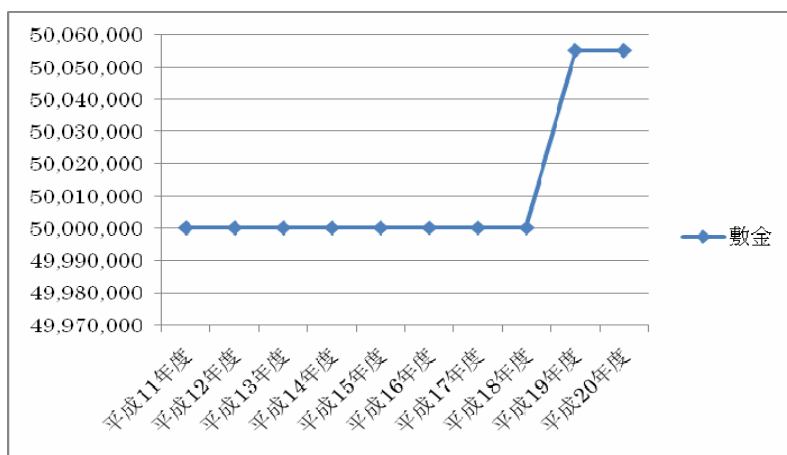
①人事交流の一環として秋田県美郷町へ大田区職員を派遣し（当初一年間であったが、現在2年間に延長されている）、この職員の居住場所の賃貸のための敷金である。引き換えに

⁹⁹ そこには【意見】として「土地の価格は比較的安定しており、大幅な地価の上昇は見込まれず、内容・金額等からみてもあえて先行取得する緊急性、意義は今後はうすいものと思われる。用地取得の必要が生じたときは予算化し、議会の決議を経て行うことが財政の健全化につながるものと思われる。また、活面からみても公社として存在していく意義は低下してきたと思われる。ちなみに最近の動きとして公社の解散に踏み切る自治体も出てきている。八王子市の土地開発公社は今年の1月に解散、神奈川県、長野県についても近いうちに解散の予定である。解散にむけた動きを始められたい」とある。

美郷町から1名職員を受け入れている（大田区独身寮を使用）。

②派遣は平成20年4月からであったが、派遣決定が直前の3月であったため、物件の紹介は美郷町にまかせ、美里町紹介の不動産業者に依頼して当該不動産業者所有の物件を賃貸するに至った。派遣社員は単身者であるのに間取りは2LDK（48.54㎡）と広い物件であったが、これは現地に単身者用の物件がないためであり、やむを得ないと考えられる。

2) 過去10年間の残高の推移について



「財産に関する調書」上では上記のとおりであるが、大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金については、平成16、17年度が108,601,060円、平成18、19、20年度50,000,000円となったとのことであり、秋田県美郷町アパート敷金については、平成19、20年度が55,000円ということであった。

3) 管理に関する状況

大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金については、平成18年の契約内容の大幅な改定に伴い108,601,060円から50,000,000円に減額された以外に金額及び内容の異動はない。また、秋田県美郷町アパート敷金については、平成20年4月～平成22年3月（当初平成20年4月～平成21年3月）派遣期間の間だけで存在すると考えられる。よって、特に問題ないと考えられる。

4) 回収不能額等の処理状況

大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金については、賃貸終了時に敷金は全額返金されることになっている。改定により契約当初よりは減額されたとはいえ年間の賃料（共益費等を含む）は約5千万円あるので、回収可能性は現段階で問題はないと考えられる。他方、秋田県美郷町アパート敷金については、平成22年3月に派遣終了となり、貸室返還時の修繕費を差し引いた金額が、返金される予定である。通常一般の取引であり、特に問題ないと考えられる。

5) 結果及び意見

(1) 大田区・山口共同ビル（社会福祉センター）敷金

(結果)

①当初の経緯が分からないものの、敷金の金額が現在の相場からすると大幅に高額であると考えられる。しかし、当時山口氏提供の土地の評価額約 15 億 2,300 万円と試算されており、また山口氏負担建設費用は約 4 億円であった。よって、当時の状況において、敷金 50,000,000 円（当初 108,601,060 円）という金額に問題があったとは必ずしもいえないと考えられる。

(意見)

①社会福祉センター建設当初の詳しい経緯が、記録として残されていない。特に現在は減額された敷金 58,601,060 円部分を未払とした経緯について大田区の当時の担当者が現在退職しており、詳しい経緯について確認することができなかった。また、当該敷金が金額的に多額なものであり、経済的な意味合いにおいて単なる賃貸のために要する保証金なのか、それとも土地を借りるにあたっての借地権として性格をもっているものなのか、その性質についてははっきりしない部分が存在する（一応、大田区としては保証金であるという解釈である）。今後、そうした事実関係をはっきりさせるため、金額が大きいまたは通常と異なるとみられる物件購入等（本件の場合、敷金の発生）に関しては、当該経緯について文章等で内容を保存しておくことが望ましいと考えられる。

(2) 秋田県美郷町アパート敷金

(問題なし)

特に問題なし。

5. 全体の内容の検討について

ここでは、上記、個別の債権の検討については記していない全体的な問題について記載することとする。

1) 結果及び意見

(結果)

①大田区債権の管理に関する条例施行規則第 4 条における「この規則の施行に関し必要な事項は、経営管理部長が定める」という規定については、現実的には各部局に一任されており、各部局において設定されており、経営管理部長が定めたものとはなっていなかった。同条における「経営管理部長」を「部局の長」に読み替えるという本施行規則の文理解釈には難がある。本来、各部局共通に発生する管理手法については、大田区としての画一的定義ならびにその運用により、部局間での管理手法の不均衡が是正され、事務の効率化、

適正化が図られるものとする。当該観点からは、やはり経営管理部長が定めるべきであり、仮に各部局において定めさせるのであれば、経営管理部長の方針に基づく制定が必要と考える。

(意見)

①消滅時効に関する時効期間の経過後の区の債権を何時まで管理すべきかにつき、明確化されていない。私債権の場合には時効期間が経過するも時効援用が行われていない場合も多数存在するものとする。この場合の対応につき、具体的保存年限ではなくとも、一定の情報保有方針を示すことが必要と考える。

第9章 基金について

1. 概要

基金については、先に述べたように地方自治法第241条第1項に、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」とされている。また、管理に関連しては、同条第2項「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実にかつ効率的に運用しなければならない」の規定や同条第7項「基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による」が同法の定めとして重要である。なお、同条第8項には「第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない」とされており、具体的な運用について、法は条例に委ねている。以下では、運用形態に従った残高のチェック、条例等の規定類のチェック等を行い、管理上の問題点等を記載していくこととする。

2. 平成20年度の「財産に関する調書」(基金)について

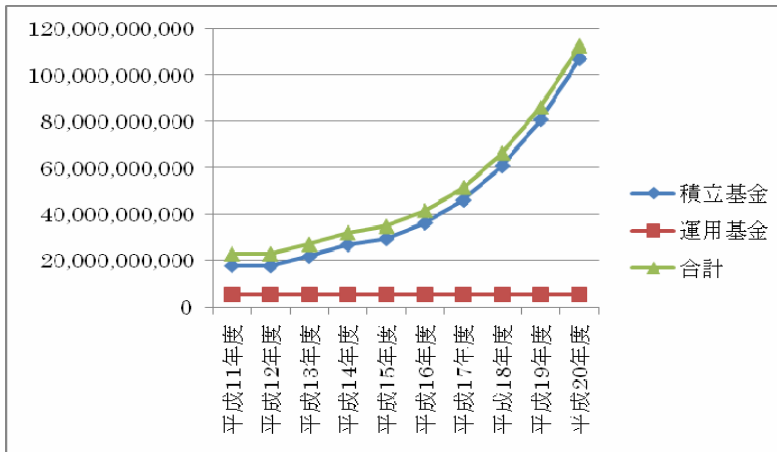
(単位：円)

区分		前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
			増	減	
積立基金	学校積立基金	248,511,404	995,798	0	249,507,202
	地域福祉活動振興資金積立基金	89,059,087	373,945	89,433,032	0
	羽田空港対策積立基金	8,808,413,970	8,053,281,496	0	16,861,695,466
	郷土博物館資料取得積立基金	30,375,926	45,760	0	30,421,686
	介護給付費準備基金	2,205,948,031	754,130,318	210,703,000	2,749,375,349
	公共施設整備資金積立基金	17,551,092,591	6,930,240,343	500,000,000	23,981,332,934
	自転車等駐車場整備資金積立基金	17,975,090	33,996	0	18,009,086
	福祉事業積立基金	477,690,760	7,245,872	200,000,000	284,936,632
	区民活動積立基金	3,638,845	289,551,604	676,000	292,514,449
	総合体育館整備資金積立基金	3,000,000,000	1,026,100,034	0	4,026,100,034
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	492,877,259	0	492,877,259
	財政基金	31,903,302,813	8,606,657,913	931,506	40,509,029,220
	減債基金	16,583,644,159	1,142,064,524	0	17,725,708,683
小計		80,919,652,676	27,303,598,862	1,001,743,538	107,221,508,000
運用基金	住宅修築資金融資基金	250,000,000	0	0	250,000,000
	中小企業勤労者生活資金融資基金	40,000,000	0	0	40,000,000

中小企業融資基金	5,000,000,000	0	0	5,000,000,000
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	15,000,000	0	0	15,000,000
国民健康保険出産費資金貸付基金	10,000,000	280,000	0	10,280,000
小計	5,315,000,000	280,000	0	5,315,280,000
合計	86,234,652,676	27,303,878,862	1,001,743,538	112,536,788,000

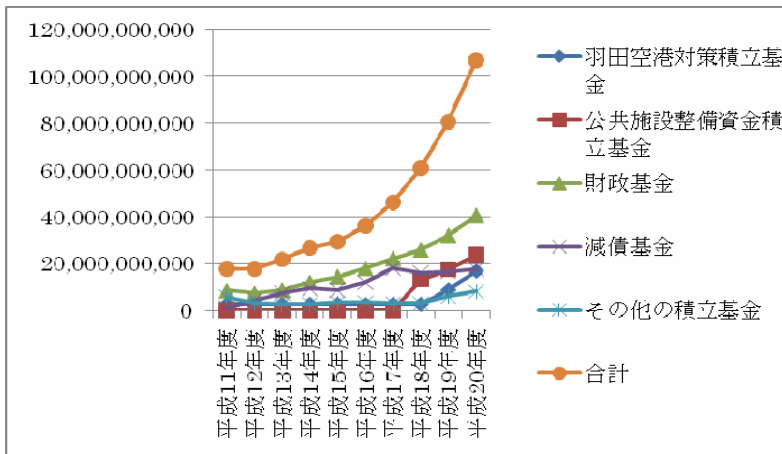
3. 過去10年間の基金の推移について

【基金全体】

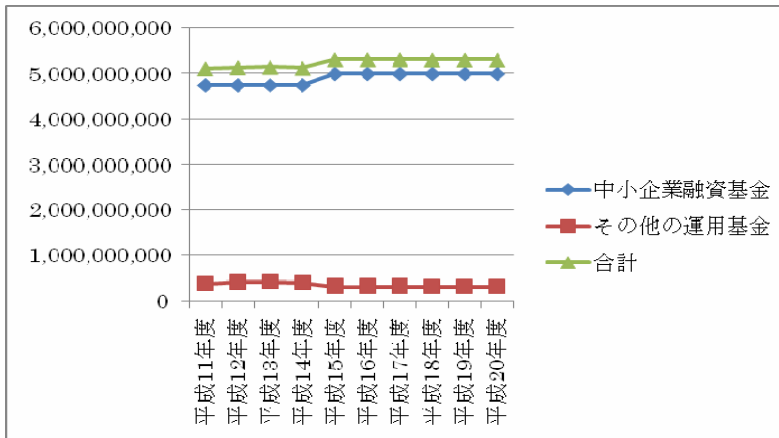


上記のとおり、ここ10年間の推移を見ても積立基金の増加が著しい。

【積立基金】



【運用基金】



4. 個別の内容の検討について

(なお基金の対象となる財産の金額は出納整理期間を考慮した5月末現在ではなく3月末現在の金額としている。)

1) 大田区財政基金

(1) 根拠条例等

大田区財政基金条例

(2) 概要

年度間の財源調整を行い、本区財政の健全な運営を図ることを目的として、設置されている(大田区財政基金条例第1条)。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金として積み立てる額は、一般会計純剰余金(当該当年度に新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した金額)の2分の1とし、積立ての方法は、地方自治法第233条の2ただし書きの規定に基づき、直接基金に編入するものとする(同第2条)。対象となる資産はさわやか信用金庫、芝信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、住友信託銀行、城南信用金庫、中央三井信託銀行及び中央労働金庫の定期預金(平成21年3月末合計金額39,466,080,813円)、大和証券預入の5年国債(額面10億円)及びみずほ銀行、普通預金(平成21年3月末合計金額42,948,407円)である。

(4) 結果及び意見

(問題なし)

大田区財政基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致

していることを確認した。

2) 大田区中小企業融資基金

(1) 根拠条例等

大田区中小企業融資基金条例

(2) 概要

大田区内の中小企業者に対して、事業経営に必要な資金の融資を円滑に行うことにより、その経営の安定及び改善並びに企業体質の強化を図ることを目的として設置している（大田区中小企業融資基金条例第1条）。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金の額は50億円としている（同第2条）。対象となる資産は川崎信用金庫、興産信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、城南信用金庫、商工組合中央金庫、湘南信用金庫、城北信用金庫、全東栄信用組合、第一勧業信用組合、大東京信用組合、東京スター銀行、中ノ郷信用組合、八千代銀行、横浜銀行、りそな銀行、阿波銀行、共立信用組合、静岡中央銀行、東京都民銀行、東日本銀行及び目黒信用金庫の普通預金（平成21年3月末合計金額50億円）である。

(4) 結果及び意見

（問題なし）

大田区中小企業融資基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

3) 中小企業勤労者生活資金融資基金

(1) 根拠条例等

中小企業勤労者生活資金融資基金条例

(2) 概要

大田区内に在住し、又は在勤する中小企業の勤労者に対して、生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として設置している（中小企業勤労者生活資金融資基金条例第1条）。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金の額は4000万円としている（同第2条）。対象となる資産は中央労働金庫の普通預金（平成21年3月末合計金額4千万円）である。

(4) 結果及び意見

(問題なし)

中小企業勤労者生活資金融資基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

4) 住宅修築資金融資基金

(1) 根拠条例等

住宅修築資金融資基金条例

(2) 概要

大田区内に住所を有する者で、自己の所有する住宅を修繕又は増改築(全面改築を除く。)しようとするものに対し、資金の融資を円滑に行うことを目的として設置している(住宅修築資金融資基金条例第1条)。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金の額は2億5千万円としている(同第2条)。対象となる資産は川崎信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、中央労働金庫及び目黒信用金庫の普通預金(平成21年3月末合計金額2億5千万円)である。

(4) 結果及び意見

(問題なし)

住宅修築資金融資基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

5) 大田区介護給付費準備基金

(1) 根拠条例等

大田区介護給付費準備基金条例

(2) 概要

介護保険法第129条第3項及び第147条第2項第1号に規定する計画期間における財政均衡を保つことを目的として設置している(大田区介護給付費準備基金条例第1条)。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金として積み立てる額は、介護保険特別会計において生じた歳計剰余金に相当する額とし、毎年度予算で定める(同条例第2条)。基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別

会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする（同条例第4条）。大田区介護給付費準備基金の取り崩しについては以下のとおりである。介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、保険料が不足する場合に財政安定化基金から貸付等を受けることができること、被保険者の死亡、転居等により保険料を納めた保険者が被保険者でなくなる場合があること等から、介護給付準備基金に積み立てられた剰余金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとされている。対象となる資産はさわやか信用金庫、芝信用金庫、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、住友信託銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行及び目黒信用金庫の定期預金（平成21年3月末合計金額2,745,115,501円）及びみずほ銀行、普通預金（平成21年3月末合計金額4,259,848円）である。

（4）結果及び意見

（問題なし）

大田区介護給付費準備基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

6）大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金

（1）根拠条例等

大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例

（2）概要

大田区国民健康保険高額療養費資金貸付条例に基づく資金の貸付けに関する事業を円滑かつ効率的に行うことを目的として設置している（大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例第1条）。大田区国民健康保険高額療養費資金貸付条例は大田区国民健康保険の被保険者が国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合において、療養に必要な資金を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、もって生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としている（大田区国民健康保険高額療養費資金貸付条例第1条）

（3）管理及び積立又は運用状況

基金の額は、1,500万円としている（同条例第2条）。基金を取り崩して、国民健康保険高額療養費資金貸付に充てており、基金の預貯金残高と利用者への貸付金の合計残高との総合計が1,500万円となっている。当該基金の預貯金は歳計外現金に含まれており、他の基金のように歳計外現金とは区分された預貯金として管理されていない（大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金と大田区国民健康保険出産資金貸付基金が同様の取り扱いで

ある)。よって、金融機関発行の残高証明書で確認できない。大田区国民健康保険高額療養費資金貸付の金額は、高額療養費の支給見込み額に相当する額の10分の9の額の範囲内で区長が定める（同条例第4条第1項）。ただし、貸付金額が1万円未満となるときは、貸付けをしない（同条例第4条第2項）

（4）結果及び意見

（結果）

①平成21年3月31日現在の「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が1,500万円となっていなかった。この要因は以下の通りであった。

- ・平成19年度において404,000円の貸付金に対して、高額療養費による返還額が506,499円であり、本来世帯主に102,499円返金するところ、誤って506,499円返金してしまった。そのため、世帯主に404,000円の返還請求を行い、当該金額が返還されたが、返還後基金へ振り替えすべきところ未振替であった。
- ・平成19年度において貸付金82,000円に対して高額療養費による返還額が79,211円であったため、世帯主から差額2,789円の返金を受けた。ところが基金への振替額を正しくは貸付金82,000円であればよかったのに、貸付金の額82,000円に加えて返金された2,789円についても重複して振替を行ってしまった。そのため、実際の基金残高が2,789円多くなってしまった。

上記について、今回の監査時に依頼した貸付金の残高明細の作成時まで、未振替のままであった。「高額療養費資金貸付基金簿」（フローに関する資料）については作成しているものの、年度末における高額療養費資金貸付金の一人別の明細といったストックに関してまとめた資料について作成していなかった。この結果「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が条例で定められた1,500万円になっているかという検証を行わず、上記のような事務手続き上のミスについて見過ごしてしまったといえる。速やかに上記金額について、基金との振替処理を行うとともに¹⁰⁰、今後、上記のようなミスが生じても確認できるよう、「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が正確に1,500万円となっているかについて検証を行う必要がある。

7) 大田区国民健康保険出産資金貸付基金

（1）根拠条例等

大田区国民健康保険出産資金貸付条例

¹⁰⁰ 平成21年10月26日振替処理済みとのことであり、平成21年11月10日にはその旨報告を受けているが、ここでは実際にミスがあった（結果）として記載するものとする。

(2) 概要

大田区国民健康保険出産資金貸付条例は国民健康保険法第58条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、当該一時金の支給を受けるまでの間、当該一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、大田区国民健康保険の被保険者の福祉の向上を寄与することを目的とする（大田区国民健康保険出産資金貸付条例第1条）。資金の貸付けを円滑かつ効率的に行うため、大田区国民健康保険出産資金貸付基金を設置する（同第2条）。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金の額は、1,000万円としている（同第3条）。基金を取り崩して、国民健康保険出産資金貸付に充てており、基金の預貯金残高と利用者への貸付金の合計残高との総合計が1,000万円となっている。当該基金の預貯金は歳計外現金に含まれており、他の基金のように歳計外現金とは区分された預貯金として管理されていない（大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金と大田区国民健康保険出産資金貸付基金が同様の取り扱いである）。よって、金融機関発行の残高証明書で確認できない。大田区国民健康保険出産資金貸付の金額は、出産育児一時金支給見込額に10分の8を乗じて得た額を限度として区長が定めている。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする（大田区国民健康保険出産資金貸付条例第7条）。

4) 結果及び意見

(結果)

①平成14年8月に発生した当該貸付について、申請者の出産事実が確認できなかったため、平成15年4月を最初に何度も還付請求をおこなったが、相手側と連絡が取れず貸付金が返還されなかった。平成20年度において当初当該債権が公法上の債権であるという認識のもと、消滅時効期間である5年を経過したことから、当該金額280,000円について不納欠損処理を行い、大田区国民健康保険出産資金貸付基金についても不足分280,000円の組み入れを平成21年3月31日に行った。しかし、当該債権が私法上の債権ではないかという指摘があり、確認したところ確かに私法上の債権であった。それによって私法上のつまり民法上の消滅時効期間をいまだ経過していないことから、出納整理期間中に不納欠損処理を取り消し、また当該基金からの振替を行い、もとの基金の金額に戻した。ところが、基金の金額は出納整理期間における整理前の歳計外現金の金額8,020,000円と最終的な貸付金の金額（出納整理期間における整理後の金額）2,260,000円の合計となるため、平成20年度歳入歳出決算書における大田区国民健康保険出産資金貸付基金の残高は10,280,000円となってしまった。これは、大田区国民健康保険出産資金貸付条例第3条「基金の額は、1,000万円とする。」と合致せず、条例違反に当たる可能性がある。当該不法状態は、出納整理期間中に解消されており、實際上大きな問題ではないが、今後経理処理の誤りのないよう努める必要がある。

8) 介護従事者処遇改善臨時特例基金

(1) 根拠条例等

大田区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、平成 20 年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(2) 概要

介護従事者の処遇改善のため実施される介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図ることを目的とする介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理運営するため、大田区介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する（大田区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例第 1 条）。当該交付金は、国の作成した「平成 20 年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付要綱」に基づき、介護従事者の処遇改善を図るといふ平成 21 年度（プラス 3%）の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、市町村等が当該改訂に伴う介護保険料の上昇の抑制等を行うために設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的としている。ただし、この交付金は、臨時緊急の措置として講ずる単年度限りの特例措置として実施されるものである（平成 20 年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付要綱第 2 条）。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金の額は、大田区が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする（同条例第 2 条）。当該交付金の額は改訂に伴い上昇する第 1 号被保険者保険料相当額のうち、平成 21 年度はその全額及び平成 22 年度はその 2 分の 1 の額の合計（基本枠）と事業に要する経費等（その他枠）の合計としている（同要綱第 5 条）。大田区の場合、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額は 492,877,259 円であった。当該基金は平成 23 年度末までに解散するものとしている（同要綱第 6 条第 7 項）。大田区の場合、平成 23 年度末までに基金の残高が 0 となるよう、3 年かけて毎年ほぼ同額を取り崩してゆく予定である。対象となる資産はみずほ銀行、定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 492,877,259 円）である。

(4) 結果及び意見

（問題なし）

介護従事者処遇改善臨時特例基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

9) 減債基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

将来の公債費に充てる財源を計画的に留保するための基金である。目的としては償還までの期間、当該基金を積み立てることで財政負担の平準化を図り、デフォルト（債務不履行）防止など公債の信用を維持することにある。

(3) 管理及び積立又は運用状況

基金として積み立てる額は、個々の満期一括償還債（銀行、大田ドリーム等）を借入年数で割った金額の総合計となる。また、減債基金から取り崩す額は年度内の満期一括償還を迎える区債の償還金額の合計と一致する。対象となる資産はさわやか信用金庫、芝信用金庫、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、住友信託銀行、城南信用金庫、中央三井信託銀行、東京都職員信用組合及び東京都民銀行の定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 17,725,353,529 円）及びみずほ銀行、普通預金（平成 21 年 3 月末合計金額 355,154 円）である。

(4) 結果及び意見

(意見)

① 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見（意見）参照のこと。なお、減債基金の裏付けとなる預貯金について、残高が金融機関発行の残高証明書と合致していることを確認した。

10) 地域力応援基金（旧大田区区民活動積立援基金）¹⁰¹

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

地域力応援基金は寄付金を原資とする福祉部（旧保健福祉部）の旧地域福祉活動振興資金積立基金と地域振興部（旧区民生活部）の旧区民活動積立基金を統合して新たに設置された基金である。当該基金の目的は「大田区区民協働推進条例」第 8 条第 2 項に基づいて行われる区内の区民活動団体が実施する公益的事業に対して支給される助成金の原資として積み立てることである。当該基金の前身である旧大田区区民活動積立基金の目的を引き継ぎつつ、旧地域福祉活動振興資金積立基金と統合することによって、助成事業の拡充を図ってゆく意向である。

¹⁰¹ 平成 21 年 3 月 16 日に「大田区積立基金条例（昭和 39 年条例 8 号）の一部を次のように改訂する」として「別表地域福祉活動振興資金積立基金（久次基金）の項を削り、同表大田区区民活動積立基金の項中『大田区区民活動積立基金』を『地域力応援基金』に改める」として、「大田区積立基金条例の一部を改正する条例」が公布されている。

(3) 管理及び積立又は運用状況

区民、区民活動団体、事業者から受け入れた寄付金全額を地域力応援基金に組み入れることになっている。しかしながら、どうしても寄付の受け皿が福祉関連その他の特定の受け皿でないと納得しない方については、他の部局への寄付金として扱われる場合もあるが、基本的に大田区への寄付金はすべて、地域力応援基金に積み建てられることになる。区の「地域力応援基金助成事業」によって支払われる助成金はすべて地域力応援基金から支払われ、当該金額が基金から取り崩されることになる。対象となる資産はみずほ銀行、定期預金（平成21年3月末合計金額289,433,032円）及びみずほ銀行、普通預金（平成21年3月末合計金額3,081,417円）である（旧大田区区民活動積立基金の対象資産の残高である）。

(4) 結果及び意見

(意見)

①5. 全体の内容の検討について1) 結果及び意見 (意見) 参照のこと。

1 1) 大田区立学校積立基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

不慮の災害により、学校施設に被害が生じたときにその復旧によって生じる財源不足に充当することを目的として設置されている。1校全焼による、財源不足分を現基金残高と想定している。基金を設置した昭和39年当時は木造校舎であり、火事等災害時によって全焼する恐れがあった。復旧費としての想定額が2億4千万円程度であると考えられている。

(3) 管理及び積立又は運用状況

運用による預金利息の金額（平成20年度は995,798円）が増加している。また、今まで、当該基金を一度も取り崩して使用したことはない。この基金の目的が建替え等の支出に備えている「公共施設設備資金積立基金」と同様と考えられるため、平成21年度末を目途に「公共施設設備資金積立基金」に整理、統合していく予定である。対象となる資産は、みずほ銀行、定期預金（平成21年3月末合計金額248,511,782円）及びみずほ銀行、普通預金（平成21年3月末合計金額995,420円）である。

(4) 結果及び意見

(意見)

①今後も大田区立学校積立基金を存続していくようであれば、以下5. 全体の内容の検討

について1) 結果及び意見(意見)参照のこと。

1 2) 大田区総合体育館整備資金積立基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

平成23年度完成予定(平成24年3月竣工予定)の大田区総合体育館建設において、財源を計画的に留保する目的から設置されている。建設費用の約80億円の内、半分の金額を基金によってまかなう予定である。基金の存続期間が短く、また基金の目的が明確なので特に要綱等を作成していない。

(3) 管理及び積立又は運用状況

平成19年度3,000,000千円、平成20年度1,026,100千円を積み立て、大田区総合体育館建設に必要な資金を留保して、平成21年度～平成23年度にかけて下記のように当該基金を取り崩してゆく予定である。平成23年度(平成24年3月竣工予定)には大田区総合体育館完成によって基金は目的を果たして解散の予定である。

平成21年度 620,519千円(取り崩し済み)

平成22年度 1,000,000千円

平成23年度 2,410,163千円

対象となる資産はみずほ銀行及び住友信託銀行の定期預金(平成21年3月末合計金額4,024,024,000円)及びみずほ銀行、普通預金(平成21年3月末合計金額2,076,034円)である。

(4) 結果及び意見

(意見)

①5. 全体の内容の検討について1) 結果及び意見(意見)参照のこと。

1 3) 郷土博物館資料収得積立基金

1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

2) 概要

博物館事業の充実に寄与するため目的をもって設置されている。具体的には要綱等で明文化されていないが、大田区立郷土博物館で金額的に大きな資料等を購入するための基金である。平成9年4月に個人より大田区に対して1億円の寄付があった。寄付者からは、

その一部をもって博物館事業の充実に寄与したい旨の意思が示されていたため、区はその意向に則り、その内 3,000 万円を原資として積立基金を設置することとなった。

3) 管理及び積立又は運用状況

運用による預金利息の金額（平成 20 年度は 45,760 円）は増加している。対象となる資産はみずほ銀行、定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 30,329,570 円）及びみずほ銀行、普通預金（平成 21 年 3 月末合計金額 92,116 円）である。なお、今まで一度も基金を取り崩して使用した実績がない。

4) 結果及び意見

（意見）

① 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見（意見）参照のこと。

1 4) 自転車等駐車場整備資金積立基金

（1）根拠条例等

大田区積立基金条例

（2）概要

自転車等駐車場整備資金積立基金は平成 16 年 10 月設置された。当該基金は集団住宅建設事業の事業主が、区と協議を行い、駅前等自転車駐車場の整備に協力するとともに、放置自転車発生防止の措置を講ずる目的をもって（大田区開発指導要綱第 34 条）、設置された基金である。具体的には集団住宅建設事業の事業主が、駅前等自転車駐車場の整備等のため区に対して事業主協力金（建築計画戸数×60,000）を寄付して（大田区開発指導要綱施行細則第 13 条）、当該金額を基金として積み立てることになる。

（3）管理及び積立又は運用状況

平成 16 年度に 24,620 千円、平成 18 年度 2,469 千円、平成 19 年度 10,940 千円を集団住宅建設事業の事業主からの事業主協力金を積み立てており、平成 18 年度には 20,055 千円を取り崩して下丸子駅前自転車駐車場増設工事の費用の一部に充てている。対象となる資産はみずほ銀行、定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 17,977,355 円）及びみずほ銀行、普通預金（平成 21 年 3 月末合計金額 31,731 円）である。

（4）結果及び意見

（意見）

① 「大田区開発指導要綱」及び「大田区開発指導要綱施行細則」の駅前駐輪対策の部分からある程度自転車等駐車場整備資金積立基金の内容や目的について解釈することができる

が、以下 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見（意見）参照のこと。

1 5) 羽田空港対策積立基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

当初、平成 2 年度に空港周辺の騒音被害等に備えて、周辺住民の福祉の向上や環境整備のため設置された基金であった（当初 10 億円）。しかしながら、環境の変化に伴い、設置目的を変えていった。平成 19 年度、平成 20 年度には合わせて約 140 億円が積み立てられており、これは羽田空港の沖合展開事業によって発生する空港跡地約 53ha の一部を取得・整備して区民にとって望ましい跡地利用を進めてゆく目的で積み立てられた金額であった。

(3) 管理及び積立又は運用状況

平成 19 年度には約 60 億円、平成 20 年度には約 80 億円が積み立てられており、平成 20 年度末現在の残高は約 168 億円となっている。積み増された金額が増えていく一方で、基金の取り崩しは平成 2 年度の基金設置以来、一度も行われてこなかった。対象となる資産はさわやか信用金庫、芝信用金庫、みずほ銀行、りそな銀行、阿波銀行、共立信用組合、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、住友信託銀行、城南信用金庫、中央三井信託銀行、中央労働金庫、東京中央農業協同組合及び東日本銀行の定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 16,835,665,970 円）及びみずほ銀行、普通預金（平成 21 年 3 月末合計金額 26,029,496 円）である。なお、今まで一度も基金を取り崩して使用した実績がない。

(4) 結果及び意見

（意見）

①基金設置当初の目的と現在では時代の変化とともに変遷していると考えられる。

以下 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見（意見）参照のこと。

②羽田空港対策積立基金の設置以来、一度も取り崩して目的使用されてこなかった。本来、当該基金は特定の目的によって使用されることが前提である。今後、羽田空港の国際化等、基金を利用してゆく可能性は高いが、基金を設置した以上は目的に従って適切に活用してゆくことが望まれる。また、目的に沿った取り崩しについてもスケジュールを示して、区民等に公表するべきである。

1 6) 福祉事業積立基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

福祉事業、主に福祉施設の改築や改修のための財源として設置された基金である。一般からの寄付が原資となって積み立てられている。平成 21 年度以降は、一般からの寄付を「地域力応援基金」へ一本化して、将来的には福祉事業積立基金を解散する意向である。ただ、寄付者の中にはどうしても寄付の受け皿が福祉関連の受け皿でないと納得しない方もおり、とりあえず福祉事業積立基金は存続してゆく予定である。

(3) 管理及び積立又は運用状況

福祉を目的に受け入れた一般からの寄付金額をすべて基金に積み立てている。目的取崩しは主に福祉施設の改築や改修のためにおこなっている。平成 17 年度 36,849 千円、18 年度 234,300 千円は大田福祉作業所の施設整備や改築等のための支出に充てる取り崩しであった(総支出予定額はそれぞれ 88,820 千円、352,412 千円であり、残額 51,971 千円、118,112 千円は都からの補助金で賄われた)。平成 20 年度 200,000 千円を取り崩しているが、これは、寄付に関する基金の一本化に向け行われた地域力応援基金へ組み入れのため行った取崩しである。対象となる資産はみずほ銀行、定期預金(平成 21 年 3 月末合計金額 284,936,632 円)である。

(4) 結果及び意見

(意見)

① 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見 (意見) 参照のこと。

1 7) 公共施設整備資金積立基金

(1) 根拠条例等

大田区積立基金条例

(2) 概要

平成 13 年 3 月(平成 12 年度)今後の公共施設整備を総合的な計画として推進して、計画を円滑に執行するため、4 基金を整理統合して新たに公共施設整備資金積立基金を設置した。

(3) 管理及び積立又は運用状況

平成 17 年度まではほとんど動きがなかったが、

平成 18 年度	13,069,617 千円
平成 19 年度	4,284,724 千円
平成 20 年度	6,930,240 千円

毎年、以上の金額の積み増しを行っている。この金額は予算査定の中で、意思確認して予算計上に至っても、具体的な計画をもとに積み増しを行っているのではなく、財政上余裕のある事業年度に、既存の施設の老朽化等によって将来、公共施設の立て直しや改修に要する支出が想定されていたため、その支出に備えての財源確保のための積立てであった。平成 21 年 3 月に出示された「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン」の中で平成 21 年度以降の基金積立てについてはあくまで計画であるが、平成 30 年度までの積立金額が示されている。また、平成 20 年度に 500,000 千円の取り崩しを行っている。これは以下のような事業に充てられた取崩しである。

校舎改築（羽田中学校） 事業費 286,837 千円

屋内運動場改修（東調布中学校） 事業費 356,279 千円

この取り崩しに関しても、予算査定の中で、意思確認して予算計上に至っても、具体的な計画をもとに取り崩した金額ではない。ただし、平成 21 年度以降については対象支出に充てる一般財源のおよそ 30%を基金の取り崩しで充当する意向であるとのことである。対象となる資産はみずほ銀行、りそな銀行、三菱東京 UFJ 銀行、住友信託銀行、城南信用金庫及び中央三井信託銀行の定期預金（平成 21 年 3 月末合計金額 23,930,460,154 円）及びみずほ銀行、普通預金（平成 21 年 3 月末合計金額 50,872,780 円）である。

（4）結果及び意見

（意見）

①公共施設整備資金積立基金について、具体的な当該基金に関する条例や要綱等が存在せず、または基金がどのような場合取り崩しできるか等、その目的や取り扱い等が明確になっていないと考えられる（大田区積立基金条例においては大田区で設置している基金を列挙しているだけで、それぞれの具体的な内容について規定していない）。また、「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン」においても積立金額には言及しているものの取り崩し金額については触れていない。以下 5. 全体の内容の検討について 1) 結果及び意見（意見）参照のこと。

5. 全体の内容の検討について

ここでは、上記、個別の内容の検討については記していない全体的な問題についてここに記載することとする。

1) 結果及び意見

（結果）

①「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第 16 条の 2 等で規定されている。地方自治法施行規則第 16 条の 2 及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」の「4 基金」の記載方法は以下のように示されている。

4 基金

区分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
不動産	土地	山林	m ²	m ²	m ²
		何々	m ²	m ²	m ²
	立木	m ²	m ²	m ²	
	何々				
動産	何々				
有価証券		千円	千円	千円	
現金		千円	千円	千円	

備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。

しかしながら、大田区においては上記2.のような記載方法になっており、この記載方法とは異なるものとなっている。この結果、運用基金については、「各基金運用状況調書」によって、それらがどのような運用形態（有価証券なのか、現金なのか等）となっているのかが一応捕捉することができるようになってきているものの、積立基金の運用形態は読者が捕捉することが出来ないものとなっている。他の特別区との比較でいえば、第2章で比較した他の4区の開示方法もほぼ大田区と同様になっていたが、足立区と江戸川区については、さらに1つ欄を追加し金額の記載はないものの運用の内容がわかる形式をとっていた。本件の開示については、東京都の指導等があるのかもしれないが、特別な理由のない限り、地方自治法施行規則第16条の2及び別記に従って開示すべきであると考えられる。

（意見）

①減債基金等について、具体的な当該基金に関する条例や要綱等が存在しない（大田区積立基金条例においては大田区で設置している基金を列挙しているだけで、それぞれの具体的な内容について規定していない）。具体的な目的や積立及び取崩し方法については、実務上明確となっており、運用上問題は生じていないということであるが、基金に関しての条例や要綱等を定めて、その中で目的、取り扱い（積み立て及び取り崩し）等について具体的に規定して、適正に運用してゆくことが望ましいと考えられる。

第10章 収入未済額について

1. 概要

「第8章 債権」1. 概要、あるいは以下2. を参照のこと。

2. 平成20年度の「財産に関する調書」について

「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第16条の2等で規定されている。すなわち、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」の3の欄外には「備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること」とある。担当課に対するヒアリングによれば、ここでいう「決算年度の歳入に係る債権以外の債権」とは、決算年度中に調定された債権を除く債権を意味するとのことである。つまり、決算年度中に調定したが収入されない債権は決算書において収入未済として計上されるため、それを除く未調定の債権を調書には記載せよということを上記別記は指示しているとのことである。このため、例えば、特別区税、児童福祉負担金等については「財産に関する調書」に記載すべき性質のものではないので記載されていないとのことである。このような基本的な考え方を踏まえ、現在の両者の数値には以下のような差異がある。

「歳入歳出決算概要説明書」

款	項	目	収入未済額① (単位：円)
諸収入	貸付金元利収入	同和对策資金貸付金元利収入	2,555,000
		小規模企業特別緊急資金貸付金元利収入	2,112,810
		生業資金貸付金元利収入	149,962,407
		特別奨学金貸付金収入	125,105,363
		一般奨学金貸付金収入	463,798,723
		身体障害者奨学金貸付金収入	859,100
		母子福祉応急小口資金貸付金収入	10,646,100
		応急小口資金貸付金収入	98,970,882
		女性福祉資金貸付金元利収入	63,638,787
		職員資金貸付金収入	0
諸収入	雑入	小規模企業特別事業資金債権収入	267,786,154
		事業経営資金債権収入	581,269,462

「財産に関する調書」

区分	決算年度末現在高②	差異②-①
----	-----------	-------

	(単位：円)		(単位：円)
同和对策資金貸付金	2,555,000		0
土地開発公社貸付金	2,893,459,736		2,893,459,736
小規模企業緊急資金貸付金	2,112,810		0
生業資金貸付金	150,191,407		229,000
特別奨学金貸付金	750,025,627		624,920,264
一般奨学金貸付金	4,458,737,959		3,994,939,236
身体障害者奨学金貸付金	2,658,800		1,799,700
母子福祉応急小口資金貸付金	11,024,600		378,500
応急小口資金貸付金	118,181,770		19,210,888
女性福祉資金貸付金	134,975,944		71,337,157
職員厚生資金貸付金	509,658		509,658
職員住宅資金貸付金	262,587,820		262,587,820
小規模企業特別事業資金債権	268,373,426		587,272
事業経営資金債権（景気対策特別資金債権）	311,377,206		222,333
事業経営資金債権（経営支援資金債権）	270,114,589		(両者計で比較)
敷金	50,055,000		50,055,000
合計	9,686,941,352		(省略)

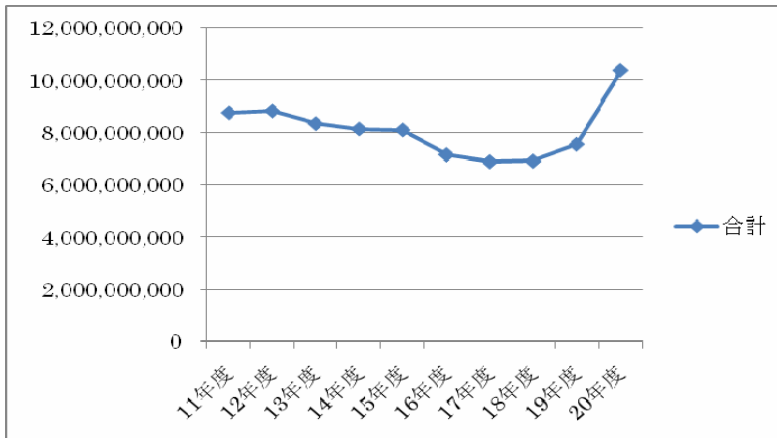
ここでは数値の差異等の追及に拘泥するつもりはないが、差異の原因としては、①の「収入未済額」は出納整理期間（4月～5月）の資金の動きも考慮した後のものであるが、②の「決算年度末現在高」については、歳計現金について定められている出納整理期間の適用はないものと解されている¹⁰²ことから、あくまで3月末日の残であることによることが挙げられる。なお、ここでは、以下4. で記す基準によって当該項目について監査を行っている。

3. 過去10年間の収入未済額の推移について

個別の内容に移る前に収入未済額の過去10年間の推移を見ておく。

【合計の概況】

¹⁰² 地方自治法第235条の5には「普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもって閉鎖する」とあり、当該第235条の5関連の総務省通知（昭和38年12月19日）として「出納閉鎖期日前にかいの出納を締め切ることとはさしつかえない」（筆者注：原文では『かい』に圏点が付されている）というものがある。また、松本英昭『新版逐条地方自治法』863頁（学陽書房、第4次改定版、平成19年3月）には、「本条は、単に『出納』を『閉鎖する』と定められているところから、広く物品、有価証券の出納までを含み、これらも閉鎖すると解すべきかについて疑義が持たれるのであるが、この規定が現金出納に限るとされてきたこと、本条の趣旨が決算に備えてのものであることから、決算制度を有しない物品、有価証券等の出納までは含んでいないと解するのが自然である」としている。



平成19年度末には7,556百万円であった収入未済額の合計額が、平成20年度末には10,384百万円となっている。増加の要因について主なところを述べると、特別区税の現年度課税分が272百万円増加し、同じく滞納繰越分が461百万円増加している。この内容等については、以下の4. で述べる。また、国庫支出金のうち福祉費補助金の児童福祉費補助金が210百万円増加しており、また、都支出金のうち総務費補助金の定額給付金給付事業補助金1,566百万円増加している。これが増加の一番の原因であるが、本件は特殊要因であり、以下の監査のサンプリングの基準に合致しないので、今回は監査の対象にしていない。もう1つの大きなものは雑入のその他であるが、ここが138百万円増加している。その主たる内訳は生活保護返納金が123百万円と委託料繰越分返還金等が66百万円であった。

4. 個別の内容の検討について

以下では、第8章で取り上げなかった収入未済額について、具体的な管理の内容について取り上げ検討する。サンプリングの基準としては、平成19年度決算において収入未済額として1千万円以上の残額があり、かつ、平成20年度決算においても収入未済額が依然として1千万円以上残っているものとした。

(A) 区民部系収入未済額

－ 1. 特別区税、－ 2. 軽自動車税、－ 3. 特別区たばこ税

1) 概要 (根拠条例等)

地方税とは、「地方公共団体が(中略)、行政に要する経費に充てる財源を調達するため、その地域住民等から徴収する税金」¹⁰³であり、「地方公共団体の財政収入の大宗をなすべきもの」¹⁰⁴である。憲法は第30条¹⁰⁵において租税法律主義の原則¹⁰⁶を規定し、これを受けて

¹⁰³ 逸見幸司『平成21年版 図解地方税』1頁(財団法人大蔵財務協会、初版、平成21年6月)

¹⁰⁴ 松本英昭『新版逐条地方自治法』721頁(学陽書房、第4次改定版、平成19年3月)

¹⁰⁵ 「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」(憲法第3条)

¹⁰⁶ 「租税の賦課徴収は法律の根拠を必要とする」という原則

地方自治法は第 223 条¹⁰⁷において「地方公共団体の地方税賦課徴収権の基本規定を設けている」¹⁰⁸。同様に、地方税法は第 2 条¹⁰⁹において、地方公共団体が地方税を賦課徴収することができる旨を定めており、第 3 条¹¹⁰において、地方税を賦課徴収する場合には地方公共団体の条例によらねばならない旨を規定している。このことから、大田区においては、「大田区特別区税条例」（昭和 39 年 12 月 15 日条例第 52 号）ならびに「大田区特別区税条例施行規則」（昭和 40 年 2 月 10 日規則第 1 号）を定め、同条例第 1 条¹¹¹において課税根拠を規定している。条例第 3 条において、条例第 1 条における税目として、次のように、4 種類の普通税ならびに 1 種類の目的税を掲げている。

第3条 区税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別区民税
- (2) 軽自動車税
- (3) 特別区たばこ税
- (4) 鉱産税

2 区税として課する目的税は、入湯税とする。

以下、各税目につき、個別にその性質から賦課徴収に関する概要を記載し、各税目において相違のない滞納処分等の管理については、一括して記載する。

(1) 特別区民税

A. 根拠

地方税法第 292 条乃至第 340 の規定に基づき、大田区特別区税条例第 9 条乃至第 36 条の規定を根拠とする法定普通税である¹¹²。

B. 性質

個人住民税のうち、東京都の特別区にて賦課される税目であり、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという負担分任としての性質ならびに地方公共団体が提供する福祉等の行政サービスなどの受益に対する対価として対応関係を明確に認識できるという応益性としての性質を有しており、地方自治を支える基幹税として位置づけ

¹⁰⁷ 「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」（地方自治法第 223 条）

¹⁰⁸ 松本英昭『新版逐条地方自治法』（学陽書房、第 4 次改定版、平成 19 年 3 月）721 頁

¹⁰⁹ 「地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる」（地方税法第 2 条）

¹¹⁰ 「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる」（地方税法第 3 条）

¹¹¹ 「大田区特別区税（以下「区税」という。）の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」（大田区特別区税条例第 1 条）

¹¹² 市町村民税法人分は東京都の特例として都税とされている。

られる¹¹³。

C. 納税義務者

大田区内に住所を有する個人ならびに大田区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で大田区内に住所を有しない者（大田区特別区税条例第9条）

D. 課税標準等

定額課税としての均等割額ならびに前年の所得額（総所得金額、退職所得金額および山林所得金額）を課税標準とした所得割額から構成される。大田区内に住所を有する個人は均等割額と所得割額の双方が課せられ、大田区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で大田区内に住所を有しない者は均等割額が課せられる。

E. 税率

地方税法は、均等割の標準税率として3,000円（第310条）、所得割の標準税率として6/100（第314条の3）を定めており、前者については条例の定めるところによる軽減（第311条）を定めている。これを受けて、大田区でも、次のように税率を定めている。

ア. 均等割：3,000円（大田区特別区税条例第13条）

（但し、税率の軽減措置がある（大田区特別区税条例第14条）。）

イ. 所得割：6/100（大田区特別区税条例第18条）

F. 賦課徴収等

ア. 賦課徴収

地方税法は賦課徴収につき、第318条以降に規定しており、特別徴収による場合を除くほか、普通徴収の方法による旨が規定されている（第319条）。これを受けて大田区でも、それぞれの徴収につき、次のように規定している。

(1) 普通徴収

納税義務者は、申告書（大田区特別区税条例施行規則第5条によるものまたは確定申告書（所得税法第2条第1項第37号））を3月15日までに提出しなければならない（大田区特別区税条例第23条、第24条）。

納期は次のとおりであり4期に区分され、納税義務者は当該期間内に納入しなければならない（納期前納付も認められる）。納税通知書には区民税および個人の都民税の合計額を4期で除した金額が記載される（大田区特別区税条例第28条乃至第30条）。

- ・第1期 6月1日から 6月30日まで
- ・第2期 8月1日から 8月31日まで
- ・第3期 10月1日から 10月31日まで

¹¹³逸見幸司『平成21年版 図解地方税』9頁（財団法人大蔵財務協会、初版、平成21年6月）参照

・第4期 1月1日から 1月31日まで

(2) 特別徴収

納税義務者のうち給与所得者については、特別徴収義務者である会社等により、前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額の合計額につき、特別徴収の方法によって徴収され、原則として、徴収された月の翌月10日を納期限とし、当該納期限までに所定の様式に基づく納入書によって納入される（大田区特別区税条例第32条乃至第34条の5）。

イ. 督促および滞納処分

地方税法は第329条以下において、督促および滞納処分について規定している。これら規定の内容に関しては、「3）管理に関する状況」にて画一的に記載する。

G. その他

ア. 非課税の範囲

地方税法では非課税の範囲として次の場合を規定しており、当該場合に該当する者に対する所得割の課税を禁止している（第295条）。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く）

大田区は当該規定を受けて、大田区特別区税条例において非課税の範囲を定めており、同上に該当する者に対して所得割を課さない旨を明記している（第10条）。

イ. 減免

地方税法は、特別徴収義務者を除き、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる旨を定めている（第323条）。大田区は当該規定を受けて、特別区民税につき、次の場合において必要があると認める者に対し、減免することができる旨の条例を定めている。この場合には納期限前7日までに規則で定める申請書にその理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならないとされている（大田区特別区税条例第36条）。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか特別の理由がある者

ウ. 不申告に関する過料

地方税法は、申告書を正当な理由なく提出しなかつた場合または申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合、条例の定めるところにより3万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとしている（第317条の5）。大田区では

当該規定を受けて、同上の場合につき、3万円以下で区長の定める額の過料を科する旨の条例を定めている。また、この場合における納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とするとされている（大田区特別区税条例第25条）。

エ. その他

上記の各規定のほか、地方税法では虚偽申告に関する罪（第317条の4）、給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪（第317条の7）、犯則取締り（第336条以下）等の各種規定を設けている。大田区においてはこれら規定に関する条例は定めていないが、これらの規定は条例を前提としていないことから、これら規定に該当する場合には、地方税法の規定に基づき対処されることとなる。

（2）軽自動車税

A. 根拠

地方税法第442条乃至第463の規定に基づき、大田区特別区税条例第37条乃至第46条の2の規定を根拠とする法定普通税である。

B. 性質

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車であって、一定の規格等に該当するもの（以下「軽自動車等」と称す）の所有者に対し、その主たる定置場所在の市町村または特別区が課する税である。軽自動車等を課税客体とし、その所有の事実に見出し課すことから、資産税としての性質を有するとともに、道路損傷負担金的な性格をも併せ持つ¹¹⁴。

C. 納税義務者

賦課期日（4月1日）において軽自動車等を所有している者ならびに所有しているものと看做される者（軽自動車等の売買があった場合において、売主が所有権を留保しているような場合には、当該軽自動車等を実質的に使用、収益している買主が所有者と看做される）（地方税法第442条の2）。大田区においても納税義務者につき、当該規定と同内容の規定を条例にて定めている（大田区特別区税条例第37条）。

D. 課税標準等

ア. 課税客体

地方税法は課税客体につき、次のとおり区分し規定している（第444条）。

- （1）原動機付自転車：総排気量もしくは定格出力に応じて区分されている
- （2）軽自動車および小型特殊自動車：車輪数ならびに用途に応じて区分されている
- （3）二輪の小型自動車：画一的に区分されている

¹¹⁴逸見幸司『平成21年版 図解地方税』623頁（財団法人大蔵財務協会、初版、平成21年6月）参照

大田区では、軽自動車および小型特殊自動車につき、前者については地方税法の定めに従い、後者については農耕作業用とその他の区分を設けている(大田区特別区税条例第 39 条)。

イ. 課税団体

ここでの課税団体は、軽自動車等の主たる定置場(運行を休止した場合において主として駐車する場所)所在の特別区となる。

ウ. 課税標準

地方税法における軽自動車等に関する標準税率は、上記課税客体の区分のそれぞれにおいて設定されており(第 444 条第 1 項)、大田区においても上記課税客体のそれぞれにおいて設定されている(大田区特別区税条例第 39 条)。

E. 税率

軽自動車税の税率については、地方税法において、軽自動車等 1 台につき標準税率を定めているとともに、それぞれに当該標準税率に 1.5 を乗じて得た率を超える税率で課することはできないとしている(地方税法 444 条第 1 項、第 2 項)。これを受けて大田区では、小型特殊自動車を除き、地方税法と同一の一台当たりの年税額を設定している。小型特殊自動車については、農耕作業用とその他の区分につき、前者が年額 1,600 円、後者が年額 4,700 円として設定している(大田区特別区税条例第 39 条(2)イ)。

F. 賦課徴収等

ア. 賦課徴収

地方税法は軽自動車税の賦課期日につき、4 月 1 日と定めており、納期は 4 月中において条例にて定める旨規定している。この場合、特別の事情がある場合につき、これと異なる納期を定めることができる旨を規定している(第 445 条)。また徴収については、原則として普通徴収の方法によらねばならない旨を規定している(第 446 条)。大田区では当該規定を受けて、軽自動車税の賦課期日を 4 月 1 日、納期を 5 月 11 日から 5 月 31 日までと規定している(大田区特別区税条例第 40 条)。また徴収については、普通徴収の方法によって徴収するとされている(大田区特別区税条例第 42 条)。この普通徴収による場合、納税通知書は、遅くとも納期限前 10 日までに納税者に交付されていなければならない(地方税法第 446 条第 2 項)一方、軽自動車等の所有者等となった場合において、地方税法は、軽自動車税の納税義務者に対し、条例の定めるところにより、総務省令で定める様式によって、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない旨を規定している(447 条)。これを受けて大田区では、所有者となった日から 15 日以内に、軽自動車等の区分に応じて大田区特別区税条例施行規則に定める所定の様式による申告書等を作成し区長に提出しなければならないとしている(大田区特別区税条例第 43 条第 1 項)。

イ. 督促および滞納処分

地方税法は第 457 条以下において、督促および滞納処分について規定している。これら規定の内容に関しては、「3) 管理に関する状況」にて画一的に記載する。

G. その他

ア. 非課税の範囲

地方税法においては、次に掲げるものは非課税とし、軽自動車税を課することができないと規定している（第 443 条）。

- (1) 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人の所有する軽自動車等
- (2) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので市区町村の条例で定めるもの

当該規定を受け大田区では、非課税の範囲として次のものを掲げ、軽自動車税を課さない旨を規定している（大田区特別区税条例第 37 条の 2）。

- ・日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のもの

同様に、大田区では課税の免除として、次に掲げるものに対しても、軽自動車税を課さない旨を規定している（大田区特別区税条例第 38 条）

- (1) 公益のため直接専用するものと区長が認めるもの
- (2) 商品であって使用しないもの
- (3) 原動機付自転車および小型特殊自動車を製造または販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの

イ. 減免

地方税法では、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる（第 454 条）としている。これを受けて大田区では、次の場合に該当し、かつ、必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる旨を定めている（大田区特別区税条例第 46 条）ほか、一定の身体障害者に対しても減免を認めている（大田区特別区税条例第 46 条の 2）。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者
- (2) 生活保護法により扶助を受ける者
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、特別の事情がある者

ウ. 不申告に関する過料

地方税法は、申告書等を正当な理由がなく提出しなかつた場合または申告等すべき事項について正当な理由がなく申告等しなかつた場合においては、3 万円以下の過料を

科旨規定できるとしている（第 449 条）。これを受けて大田区では、同様の場合において、3 万円以下で区長の定める額の過料を科する旨を規定しており、その場合における納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とするとしている（大田区特別区税条例第 44 条）。

エ. その他

上記の各規定のほか、地方税法では脱税に関する罪（第 452 条）、虚偽の申告に関する罪（第 448 条）等の各種規定を設けている。大田区においてはこれら規定に関する条例は定めていないが、これらの規定は条例を前提としていないことから、これら規定に該当する場合には、地方税法の規定に基づき対処されることとなる。

（3）特別区たばこ税

A. 根拠

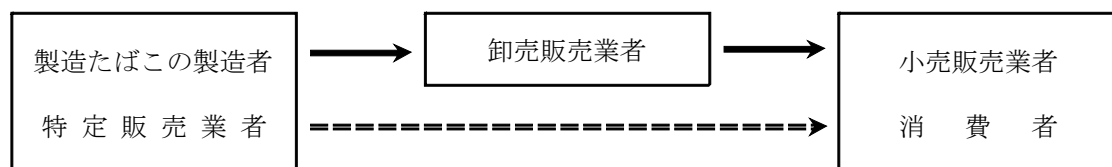
地方税法第 464 条乃至第 485 の 13 の規定に基づき、大田区特別区税条例第 47 条乃至第 53 条の規定を根拠とする法定普通税である。

B. 性質

たばこについては、消費税及び地方消費税のほかに、国税として国のたばこ税およびたばこ特別税が、地方税として道府県が課する道府県たばこ税および都が課する都たばこ税と市町村が課する市町村たばこ税および特別区が課する特別区たばこ税がそれぞれ課されており¹¹⁵、ここでは、特別区たばこ税が対象となる。

C. 納税義務者

地方税法においてたばこ税の納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者および卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」と称す）とされており（第 465 条）、大田区においても同様に規定されている（大田区特別区税条例第 47 条）。たばこの製造から流通までの流れはおよそ次のとおりとなる¹¹⁶。



売渡し経路が **————→** のとき 納税義務者は卸売販売業者等

売渡し経路が **=====>** のとき 納税義務者は卸売製造たばこの製造者または特定販売業者

¹¹⁵ 「平成 21 年版 図解 地方税」 財団法人 大蔵財務協会平成 21 年 6 月 30 日 初版 逸見幸司著 547 頁参照

¹¹⁶ 「平成 21 年版 図解 地方税」 財団法人 大蔵財務協会平成 21 年 6 月 30 日 初版 逸見幸司著 547 頁参照

D. 課税標準等

ア. 課税客体

地方税法におけるたばこ税の課税客体は、卸売販売業者等が行う小売販売業者もしくは消費者等への売渡または消費等に係る製造たばことされており（第 467 条）、大田区においても同様である（大田区特別区税条例第 49 条）。

イ. 課税団体

ここでの課税団体は次のとおりとなる。

- (1) 製造たばこが卸売販売業者等から小売販売業に売り渡される場合には、当該小売販売業者の営業所所在の特別区
- (2) 卸売販売業者等が消費者等に売渡しをし、または消費等をする場合には、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡または消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する特別区

ウ. 課税標準

地方税法においては売渡または消費等に係る製造たばこの本数が課税標準になる。この場合の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとされており、一定の基準により喫煙用の紙巻たばこの 1 本に換算して計算される（第 467 条）旨が規定されており、大田区においても同様である（大田区特別区税条例第 49 条）。

E. 税率

地方税法におけるたばこ税の税率は、1,000 本あたり、3,298 円として画一的に規定されており（第 468 条）、このことから、大田区においても同じ税率を設定している（大田区特別区税条例第 50 条）。

F. 賦課徴収等

ア. 徴収

地方税法においてたばこ税は、原則として、申告納付の方法によって徴収しなければならない旨、規定している（第 472 条）。例外として、一定の場合においては普通徴収の方法も許容されている（第 472 条ただし書）。これを受けて大田区においても同一の規定を定めている（大田区特別区税条例第 51 条の 2）。地方税法は、申告納付の場合において申告納税者に対し、原則として、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における製造たばこの品目ごとの課税標準に対するたばこ税額その他必要事項につき、所定の申告書様式において申告するとともに所定の納付書によって納付しなければならない旨を規定している。例外として、特定の業者における 3 月、6 月、9 月、12 月の年 4 回の申告を認めている（第 472 条）。大田区においても条例にて同様の規定をおいている（大田区特別区税条例第 51 条の 3）。

イ. 督促

地方税法は第 485 条以下において、督促および滞納処分について規定している（大田区においては特段の規定はなされていない）。これら規定の内容に関しては、「3）管理に関する状況」にて画一的に記載する。

G. その他

ア. 課税免除

地方税法は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡または消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対して、たばこ税が免除される旨を規定している（地方税法第 469 条）。

- (1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる一定の輸出業者に対する売渡し
- (2) 本邦と外国との間を往来する本邦の一定の船舶又は航空機に船用品又は一定の機用品として積み込むための製造たばこの売渡し
- (3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- (4) 既にたばこ税を課された一定の造たばこの売渡し又は消費等

大田区は、大田区特別区税条例において、上記規定を準用している（大田区特別区税条例第 51 条）。

イ. 不足税額等の取扱

地方税法はたばこ税の納税義務者に対し、不足額及び延滞金の徴収規定（第 481 条）、過少申告加算金ならびに不申告加算金に関する規定（第 483 条）、重加算に関する規定（第 484 条）を定めている。大田区では、これら規定に定める納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、所定の納付書によって納付しなければならない旨を規定するとともに、この場合、その不足税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間につき、原則として年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないとしている（大田区特別区税条例第 52 条）。

ウ. その他

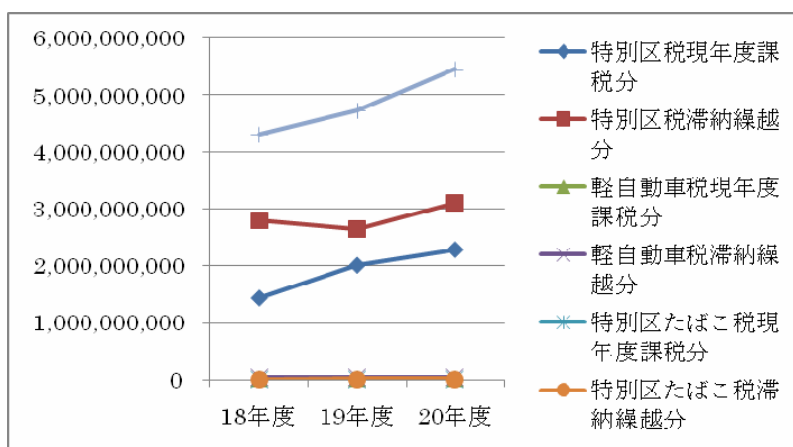
上記の各規定のほか、地方税法では脱税に関する罪（第 478 条）、犯則取締り（第 485 条の 6）等の各種規定を設けている。大田区においてはこれら規定に関する条例は定めていないが、これらの規定は条例を前提としていないことから、これら規定に該当する場合には、地方税法の規定に基づき対処されることとなる。

2) 過去 3 年間の残高の推移について

本収入未済額における過去 3 年間の推移の状況は次のとおりである。

節	18 年度	19 年度	20 年度
---	-------	-------	-------

特別区税現年度課税分	1,435,916,833	2,007,591,920	2,279,946,518
特別区税滞納繰越分	2,798,073,504	2,646,536,867	3,108,171,231
軽自動車税現年度課税分	16,112,700	13,583,500	13,690,182
軽自動車税滞納繰越分	42,827,381	39,274,300	37,181,600
特別区たばこ税現年度課税分	8,361,454	4,776,861	2,778,722
特別区たばこ税滞納繰越分	6,291,792	10,981,218	15,158,079
合計	4,307,583,664	4,722,744,666	5,456,926,332



大田区においては、各年度における予算額、調定額、収入未済額等につき、以下の分析を行っている。ここでは、平成20年度分のみ記載する。単位は千円単位である。

科 目 款 項 目 節	予算現額 a	調定額 b	件 数	収入済額 c 還付未済額	不納欠損 額	収入未済額	予算額に比し 増△減(c-a)	収入歩合 c/b	収入率 c/a
特別区税	71,971,405	78,249,932	1,579,400	72,394,160 7,097	405,942	5,456,926	422,755	92.52%	100.59%
1 特別区民税	66,284,691	73,075,251	1,466,412	67,296,875 7,003	397,262	5,388,118	1,012,184	92.09%	101.53%
現年課税分	65,212,432	68,499,721	1,235,335	66,226,360 6,585	0	2,279,947	1,013,928	96.68%	101.55%
現年度	64,958,623	68,084,664	1,230,716	65,980,428 6,533	0	2,110,769	1,021,805	96.91%	101.57%
過年度	253,809	415,057	4,619	245,932 52	0	169,178	△ 7,877	59.25%	96.90%
滞納繰越分	1,072,259	4,575,530	231,077	1,070,515 418	397,262	3,108,171	△ 1,744	23.40%	99.84%
2 軽自動車税	219,053	277,783	112,813	218,325 93	8,680	50,872	△ 728	78.60%	99.67%

現年課税分	211,253	225,067	82,270	211,470	0	13,690	217	93.96%	100.10%
				93					
滞納繰越分	7,800	52,716	30,543	6,855	8,680	37,182	△ 945	13.00%	87.88%
				0					
3 特別区たばこ税	5,447,902	4,886,064	136	4,868,127	0	17,937	△ 579,775	99.63%	89.36%
				0					
現年課税分	5,441,775	4,870,306	102	4,867,527	0	2,779	△ 574,248	99.94%	89.45%
				0					
滞納繰越分	6,127	15,758	34	600	0	15,158	△ 5,527	3.81%	9.79%
				0					

大田区においては、毎年度、予算上の調定額に対し、過去の収入歩合（収入済額/調定額）に基づく収入歩合目標を現年分、滞納分のそれぞれにつき設定し、徴収を行っている。ちなみに、平成 20 年度目標は、現年分が 97.20%、滞納分が 24.0%として設定していたが、実績は、現年分 96.89%、滞納分 23.21%と若干ではあるが目標値を下回った。主な理由としては、平成 20 年秋以降における景況悪化が考えられる。上記表における各年度の収入未済額は、各年度における調定額より、収入済額、還付未済額を加減し、当該金額より不納欠損額を控除した残高として定義される。収入未済額は平成 18 年度以降、増加傾向にある。このうち、特別区民税の滞納分、軽自動車税の現年分ならびに滞納分、たばこ税の現年分については、平成 19 年度においては減少した（特別区民税の現年分は平成 19 年度における税制改正に伴う特別区の割当額増加に伴い、収入未済額が大きく増加した）が、軽自動車税ならびにたばこ税を除き、平成 20 年度において収入未済額が増加している。当該増加の主要因は景況悪化に伴うものとなる。また、予算現額が常に調定額より低くなっているが、これは、予算現額が大田区の財源となるため、確保が必須とされる関係上、収入率（収入済額/予算現額）が 100.00%以上となるよう、調定額ならびに収入歩合を基準に定められることによる。一方、区税は基本的には個人が納税義務者となることから、収入未済額はこれら納税義務者である個人に対する額となるが、たばこ税、鉱産税、入湯税は、既述のとおり、一定の事業者に対する収入未済額となる。平成 18 年以降、たばこ税の収入未済額が増大しているが、内容は 4) にて詳述する。

3) 管理に関する状況

(1) 督促ならびに滞納処分手続概要

①督促

地方税法は、申告納税者、納税者または特別徴収義務者が納期限までに区税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないとしており、当該期間については、条例により、異なる期間を定めることのできる旨が規定されている（第 329 条、第 457 条、第 485 条、第 539 条、第 701 条

の 16)。この督促に当たって地方税法は、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる規定している（第 330 条、第 458 条、第 485 条の 2、第 540 条、第 701 条の 17）。大田区は、督促につき、大田区特別区税条例において特別区税ならびに軽自動車税につき規定を設けており、いずれも納期限後 35 日以内に督促状を発しなければならないとしている（第 34 条の 6、第 41 条）。その他の区税については規定を設けていないことから、地方税法の規定に従うことになる。また、大田区は督促に関する手数料の徴収に関する規定は定めていないことから、手数料の徴収はできないことになる。なお、特別区税につき地方税法は、徴収猶予をした場合における督促状の発送の例外規定を設けている（第 329 条第 2 項）。

②滞納処分

地方税法は滞納処分につき、次のいずれかの場合に該当するときは、滞納者の財産を差押なければならない旨を規定しており、第二次納税義務者又は保証人についての財産の差押についても同様としている（第 331 条、第 459 条、第 485 条の 3、第 541 条、第 701 条の 18）。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

上記規定のほか、地方税法に定めのない事項については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による規定、滞納処分は、当該区の区域外においても行うことができる旨の規定等が定められている（第 331 条、第 459 条、第 485 条の 3、第 541 条、第 701 条の 18）。大田区ではこの滞納処分に関する規定は定めていないことから、地方税法の規定に従うことになる。

(2) 大田区における状況

大田区においては、賦課徴収に関する徴収担当は、区民部における納税課が、賦課徴収以外の徴収（たばこ税、鉱産税、入湯税）に関する徴収担当は課税課が取り扱っている。納税課には、課全体を総括する管理係、収入促進に関する業務を実施する収納推進係、普通徴収、特別徴収の各徴収を担当する普通徴収係ならびに特別徴収係のほか、収入未済ならびに執行停止を取り扱う整理担当ならびに特別整理係から構成されている。このうち、整理担当においては、大森地区、調布地区、蒲田地区、区外の 4 地区に分割され、収入未済額が管理されており、このうち、区外とは、未納の状態において区外に転出した者の管理にあっている。なお、当該管理区分は税務署における地域区分とは異なったものとなっている。一方の特別整理係においては、収入未済額に対する差押・公売・交付要求を実施している。情報システムとしては、大田区の基幹システムの一つである税システムならびに納税課固有のシステムである滞納管理システムが存在（以下、「システム」と総

称する)し、個人別の調定額、収入済額、収入未済額が管理されており、収入に当たっての調定額の消込、収入未済額の督促、処分、不納欠損処理等の顛末情報を有している。整理担当においては、各地区において担当係長が選定されており、当該担当係長以下に10名前後の担当者が配置されている。納税課課長は、これら区域における収入につき、既述の収入歩合等の目標値に基づき、収入率、処分率(滞納処分額/収入未済額)、停止率(滞納処分停止額/収入未済額)等を設定するとともに、回収額の目標値を具体的に設定しており、各地区の係長は当該目標値に向けた具体的回収を遂行することとなる。具体的手続についてであるが、普通徴収係ならびに特別徴収係は、システムにおける納期限が経過した者の情報に基づき、既述の条例に従い、特別区税ならびに軽自動車税については35日以内に、その他の税目については20日以内に督促状を発送している。大田区では当該督促につき、手数料は徴収していない。当該督促の事実はシステムに登録され、納期限の管理が開始される。納期限内に収入されると、収入システムを経由して、システムにおいて、収入未済額の消込が行われる。一方、納期限内に収入されない場合には、整理担当ならびに特別整理係の管轄として管理が移行される。整理担当ならびに特別整理係では当該情報に基づき、財産調査等の滞納処分の手続を開始する。滞納処分の手続については、費用対効果の観点から、納税課にて一定の金額を年度毎に定め、当該金額以上の収入未済額につき遂行されることとなるとのことであった。また、滞納処分の執行の猶予ならびに停止等の取扱いについては、各担当者が起案、納税課長が決定し実施しているとのことであった。これら猶予、停止等の取扱いについても、システムにおいてその情報が登録される。このうち停止については、システム上、収入未済情報が抹消されるわけではなく、時効が成立するまで保管される。一方、時効についてであるが、既述のとおり区税は公債権となることから、時効完成期間は5年となる。この場合、督促は時効の中断効果を有することになるため、時効の起算時点は督促の時となる。督促はシステムにより管理されていることから、システムにおいて、当該督促時点¹¹⁷から5年間は収入未済額として債権管理され、5年間の時の経過に伴う時効成立により、収入未済額が取り消される。このことから、時効成立後の収入は、その根拠を有しないこととなり、還付されることとなる。なお、時効成立前に一部納付があった場合には、システム上、収入未済情報の収入消込が行われ、地方税法の規定¹¹⁸に基づき、時効が中断される取扱となる。

4) 回収不能額等の処理状況

収入未済に関する管理手続は概ね上記のとおりであるが、このうち不納欠損の取扱に関しては、これら執行停止処分情報や時効成立に伴う収入未済情報は、地方税法の規定に基づき、各担当者と課長との協議のうえ次の区分に分類され、随時、財務会計システムに不

¹¹⁷ 地方税法の規定では、「督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日」となり(地方税法第18条の2第1項第2号)、大田区においては地方税法第20条の2の公示送達の規定に基づき、不到達においては掲示板における公示を実施している。

¹¹⁸ 地方税法第18条の2第5項

納欠損登録を行い、その情報を会計管理室に通知し、会計管理室で決裁される。

- (1) 1号区分：滞納処分財産を有しない者
執行停止による不納欠損
- (2) 2号区分：生活困窮者
執行停止による消滅時効期間（3年間）経過後不納欠損
- (3) 3号区分：所在不明者
執行停止による消滅時効期間（3年間）経過に伴う不納欠損
- (4) その他区分：収入未済額が10万円以下の者
普通郵便による督促、外部委託先を使用した電話等による画一的請求の実施後消滅時効期間（5年間）経過に伴う不納欠損

なお、システムにおける収入未済情報は、他システムとは独立した情報となっており、大田区全体としての収入未済を個人別に名寄することはできない状態にあるとのことであった。上記手続を経た具体的不納欠損額は次のとおりであり、平成18年度以降、金額、件数とも増加傾向にあった。

科 目	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	調定 a	収入未済 b	不納欠損 c	合計 d=b+c	調定 a	収入未済 b	不納欠損 c	合計 d=b+c	調定 a	収入未済 b	不納欠損 c	合計 d=b+c
特別区税	72,716,053	4,307,584	400,298	4,707,881	76,498,466	4,722,745	554,942	5,277,687	78,249,932	5,456,926	405,942	5,862,868
1特別区民税	66,837,867	4,233,990	392,119	4,626,109	70,668,692	4,654,129	545,233	5,199,362	73,075,251	5,388,118	397,262	5,785,380
現年課税分	62,706,911	1,435,917	0	1,435,917	66,449,020	2,007,592	0	2,007,592	68,499,721	2,279,947	0	2,279,947
現年度	62,213,753	1,381,101	0	1,381,101	66,031,479	1,891,837	0	1,891,837	68,084,664	2,110,769	0	2,110,769
過年度	493,158	54,816	0	54,816	417,541	115,755	0	115,755	415,057	169,178	0	169,178
滞納繰越分	4,130,956	2,798,074	392,119	3,190,192	4,219,673	2,646,537	545,233	3,191,770	4,575,530	3,108,171	397,262	3,505,433
2軽自動車税	280,885	58,940	8,179	67,119	282,029	52,858	9,709	62,567	277,783	50,872	8,680	59,552
現年課税分	222,797	16,113	0	16,113	223,294	13,584	0	13,584	225,067	13,690	0	13,690
滞納繰越分	58,089	42,827	8,179	51,006	58,734	39,274	9,709	48,983	52,716	37,182	8,680	45,862
3特別区たばこ税	5,576,591	14,653	0	14,653	5,527,603	15,758	0	15,758	4,886,064	17,937	0	17,937
現年課税分	5,564,003	8,361	0	8,361	5,512,950	4,777	0	4,777	4,870,306	2,779	0	2,779
滞納繰越分	12,588	6,292	0	6,292	14,653	10,981	0	10,981	15,758	15,158	0	15,158
4釧産税	5	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0
現年課税分	5	0	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0
5入湯税	20,706	0	0	0	20,137	0	0	0	10,832	0	0	0
現年課税分	20,706	0	0	0	20,137	0	0	0	10,832	0	0	0

収入未済額ならびに不納欠損額は、金額的には特別区民税の現年度分が大きいですが、1件当たりの平均額とすると、特別区民税の過年度分が大きくなる。一件当たりの収入未済額現年度額は、平成18年度が19千円であるのに対し、過年度分は79千円となっている。同様に、平成19年は現年度分が24千円、過年度分が157千円、平成20年度は現年度分が24千円、過年度分が201千円となっている。この具体的理由は定かではない。一方、たばこ税についてであるが、収納未済のうち的大部分（約1,760万円）が特定の1社によるものとのことであった。同社は輸入たばこの卸売業者であり、債務超過の状態にあるとのことであった。最近のたばこ税は月額30万円程度であり、平成17年11月度より収入未済が継

続していることによるものであるとのことであった。同社よりは部分納付が継続されており、平成 20 年度までは最も古い滞納分の収納未済額より順次充当していたが、現年分の収入未済額が一向に解消されないことから、平成 21 年度よりは現年度分を納付し、残額を滞納分に充当していく方針に変更したとのことであった。当該方針につき、同社との協議は実施されてはいるものの、納付誓約書等の文書は取り交わされていないとのことであった。

5) 結果及び意見

(結果)

①たばこ税の滞納者である特定の 1 社における、平成 21 年度よりは現年度分を納付し、残額を滞納分に充当していく方針に変更した件につき、同社との協議は実施されてはいるものの、納付誓約書等の文書は取り交わされていないとのことから、同社より訴訟提起され、滞納分の納付につき合意がなされていない旨の主張を受けた場合、反証する根拠を有していない。早急に同社との間で文書を取り交わし、当該反証を覆す根拠を持つことが必要と考える。

(意見)

①地方自治法は、条例の定めるところにより督促に関する手数料の徴収を認めているが、大田区では当該督促につき手数料は徴収していない。督促は滞納者に対する個別サービスであることから、滞納額との関係にも影響してくるものとも考えられるが、督促手数料の徴収を検討してみることも考えられる。一方、平成 19 年 6 月 1 日に、東京都総務局行政部区政課長より各特別区税務担当課長宛てに「地方税の徴収対策の一層の推進について（通知）」が発行されている。これは、平成 19 年 3 月 27 日付総税企第 54 号において総務省自治税務局長よりの「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（以下、「留意事項」と称す）の写しの送付となっている。留意事項は、各種公金の徴収の連携強化について、個人情報に配慮しつつ、各団体の実情等に応じた検討を求めたものであり、個人情報の取扱として、租税・公課間で知り得た個人情報の共有可能性を示唆したものとも考えられる。大田区では平成 21 年度より、それまで同一に対応していた国民健康保険と納税の収納事務を分離独立させてきたが、当該留意事項に伴い、国民健康保険、介護保険、保育料、税の収入納未済につき、高額案件や悪質案件につき特別整理係において、その徴収のノウハウを生かした徴収の実施を開始しているとのことであった。今後、大田区の主要な歳入源ともなるこれら収納未済額の徴収成果を上げるべく、部局横断的な措置を推進することが期待される。

(B) こども家庭部系収入未済額

ー 1. 児童福祉負担金

1) 概要（根拠条例等）

各市町村には、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 2 条¹¹⁹及び第 24 条第 1 項¹²⁰並びに第 39 条¹²¹を中心とした規定により、保育の義務が課せられている。すなわち、児童の保護者が労働または疾病等により「保育に欠ける」ところがある場合で、かつ、その「保護者から申込みがあった場合」においては、保育所における保育の義務が課せられているのである。このことにより、各市町村等には、不可避免的に保育園の保育料（負担金）に関する取扱いの問題が生じることとなり、そこから派生的に保育園の保育料（負担金）の収入未済額の問題が生じてくることになる。大田区における保育園負担金の収入未済額の扱いについては、「大田区保育の実施等に関する条例」（昭和 62 年 3 月 13 日条例第 11 号）にその定めがある。同条例第 6 条（期限）には「扶養義務者は、前 2 条の規定に基づく費用を納期限までに納付しなければならない」とあり、また、第 7 条には催告及び滞納処分の規定¹²²がある。ここでは、このような条例上の取扱いが実際になされているかを中心に見ていくこととする。

2) 過去 3 年間の残高の推移について

本収入未済額における過去 3 年間の推移の状況は以下のとおりである。

	18 年度	19 年度	20 年度
保育園負担金	142, 126, 965	166, 682, 905	174, 303, 545
母子生活支援施設入所負担金	117, 900	126, 900	86, 400
助産施設入所負担金	590, 000	611, 000	659, 900
合計	142, 834, 865	167, 420, 805	175, 049, 845

¹¹⁹ 児童福祉法第 2 条（児童育成の責任）

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

¹²⁰ 児童福祉法第 24 条（乳児・幼児等の保育）第 1 項

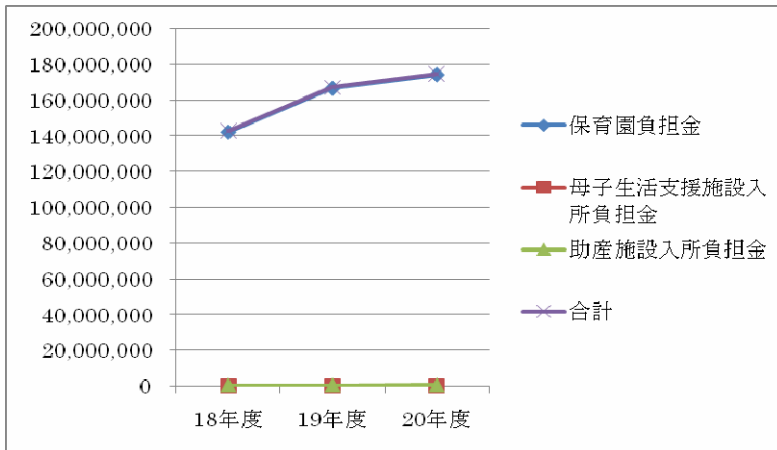
市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める事項に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

¹²¹ 児童福祉法第 39 条（保育所）

保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

②保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる

¹²² 「大田区保育の実施等に関する条例」（昭和 62 年 3 月 13 日条例第 11 号）第 7 条（催告及び滞納処分）には、「区長は、扶養義務者が第 4 条及び第 5 条の規定に基づく費用を納期限までに納付しないときは、納期限経過後 30 日以内に督促状を発行して督促する。2 前項の督促状には、その発行の日から 20 日以内において納付すべき期限を指定する。3 区長は、第 1 項の規定による督促を受けた者が、前項に規定する指定期限までに当該督促（第 4 条第 3 項の規定に基づく費用に係るものを除く。）に係る金額を納付しないときは、法第 56 条第 10 項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる」とある。



担当課において、過去5年分の上記の当該保育園負担金の収入未済額について更なる詳細な内容を提出いただいたが、その状況は以下のとおりとなっている。

(保育料)

(単位：円)

	区分		16年度		17年度		18年度	
			収入未済（繰越）		収入未済（繰越）		収入未済（繰越）	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	公立	管内	37,392	123,672,680	45,207	112,147,955	56,300	116,181,885
		管外	866	1,646,350	1,104	1,566,450	1,208	1,477,950
	私立	管内	6,077	21,798,250	8,181	22,334,950	9,647	24,229,230
		管外	208	567,700	363	240,700	278	237,900
	公立		38,258	125,319,030	46,311	113,714,405	57,508	117,659,835
	私立		6,285	22,365,950	8,544	22,575,650	9,925	24,467,130
	計		44,543	147,684,980	54,855	136,290,055	67,433	142,126,965

単位：件 (単位：円)

	区分		19年度		20年度	
			収入未済（繰越）		収入未済（繰越）	
			件数	金額	件数	金額
計	公立	管内	67,960	135,450,985	68,159	139,654,445
		管外	1,323	1,448,500	1,299	1,133,760
	私立	管内	11,915	29,586,720	12,113	33,318,640
		管外	328	196,700	328	196,700
	公立		69,283	136,899,485	69,458	140,788,205
	私立		12,243	29,783,420	12,441	33,515,340
計		81,526	166,682,905	81,899	174,303,545	

*なお、上記には示されていないが、徴収率については、現年度0.978～0.982と各年度に変化はあまりな

いが、前年度の徴収率は平成 17 年度の 0.427 をピークに平成 20 年度は 0.280 と下降傾向にあり、また、それ以前の過年度分も平成 16 年度の 0.205 をピークに平成 19 年度、平成 20 年度は 0.145～0.149 と下降傾向にある。その理由としては「納付宣誓書」の提出推進による時効の中断等も影響しているとのことである。

3) 管理に関する状況

保育サービス課では、平成 16 年 11 月 1 日付「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」全 21 頁を作成しており、実際の業務は、これに基づいて行われているとのことである。当該マニュアルに記載されている内容としては、

- 第 1 滞納整理のあらまし
- 第 2 納付交渉と応接
- 第 3 面接時の具体的対応
- 第 4 保育料滞納整理 1 年間の流れ
- 第 5 差押えについて

となっており、これに、様式 1「納付誓約書」、様式 2「大田区保育所保育料未納分の納付計画書」等といった滞納整理に必要な文書の様式集が添えられているものとなっていた。これに基づき、滞納債権の管理をしているそうであるが、直近の平成 19 年度、平成 20 年度の納付書、督促書等の発送件数は以下の通りとのことであった。

郵送内容	平成 19 年度 (件)	平成 20 年度 (件)	前年度比
納付書	5,981	6,109	102.14%
督促状	9,625	9,308	96.71%
現年度分 催告書	681	1,333	195.74%
現年度分 催告用納付書	681	1,627	238.91%
過年度分 催告書	558	894	160.22%
過年度分 催告用納付書	558	894	160.22%

また、当課では各年度「収納率・未収対策計画表」につき、現年度分、滞納繰越分に分けて作成しているとのことであった。平成 20 年度、平成 21 年度のものを拝見したが、形式としては、「1 過去の対策（取り組み）とその効果」として過去 2 過年度におけるが記載されており、当該内訳は「①平成**年度（注：2 年度前）における取り組みとその効果及び未収原因分析」「②平成**年度（注：1 年度前）における取り組み」に分かれている。また、「2**年度対策計画」では「①収納率の目標」「②目標達成の新たな具体的取り組み」「③目標達成のために必要な新たな予算措置等」となっている。

さらに、【平成 20 年度の催告強化期間の処理内容】として、
「・20 年度は、6 月下旬に全滞納者抽出（約 800 世帯、約 1200 児童、約 1 億 4 千万円）。

- ・7月初旬に公務員系滞納者へ電話催告、納付確認。
- ・7月上旬に40万円以上の滞納者の口座情報を調査（子育て支援課の医療費振込み先金融機関）。
- ・7月中旬に「財産調査開始通告」発送。
- ・7月下旬に金融機関、生命保険会社あて財産調査表の発送。
- ・10月初旬に平成11年度～平成19年度の滞納者抽出し、40万未満の滞納者あてに警告書発送。これらと同時に保護者あてに催告書を発送し、納付相談を受け納付（分納）開始との記載がみられた。なお、上記の補足説明として、「①子育て支援課管理の口座情報調査、②課税台帳による財産調査を行い、③勤務先が判明した80世帯に対して「財産調査開始通告」を、④取引金融機関が判明した分は、当該金融機関に預貯金額調査通知書を郵送した」との記述がみられた。ヒアリングによれば、6月下旬の時期に全滞納者抽出するのは、夏期賞与を見込んでいるからとのことであり、課税台帳による財産調査は生命保険料控除から生命保険料支払の状況を確認するためとのことであった。勤務先に対しては非課税かどうか、あるいは、住民税の特別徴収の有無を調査するためとのことであった。

4) 回収不能額等の処理状況

ヒアリングによれば、「平成20年度決算における不納欠損処理については、『地方自治法第236条第1項¹²³、地方税法第15条の7¹²⁴』に基づき、対象年度平成15年度分で1度も納付がなく且つ、納付に関する誓約書等の提出がないため時効となったものを対象とする（対象の納付期間は、平成15年4月1日から平成21年3月31日までである）」としているとのことであった。加えて、「そのため、対象年度平成15年度保育園保育料（月ぎめ延長保育料含む）の不納欠損対象者については、別紙『不納欠損対象者リスト（平成15年度）』に記載された者とし、不納欠損金額を決定する。なお、平成15年度不納欠損対象件数及び不納欠損額については、以下のとおり」として、

「※平成20年度決算 平成15年度不納欠損件数及び不納欠損額

- ・件数（月数） …… 408件
- ・不納欠損額 …… 4,575,950円

としている。起案としては、起案日平成21年5月29日付、起案番号21こ保発第10476号、起案者：こども家庭部保育サービス課入園事務係で、同日の課長決定となっている。上記

¹²³ 地方自治法第236条第1項「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする」

¹²⁴ 地方税法第15条の7第1項には「地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分を執行を停止することができる。一滞納処分をすることができる財産がないとき。二滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。三その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」とあり、第4項には「第一項の規定により滞納処分を執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する」とある。

の「不納欠損対象者リスト（平成15年度）」¹²⁵を具体的に記すと以下の通りの状況である。

(単位：円) (単位：円)

保育所	人数	件数(月数)	不納欠損額	単価
	④	②	③	④=③/②
森が崎	1	12	216,000	18,000
富士見橋	2	24	166,200	6,925
大森北	2	21	313,200	14,914
山王	1	2	58,400	29,200
入新井	2	4	42,400	10,600
大森西第二	2	24	280,800	11,700
大森南	1	2	31,400	15,700
大森東一丁目	2	12	44,900	3,742
区立大北六	1	2	19,100	9,550
萩中	1	10	137,500	13,750
南六郷	2	24	247,200	10,300
六郷	1	9	141,300	15,700
高畑	1	2	36,000	18,000
矢口第二	2	2	13,400	6,700
新蒲田	1	12	184,800	15,400
みどり	1	12	151,200	12,600
いずも	2	22	257,100	11,686
鶴の木	1	3	42,600	14,200
千鳥	1	8	75,200	9,400
上池台	1	12	170,400	14,200
南馬込第二	1	1	7,200	7,200
区立多摩堤	1	12	24,000	2,000
浜竹	1	12	218,400	18,200
本蒲田	1	12	14,400	1,200
東蒲田	2	13	163,000	12,538
東糞谷	5	44	581,750	13,222
弁天橋	1	12	129,600	10,800
本羽田	1	1	34,200	34,200
蒲田本町	2	24	38,400	1,600

¹²⁵ 「不納欠損リスト」には児童氏名、保護者氏名、年度、不納欠損額等の記載欄があるが、そこにある「理由」には全て「生活困窮のため」と記載されていた。

大森駅前	2	11	177,300	16,118
女塚	3	10	96,350	9,635
第二蒲田	1	6	75,600	12,600
八潮南	2	18	199,350	11,075
ひもんや	1	1	16,900	16,900
南奥沢	1	12	170,400	14,200
合計	53	408	4,575,950	11,216

このうち、任意の3名について、個人別の交渉結果等をまとめている管理台帳等を拝見した。その状況は以下のとおりである。

A	19年8月23日付納付催告書（警告）コピーあり
	19年7月25日付催告書コピーあり
	19年7月25日付納付書送付の旨、台帳表紙裏面「交渉経過内容」欄に記載あり。
	18年8月21日TEL
	17年8月16日TEL納付書がないとのことで送付した。
	16年10月1日警告書発送
	16年11月8日TEL
	15年8月1日退所
	15年7月分「納」送付
	催告リストにはメモ書きあり。
	各年の管理台帳裏面「経過処理」の「交渉経過内容」は記載あったり、なかったり。

B	19年7月25日付催告書コピーあり
	19年7月25日付納付書送付の旨、台帳表紙裏面「交渉経過内容」欄に記載あり。
	18年7月20日催告書発送するも18年7月25日宛先不在で返送され、引っ越した住所が分かる。
	17年8月に会社に確認し、17年初めに退職
	16年11月12日貯金、生保、調査リスト作成
	16年8月26日給与額等の調査について（回答）あり。
	16年7月5日警告書送付メモあり。メモでは「給与調査するも差押不可」とあり。

C	19年8月23日付納付催告書（警告）コピーあり
	19年7月25日付催告書コピーあり
	19年7月25日付納付書送付の旨、台帳表紙裏面「交渉経過内容」欄に記載なし。
	16年12月10日付、生命保険会社収納保全課「ご契約内容明細書」あり。契約は失効している旨記載あり。

16年10月21日、メモ TEL 出ず。
16年9月28日、メモ、携帯に父で。10月第1週相談に行きます。
16年9月21日「就労予定証明書」あり。
16年9月17日、メモ TEL 出ず。
16年8月23日入手で給与額等の調査について（回答）あり。15年12月30日退職日ですとあり。
16年6月11日「継続のための状況申告書」あり。
15年6月3日メモ、未納。状況未提出。
*年11月1日、メモ時間ないが行きます。
*年11月12日、メモ貯金・生保調査リスト作成

なお、上記台帳の形式としては、児童の情報が1件1件クリアファイルにファイリングされたものを提出頂いた。表紙には児童名等が記載されたものがあり、中に各年度システムから打ち出されたと思われる「催告対象者」ないし「催告（世帯 CD 順）」シートと各年度の色のついた処理過程が書き込めるシートがこれに綴じられていた。

5) 結果及び意見

(意見)

①全般的によく管理されているという印象である。しかしながら、最終的な一人別の個別の管理台帳を拝見すると、鉛筆等によるメモ書きが多く、また、記載方法も不統一であった。また、疎明資料の1つとなる各種外部証拠書類の具備も不十分との感が否めない。この点、一般事業会社の貸倒損失等の認定のケースにおける税務判決¹²⁶事例では「貸倒損失の有無が争われる場合、課税庁側にその不存在を立証すべき責任があるが、非課税者が貸倒損失となる債権の発生原因、内容、帰属及び回収不能の事実等について具体的に特定して主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認されるに足りる立証を行わない限り、事実上その不存在が推認される」とされている。地方公共団体の不納欠損の処理をこの基準等と同一視するべきではないであろうが、不納欠損については、鉛筆によるメモ書き等ではなく、立証するに足る疎明資料としての形式を具備した台帳の統一的整備が必要となる。

②ヒアリングによれば、近年の当該保育園負担金の増加の原因は、1つには不況の影響であり、もう1つには「納付宣誓書」の入手によって、時効の延長が可能であることが明確になったことから、不納欠損額が減少したことによるものであるとのことであった。これは、保育園負担金の不納欠損処理については、現在、地方自治法第236条第1項により時効期間を5年とする処理をしているが、地方自治法第236条第4項により督促による「時効の中断」¹²⁷が可能としているため、と思料される。この解釈により時効期間が延長されるのは

¹²⁶ 平成6年8月29日仙台地方裁判所3(行ウ)7税資205

¹²⁷ 松本英昭『逐条地方自治法』866頁(学陽書房、第4次改定版、平成19年3月)には、「『時効の中断』とは、時効の基礎である事実状態と相容れない法定の事由が生じると、その事由の発生前に既に進行して

好ましいことであるが、問題は回収自体にある。6月から10月と督促期間を限定せずに、収入未済が生じた時点からタイムリーに督促できる体制の構築が望まれる。

③本件に関連して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長（平成19年8月22日、雇児保発第0822001号）「保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について（通知）」¹²⁸には、「保護者が保育料を滞納していた場合に、保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないものと解される」とある。この通知の存在により、滞納者に対して登園拒否などの罰則規定等を設けることには問題があるが、「待機児童」¹²⁹等の入園希望者と収入未済が発生している者との間で不公平感が助長されないよう、現場での回収努力等を希望する。

（C）産業経済部系収入未済額

ー 1. 産業施設使用料

1) 概要（根拠条例等）

本稿においては、「大田区賃貸工場条例」（平成6年3月15日条例第7号）及び「大田区賃貸工場条例施行規則」（平成6年4月1日規則第40号）の規定に基づき発生した、大田区賃貸工場等の使用料の調定額について、とくに本羽田二丁目第2工場アパートにつき収入未済額が生じた場合における当該未収額の取扱い等を述べている。なお、ヒアリングによれば、当該使用料の徴収事務については、平成17年度までは大田区の産業振興課が直接管理を行っていたが、平成18年度以降、指定管理者制度が導入されて以降については、大田区が直接管理をせず、協定等¹³⁰により指定管理者に徴収事務の委託をしているとのことで

きた時効期間はその効力を失い、その中断事由が消滅したときからあらためて時効が進行を始めることをいう（民法157）。民法は、消滅時効の中断事由として、（イ）請求、（ロ）差押え、仮差押え又は仮処分、（ハ）承認の三種を定めており（同法147）、これらの中断事由の発生により既に進行してきた時効期間はその効力を失い、中断した時効はその中断事由の終了した時（裁判上の請求によって中断した時効は裁判の確定したとき）から更に進行を始めるとしている（同法157）。なお、時効中断の効力は、当事者及びその承認人の間においてのみ効力を有するとされている（同法148）」とある。

¹²⁸ より具体的には、「第4 保育料を滞納している保護者の児童の処遇について」として次のようにある。「児童福祉法第24条の規定により、市町村は、保護者の労働、疾病等の事由により、その監護すべき児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないこととされている。従って、保護者が保育料を滞納していた場合に、保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないものと解される。市町村によっては、正当な事由なく保護者が滞納を繰り返した場合をその児童の保育所から退所させる旨の規則を定めたり、正当な事由なく数か月滞納を繰り返した場合に保育所を退所する旨の誓約書を保護者から提出させるなどの対応が見受けられるが、そのような取扱いは、児童福祉法の解釈に照らし、不相当であるため、見直しを図られたい。しかしながら、正当な事由なく保育料を納めない保護者が少なからずいることは、保育料を納めている保護者との関係で著しい不公平を生じているだけでなく、保育所に入所する児童の処遇にも影響を及ぼすおそれがあるなど極めて問題であり、あくまで保育料の納付について保護者の理解と協力を求めることが基本である。正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけの取組、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい」

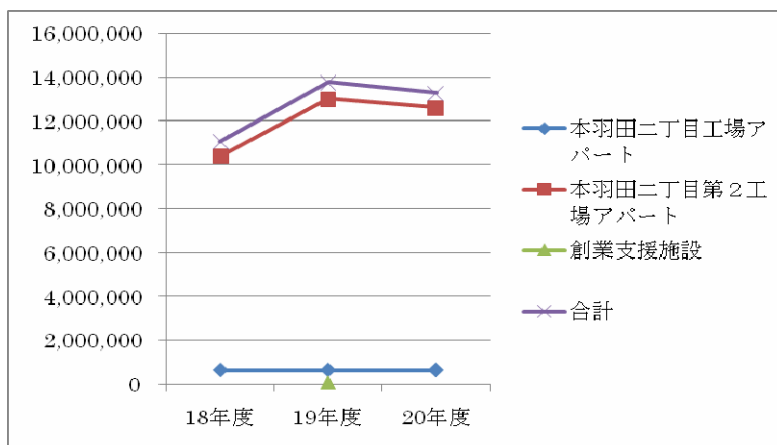
¹²⁹ 「おおた区議会だより」186号（平成21年11月15日発行）2面には、「平成21年4月時点の300名を超える待機児童が入所できる体制を」という問に対して、『未来プラン10年』の目標を前倒しで実施等により、保育サービス定員320名増を見込んでいる」との答が記載されている。

¹³⁰ 「大田区賃貸工場等の管理代行に関する基本協定書」「大田区賃貸工場等の管理代行に関する年度協定

あった。

2) 過去3年間の残高の推移について

	18年度	19年度	20年度
本羽田二丁目工場アパート	670,000	670,000	670,000
本羽田二丁目第2工場アパート	10,395,748	13,025,748	12,617,748
創業支援施設		90,000	
合計	11,065,748	13,785,748	13,287,748



3) 管理に関する状況

当該本羽田二丁目第2工場アパートの入居時からの流れは以下のとおりである。(使用期間)については「大田区賃貸工場条例」第8条第1項に規定されているとおり、建替使用者については2年以内、建替使用者を除く短期賃貸工場使用者については7年以内である。

(使用の申請)に関しては、同条例第4条に定めがあり、第1項において「賃貸工場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない」とあり、第2項には「区長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、審査を行い、賃貸工場の使用者を決定する」とある。ここにあるように、実際の審査は、「大田区賃貸工場条例施行規則」第3条以下の規定に基づき、同規則第4条の規定に基づき実行されることになる。ヒアリングによれば、平成21年度以降、書類審査については指定管理者である野村ビルマネジメント(株)が、また、面接審査については大田区が行っているとのことである。面接に当たっては、大田区内部に外部委員を含む審査会が設けられており、ここで財務状況を含めた総合的な審査を行っているとのことであった。さらに、

(使用手続)の局面においては同条例第7条の規定に従うことになるが、第1項第1号には「区長が定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること」とあり、第2号には「保証金として次に掲げる金額を納付すること」とあり、アとして「建替使用者に

書」「本羽田二丁目第2工場アパート及び中小企業者賃貸住宅管理代行仕様書」等。

については、工場使用料の2か月分¹³¹に相当する金額」、イとして「建替使用者を除く短期賃貸工場の使用者については、工場使用料の3か月分に相当する金額」とある。(使用料の徴収)に関しては同条例第11条第3項の規定が重要である。そこには「使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない」とある。最後に、同条例第12条(使用料の減免及び徴収の猶予)の規定を見ておく必要がある。第12条第1項には「区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料を猶予することができる」とし、この第3号に「前2号に掲げるもののほか、区長が認める特別の事情があると認めるとき」という規定がある。なお、第2項には「前項の使用料の減免の割合及び徴収猶予の期間等については、規則で定める」としており、規則第11条には(使用料の減免)についてのより具体的な定めがあり、規則第12条には(使用料の猶予)についてより詳細な定めがある。同条第1項によれば「条例第12条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合の基準は、使用料の支払能力が3月以内に回復すると認められる場合とする」とあり、この「3月」とは「大田区賃貸工場条例」第7条第1項第2号イに定められた入居時に納付することが義務付けられた保証金3月に相当する期間と一致している。また、一般に空きが出ると約3倍程度の募集があるとのことであり、募集情報については、おおた区報、大田区のホームページ、財団法人大田区産業振興協会のホームページ、野村ビルマネジメント(株)のホームページで事前に公告しているとのことであった。

なお、すでに述べたように、本羽田二丁目第2工場アパートの具体的な管理については、平成17年度までは大田区産業経済部産業振興課が直接管理をしていた。しかしながら、平成18年度より指定管理者制度が制度的に導入されたのを契機に、平成18年度～平成20年度は、当該施設の管理運営について財団法人大田区産業振興協会との間で平成18年4月1日付「大田区産業支援施設の管理代行に関する基本協定書」が締結され、当該財団法人が指定管理者となっており、当該協定書第11条¹³²には、工場使用料、駐車場使用料の徴収事

¹³¹ 保証料あるいは敷金のような預り金の会計処理は「歳入歳出外現金」で取り扱っているとのことであった。

¹³² 「大田区産業支援施設の管理代行に関する基本協定書」第11条

甲(注:大田区)は、本協定第2条に掲げる施設(産業プラザを除く。)について、下記に掲げる使用料の徴収事務を大田区会計事務規則(平成8年規則第46号)第45条の規定に基づき、乙(注:財団法人大田区産業振興協会)に委託するものとする。なお、甲は、乙に指定管理者として推定する日に徴収事務受託者証書を交付する。

施設名	徴収する使用料	根拠法令
創業支援施設	施設使用料、駐車場使用料	大田区創業支援施設条例(平成14年条例第54号)第14条から第16条まで
下丸子テンポラリー	工場使用料	大田区賃貸工場条例(平成6年条例第7号)第9条、第11条及び第12条
工場アパート	工場使用料、駐車場使用料	
第2工場アパート		

務の委託に関する規定があった。その後、平成 21 年度からは、本羽田二丁目第 2 工場アパートの指定管理者が野村ビルマネジメント㈱となり、同社が工場使用料の徴収をしているとのことであった。同社との協定書上、当該アパートの使用料等の徴収については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項¹³³に規定されている「利用料金」制をとっていないとのことである。ヒアリングによれば、月々の管理としては、野村ビルマネジメント㈱が、入金予定最終日である月末を待ち、入金のない者については各所を回り回収をすすめ、毎月 5 日には担当である産業経済部産業振興課工業振興担当にその入金表の提出があり、15 日にも再提出があるとのことであった。

4) 回収不能額等の処理状況

現在の収入未済額の内訳状況細目は以下のとおりとなっております、

		年度	金額
		本羽田二丁目第 2 工場 アパート	A 社
15 年度	240,138		
B 社	16 年度		126,630
C 社	15 年度		1,476,000
	16 年度		2,658,000
	18 年度		1,650,000
	19 年度		1,530,000
D 社	17 年度		915,000
	18 年度		457,000
	19 年度		1,341,000
E 社	20 年度		628,000
F 社	20 年度		582,000

合計 12,617,748

このうち、A 社については、代表者本人が平成 15 年に死亡、妻が相続放棄、子は破産免責とのことで、連帯保証人の確認をしてから平成 21 年度中に不納欠損処理予定とのことであった。B 社については、平成 16 年 12 月に破産宣告し、その後行方不明とのことであり、現

賃貸住宅	住宅使用料、駐車場使用料	大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成 14 年条例第 48 号）第 10 条から第 12 条まで
創業支援施設	施設使用料、駐車場使用料	大田区産業支援施設条例（平成 17 年条例第 84 号）第 12 条から第 14 条まで
産学連携施設		

2 乙は、各月ごとに徴収した使用料を翌月の 25 日までに甲の指定する方法で、甲に納付するものとする。

¹³³ 地方自治法第 224 条の 2 第 8 項

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

在区の法規担当者と取扱いについて相談中とのこと。C社については、平成20年度中に本人から入金があり、返済計画を履行中とのことであり、D社については、当初先方に弁護士がついていたが、それが解除されたため、保証金の充当を行うなど、動きが出ているとのこと。以上のA社～D社まではすでに退去済みの債権であるため、これ以上債権額が増えることは考えられないが、他方、E社とF社については、未だに入居中であるため、現在もその額が増加中とのことであり、早急に簡易裁判や訴訟を含め、法的な対応を行いたいとのことであった。

5) 結果及び意見

(意見)

①平成18年度より指定管理者制度が制度的に導入される以前については、毎月使用年月のついた納付書が各入居者へ送られていたため、未納が続いた入居者に対しても入金があった場合には、必ずしも古いほうの債権から充当するという訳でなく、使用された納付書年度年月のところを消滅させるに過ぎなかった。しかしながら、上記表でも明らかなように、例えば、A社については、平成13年度の債権と平成15年度の債権が残ってしまい、平成14年度の債権は残ってなくなっている。当該債権が私債権であり消滅には時効の援用を行う必要があるとするならば、過去において支払われたものについては、最古のものから支払われたという認識にするように、先方の了解を得るなどの対応のうえ、債権処分時期をなるべく遅らせる必要がある。また、そのルール（古いものから充当する）を確立すべく、条文、規則等を整備する必要がある。

②現在、たとえ、第2工場アパートの使用料で不払いがあったとしても、別の章で記載している融資系の融資を申込むことは制度上可能である。なぜなら、両者の審査の基準が異なっており、融資系でも別の審査基準を設けているため、当該審査基準をクリアできれば、大田区からの融資を受けられるからである。実際、ある会社も融資を受けられれば一括で返済すると言っていたとのことである。問題は、債権の名寄せが出来ていない状況において、このような融資が実行された場合、ここでの債権が別の債権になり、すなわち、単なる債権の振替どころか債権の拡大になるという状況を、大田区が作り出している可能性があるということである。不作為であるにせよ名寄せの不整備が、使用者の安易な融資や借入の実行を促し、大田区の（不良）債権の拡大を招いているとすれば問題がある。

③保証金の納付については「ア 建替使用者については、工場使用料の2月分に相当する金額」「イ 建替使用者を除く短期賃貸工場の使用者については、工場使用料の3月分に相当する金額」¹³⁴とあり、他方、使用料の猶予については「条例第12条第1項の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合の基準は、使用料の支払能力が3月以内に回復すると認められる場合とする」¹³⁵とある。問題は、現行の規定では保証料を2月分しか納めていない

¹³⁴ 「大田区賃貸工場条例」(平成6年3月15日条例第7号)第7条第1項第2号

¹³⁵ 「大田区賃貸工場条例施行規則」(平成6年4月1日規則第40号)第12条第1項

者についても「3月以内」の規定が適応されることである。2月分しか納めていない者については、上記「ア」に合わせ規定を分け「2月以内」とすることが合理的である。

④当該施設の保証金については「歳入歳出外現金」で処理されているとのことであるが、この保証金の収納未済額への充当については、規定上、立退き後でないという行いができないことになっている¹³⁶。一般に、保証料を納付させるのは、確かに退去時の原状回復費用の前受としての意味もあろうが、一方で、滞納時の担保としての意味もある。上記の意見にもあるように、「使用料の支払能力が3月以内に回復すると認められる場合」に使用料を猶予するという規定があることに鑑みると、保証料は滞納時の担保であると考えたほうが整合的である。したがって、入居のまま滞納が続いているような場合には、①入居者との接触を確保し回収に結びつけるようにすること、②民法147条規定の時効の中断のうち「承認」行為に結びつけること、などの保証金の充当を理由に解決に繋がるケースもありうる。これを行えるように扱いを整理すべきである。なお、当該行為が無条件に民法第505条の「相殺」に当たるのかは判断を要する。

一 2. 融資信用保証料の返納

1) 概要（根拠条例等）

平成19年9月30日までのあっせん分の制度融資については、信用保証協会への信用保証料を区が支払うという形式のいわゆる「保証料補助」というものが存在していた¹³⁷。その後、平成19年10月1日からのあっせん分の制度融資については、信用保証協会への信用保証料は利用者が支払い、区は利子の一部を補助するという形式、いわゆる「利子補給」に変更された。従前の「保証料補助」の例において、信用保証協会への保証料の支払いは、融資実行の初期において、全額が実行されていたため、融資期間が長期にわたるケースにおいて、繰上返済が実行されてしまうと当該部分に相当する保証料の支払いについては、利用者に返却されてしまう仕組みとなっている。本件はこれによって発生した債権である。なお、本件に係る債権の発生については、「大田区中小企業融資基金条例施行規則」（昭和49年3月30日規則第28号）第12条第2項等による。

第12条 区長は、融資に当たり協会の保証に付されたもののうち、区長が別に定めるものについては、融資を受ける者が協会に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）を予算の範囲内において補助することができる。

2 区長は、融資を受けた者（以下「借受人」という。）のうち前項の規定により保証料の補助を受けたものが第10条ただし書¹³⁸に規定する繰上償還をして協会から保証

¹³⁶ 「大田区賃貸工場条例」（平成6年3月15日条例第7号）

第22条第1項 保証金は、賃貸工場の返還又は前条に規定する使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料又は賠償金等があるときは、保証料のうちからこれを控除する。

¹³⁷ ヒアリングによれば「保証料補助」という制度は今も存在しているが、アスベスト関連等の特殊な内容の融資に限定されているとのことであった。

¹³⁸ 「大田区中小企業融資基金条例施行規則」（昭和49年3月30日規則第28号）第10条「融資資金の償還方法は、措置期間が経過した翌月から原則として月賦償還とする。ただし、繰上償還（第5条の2の規

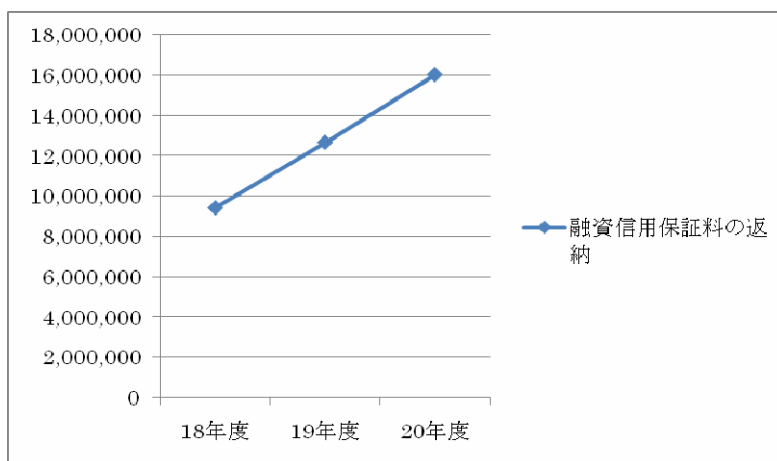
料の返戻を受けた場合は、当該保証料の補助を受けた者に対し返戻された金額（以下「返戻金」という。）の返還を請求することができる。

- 3 区長は、前項の規定による請求に対し返戻金の返還がなかった場合は、当該保証料の補助を受けた者に対し新たな融資のあっせんを行わないものとする。
当該規定により、収入未済額が発生している。

2) 過去3年間の残高の推移について

本収入未済額における過去3年間の推移の状況は以下のとおりである。

	18年度	19年度	20年度
融資信用保証料の返納	9,436,025	12,680,758	16,039,529



当該金額は上記のグラフのとおり毎年伸びてきている。

3) 管理に関する状況

まず、大まかな全体の流れとしては、以下の順序を踏む。

- ①利用者が金融機関に対して一括完済をする。
- ②金融機関が信用保証協会及び大田区へ完済報告をする。
- ③信用保証協会は利用者（口座）に保証料未経過分の返戻をする。
- ④大田区では信用保証協会へ保証料返戻の照会を行う。
- ⑤信用保証協会から大田区へ保証料返戻の照会に関する回答がある。
- ⑥大田区が利用者へ返納請求を行う。
- ⑦利用者が大田区へ保証料の返納を行う。

さらに、具体的には、現場においては以下の手続きを踏んで管理しているとのことであった。

- ①返納請求予定者の抽出
- ②信用保証協会へ返戻確認依頼

定の適用による新たな融資及び経営改善一本化資金の融資を受けるために行う償還を含む。) を妨げない」

③返納請求調定の起案

④返納請求の調定

⑤返納状況の記録

4) 回収不能額等の処理状況

ヒアリングによれば、当該収入未済額については、「大田区債権の管理に関する条例」「大田区債権の管理に関する条例施行規則」の対象に含まれていない。このため、当該規定に従った取扱いは出来ないことになっている。実際、「歳入歳出決算概要説明書」を見る限り平成 18 年度～平成 20 年度には不納欠損額は計上されていない。

5) 結果及び意見

(結果)

①ヒアリングによれば、当該収入未済額については、そもそも繰上返済時に保証料補助の未経過部分の返戻の必要があるということ、利用者に事前に明示してはいなかったとのことである。現状において「保証料補助」という制度がすでに終了してしまっている以上、例えば、「大田区中小企業融資あっせんの決定について」等、遡及的に利用者との合意文書で繰上返済時に返戻の必要があることの確認や担保をとるとすることは難しい。このため、大田区から利用者へ一方的に通知等を行うことだけしか、事前に利用者への認識を促すことはできないが、信義則により当該通知は必ず行うべきであると考えます。

②「保証料補助」における繰上返済時の取扱いについては、可能な限り信用保証協会から大田区の方へ支払われることが好ましいと思われるが、「保証料補助」自体が金融機関を経由して実行され、差引で借入金が利用者自身に入金されることから、このような形式をとることが難しいとのことであった。しかしながら、例えば、利用者から事前に繰上償還実行時の大田区への直接返還についての承諾の書類を取付け、その書類を根拠に信用保証協会から大田区が直接受領できるようにするなど、何らかの事前の対策を講ずることが、本件に対する最も有効な施策と思われるので、それを模索すべきである。

③当該債権が今後さらに発生してくる可能性は、「保証料補助」という制度融資が（特殊な事例を除き）終わっているだけに限定的である。また、個別の債権額のリストを見る限りにおいては、約 70 万円が最高と他の債権に比べれば僅少である。当該リストについても平成 10 年度以前の発生が記されていないことから、当該収入未済額が債権として認識されたのは平成 10 年以降とのことのように見える。当該債権の根拠となる条文は、「大田区中小企業融資基金条例施行規則」（昭和 49 年 3 月 30 日規則第 28 号）第 12 条第 2 項しかなく、この規定はあくまで「できる」規定となっているにとどまっている。また、不納欠損の処理についても「大田区債権の管理に関する条例」「大田区債権の管理に関する条例施行規則」が適用できない。債権としての位置づけを条例や規則を整え、より明確なものとして整理する必要がある。

(D) まちづくり推進部系収入未済額

ー 1. 区営住宅使用料および区民住宅使用料

1) 概要（根拠条例等）

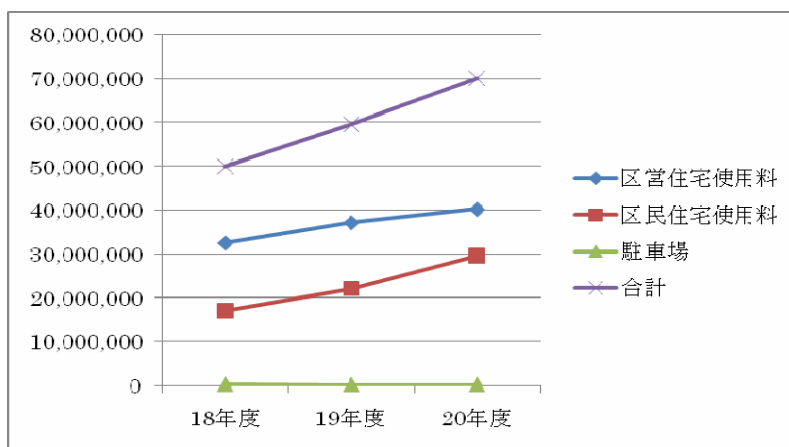
まず、区営住宅使用料および区民住宅使用料に関する根拠条例等としては、「大田区営住宅条例」「大田区営住宅条例施行規則」および「大田区民住宅条例」「大田区民住宅条例施行規則」が挙げられる。区営住宅であるが、区営住宅とは区が建設（東京都からの移管による住宅を含む。）、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する者に対して賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設をいう（大田区営住宅条例第2条第1項）。家族数や障害者の有無等によって入居条件となる所得基準額が変化するものの概ね低所得者向け住宅である。（例えば、家族数3名で一般世帯の場合、家族全員の所得合計額が3,160,000円以下であることが入居条件となる。ただし平成21年4月1日以降は基準所得金額が減額され、同条件において2,656,000円以下に改訂されている。）平成20年10月募集において当該住宅の間取りは2DK～3DK 39㎡～62㎡ 使用料（家賃）は19,100円～85,700円となっている（空き部屋について、まとめて毎年10月に募集、抽選を行う）。大田区営住宅は約1,300戸ある。平成19年10月募集における応募倍率は募集戸数21戸に対して1,211名の応募があり、倍率は約57.7倍であった。他方、区民住宅についてであるが、区民住宅とは中堅ファミリー世帯のための優良な賃貸住宅を提供することを目的とした（大田区民住宅条例第1条）建設型区民住宅及び借上型区民住宅（同第1条第2項）である。家族数や区民住宅のグレードによって入居条件となる所得基準額が変化するものの概ね中間所得層向け住宅である。（例えば、家族数3名で下位グレードの区民住宅の場合、家族全員の所得合計額が3,160,000円以上3,616,000円以下であることが入居条件となる。ただし、平成21年4月1日以降は区営住宅の所得金額の減額に伴い、同条件で家族全員の所得合計額が2,656,000円以上3,328,000円以下に改訂されている。）平成21年2月募集の住宅において間取りは2LDK+S～3LDK 58.18㎡～87.71㎡ 使用料（家賃）は102,100円～158,700円となっている（本来、空き部屋について毎年2月に募集、抽選を行っているが、最近の経済状況により空き部屋が増えており、ここ最近では毎年8月についても募集、抽選を行い、区民住宅の場合は年2回の募集、抽選を行っている）。区民住宅は約300戸ある。平成21年2月募集における応募倍率は募集戸数17戸に対して62名の応募があり、倍率は約3.6倍であった。

2) 過去3年間の残高の推移について

本収入未済額における過去3年間の推移の状況は以下のとおりである。

	18年度	19年度	20年度
区営住宅使用料	32,538,520	37,250,800	40,293,925
区民住宅使用料	17,146,312	22,152,354	29,623,141
駐車場	320,921	232,268	251,000

合計	50,005,753	59,635,422	70,168,066
----	------------	------------	------------



(出納整理期間終了後の金額であるため、金額すべて滞納金額と考えられる。)

3) 管理に関する状況

大田区営住宅、大田区民住宅等の使用料についての滞納整理事務については「住宅使用料等滞納整理事務処理要綱」に従って行われる。毎月下旬に入居者の指定口座より引き落としにより、当該月の使用料を受け取ることになる(例えば8月分の使用料は8月下旬に)。引き落としできない場合、区営住宅においては翌月と翌々月の下旬の2回再振替手続きを行う。また区民住宅の場合は、翌月の下旬の1回に再振替手続きを行うことになる。両住宅とも1回目の再振替で引き落としできない場合、入居者に督促状を送付する。つまり滞納後1カ月経過後、2カ月経過するまでに督促状を送付する(要綱第3条1号)。そうした手続きを行った後、それでも支払いがない場合催告書を作成の上、送付する(要綱第3条2号)。催告書の作成は毎年3月と10月頃にすべての滞納先に一斉に行う。特別催告書については要綱上規定があるものの(要綱第3条3号)、実際に作成されることはなく、実務上、文書の送付ではなく直接訪問による催告を行っている。住宅の申し込みには必ず、連帯保証人が必要となっている。ところが債権の回収が難しくなった場合でも大田区が要綱第10条に従い連帯保証人に請求したことは今までなかった。また、平成20年度までは滞納者等に対して、法的措置(要綱第12、13、14、15条)、を講じたこともなかった。

4) 回収不能額等の処理状況

平成18年3月に「大田区債権の管理に関する条例」及び「大田区債権の管理に関する条例施行規則」が制定されて、具体的に回収不能額等の処理の手順が明確化され、これによって不納欠損処理が可能となった(それ以前は不納欠損処理を行うことができなかった)。不納欠損処理に関しては、「大田区債権の管理に関する条例」第5条第1項に基づき、次の場合に債権を放棄することができる定められている。

(時効援用)

第 1 号 債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき

(単身死亡かつ限定承認)

第 2 号 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用を超えないと見込まれるとき

(支払不能)

第 3 号 破産法その他の法令の規定により、債務者が区の債権に付いてその責任を免れたとき

(行方不明)

第 4 号 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあつて、徴収の見込みがないとき

上記条例を踏まえ、まちづくり推進部住宅課では当該条例を前提に住宅使用料等の不納欠損処理に関して、第 1 号の条件を満たした上で、第 2 号、第 3 号、第 4 号いずれかの条件を満たした場合に債権を放棄するという実務的な取り扱いをしている。具体的には平成 18 年度及び平成 20 年度において区営住宅使用料及び区民住宅使用料に関連した未収金について以下のような不納欠損処理を行っている。

平成 18 年度		平成 20 年度	
区営住宅使用料	8,798,158	区営住宅使用料	1,891,000
区営住宅共益費	68,610	区営住宅共益費	12,900
区営住宅修繕費	955,846	区営住宅修繕費	—
小計	9,822,614	小計	1,903,900
区民住宅使用料	1,222,213	区民住宅使用料	—
区民住宅共益費	113,000	区民住宅共益費	—
小計	1,335,213	小計	—
総計	11,157,827	総計	1,903,900

平成 18 年度、不納欠損処理の対象となった該当者は区営住宅 22 名、区民住宅 3 名である。多くが時効をむかえ、すでに死亡しているケースであるが（上記条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に該当）、中には時効をむかえ、住宅を退去後行方が分からなくなっているケースも見られる（上記条例第 5 条第 1 項及び第 4 項に該当）。また、平成 20 年度、不納欠損処理の対象となった該当者は区営住宅 2 名であり、共に時効をむかえ、すでに死亡しているケースである（上記条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に該当）。平成 18 年度に多額の不納欠損処理を行っているが、これは、平成 18 年 3 月に「大田区債権の管理に関する条例」及び「大田区債権の管理に関する条例施行規則」が制定されて、具体的に回収不能額等の処理の手順が明確化されたことにより、初めて区営住宅使用料及び区民住宅使用料の未収金について不納欠損処理を行ったためであり、過去からの累積金額を処理したため、このような金額となった。不納欠損処理を行ったのは平成 18 年度及び平成 20 年度のみである。

5) 結果及び意見

(結果)

①当該住宅使用料の未収金に関して、今まで連帯保証人に請求したことは今までなかったということである。また、住宅の申し込みの際に連帯保証人が必要となっているが、平成18年度及び平成20年度に行われた不納欠損処理の対象者の中には、連帯保証人が本人より先に死亡している、連帯保証人の登録住所地に保証人の住民票がなく不明となっている、さらにはもともと連帯保証人が存在しないというような、連帯保証人を特定することすら難しい場合も見られる。これは、一部の住宅が都から移管された際に、連帯保証人に関する情報がそもそも欠落しており、加えて区においても連帯保証人への請求という実務慣行がなかったことから、そうした不備を放置してきた事実があったことが影響していると考えられる。連帯保証人に関する情報の不備の改善や入居後、未収金が発生しだい連帯保証人への連絡を行うことのできるような体制を確立して、連帯保証人に対しても今後、住宅使用料の未収金を請求してゆくことが必要である。例えば、毎年各入居者の所得を確認する際に連帯保証人の住民票や戸籍謄本等の書類を提出させるなどして、連帯保証人に関する情報を逐次確認してゆくといった方策が考えられる。

②平成20年度までは滞納者等に対して、法的措置を講じたこともなかったということである。しかしながら、悪質な滞納者等に対する場合など必要とあれば専門家の協力や職員に対しての専門的な教育を行うなどした上で、積極的に法的措置を講じることが必要である。

③入居者が行方不明となって、住宅使用料を回収できず、結局、不納欠損処理を行っている事例が見受けられる。これは現在入居時に戸籍に関する情報の提出が強制されていないため、転居してしまった場合、その行き先を追跡できない場合があることが一因にあるといえる。入居時に、入居者の本籍の記載や戸籍謄本の提出といったことを義務付けることによって、滞納者の移転後の所在の追跡等も可能となり、不納欠損処理に至らない事例も生じるのではないだろうか。こうした状況を踏まえて、入居時の提出書類について改めて見直す必要がある。

(意見)

①低所得者向け住宅の供給という目的をもった区営住宅の賃貸に対して、区民住宅の賃貸はその目的が明確でない側面がある。公的機関が区民に住宅を供給すること自体に意義がないわけではないが、多くの民間の企業等が住宅の賃貸業務を行っており、賃料に関しても区民住宅と比較して明らかに低いというわけではない。また他の公的機関も同様の制度を実施しており、大田区自体の事業として区民住宅の賃貸事業を行う必然性は低く、そうした行為によって民業を圧迫する可能性が生じると考えられる。特に日本の経済情勢の悪化に伴い、平成20年度末における区営住宅に比べて区民住宅使用料未収金が大幅に増加しており、これらの回収に係る事務手続等、区を行わなければならない業務が増加して他の優先順位度の高い業務を行う上で支障になる可能性も考えられる。よって今後、区民住宅の賃貸事業について継続してゆく必要があるのか検討してゆく必要があると考えられる。

(E) 福祉部系収入未済額

－ 1. 生活保護弁償金

1) 概要（根拠条例等）

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する生存権の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている¹³⁹。当該目的のもと、生活保護法では、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類の保護を規定しており、これら扶助においては要保護者の必要に応じて、単給または併給として行う旨を規定している¹⁴⁰。また、同法では、これら保護にあたり、上記保護の種類における範囲、保護の機関およびその実施、保護の方法、保護施設等に関する各種規定を設けている。ところで、これら各種保護につき、不実の申請や不正手段により保護を受ける者も存在する。具体的には、就労の事実があり所得が存在するにも係らず当該事実を隠蔽して生活保護を受ける、年金受給資格を有し現に年金受給者であるにもかかわらず当該事実を隠蔽し生活保護を受ける等、所得隠蔽による不正受給等がこれに該当するが、生活保護法は第 78 条¹⁴¹において、当該者（以下、「第 78 条該当者」と称す）に対し、その全部または一部を徴収することができる旨を定めている。当該規定は、不実の申請等における生活保護費の不正受給という事実に基づく弁償であり、保護の変更ではない。大田区においては、同法第 78 条に該当する徴収対象額を生活保護弁償金として取り扱っている。生活保護返納金該当者（第 63 条等該当者）または第 78 条該当者の認定の方法については既述のとおりである。認定時における第 63 条等該当者と第 78 条該当者との境界については、生活保護弁償金に該当する性質のものであるか、生活保護返納金に該当するものであるのか、事象によりケースバイケースであり、判然としない場合も少なくない。このような場合には、既述のケース診断会議にて故意の色彩につき審議し、これが強いと看做される場合には後者として、そうではない場合には前者として取扱うことを決定している。

2) 過去 3 年間の残高の推移について

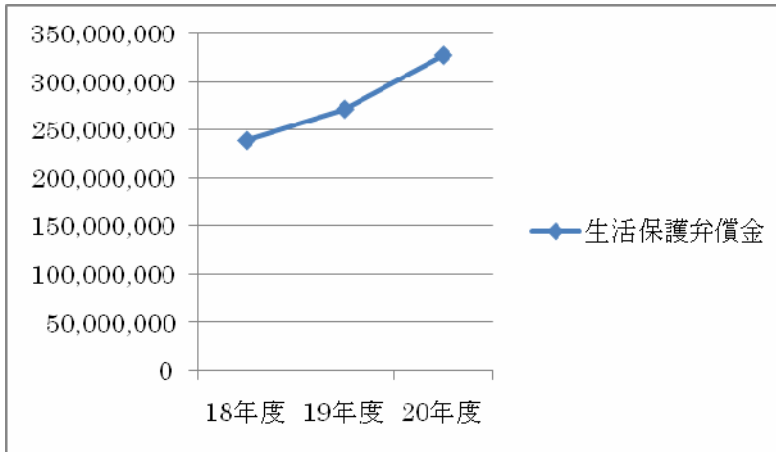
生活保護弁償金の過去 3 年間の推移は次のとおりである。

	18 年度	19 年度	20 年度
生活保護弁償金	239,260,996	272,042,297	328,072,483

¹³⁹ 生活保護法第 1 条

¹⁴⁰ 生活保護法第 11 条

¹⁴¹ 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（生活保護法第 78 条）



生活保護返納金の残高は毎年増加傾向にある。当該増加については、既述の第 63 条該当者の場合と同様、明確に説明できる断定的理由は判然とはしないが、第 63 条該当者の場合と同様、生活保護世帯数の増加が主要因として考えられよう。既述のとおり、生活保護の受給者の中には、不実の申請や不正手段により保護を受ける者第 78 条該当者が常に存在する。景気悪化に伴う生活保護世帯数の増加は第 78 条該当者の含まれる母集団の増加であり、必然的に第 78 条該当者が増加することになる。大田区における生活保護弁償金の収入未済額の推移は次のとおりである。

生活保護法第78条弁償金												(単位：千円)	
年度	種別	予算現額 (A)	調定額 (B)		収入済額 (C)		不納欠損額 (D)		収入未済額 B - (C + D)		収入率 C / B	予算に対する増減 C - A	執行率 C / A
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
18	現年	2,034	31	64,990	0	1,296	0	0	31	63,694	1.99%	-738	63.72%
	繰越	6,370	104	193,322	1	5,840	6	11,915	97	175,567	3.02%	-530	91.68%
	計	8,402	135	258,312	1	7,136	6	11,915	128	239,261	2.76%	-1,266	84.93%
19	現年	7,169	51	67,043	0	2,131	0	0	51	64,912	3.18%	-5,038	29.72%
	繰越	3,895	128	239,261	2	8,706	11	23,425	115	207,130	3.64%	4,811	223.53%
	計	11,061	179	306,304	2	10,836	11	23,425	166	272,042	3.54%	-225	97.97%
20	現年	1,849	53	87,359	2	4,973	0	0	51	82,387	5.69%	3,124	269.00%
	繰越	4,918	166	272,042	5	10,316	7	16,041	154	245,686	3.79%	5,398	209.77%
	計	6,764	219	359,401	7	15,288	7	16,041	205	328,072	4.25%	8,524	226.02%

生活保護弁償金においても生活保護返納金と同様、分割調定を実施しておらず、全て一括調定である。当年度分（現年）調定の収入未済額は翌年に引き継がれ、翌年度の繰越分として調定される。このことから、発生した収入未済額は、時効成立等に伴う不納欠損処理が実施されるまで継続して調定額として現れることになる。また、予算額は、保護率等を基準に設定するが、税とは異なり大田区の歳入の源泉として回収するという点が強調されるものではないため、基本的には生活保護を前提とした回収を見込むことになる。このため、調定額に対する予算現額は極めて低く設定されることになり、同様に回収となる収

入済額も控えめな金額となる。一方、上記のうち、平成 20 年度における収入未済額の地域別、発生年度別内訳は次のとおりになる。

生活保護法第78条弁償金残高年度別一覧 (21. 5. 31出納閉鎖時点)											
											(単位：千円)
発生年度	大森		調布		蒲田		糎谷		合計		平均
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
3							1	228	1	228	228
8	1	138							1	138	138
10					1	4,154			1	4,154	4,154
11			1	5,344	2	827			3	6,171	2,057
12					4	8,271	2	7,652	6	15,923	2,654
13	4	4,325			1	732			5	5,057	1,011
14	10	18,734			1	1,319	3	1,286	14	21,339	1,524
15	3	2,559	1	1,961	1	3,446	1	220	6	8,185	1,364
16	5	3,727			6	19,415	6	11,081	17	34,223	2,013
17	6	2,465	1	1,635	7	14,314	6	11,313	20	29,727	1,486
18	6	7,164	2	6,820	13	31,756	9	13,284	30	59,024	1,967
19	12	12,908	1	1,369	15	27,381	22	19,857	50	61,515	1,230
20	11	15,295	1	810	14	23,189	25	43,092	51	82,387	1,615
合計	58	67,316	7	17,939	65	134,805	75	108,013	205	328,072	1,600

全体としての 1 件当たり収入未済額は、生活保護返納金と比較して 1,600 千円と高額になっている。発生年度別には、平成 10 年度の蒲田地区にて発生した収納未済額の 4,154 千円/件、平成 11 年度の調布地区にて発生した収納未済額の 5,344 千円/件が顕著となっている。この点については、既述の第 63 条等該当者と同様、個別具体的に債務者の状況を説明できないが、基本的には公債権であることから消滅時効は 5 年で時効の援用は不要であることから、債務者において返済の意思が存在しなければ既に不納欠損処理されている性質のものであるが、ケースワーカーの地道な努力、ならびに金額的には多くはないが債務者による継続した返済の意思の現れであり、不納欠損処理とならないよう継続した回収を実施していく旨の説明があった。

3) 管理に関する状況

以下「－ 2. 生活保護返納金」3) の項を参照のこと。

4) 回収不能額等の処理状況

生活保護弁償金は不正受給に基づく弁償金であることから免除規定は存在しない。また、条例において制定することもできない。このことから、回収不能に対する取扱は主として

消滅時効によるものとなる。生活保護弁償金は、既述の生活保護返納金と同様、公債権としての性質を有していることから、その消滅時効は5年間となる。以降「7)生活保護返納金」の記述と同様となる。一方、第63条等該当者であり、かつ第78条該当者である場合の取扱についてであるが、この場合の回収金額は、原則として、第78条における債権に優先的に充当しているとのことであった。当該処理については、「大田区生活保護事務処理基準」の「返済計画書の策定について」において明記されている¹⁴²。

5) 結果及び意見

(意見)

①以下「-2.生活保護返納金」5)を参照のこと。

-2.生活保護返納金

1) 概要(根拠条例等)

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている¹⁴³。当該目的のもと、生活保護法では、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の保護を規定しており、これら扶助においては要保護者の必要に応じて、単給または併給として行う旨を規定している¹⁴⁴。また、同法では、これら保護にあたり、上記保護の種類における範囲、保護の機関およびその実施、保護の方法、保護施設等に関する各種規定を設けている。ところで、これら各種保護につき、急迫受給により保護を受ける者が存在する。具体的には受給開始時点では年金支給が受けられていなかったものの、時の経過に伴う年金受給資格の取得に伴う年金の遡及支給を受けることができるようになった場合や、換金困難な資産しか存在しないような場合における受給後の当該資産の換金できた場合がこれに該当する。生活保護法は第63条¹⁴⁵において、当該者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内で、保護実施機関の定める額を返還しなければならない旨を規定している。これは、資金が入ってきたという事実に基づく返還(生活保護機関においては正当な生活保護となる事実に基づくもので)であり、保護の変更ではない。

¹⁴² 「大田区生活保護事務処理基準」の「返済計画書の策定について」において「3 返還金の消込順位」として次のように規定されている

「複数の債務が生じている世帯からの返金は、下記の順に消込を行うことを原則とする。(被保護者及び担当からの指定がある場合は除く。)

①法第78条→②法第63条→③地自令第159条→④地自第160条※

※=債務者が法第160条のみの場合は、新しい債務からの消込みを原則とする。」

¹⁴³ 生活保護法第1条

¹⁴⁴ 生活保護法第11条

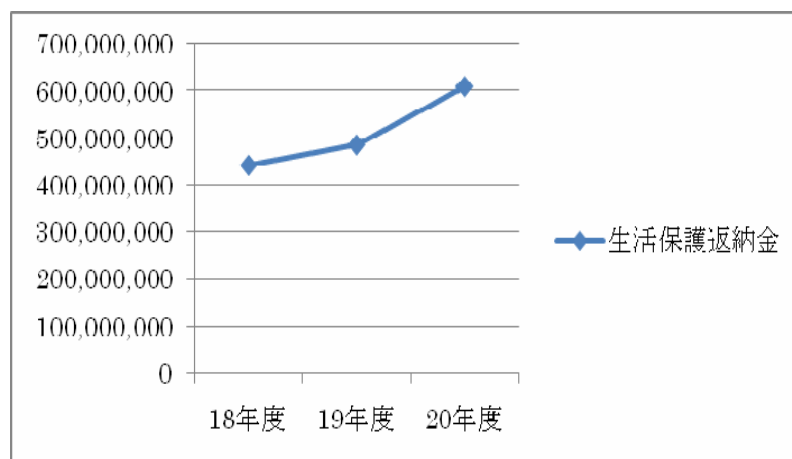
¹⁴⁵ 生活保護法第63条「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

一方、地方自治法¹⁴⁶は歳出の誤払又は過渡となった金額等につき、当該支出した経費に戻入しなければならない旨ならびに出納閉鎖後の収入につき、現年度の歳入としなければならない旨を規定している。当該規定は、生活保護につき保護の変更があった場合に適用されることとなる。具体的には、被保護世帯の世帯員の死亡や転出等があった場合、当該事実が保護の変更該当することとなり、変更原因発生時点までの遡及返還を求めなければならない。大田区においては、これら生活保護法ならびに地方自治法施行令第 159 条の規定に該当する返還対象額を生活保護返還金として（過年度分については第 160 条該当分として）取り扱っている（以下、これらを含めて「第 63 条等該当者」と称す）。大田区においては、生活保護世帯のうち第 63 条等該当者もしくは後述の第 78 条該当者につき、個人情報審議会における個人情報の課外使用に関する包括審議を経て、課税課における法定調書等に基づく課税情報と生活福祉課における生活保護収入認定額との突合により検証される。当該検証により、各該当者の収入の金額が明確になることから、生活保護費の受給の適否が判断されることになる。当該検証により抽出された該当者につき、ケースワーカーによる生活保護世帯の各種情報をも踏まえ、生活福祉課におけるケース診断会議にて審議し、当該審議の結果として、第 63 条該当者、第 78 条該当者と認定することになる。

2) 過去 3 年間の残高の推移について

生活保護返納金の過去 3 年間の残高の推移は次のとおりである。

	18 年度	19 年度	20 年度
生活保護返納金	443, 540, 661	487, 159, 389	610, 356, 972



生活保護返納金の残高は毎年増加傾向にあり、平成 20 年度における増加は著しい。当該増加につき、明確に説明できる断定的理由は判然とはしないが、生活保護世帯数の増加が

¹⁴⁶ 地方自治法施行令第 159 条「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない」。地方自治法施行令第 160 条「出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする」。

主要因として考えられよう。既述のとおり、生活保護の受給者の中には、急迫受給等に該当する第 63 条該当者が常に存在する。景気悪化に伴う生活保護世帯数の増加は、第 63 条該当者の含まれる母集団の増加であり、必然的に第 63 条等該当者が増加することになる。なお、大田区における生活保護返納金の収入未済額の推移は次のとおりである。

歳入決算説明資料														
生活保護法第63条返納金														
(単位：千円)														
		予算現額	調定額		収入済額		不納欠損額		収入未済額		収入率	予算に対する増減	執行率	
			B		C		D		B-C-D+E					
			A	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数				金額
18	63条	現年	78,730	382	153,815	174	64,431	0	0	208	89,384	41.89%	-14,300	81.84%
		繰越	14,392	864	397,769	76	18,657	58	24,956	730	354,156	4.69%	4,264	129.63%
		小計	93,121	1,246	551,584	250	83,088	58	24,956	938	443,541	15.06%	-10,033	89.23%
		過年度160条	14,731	1,448	14,661	1,448	14,661	0	0	0	0	100.00%	-70	99.53%
		計	107,852	2,694	566,246	1,698	97,749	58	24,956	938	443,541	17.26%	-10,103	90.63%
19	63条	現年	87,703	433	187,893	178	79,767	0	0	255	108,126	42.45%	-7,936	90.95%
		繰越	12,462	938	443,541	68	17,094	117	47,413	753	379,033	3.85%	4,632	137.17%
		小計	100,163	1,371	631,433	246	96,861	117	47,413	1,008	487,159	15.34%	-3,302	96.70%
		過年度160条	16,156	573	15,162	573	15,162	0	0	0	0	100.00%	-994	93.85%
		計	116,319	1,944	646,595	819	112,023	117	47,413	1,008	487,159	17.32%	-4,296	96.31%
20	63条	現年	87,703	453	201,405	178	118,954	0	0	275	82,451	59.06%	31,251	135.63%
		繰越	12,462	1,006	487,124	61	16,574	69	33,671	876	436,879	3.40%	4,112	132.99%
		小計	100,163	1,459	688,529	239	135,528	69	33,671	1,151	519,330	19.68%	35,365	135.31%
		過年度160条	16,156	4,026	106,606	1,229	15,579	0	0	2,797	91,027	14.61%	-577	96.43%
		計	116,319	5,485	795,135	1,468	151,107	69	33,671	3,948	610,357	19.00%	34,788	129.91%

(注) 還付未済額 E はいずれも 0 である。

生活保護返納金の分割調定は実施しておらず、全て一括調定である。当年度分（現年）調定の収入未済額は翌年に引き継がれ、翌年度の繰越分として調定される。このことから、発生した収入未済額は、時効成立等に伴う不納欠損処理が実施されるまで継続して調定額として現れることになる。また、予算額は、保護率等を基準に設定するが、税とは異なり大田区の歳入の源泉として回収するという点が強調されるものではないため、基本的には生活保護を前提とした回収を見込むことになる。このため、調定額に対する予算現額は極めて低く設定されることになり、同様に回収となる収入済額も控えめな金額となる。一方、上記のうち、平成 20 年度における収入未済額の地域別、発生年度別内訳は次のとおりになる。

生活保護法第63条返納金残高年度別一覧 (21. 5. 31出納閉鎖時点)											
(単位：千円)											
発生 年度	大森		調布		蒲田		糎谷		合計		平均
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
2	1	575					1	2,439	2	3,014	1,507
3	1	1,721							1	1,721	1,721
4							1	2,630	1	2,630	2,630
6	1	177	1	602					2	779	390
8	1	575	1	1,652	1	125	2	2,714	5	5,066	1,013
9	1	449	1	339	1	360	3	2,907	6	4,054	676
10	3	748	1	1			3	1,635	7	2,384	341
11	8	7,841	3	2,968	5	2,778	3	2,073	19	15,659	824
12	9	4,186	1	743	6	2,078	6	3,834	22	10,842	493
13	24	13,592	2	1,863	9	6,682	11	5,522	46	27,659	601
14	17	11,273	2	342	4	439	7	7,062	30	19,116	637
15	14	3,411	11	7,349	9	3,661	37	20,338	71	34,759	490
16	29	11,022	29	3,984	43	26,167	32	10,651	133	51,824	390
17	46	26,151	26	7,693	40	30,765	28	8,620	140	73,230	523
18	33	8,225	31	16,724	49	33,011	53	23,670	166	81,630	492
19	62	20,805	55	26,811	48	30,340	60	24,555	225	102,510	456
20	59	18,733	44	18,330	66	20,684	102	24,703	271	82,451	304
	309	129,484	208	89,402	281	157,089	349	143,355	1,147	519,330	453

全体としての1件当たり収納未済額は453千円となっているが、発生年度別には旧いものほど高額となる傾向がみられる。特に平成4年に糎谷地区にて発生した収納未済額が2,630千円と高額な値を示している。この点につき、個別具体的に債務者の状況を説明できないが、基本的には公債権であることから消滅時効は5年で時効の援用は不要であることから、債務者において返済の意思が存在しなければ既に不納欠損処理されている性質のものであるが、ケースワーカーの地道な努力、ならびに金額的には多くはないが債務者による継続した返済の意思の現れであり、不納欠損処理とならないよう継続した回収を実施していく旨の説明があった。

3) 管理に関する状況

生活保護返納金に関する管理方法は概ね次のとおりとなり、平成21年度調定額より改められている。まず、対象者が分納を希望する場合には、生活福祉課の地区担当者は分納誓約書を入力し、生保システムに入力する。この際、決定文書に返還計画書を添付し経理に回付、入力した経理にて行われる。経理担当は、分割返還を認めたものを除き、納期限経過後概ね35日以内のものについて督促状を発行し、決定後送付する。発行の事務処理は一月に一度まとめて行われる。この際、生保システムにおける返済計画等の情報に基づき、月次で督促対象者を抽出する。督促は、納期限基準日を毎月20日とし、毎月25日に発行さ

れる。分納誓約が無い場合には、納期限前1か月分（納期限が前月21日～当月20日）を抽出する。抽出された督促対象者情報は地区担当者に回付され、地区担当者により当該担当者の把握している情報に基づき、主に網羅性を検証、検証後に経理担当により発送される。督促を行ったにもかかわらず返還を履行しない者や返還計画書どおり返還を行わない者については、返還指導として「所払い」方法を活用するなどし、返還の履行を促すとともに、年1回催告を行う。この返還指導に従わない者及および返還金を全く納付しない者に対しては、処遇困難ケースとして、ケース診断会議等により対応を決定し返還の促進を継続する。

4) 回収不能額等の処理状況

生活保護返納金の管理については概ね既述のとおりであるが、生活保護返納金に対する免除規定は存在せず、条例において制定することはできない。大田区では、次官通知に基づき、生活福祉課におけるケース診断会議にて決定された生活必需品に近いものに限り、免除する措置を講じている。このことから、回収不能に伴う不納欠損の取扱は、当該措置に該当するもののほか、主として消滅時効によるものとなる。生活保護返納金は公債権としての性質を有していることから、その消滅時効は5年間となる。この場合、時効の援用は必要とせず、時効の利益の放棄も認められてはいない。また、督促は時効中断の効果を有し、初回の督促のみがこれに該当することは、既述のとおりである。また、調定は一括調定であることから、納期限までに納付が無い場合においては、督促において時効が中断され、その時点から再度時効の計算が開始されることとなる。一方、時効進行途中における一部返納付は、時効中断の効力を有している。なお、この場合の消滅時効の起算点については、「資力があるにもかかわらず保護を受けたときと解することになる」¹⁴⁷とされている。大田区においては、生活福祉課で既述のとおり不納欠損とならないよう、債務者における返済意思を継続させるべく、ケースワーカーが債務者に負担を強くないような返済計画を協議し、作成し、当該計画に基づき返済を促すべく指導する等、地道な努力によって対応している。なお、分納の場合の債権への充当は、「大田区生活保護事務処理基準」における「収入充当取扱基準」に基づき債務者より同意書を入手した上で措置をする。分割調定ではないことから、消込順位を考慮する必要は存在しない。

5) 結果及び意見

(意見)

①課税課における法定調書等に基づく課税情報には、課税とは無関係な遺族年金等の受給情報は存在しない。これらの受給者においても、福祉との関係につき、課税課との取扱と同様の措置の検討が必要と考える。

¹⁴⁷ 生活保護手帳別冊問答集編集委員会編『生活保護手帳別冊問答集2009』（中央法規出版株式会社、平成21年6月）

②大田区の債権の回収につき、基本的にはケースワーカーによる業務とされている。ケースワーカーの担当する保護世帯としては、国の基準として、1人当たり80世帯が目安とされており、大田区においても、当該基準を目安に、前年7月の被保護世帯数を基準として必要ケースワーカー数を算出しているとのことであった。しかし、昨今の不況により、被保護世帯数は短期間にて増加してきており、ケースワーカーの担当世帯数が90件乃至100件程度と増加しており、限界にきているとのことであった。大田区における財政面における判断もあろうが、一定時点の被保護世帯数を基準とするのみではなく、流動的にケースワーカー数を変動させることのできる方法の検討が望まれる。なお、これら負担の増加に負けることなく、ケースワーカーの地道な努力の継続が大きく期待される。

5. 全体の内容の検討について

ここでは、上記、個別の内容の検討については記していない全体的な問題について記載することとする。

1) 結果及び意見

(結果)

①「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第16条の2等で規定されており、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式(第十六の二関係)」の3の欄外には「備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること」と定められている。担当課に対するヒアリングによれば、ここでいう「決算年度の歳入に係る債権以外の債権」とは、決算年度中に調定された債権を除く債権を意味するとのことである。つまり、決算年度中に調定したが収入されない債権は決算書において収入未済として計上されるため、それを除く未調定の債権を調書には記載せよということを上記別記備考は指示しているとのことである。しかしながら、現在のところ、未調定の債権以外の収入未済の債権についても「財産に関する調書」に記載されているものが散見される。例えば、同和対策資金貸付金、小規模企業緊急資金貸付金は、決算書の収入未済額も「財産に関する調書」決算年度末現在高も同額が計上されており、この規定に則った計上方法になっていない。「財産に関する調書」は他の決算書のデータと連動していないため¹⁴⁸、重複計上があることにより大勢に影響が出るとは考えにくい、総務省基準

¹⁴⁸ この連動ということに関連して、次のような議論がある。地方公共団体で採用されている歳入歳出決算書は、公益法人等であるところの資金収支計算書の相当するものであるが、これと貸借対照表との連動の関係については、出塚清治発言「座談会『公益法人会計基準の改正』をめぐって」加古宜士、川村義則、駒形健一、出塚清治、亀岡保夫、佐竹正幸 JICPA ジャーナル第17巻第3号18頁(平成17年)では、「従来の会計基準とは、予算・決算というものを前提にした計算体系になっています。つまり、公益法人の事業活動の状況というのは、資金の収入と支出の中で表現できると考えてきました。そのため、収支予算を前提とした収支計算書と、財産計算を行う貸借対照表を作ることに関して、複式簿記を適用するということになると、その資金収支である収支計算とすべての財産を計算する貸借対照表というものをリンクしなければならず、リンクするためにストック式の正味財産増減計算書が生まれてきたというのが、従来の会計基準の仕組みになっているわけです。実はこれは1取引2仕訳となっていて、非常にわかりにくいとい

モデルないし総務省改訂モデル方式による財務諸表における債権等の金額の確定方法との関連もあることが予想される。各種規定と整合的に開示書類の作成が行われるよう配慮されたい。

う従来からの批判があった点です。収支計算では、借入金が入収入に計上されたり、減価償却費だとか退職給付引当金の繰入れ等についての非資金項目は支出に計上されないということがあって、財務情報の提供には1つの限界がありました」という発言がある。したがって、公会計においても、「資金収支計算書」「貸借対照表」を連動させるためには旧公益法人会計基準でいうところの「ストック式の正味財産増減計算書」のような調整表や計算書等が必要になり、これが総務省基準モデルでいう「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」といわれるものとなると思われる。詳細については森田祐司「公会計改革と総務省方式改革モデル」公会計改革研究会編『公会計改革』135頁（日本経済新聞社、平成20年2月25日）の「図表5-7 財務書類4表の相互関係（連結）」等参照のこと。

第 1 1 章 用益物権について

1. 概要

新村出編『広辞苑』2883 頁（岩波書店、第 6 版、平成 20 年 1 月）によれば、「用益物権」とは「地上権・永小作権・地役権・^{いりあい}入会権の総称」とある。また、内田貴『民法 I 総則・物権総論』340 頁（東京大学出版局、第 2 版補訂版、平成 12 年 2 月）には、「人が物に対して有する権利である物権には、その典型である所有権、および特殊な物権とされる占有権のほか、所有権の支配権能の一部を内容とする物権がある。所有権は、物の全面的な支配権であって、物を使用収益することができ、また処分を通して交換価値をも支配している。この全面的支配権の一部を分離して権利の対象とすることができれば便利である。これが制限物権であり、使用収益権能を内容とする用益物権と、交換価値の把握を内容とする担保物権がある。（中略）民法が定める用益物権としては、他人の所有する土地の利用に関する 3 種類の物件がある。地上権（265～269 条の 2）、永小作権（270～279 条）、地役権（280～294 条）（以下略）」と説明されており、このうち、民法第 265 条には「地上権者は、他人の土地において工作物又は竹林を所有するため、その土地を使用する権利を有する」と地上権の内容が規定されている。また、明治 37 年 12 月 13 日大審院判決（大審院民事判決録 10・1600）には「地上権者がその工作物を他に移転した場合には、反対の意思表示がない限り、地上権は工作物の所有者と共に新所有者に移転したものと推定すべきである」という判決がある。なお、その他、地代、存続期間等、地上権に関する一般的な規定は、民法第 265 条～第 269 条の 2 に定められている。なお、地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号の定める物権の範囲は「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」とされている。

2. 平成 20 年度の「財産に関する調書」（用益物権）について

平成 20 年度の「財産に関する調書」の「(4) 用益物権」は、以下のように開示されている。

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
地上権	件 0	件 1	件 0	件 1
合計	0	1	0	1

※東京都より譲与

3. 過去 10 年間の残高の推移について

ここ 9 年間（平成 11 年度から平成 19 年度）については、大田区において物権の記載は

なかったが、平成 20 年度においてはじめてその発生が 1 件認められた。

4. 個別の内容の検討について

当該「用益物権」については、20 年度において東京都から譲与を受けて初めて発生した「地上権」である。今回は 19 年度決算を対象とした予備調査の段階で、当該譲与発生の事実が捕捉できなかったため、当初監査の対象としていなかった。しかしながら、平成 22 年 1 月の段階で該当する起案が提出されたので、本件に関する概要のみをここに記すこととする。まちづくり推進部長が経理管理部長に宛てた平成 20 年 12 月 11 日付 20 まで道発第 11598 号「地上権の譲与契約の締結について（依頼）」によれば、公園名は「大森山谷公園」、所在地は「大森中一丁目 5 番 1 号」、面積は「公募 1,325.61 m²（実測 1,339.25 m²）」とされている。本件の経緯としては「都市計画公園大森山谷公園を設置するため、東京都は大同特殊鋼株式会社所有の土地に、地上権を設定した。（昭和 33 年 6 月 2 日契約、地上権設定）昭和 35 年 10 月 10 日東京都から大田区への大森山谷公園の移管に伴い、工作物については区に無償譲与されたが、地上権については、都に残したまま、土地権利を転貸する方法で、区が公園管理者として公園を維持管理してきた。東京都より、適正な財産管理のため、当該地上権を、公園管理者である大田区に無償譲与したい旨、依頼があった。なお、地上権の譲渡について、東京都より大同特殊鋼株式会社には内諾済みである」とされている。その他の詳細については、以下のとおり補足的な外形的分析に留め、限定的な開示形式上のチェックのみを行っている。

5. 全体の内容の検討について

ここでは、全体的な問題について記載することとする。

1) 結果及び意見

（結果）

①「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第 16 条の 2 等で規定されている。すなわち、地方自治法施行規則第 16 条の 2 及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産（4）物権には以下のような m² 単位での開示方法が指示されている。

（4）物権

区分	前年度期末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
地上権	m ²	m ²	m ²
地役権			
鉱業権			
何々			

ところが、平成 20 年度の大田区の「財産に関する調書」では、上記のとおり件数単位の開

示が行われているに留まっている。地方自治法施行規則第 16 条の 2 及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」の物権（地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号）と大田区の示している用益物権とが、何かしらの意味合いにおいて異なる性質のものといえるのかもしれないが、どちらも「地上権」をその対象に含めていることから、その性質が異なるとは考えにくいし、地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号は物権の範囲を「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」としていることから見ると、当該用益物権は物権として表示するのが適当と思われる。ちなみに、第 2 章でも比較検討した足立区において、平成 20 年度の「財産に関する調書」の物権については、

(2) 物権

(単位 m²)

区分	前年度期末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
梅田五丁目第二児童遊園 地役権	274.09	0	274.09
東京都市計画道路事業 補助第 258 号線用地 地上権	1,385.72	0	1,385.72
合計	1,659.81	0	1,659.81

として開示しており、上記、地方自治法施行規則第 16 条の 2 及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産 (4) 物権の方法に則している。また、その他の特別区においては、平成 19 年度の「財産に関する調書」の物権について、物権を件 (口) 数で表示しているところもあったが、それらは「温泉権」(新宿区、目黒区)、「温泉湯口数」(中野区) を対象にしたものであって、地上権について件 (口) 数で表示しているところは、大田区以外発見できなかった。何か特別な理由¹⁴⁹がない限り、地方自治法施行規則第 16 条の 2 及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産 (4) 物権の方法に則して m²単位で開示し、他の地方公共団体との比較可能性を高めるべきである。

¹⁴⁹ 例えば、道路法施行法第 5 条第 1 項に基づく使用貸借による権利は、地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号にいう「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」には当たらないとする最高裁の判決が平成 2 年 10 月 25 日に出ているので、これに相当するような場合には開示の方法を分ける特別な理由があるといえる。

第12章 結語

1. 各章の結果及び意見の集計について

ここでは最後に各章の結果及び意見を集計してみた。以下のとおりである。

(単位：件)

章	タイトル	結果	意見	問題なし
3	土地及び建物について	16	21	1
4	無体財産権について	0	3	0
5	有価証券について	3	4	0
6	出資による権利について	2	14	1
7	物品について	21	19	3
8	債権について	7	14	1
9	基金について	3	11	6
10	収入未済額について	8	12	0
11	用益物権について	1	0	0
	合計	61	98	12

なお、各章には「個別の内容の検討について」と「全体の内容の検討について」があるが、例えば、「個別の内容の検討について」において（意見）として、『『全体の内容の検討について』の（意見）参照のこと』等の記載をしている個所もある。このような場合、内容的には重複になるが、上記の表において別個にカウントしている。

2. 結語

昨年度の監査においても記しているが、結語として、地方自治法第252条の37第1項が示した包括外部監査人の使命を、あらためて記すこととする。その使命とは、「第2条第14項および第15項の規定の趣旨を達成するため」、監査を行うことにあると考える。ここで、再度、この条文を読んでもみると、地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、地方自治法第2条第15項には「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とある。とくに、第14項については、次のように解説¹⁵⁰されている。「第十四項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠す

¹⁵⁰ 松本英昭『新版逐条地方自治法』55頁（学陽書房、第4次改訂版、平成19年3月）。なお、この点に関連して、同書58頁には次のようにある。「第十四項の運用については、経費を切りつめる視点だけでなく、積極的に各種事業の効果について検討、評価をするとともに、それに基づいて事務事業の見直し、重点化等に不断に努めていくことが求められる。最近、このような政策評価、行政評価の重要性が夙に認識され、その体系、手法等の開発、普及が図られている。近年においては、国又は地方公共団体が実施する必要性

べき指針である。住民の福祉を増進することは、そもそも地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、これに務めなければならないのはいうまでもないことである。同時に、地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。すなわち、『最少の経費で最大の効果を挙げる』ことが常に強く要請される。本項はこの面での地方自治運営の基本原則を規定したものである」。

ところで、今回のテーマ「資産の管理」に関していえば、高橋秀夫『地方公共団体公有財産管理実務必携』（大成出版社、平成20年2月）の序において、著者である高橋氏は「地方公共団体の財務は、現金（歳計現金）と財産（公有財産）の適正かつ効率的な管理運用を究極の目標とし、その実現に向け地方自治法を始め多くの規定が設けられている。しかし歳計現金以外の財産の管理に関しては、一般にその取扱いが軽視される傾向にあり、管理運営上適正を欠く事例が少なくないのが実情である。財産は現金が形を変えたものであり、その管理が十分でないときは、公金の追加支出となるなど、地方公共団体の財政上少なからぬ損失を招く結果となるもので、財産の管理を現金の取り扱いよりも軽く、または粗略に考える慣習は、速やかに改めねばならない」としており、高橋氏は「財産の管理を現金の取り扱いよりも軽く、または粗略に考える慣習」があるとの認識に立っている。では、なぜそのような「慣習」が生まれてしまったのであろうか。

その理由の1つとして、いわゆる予算主義あるいは単年度主義といった官公庁に特有な制度上の問題に関連して、従来、資産の評価が公会計制度上必ずしも求められてこなかったことが挙げられる。このことが、この「慣習」を生んだ1つの大きな要因になっていると、われわれは考えている。従来、官公庁等の公的セクターにとっては、「利潤を確定」¹⁵¹す

が減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を公的な分野に拡大し、行政の組織及び運営の簡素化と合理化を図るということが指向されている。平成十八年に制定された『簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律』（平十八法四七。行革推進法）における基本理念（同法二）においてもそうしたことが掲げられており、同時に、行政機関等と民間事業者との競争入札を実施し、価格と質の両面で優れた主体に公共サービスの提供を委ねようとする『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』（平十八法五一。公共サービス改革法。市場化テスト法）が制定された。また、総務省は、平成十八年八月、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（新地方行革指針）を策定し、通知した（次官通知）。

¹⁵¹ 神野直彦「公会計改革の視点」公会計改革研究会『公会計改革』16頁～18頁（日本経済新聞社、平成20年2月）には、次のようにある。『『公会計改革』とは企業の財務会計で導入されている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書などの決算書を公会計でも導入することを意味している。つまり、これまでの予算に対応した決算とは別に、企業会計における財務諸表を政府も作成することが、『公会計改革』と呼ばれている。それは予算の決定通りに執行されたかどうかをチェックする現金主義に基づく決算書に加えて、発生主義に基づく決算書を作成することだといってもよい。発生主義に基づいて政府が作成した貸借対照表や行政コスト計算書などの決算書と、現金主義に基づく決算書との決定的な相違は、減価償却の有無にある。（中略）このように企業の財務会計では発生主義を採用し、減価償却を実施するのは、利潤を確定することある。しかし、政府は中央政府であれ、地方政府であれ、利潤を確定する必要はない。政府は利潤を追求する経済主体ではなく、『お金儲けをしてはいけない』経済主体だからである。したがって、政府という経済主体では、発生主義を導入して利潤を確定することには意味がないといってよい。政府は市場原理ではなく、予算原理で包摂されているからである。それにもかかわらず現金主義では財政状況が的確に把握できず、公会計に発生主義を導入すべきだと主張される背景には、政府機能の拡大に伴い租税という市場を通さない収入だけでなく、市場を通じた収入が増加していることがある。一つは公債という金融市場からの収入の拡大がある。もう一つは企業の活動が増加し、市場を通じた料金などの企業の収入が拡大したことである。既に述べたように、公共サービスも市場を通じた供給が増加する。このように政

るのであるとか、「投下資本の回収」¹⁵²するといった概念は、必要がないと思われてきた。このため、「利潤を確定」する、あるいは、「投下資本を回収」するために必要な、資本財の減耗部分の把握、すなわち、資産の評価の実行によって行われる減価償却等の実行は、必要ないと考えられてきたのである。このことが、減価償却等を含めたうえでの総コストによる公共サービス費用の把握を阻害し、総コストの算出から導き出される事業の効率化の分析等を妨げるという弊害を生んだともいえる。とくに、資産に関していえば、各年度決算において資産の評価を厳しく行わないことが、間接的に資産の管理を粗略に考える「慣習」を醸成してきてしまった点があることは否定できないであろう。実際、今回の監査においても、例えば、土地及び建物の中には長期間有効活用されなかった土地等が散見され、物品の中には活用の頻度が極めて低いもの、遊休状態といえるもの、所在不明と考えられるもの等が存在し、また、債権あるいは収入未済額の中には企業会計であれば、貸倒引当金や貸倒損失の設定対象として認識しなければならないものが存在した。さらに、有価証券の中には投資先の財政状態を鑑みるに、評価損の計上を認識することが妥当と思われるものが存在した。これらのものは、資産の評価が適切に行われ、それらの減耗部分、償却部分、評価損部分等が、公共サービスの費用の一部であるという認識を持ち、その状況が発生した過年度の決算において適時に把握していれば、あるいは、政策の意思決定にも影響を及ぼしたものがあるのかもしれない。しかしながら、現状において、不適切な評価損あるいは不納欠損等の計上処理は、管理の不徹底等という意味において処罰や行政訴訟の対象となること等の理由により、その評価損の把握ないし認識がタイムリーに行われないことが多い傾向にある。現状の官公庁の制度においては、そのような資産の評価を適時に把握しようというインセンティブが働かないばかりか、決算制度上の開示義務も企業会計に比べると甘く、また、フロー情報とストック情報の連動もない（複式簿記が採用されていない）ものとなっているのである。これでは、上記「慣習」が醸成されてしまったとしても仕方がない面があるといえよう。この点に関しては、このような「慣習」を改めるような内部統制の構築、あるいは、これらの制度上の不備を補完する「公会計制度改革」の着実な導入を願うものである。

ところで、このような「資産の評価」に関連し、若干気になるのは、この問題から不可避的に生じてくる、減耗部分、償却部分、評価損部分等の扱いについてである。具体的に

府という経済主体が市場に包摂されるようになったことが、発生主義会計の導入を正当化する背景となる」としている。

¹⁵² 出塚清治発言「座談会『公益法人会計基準の改正』をめぐる」加古宜士、川村義則、駒形健一、出塚清治、亀岡保夫、佐竹正幸 JICPA ジャーナル第17巻第3号17頁（平成17年）には次のようにある。「資産の評価については、従来の基準では、『取得原価又はこの価額から相当の評価減を控除した額』というふうに評価の原則を定めていた程度の内容でした。（中略）例えば、減価償却資産は当然必要なんですが、当時、収支計算をする公益法人にとって、投下資本の回収計算だとか減価償却費という費用計算は、損益を目的としない公益法人にとって必要か否かという議論がありまして、その当時、公益法人が行っている実態を調べていただいたところ減価償却を実施している法人が約半数あった。そういったことから強制するのはやめようということで、減価償却を実施するか否かについては当該公益法人にまかせたといういきさつがあります。しかし改正公益法人会計基準では、資産の評価について減価償却を強制するのは当然ですし、特に有価証券についての…（以下略）」。

は、第6章の4.(B)4)等に記したとおり、有価証券や出資による権利、あるいは、債権や収入未済額といった支出の相手先が特定できる各財産について、資産としての価値が減じたとして、評価損や不納欠損等の処理をした場合、現行の法的形式においては単に評価損等を計上すれば足りるとの解釈になっていると思われるが、経済的実質を考えると地方自治法第232条の2に規定されている「寄附又は補助」あるいは「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和39年4月1日条例第6号)の適用対象となる可能性が高い¹⁵³のではないかと、という問題があると考え。例えば、第6章の4.(B)4)の出えん金の償却の問題については、担当課から、「この旧財団が解散し、残余財産となった時点で『出資による権利』は消滅したと考えるとすれば、普通財産という位置づけもなくなり、『財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例』の適用の余地はなくなります」という東京都の処理を擁護する意見(大田区はこのような処理は行っていない)も頂戴しているが、本文でも記したとおり、では、仮に当初から内部的には解散等の予定がある財団等へ出えんした場合にも、単にその出えん金は「消滅した」と捉えていいかについては疑問が残る¹⁵⁴。現在は、従来の公会計制度の不十分性が認識され、公会計制度改革が実行されようとしている状況、すなわち、神野直彦氏の言葉を借りれば、公的セクターという「経済主体が市場に包摂されるようになった」昨今の状況に鑑みると、このような傾向には拍車がかかっている状況にあると思われる。そして、そもそも「会計の目的が財務諸表利用者の経済的意思決定を合理的に導くこと」にあると考えると、法的形式ではなく経済的実質に着目した手続きや処理を取り入れていくべきことも検討すべき状況にあるのではないかと考え¹⁵⁵、

¹⁵³ この考え方は、例えば、法人税法第37条に強く出ている。法人税法第37条第7項には次のように、寄附の範囲が示されており、形式に留まらず経済的利益の供与もその範囲に含めている。「前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする」。

¹⁵⁴ また、債権や収入未済額については、もし安易に不納欠損処理が行われたとすると、その場合にも同様の問題が生じる虞があると考え、このような場合には、そもそも地方自体体に対する損害賠償責任の追及の対象になるはずであるから、「寄附又は補助」の発生の余地はないのかもしれないが、とくに私債権に相当するもの場合には、法律上の不能欠損に相当するものか否かについては、その判断が非常に難しいものとなっている。

¹⁵⁵ 会計上の法的形式と経済的実質の考え方については、例えば、日本公認会計士協会監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上について監査上の取扱い」(昭和52年8月8日)がよくまとまっている。地方公共団体の行う決算の問題には直接関係ないかもしれないが、会計というものが捉えようとしているものに対する考え方としては同じであるので、ここに引用する。「関係会社間の土地・設備等の売買に伴い売却益を計上した場合において、その取引自体の真实性、妥当性などの吟味は、関係会社間で行われる通常の取引、すなわち、仕入、売上の場合と実質的に異なるところはない。しかしながら、土地・設備等は、貨幣価値の低落等によって著しく時価と乖離した帳簿価格が付されているものもあるので、利益操作に利用される場合もないではない。例えば、関係会社に土地・設備等を譲渡して利益を捻出した後、当該資産を正当な理由なく買戻したような場合は、形式上売買契約など法律上の要件が満たされた取引であっても、会計的には、固定資産について評価益の計上が行われたと同一の結果を招くことになり、妥当な処理とは認め難い」としたうえで、こう総括している。「法的権利義務の変動がしばしば経済的変動と符号すること及び法的形式の相違により取引を識別することが比較的容易であるため、会計上の取引を法的形式の相違から仕訳することが実務上広く行われていることも事実である。しかし、会

われわれは各所でそのような意見を出している。

さらに、もし、これらのものが「寄附又は補助」あるいは「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に該当する場合には、「公益性の判断」という厄介な問題が介在してくる。地方自治法第 232 条の 2 の規定する「公益上必要がある場合」の解釈¹⁵⁶については、昭和 28 年 6 月 29 日の行政実例では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とあり、また、「公益上必要」の判断基準については、過去の重要判決において「特定の事業について補助金を交付する際の、地方公共団体の長の公益上の必要性判断に係る裁量権の逸脱・濫用の有無は、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助対象事業の目的、性質及び状況、地方公共団体の財政規模・状況、議会の対応、地方財政に関する諸規範など諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」（広島高裁判決平成 13 年 5 月 29 日、判例時報 1756・66）〈日韓高速船補助金住民訴訟控訴審〉と判事されている。問題は、地方自治法第 232 条の 2 の「寄附又は補助」と「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 6 号）の「公益上必要」等¹⁵⁷が各制度

計の目的が財務諸表利用者の経済的意思決定を合理的に導くことである以上、この目的に照らして法的形式よりは経済的実質が財務諸表に反映されなければならないことは当然である。したがって、法的形式によって会計処理を行うことは、それが経済的意義を適切に表している場合に認められるものであって、経済的実質から乖離し、財務諸表の利用者に誤解を与える場合には、本来の立場である経済的実質に立脚して取引を認識しなければならない。

¹⁵⁶ なお、当該条文の解釈に関連して、松本英昭『新版逐条地方自治法』766 頁（学陽書房、第 4 次改訂版、平成 19 年 3 月）には、地方財政再建促進特別措置法（以下、再建法）を準用している地方公共団体又は歳入欠陥を生じたいわゆる赤字地方公共団体が行う、他の地方公共団体等への寄附等の制限（再建法第 22 条第 2 項参照）、あるいは、当分の間、地方公共団体が行う、国、政令で定める独立行政法人若しくは国立大学法人又は公庫、各道路株式会社、日本郵政公社等への寄附等の制限（再建法第 24 条、再建令第 12 条の 2。第 12 条の 3 参照）が記載されており、それに続けて、「これらの寄附、負担金等の制限には、出資金、貸付金、委託費は該当しない」としている。これを読む限りにおいては、これら制限のある場合に関しては、「出資金、貸付金、委託費」での支出は行い得て、寄附又は補助に該当しないという解釈をとっているようである。しかし、この解釈がそれ以外の一般的な考えたかにまで及ぶと解しているかについては定かではない。

¹⁵⁷ この点、例えば、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 6 号）における「譲与、無償貸付等」の場合の「公益性の判断」は以下のように示されている。

号	第 3 条（普通財産の譲与又は減額譲渡）	第 4 条（普通財産の無償貸付又は減額貸付）	第 7 条（物品の譲与又は減額譲渡）	第 8 条（物品の無償貸付又は減額貸付）
1	国又は公法人が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、国又は公法人に譲与するとき。	国又は公法人が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。	公益上の必要に基づき、国又は公法人又は私人に物品を譲渡するとき。	物品は、公益上必要があるときには、国又は公法人又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

間において整合的でなければならないことである。なぜなら、「公益性の判断」をめぐる、制度上の不整合な部分等の陥穽を突いて、当該制度が私的に利用される虞がないとも限らないからである。

いずれにしても、今回の「資産の管理」というテーマについては、地方公共団体にとっては古くて新しいテーマであるが、「資産の評価」「公会計制度改革」「経済的実質」といった会計面からのアプローチの強化によって、大田区においても資産の管理方法等に新しい見方が生まれてくる可能性があり、これにより「最少の経費で最大の効果」といった地方

2	<p>公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与するとき。</p>	<p>天災地変その他不可抗力によって、貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めたとき。</p>	<p>公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。</p>	
3	<p>公用又は公共用に供する公有財産の用途に代るべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与するとき。</p>	<p>その他区長が特に必要があると認めたとき。</p>		

なお、第5条は「前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合及び普通財産を貸し付け以外の方法により使用させる場合について準用する」とされている。その一方、委託料における「公益性の判断」は、「区長が指定する委託契約について」（平成4年3月30日訓令甲第6号、最終改正20年4月1日第25号）の第2号「営利を目的としない団体又は個人」あるいは第8号の規定適用の指標として、「契約事務の手引」（大田区経営管理部経理管財課10頁）に示されている「ウ 営利を目的としない公共的団体又は個人」とされており、若干の差がある。また、公益法人制度改革によって、考えられている「公益」の概念¹⁵⁷との整合性など、「公益性の判断」が時代によって変わってきている状況においてなお、その制度規定の内容や解釈は合理的なものなのか疑問である。

自治法第2条第14項のいう効率化の実現がより強く行われることを切に願って本報告書の結語としたい。

以上